

苦小牧駒澤大学紀要

第6号

「勇弘会所」の復元をめぐる	杉山四郎	1
山梨県立図書館、甲州文庫所蔵「 <small>鞆</small> 亜墨利加紀行 乾」	立川章次	19
所謂御伽草子「浦島太郎」流布本IC系統について — 石川透氏の絵巻筆者の説をうけて —	林晃平	71



オーストラリアの言語教育政策の歴史的展開 — 英語以外の言語の教育に視点を当てて —	青木麻衣子	(1)
アスパルガズの症候群： 危険な無秩序または誤解された病気？	ロバート・カール・オルソン	(23)
財務業績計算書について	川島和浩	(41)
ヨーロッパの未来と多文化の共存 — ドイツを中心として —	永石啓高・長倉誠一	(63)
クーデタと司法権 — フィジー控訴裁判所判決 (01/03/2001) の批判的検討 —	東裕	(93)
アメリカ合衆国におけるアジア系アメリカ人： アジア系移民の苦闘と功績	村井泰廣	(115)
急加速する「情報軍事革命」 — 我が国の対応 —	室本弘道	(145)

苦小牧駒澤大学

2001年9月

苫小牧駒澤大学紀要第六号（二〇〇一年九月二十八日発行）
Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol. 6, 28 September 2001

「勇払会所」の復元をめぐる

A Dispute About the Restoration of “Yufutsu Kaisho”

杉山 四郎
Shiro SUGIYAMA

キーワード：千人同心 勇払会所 アイヌ民族 勇払

要旨

「勇払会所」改め「勇武津資料館」が、今年四月一日（日）、勇払地区にオープンした。この建物をオープンさせるまでに、復元をめぐる、苫小牧市・勇払地区住民・ウタリ協会苫小牧支部の間で幾度か話し合いがおこなわれている。その過程を跡付けてみるだけでも、アイヌ民族が抱えている問題の一端を垣間見ることができ、多民族、したがって多文化が混在する日本社会を再確認する、よい機会となった。

二〇〇〇（平成十二）年を迎えた。一月二六日（水曜日）付の北海道新聞（夕刊）に、「千人同心移住200年勇払で1年かけ記念祭」という見出しの記事が載った（イラスト入り）。全文を再掲する。

一八〇〇年（寛政十二年）に八王子千人同心が北方警備のため苫小牧市勇払に移住したことを記念し、今年一年をかけて「勇払『悠久二百年祭』」記念事業が行われる。同祭実行委員会（木村聡委員長）が記念誌を発行するほか、十一月には記念式典を開き、先人の苦勞をしのびつつ、新世紀に向けた勇払地区の発展を誓い合う。同実行委は勇払自治会、パルプ町内会など七団体で構成。記念事業の一環として、勇払地区で例年行われている勇払マリナー祭り、納涼大会、開拓先駆者慰霊祭などの年間行事に支援金を出し、二百年の節目の年を盛り上げる。また、八王子千人同心の移住から現在までの歴史をつづる記念誌は、約四百五十頁、印刷部数二千部ほどを予定しており、早ければ八月ごろに完成する見込み。十一月三―五日には悠久二百年祭式典を開き、祝賀会やステージ発表が行われる。木村委員長は「歴史的史実を後生に伝える絶好の機会として、心に残るイベントをつくり上げていきたい。さらに、二百年祭をきっかけとして勇払地区の地域振興を図ることができれば」と期待を込めている。

七団体で構成する勇払「悠久二百年祭」実行委員会が、記念誌を発行し様々なイベントをおこない、そしてそのエネルギーを今後の地区の発展に結びつけようとしている、という記事である、

へなるほど、今年は二〇〇年目だものな〜と思うと同時に、急に気になり出したことがある。それは、三年前に二枚の北海道新聞の記事を読んだことに始まる。

杉山四郎 「勇弘会所」の復元をめぐる

一九九七（平成九）年三月二三日（日曜日）、シリーズ「新ふるさと物語」に「勇弘史跡公園」が取り上げられた（写真入り）。見出しは「開拓の苦闘刻み 新名所に再生へ」である。何力所か抜き出してみる。

といつても、公園は、隊士らの墓碑十八基の周囲に立ち木が並ぶ質素なもの。これを大規模に改修し、市民が憩える本格的な史跡公園を整備する苦小牧市教委の事業が一九九七年度から始まる。

初年度は墓碑を覆っている屋根と、墓碑の台座の修復などを行い、その後二〇〇〇年までに約五億六千万円をかけ、駐車場や樹木を整備、江戸時代の交易拠点「勇弘会所」を復元した展示施設も建設し、歴史公園とする計画だ。

歴史公園が完成する二〇〇〇年は、八王子千人隊が入植してから二百周年にあたることから、「記念行事を」と、実行委員会が近く



造成された「勇弘開拓史跡公園」



整備された 18 基の墓碑群

正式に発足する。

先住民のアイヌ民族の歴史があるため、式典のタイトルに「開基」の二文字を使用するかどうか、関係者が今後話し合うという。「八王子千人隊は、地元のアイヌ民族を迫害しなかったと聞いています。勇払の歴史を語る上で、これが何よりうれしい」と木津さんはほほえんでいる。

これら四カ所から学んだことが幾点かある。「勇払開拓史跡公園」の造成が一九九七（平成九）年から始まるということ。「勇払会所」を復元した展示施設も建設するということ。完成年度の二〇〇〇年に「記念行事」をするため実行委員会を発足させるということ。「開基」の二文字をどうするかということ。蝦夷地千人同心隊は地元のアイヌ民族を迫害しなかったということ、などである。約五億六千万円の経費と四年の歳月をかけるこの公園造成に、私も期待した。

ところが、八カ月後の十一月六日（木曜日）、「勇払会所は圧制の象徴 市に復元反対要望」という見出しの記事が載った（夕刊）。何カ所か抜き出してみる。

「苦小牧」苦小牧市が市内勇払地区に「勇払ふるさと公園」（仮称）の目玉の一つとして、江戸時代に入植した八王子千人同心の拠点「勇払会所」を復元しようと計画していることについて、道ウタリ協会苦小牧支部（佐々木義春支部長）は「和人による圧制の象徴」として反対の要望書を五日までに市に提出した。市は整備内容を再検討する方針だが、復元を望む地元住民の声は強く、曲折が予想される。

同支部の要望書によると、同会所に所属した八王子千人同心がアイヌ民族の漁業を規制したために集落が衰退したと説明。佐々木支部長は「会所は差別と弾圧のシンボル。道内には約八十カ所あったが、歴史的役割を配慮して復元している自治体はない」と強調している。

これに対し、鳥越忠行市長は「勇払会所の名称変更を含め、構想を見直したい」と言い、今月末までに同支部に文書で回答する方針だ。一方、地元町内会などは「名称はともかく、会所は苦小牧の数少ない歴史的建造物。何らかの形で特徴を残した建物を」と言い、今後、同支部に話し合いを申し入れるなどして理解を求めていく考えだ。

これら三カ所から学んだことは次のとおりである、道ウタリ協会苦小牧支部（会員二三〇名）が「勇払会所」は和人による圧制の象徴だとし、かつ、同会所に所属した蝦夷地千人同心隊がアイヌ民族の漁業を規制したため集落が衰退したと指摘したこと。市は同支部に文書で回答する方針であり、また、地元町内会なども話し合いを申し入れるなどの行動をとるとしたこと、などである。

蝦夷地千人同心隊は地元アイヌ民族を迫害しなかった、などの文言を鵜呑みにし、安心し、「勇払会所」建設を含めた公園造成に期待をかけていた私は「ヘドキッ」とした。〈苦小牧地域に住んでるわけでもなく、歴史を調べ



市民会館敷地内に建つ「勇払千人同心」像

たこともないからわからなかった」と内心弁解してみたが、恥ずかしい限りであった。即、「要望書」、そして「回答」書を手に入れ読んでみたいと思ったが、思うだけであった。

そして、二年一カ月後の一九九九（平成十一）年十二月七日（火曜日）、今度は「『勇払会所』呼称残して」の見出しで、地元七団体が市に要望書を提出した、という記事が同新聞に載った（地方版「苫小牧」、イラスト入り）。二カ所抜き出してみる。

来年十一月に同祭を計画している同実行委は①史実にある呼称で、地域にも親しまれてきた②史跡保存の教育的見地からも残す必要がある——などの理由を挙げ、「正式名称は無理でも、せめて愛称を」と要望した。

大下勲助役は「市としては名称にはこだわらないが、強引に押し通すということにはならない」と答え、さらに関係者と話し合いを続けていく考えを示した。

「『正式名称は無理でも、せめて愛称を』と要望した」とあるが、四年目を目前にして、地元七団体が市に圧力をかけたということだ。市はどうするつもりか……。

新しい年（二〇〇〇年）を迎えた途端、これらの新聞記事の記憶はかなり薄れてしまっていた。そこに、冒頭の記事が目飛び込んで来たのである。急に気になり出したことは、市は支部の「要望書」を受け取った後、話し合い、どのような「回答書」を作成し渡したのかということ。また地元町内会は支部に話し合いの申し入れをし、場を設定し、どのような論理を展開したのかということ。そしてそれらを受けて、支部がどういう見解を示したの

か、などである。さらに、地元七団体（勇払悠久二百年祭実行委員会）の行動を、市や支部がどう受け止めたか、などである。冒頭の記事を読み直してみると、「勇払会所」に一言もふれていないことに気づく。三者の遣り取りは平行線のまま来たということなのか。完成年度にもかかわらず、難しい局面を迎えているのかも知れない、などである。

三月中旬、支部事務局長の沢田一憲さんに話しかける機会を得た。私は不躰ながら、「要望書」・「回答書」の閲覧を希望した。沢田さんは承知され、一週間後コピーをくださった。『要望書』のコピーです。『回答書』は今手元にありますので、私たちの会議の議事録のコピーで了解してください。」とおっしゃって。北海道の歴史をどうとらえるかにも通じるわけで、私にとって勉強する絶好の機会ととらえた。帰宅後、一字一句、慎重に読み進めた。

「勇払会所の復元について」と題する「要望書」の全文は、次のとおりである（日付は「平成9年9月8日」、提出先は「苫小牧市長 鳥越忠行様」）。

要旨 本年は、私たちの永年の願いであった新法が制定され、新たな出発をする年となり、我ら同胞一同決意を新たにいたしているところであり、ご承知のように、北海道はかつてアイヌモシリ、すなわちアイヌの大地といわれ、我ら民族の領土でありました。しかるに、15世紀以降和人の蝦夷地渡来が多くなり、特に徳川幕藩体制下においては、幕府と松前藩の侵略と支配が強化されました。15世紀半ばのコシヤマインの蜂起や17世紀後半のシャクシャインの戦い、さらに18世紀後半のクナシリ・メナシの蜂起などは、松前藩のアイヌ民族支配強化にたいするわが民族のやむにやまれぬ戦いでした。その背景には、松前藩が場所請負制をとり、

場所を商人が経営するようになると、一層アイヌ民族にたいして漁場への強制連行や酷使などにより、人口は減少し民族は衰亡の危機にたたされたのであります。／その中心になったのが運上屋と呼ばれる場所経営の拠点であり、ここはわが民族を強制連行し強制労働に服させたところであり、この運上屋は19世紀はじめ蝦夷地を幕府が直領以後は会所と呼ばれることになりました。いづれにしても運上屋・会所は、アイヌ民族にたいする強制連行と強制労働などの拠点であり、その惨状はしばしば松浦武四郎の著作などに記録されているところであります。／さて、18世紀はじめ白糠会所と勇払会所に所属した八王子千人同心とその子弟は、蝦夷地警護を主任務として滞在しましたが、勇払会所詰合役人高橋次太夫と河西祐助（八王子千人同心組頭見習）は、イサリ川の鮭漁のウラエを没収したため、下流のツイシカリ（江別）のアイヌは訴訟を起こしたが長く聞き入れられず、ついにツイシカリの大きなコタンは衰退してしまつたのであります。このことは、高倉新一郎北大名誉教授をはじめ、多くの方々が著作に書いており、河西らの行為が、勇払会所の役人という立場で、アイヌ民族衰退の一因を作つたことは、紛れもなく史実に明らかであります。／また、運上屋（会所）は道内に80数か所あつたといわれますが、現存するのは旧下ヨイチ運上屋だけであり、これは建物が残つていたためであります。『文化財シリーズⅡ』北海道教育委員会発行）運上屋・会所の歴史的役割を知れば、復元などを行う市町村はありません。／以上のような観点から、当局が計画している勇払会所の復元は、和人によるアイヌ民族圧制の象徴的建造物の復元であり、私たちは決して容認できるものではありません。この点をご賢察され、慎重に検討されますようお願いいたします。

勇払会所復元反対の理由を、同会所が「和人によるアイヌ民族圧制の象徴的建造物」であることに求めている。

その根拠として松浦武四郎の著作などに記述がある、とする。この論述は一般論としても肯首できるが、特に四つ目の段落は、私にとつて驚きであった。「勇払会所詰合役人高橋次太夫と河西祐助……は、イサリ川の鮭漁のウラエを没収したため、下流のツイシカリ……のアイヌは訴訟を起こしたが長く聞き入れられず、ついにツイシカリの大きなコタンは衰退してしまつた……」とする箇所である。その根拠として高倉新一郎の著作などに記述がある、とする。驚くのは、不勉強な私だけかも知れない。それにしても衝撃であつた。〈河西祐助とその妻梅を、市は特別扱いしているわけだし……〉。

これに対し、市はどのように「回答」したのか。次のようである（日付は不明）。

勇払史跡公園整備事業は、勇払自治会はじめ地域住民の強い要望を受け、市制50周年記念事業に一環として取り組むものであります。ここに建築する建物のイメージや施設内容については、関係者の方々の意見を十分に聞いて検討してまいります。／また、勇払会所という名称については、貴支部から歴史的な経緯を踏まえ、慎重に検討するよう要望を受けておりますことから、史実を調査検討したうえ、名称の見直しについて考えてまいります。／

「建物のイメージや施設内容については、関係者の方々の意見を十分聞いて検討」と、また、「勇払会所という名称については、……史実を調査検討したうえ」と記す。しかし、高倉新一郎の著作などに記述がある以上、「河西らの行為が、……アイヌ民族衰退の一因を作つたことを」覆すことは至難であろう。支部のいうとおり、「名称の見直し」は必ずではないか。予想したとおり、市は難しい局面を迎えているといえそうだ。

五月下旬、現支部長の小石川和広さんに、短時間であったが、お話を伺うことができた。「木村聰さん（市議員・勇払自治会会長）と話し合ったのは、昨（一九九九）年の今頃でした。なぜ会所の名称を使わせてくれないのか、という問いに対し、会所が圧制の象徴であること、和人が勇払に入る以前、すでにアイヌ民族の長い歴史があるわけで、それをきちんと踏まえて欲しいし、それを意識した諸行事を組んで欲しいと説明したわけです。そうであるなら、イベント開催の際、要請があれば参加してもよい、と思っっているんです。市役所については、使わない方向であるということなので、そう信じています。」ということであった。両者との遣り取りはこれ以上進展していないようで、今は静観ということらしい。

七月中旬、小石川さんが、「文面は前回と同じですが、市長宛にもう一度文書を出すことにしました。」と話されて、「勇払会所の復元について」と題する要望書のコピーをくださった（日付は「7月13日」）。前回の提出から二年十カ月、念押しということなのだろう。これで、市はどう動くか、である。

八月五日（土曜日）から、苫小牧市・苫小牧市教育委員会が主催する「第四四回特別展 八王子千人同心と幕末の勇武津」が始まった。苫小牧市博物館・埋蔵文化財調査センター開館十五周年を記念する事業としても取り組まれ、位置づけは大きいといえる（九月三日（日曜日）まで）。北海道大学はじめ全国各地の図書館・郷土館・神社だけでなく、八王子市（東京都）・深浦町（青森県）・象潟町（秋田県）・個人の協力も得た「特別展」であった。私が出向いたのは八月中旬の昼頃であるが、見学者は少なかつたものの、途切れることなく続いていた。また、その足で「勇払会所」復元現場にも出向いてみた。建設の真最中で、外装がほぼでき上がり、前庭の整備と内装に取りかかっていた。

市が正式名称を決定し、新聞（北海道新聞）紙上に発表したのは、開催初日から四日後の八月八日（火曜日）で

ある。見出しは「『勇武津資料館』に決まる」で、中見出しで次のように記す。

道ウタリ協会苫小牧支部が「和人による圧制の象徴」として苫小牧市が建設中の多目的施設「勇払会所」（仮称）の名称再検討を求めていた問題で、市は七日、施設名を「勇武津（ゆうぶつ）資料館」に決めた。地元・勇払地区からは「地域に親しまれた史実通りの名を残してほしい」などの要望が挙がっていたが、市は最終的に「歴史的背景を考慮した」と説明している。

特別展のタイトルを「……幕末の勇武津」としたことと関連するのだろう。「歴史的背景を考慮した」ということだが、適当な名称を付けたものだ。記事の最後の、勇払悠久二百年祭実行委員会の明村亨事務局長が「歴史的にみても勇武津というのは妥当かもしれないと話している」ことから、これで名称の件は落着いたといつてよい。今、「名称の件は」といったのは、もうひとつ、「勇武津資料館」の展示内容の問題が残っているからである。「和人が勇払に入る以前、すでにアイヌ民族の長い歴史があり、かつ、共存・葛藤かつとつの歴史が、その後長く続いたわけだから。この問題も解決することで、将来に向けた見晴ぼえのする「資料館」になるということである。

二〇〇一（平成十三）年となった。一月二一日（日曜日）付の北海道新聞に、勇武津資料館が四月一日にオープンすると報じられた（カラー写真入り）。また四月二日（月曜日）には、同新聞に「新名所の誕生 華やかに 入植時の暮らしを再現」の見出しで、オープンしたことが報じられた（カラー写真入り）。中見出しは次のようである。

苦小牧発展の礎を築いた勇払地区の歴史を紹介する「勇武津（ゆうぶつ）資料館」が一日、同市勇払のふるさと公園にオープンした。地域住民ら約百五十人が参加して記念式典を行ない、新名所の誕生を祝った。

市・地区ともに力を入れた施設のオープンである。「約百五十人が参加して」祝ったことが、それを物語っている。この日のオープンは知っていたわけだが、避けられない私用のため、出向くことができなかった。

私が出向いたのは、この月の中旬である。天気の良い日曜日で、家族づれが幾組も入館していた。入口に置かれている印刷物は三種類である。いずれも市教育委員会発行で、「幕末から明治初年の勇払」は勇払地区全体の歴史を紹介し、「郷土の歴史を学ぶ勇武津資料館」は資料館の展示内容を紹介し、「勇武津資料館資料リスト」は資料展示室・多目的研修室に展示されている資料を種別・所蔵・備考と合わせて紹介している。「勇武津資料館」に記された紹介文をここに



完成した「勇武津資料館」



造成された「勇払ふるさと公園」
と設置された「案内図」板

転載してみる。

北前船の船路が開設されていた勇武津は、江戸時代を通じてこの地方の中心でした。産物の交易地として、また日本海岸と太平洋岸を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。勇武津資料館は、江戸時代後期から明治初年にかけての勇払における人々の暮らしと交易のあり方を現存する資料や体験学習等を通じて楽しく学ぶ場所です。

「江戸時代後期から明治初年にかけての……人々の暮らしと交易のあり方を……楽しく学ぶ場所」ということである。

入口左側は広々とした資料展示室になっていて、板の間、奥座敷とも江戸時代後期(?)の生活が再現されている。欄間は勇武津場所・会所の絵などのカラーコピーで飾られている。上がって見るとも許されている空間である。右側奥の多目的研修室は、中央に展示ケースが置かれ、弁天貝塚資料・勇武津場所資料(アイヌ民族資料を含む)・蝦夷闊境輿地全図が収められている。出入口側の壁は固定ケースとなっていて、八王子千人同心・勇武津場所・三角測量勇払基点・北前船の各資料が説明文とともに掲示されている。大半は、昨年夏の「第四四回特別展」に展示されたものであった。いずれも貴重で、また多くの人々の目にふれる機会が与えられたことを喜ぶ。

さて、「和人が勇払に入る以前、すでにアイヌ民族の長い歴史があ」ったという事実をふまえているか、という件である。勇武津場所資料の展示に見られるように、アイヌ民族関係のものが収められている。ただし、どこで出土した(使用されていた)ものかは明示されていない。勇払で、かと思うが不十分である。アイヌ民族がこの地にい

たということをイメージさせようとの意図か。残念に思う。また、この地におけるアイヌ民族の動き・和人とのかわり（葛藤）を知りたく、メモを取りながら説明文を読んでいた。たとえば、次のようである。

……その後祐助はアイヌの漁業権争いの調停をするなどの功績をあげ調役下役に昇進、イシカリ場所詰合も兼務しますが……（「八王子千人同心の入植」）

……同時に場所請負人から引き継いだ施設を拡張し、支配人や番人を使ってアイヌを使役させ産業開発を進めました。……（「勇武津会所」）

……アイヌと交易する権利を知行（給与）として……そのアイヌと交易し産物を……（「勇武津場所」）

これらは、アイヌ民族を取り上げて書いた文とはいいたくない。連続と続いていたアイヌ民族の歴史、そして和人とのかわりを書いた文とはいいたくない。＼ちよい役＼程度である。残念に思う。そもそも、展示ケース・固定ケースに展示の歴史的流れを感じない（流れがわかるような配列になっていない）。どこからでも好きなように見えてくれ、といっているかのようだ。これまた残念に思う。展示・固定をはずし、組み直し、流れがわかるようにす



アイヌ民族関係の陳列ケースと展示物

べきである。そして、補足の説明文を加えるべきである。その際、勇払のアイヌ民族にもつと言及すべきである。そう切望する。せつかくの建物が生かされていないと思った。

〈不十分な展示内容だ。未解決のままだ〉という感想を持って、資料館を後にすることになった。

ただ、幕末期（一八五〇年・六〇年代）の勇払のアイヌ民族の動静が究明されていない（不明のまま）のかも知れない。だとしたら、*「無い物ねだり」*ということになるが……。というのは、一カ月後の五月十一日（金曜日）付の苫小牧民報に、「徐々に明らかになるユウフツ会所の役割」の見出しで大きな記事が載ったが（写真二枚入り）、その中で次のように述べているからである。

アイヌの漁場労働に関する文献は、慶応四年のユウフツ場所内アイヌ三十八カ村の戸数と人口を記録した「ユウフツ御場所土人村家数人別調書上」、山田屋が幕府に提出した願書「アツケシ サル ユウフツ御場所願書之写」／「ユウフツ御場所土人村家数人別調書上」にあるアイヌ村三十八カ村の戸数、人口を集約すると二百二十六戸、人口は千百十二人。五十年前に松浦武四郎が記した「東蝦夷日誌 参編」と比較すると、戸数は七二％に、人口は八五％に減少していた。／この減少理由を物語るのが安政三年（一八五六年）に記された「アツケシ サル ユウフツ御場所願書之写」。幕末期、アツケシ場所での地震による津波、道東で伝染病が発生し、多くのアイヌが死亡した。この文献は、ユウフツ、サル場所のアイヌを労働力としてアツケシへ移住させる許可を願った記録で、場所請負人が函館奉行の直営として、アイヌを幕府から「借用」していた制度を立証した。さらに、和人の出稼ぎなどがいたものの、低賃金のアイヌの労働力を必要とした場所請負制度の経営実態が示されていた。

そして、末尾で「……解読を進め、事実関係を研究していた。」と記す。これらの古文書の解読も今終了した段階であるという。とすると、間もなく「不十分な展示内容」が改善されるのではないか。そう思いたい。また、機会をとらえて、改善に向けた発言をしたいと思います。

(すぎやま しろろ・本字非常勤講師)

山梨県立図書館、甲州文庫所蔵
『安政年間 亜墨利加紀行 乾』

The Travel Writing of America during the Ansei Era.

立川 章次

Shoji TACHIKAWA

キーワード：アメリカ紀行、幕府賄方、安政年間、日米条約、甲州文庫

要旨

本史料は山梨県立図書館、甲州文庫所蔵の冊子である。縦二・八糎、横一四・五糎、和紙綴りで四九丁、表題に「安政年間、亜墨利加紀行、乾」とあり、幕府最初の万延元年遣米使節であり、此一行の使命は日米条約批准書の交換のためである。その中の勘定方組頭、森田岡太郎のハワイの旅館よりの家族宛の書簡、次に外国方御用達、伊勢屋、岡田平作手代よりの文通の写、日記等である。使節派遣の賄方の記録による見聞記であり、したがって、毎日の献立、食事の様子を彷彿させる。時として船上に上がった魚を急遽料理し、振る舞ったり、ハワイの国王よりの献立の魚を料理し、一品に加えたりと、船中での食事の様子が窺える。

亜墨利加江被遣候御勘定組頭森田岡太郎宅状写

以幸便啓上仕候皆々御健ニ珍重之御儀存候然は正月廿三日神奈川出帆伊豆之須之崎を過候へは海面内海と事替り波浪荒く長サ四十間程も有之乗船大船昼夜揺動強ク蝦夷辺を過候節は波に船之動事東西へ五六尺宛傾キ候程二もへは船より尾へ懸揺動致し膳ニ向ひ食事ハ迎も出来不申打臥候儘粥を喫居格蔵藤蔵大弱リニ而一句も不出安郎右衛門も同様ニ有之小子見込之通這廻りながらも食事之世話は勘吉一人之事度々有之手元筆筒杯細引ニ而結し置夫二而も飛出し乾物箱は有之候へ共取出し候事 此間脱字歟

漸く二千里之外大平海江乗出し候処水色都而黒綠色目にさえきる物ハ海鳥一種飛揚るのミ 是ハ萬次郎漂流記ニ所謂東九郎鳥と申鳥カ 此處浪ニ高く低く高き処ハ五六尺低き処ハ一丈餘も有之然ル處正月廿七日 出帆ヨリ五日目 大悪

風ニ而船之揺動甚敷潮面ホウハタン アメリカ蒸氣船の名 を打越候次第船丈夫ニ付在之候空船一艘流失候程之儀乍併夷人必死之働ニ而無難ニ有之尤ホウハタン覆没之儀ハ決而無之もの由夷人申聞罷在候間此上共右様之儀有之候共必定無難と存候日々鶏肉豚肉等ニ而馳走致し昼夜深切ニ世話致具候処一々断も相成兼候而甚當惑ニ候飲水一人ニ付二升を限り右ニ而何もかも用便故嗽之水を取置雪隠ニ而相用水ハ追々金氣有之赤く粥ハ茶粥同様之色合ニ而臭氣有之ニ而違却之事ニ候乍併是迄薬服も不用難渋之中ニも一日ニ実録之詩作一種宛愚案仕置候二月七日船中石炭薪水ニ差支サンフラン迄は迎も参り兼候ニ付江戸より三千里も乗出し候処ニ而五六百里廻り道之船路ニ而二月十四日サントウイスホノル港江入津之処土人見物山の如く男ハ色黒ク赤髮女ハ跌身ニ而江戸ニ而申色氣違の如くおかしき躰の女頭に草花をかさね鉢巻き致し言語更に相分り不申亜英佛三ヶ国并支那人商賣之為住居罷在候處奇麗なる家作斗り有之様子拙は并御目付衆外国奉行衆四人共車ニ乗式疋之馬ニ而爲走馬行義能走出し候而至而面白ク相見候旅所ハ大きな家ニ而何レも堂宮の如く百人迄之人数下宿ニ而相泊二階并下之間ニ間配り取立園

中ニハ珍敷事朝顔菊鳳仙花咲乱居にんじんいんげん大根薩摩芋西瓜江戸ニ而調る如き品有之 鱈も有之 且凝水も有之四季混同裕ニ而暑を覚候程之事物之高直成事炭一俵江戸ニ而佐倉炭程之俵ニ而半ドル尅枚 日本金ニ而一分ニ朱 いんげん二三把半ドル尅枚鱈一尾右同断宿代ハ一人ニ付ドル一枚と申事尤日本人を目さし高直と申訳ニは無之洋海之孤島不弁利之地と被存候夜分ハ硝石障子楼ニ而胡弓抔鳴し相楽居候者も多く候へ共時候不宜尚乗船サンフランへ馳行之積り夫よりカリホルニヤへ懸り華盛頓ニ趣候而多分ハ閏月末ニハ條約爲取替候見込有之幸便次第又々可申入候

自日本三千里外サントイス

旅宿ニ認申候

岡太郎

和吉殿

岡田平作手代ヨリ文通写

朝便在之趣被仰觸候間寸墨拜呈仕候然ハ被爲揃候而御安息被遊御座候様奉南山候随而御役向様御始拙者共一統無事ニ二月十四日昼サントイス国へ着海日本里数ニ而二千四十五里半無恙御安慮可被下候當地ニ而四五日上陸當港ニ而凡大角豆西瓜杯ハ真盛りニ而御座候珍味仕候蚊蠅甚多鷄夜四ツ時ハ鳴申候異風難尽寸書帰後卜文略仕候廿五日出帆又々寅卯之方へ乘向三月九日亜国之内サンフランシスと申港江正四ツ時着日本里数ニ而千百十里也

今日上陸之後見渡し候何レ明日ニも上陸ニ相成可申候乍未筆御双方江宜敷被仰出可被下候帰朝之上目出度珍話可申上候恐々可祝

三月九日夜認

喜三郎
弥助

岡田主人様

御惣中様

人々御中

右之通今日於御面御奉行様之御書翰之中江封入御座候ニ付写奉入御覽候以上

正月十八日

正使

新見豊前守正興公

村垣淡路守範正公

小栗豊後守忠順公

右御三公始御役人廿人臣下五十一人也

正月十九日晴 横浜沖ニ碇泊西風夜ニ至而大風水夫一人牛一匹溺死す則棺船中ニ而造ル

同廿日晴 北風横浜碇泊

同廿一日晴 雨不定午後雪積ル

同廿二日晴 五ツ時出帆正午 方位 東北馳ル蒸気焰々疾事箭の如ク半時許ニして豆州大嶋沖ニ至ル

一北三十四度五十分四十秒

一 西百三十九度五十分二十秒 寒暖計 四十九度

同廿三日朝晴 午後西北風猛烈暴風雨 方位 同正午迄二百十八里今日日本之地方更ニ毫毛も見えず四面目測茫

たるのミハツ時方益暴風波天を蹴る一同碎魂を消ス

一 北三十五度廿分十秒 四百三十馬力

一 西百四十三度十分十秒 寒暖

同廿四日陰定らず 方位 同午後迄ニ貳百三里

一 北三十五度十七分四十秒 三百九拾馬力

一 西百四十三度十八分四十五秒 寒暖五十度

同廿五日半陰半晴北風後雨雪 方位 同

一 北三十五度五十四分五十九秒 四百三十馬力

一 西百五十三度十七分四十五秒 寒暖同度

同廿六日晴正午迄二百二十五里 方位 同風寅卯逆風故只蒸氣之勢を以走るのミ

一 北三十五度五十一分廿九秒 五百三十九馬力

一 西百五十五度四十五分 寒暖五十度

同廿七日晴正午迄百九十里南風夜ニ至ル暴風雨 方位 東北夜半包己丹数ケ處損亡之事バツテイラ一艘流失す船

將廿年以來航海をなすといえ共斯る難風ハ初而之由今一際強ク吹時ハ帆柱を下け一同船底ニ入而天之扶を待而

已と云翌朝斯申す

一 北三十六度三十九秒 馬力不詳

一西百五十九度廿八分 寒暖五十六度

同廿八日晴朝南風午後西風正午迄百五十四里 方位 同

一北三十六度四十八分三十三秒 三百二十馬力

一西百六十二度三十四分 寒暖五十六度

同廿九日晴正午迄百八十里 方位 東北

一北三十五度五十八分四十二秒 五百三十八馬力

一西百六十六度四十五分十秒 寒暖五十六度

同晦日陰正午迄百八十里 方位 東北風

一北三十五度三十三分二十五秒 馬力不詳

一西百七十度廿分三十三秒 寒暖五十五度

二月朔日朝陰正午迄百五十五里 方位 東北四ツ時ヨリ大風雨

一北三十六度三十分五十三秒 五百二十八馬力

一西百七十三度三十三分三秒 寒暖五十四度

同二日朝風雨正午迄百二十里午後陰 方位 東北今夕八ツ時半球ヲ行過ル

一北三十七度五十一分

一西百七十七度三十六分十五秒 寒暖四十八度半

同三日朝陰 方位 同西風夜微雨今十二時東西半球

一北三十七度五十五分三十秒 馬力不詳

一 西百七十七度五十分四十秒 寒暖

同四日朝正午迄二百四里 方位 寅卯乾風

一 北三十八度一分三十六秒 馬力

一 西百七十度三十六分三十秒 寒暖五十五度

同五日朝正午迄貳百里 方位 寅卯風乾

一 北三十八度三十秒

一 西百六十九度三十一分三十秒 寒暖五十五度

同六日朝晴 方位 寅卯東風正午迄百八十里夜四ツ時ヲ烈風

一 北三十八度廿一分十二秒

一 西百六十九度四十八分十五秒 寒暖五十三度

同七日朝晴北風正午迄百六十三里 方位 同

一 北三十八度四十一分

一 西百六十二度二十四分三十秒 寒暖五十七度

同八日朝陰正午迄二百九里風寅卯今五ツ時転揖（サントウキス）江向て航ス其故は頃日逆風且ハ去ル廿七日之暴

風ニ而船中一同瘴癘并薪水闕亡ニ相成依て一ト先「サントウキス」江志す千里餘之航海ヲ費ス

一 北三十五度二十六分五十二秒

一 西百六十一度十七分二十秒 寒暖五十八度

同九日朝陰正午迄百七十二里 方位 辰巳東風

一北三十三度十六分十一秒

一西百六十分三十七分 寒暖五十六度

同十日朝陰東風正午迄百五十二里 方位 辰巳

一北三十度廿一分四十秒

一西百五十九度三十分 寒暖六十五度

同十一日朝陰正午迄百十里 方位 巳之方南風

一北二十八度三十八分五十三秒

一西百六十度十二分五十一秒 寒暖七十度

同十二日朝風雨正午迄百五十八里昼後陽 方位 辰巳

一北二十六度一分五十八秒

一西百五十度三十七分五十秒 寒暖七十二度

同十三日朝晴東風 方位 巳之方正午迄百七十里

一北廿三度二十分三十二秒

一西百五十度三十七分五十一秒 寒暖七十三度

同十四日晴東風正午迄百五十一里 方位 寅卯今朝七ツ時ヲ「サントウキス」地方船之左之方ニ見ゆる六ツ半時
彼島ヲ爲案内ハツテイラ式艘来る八ツ時一同上陸ス委處ハ別冊ニ有之

一北二十一度十八分

一西百五十七度五十二分 寒暖七十四度

同十五日朝曇今日薩摩芋夫々調一貫目ニ付価コートル一同終日旅館ニ於て休息

同十六日朝今日箱館江向け航海便艦を解て有依之一同書状を認め御定役江相頼候午後「包包丹之「コムドル」

并當地張之「コンシユル」其外之士官旅館ニ来ル 寒暖七十五度

同十七日脱

同十八日朝今日十二時より一同発駕「包包丹ニ帰ル役々ハ皆車ニ乗て行徒者ハ歩行ス 寒暖七十四度

同廿日朝晴今日國王より魚鳥を献す

同廿一日朝晴九ツ時港沖合ニ英船二艘見る七ツ時蘭船二艘入津大ニ暑を催す 寒暖前同度

同廿二日朝晴午後陰 寒暖七十六度

同廿三日朝今朝より石炭并薪水積込夜五ツ時陰 寒暖昨同断

同廿四日朝雨九ツ時より高名村着上陸 寒暖七十三度

同廿五日朝晴四ツ時より一同上陸且今般は旅館ニ於て而入湯す 寒暖

同廿六日朝晴正午ニ島之長主包包丹ニ来る祝炮廿一発是ハ明廿七日當港開碇ニ付送別ニ来る者也其外士官或ハ婦

人小童群り来る船中賑敷事 寒暖

同廿七日朝晴八ツ時包包丹當港解纜東北江向而航す 寒暖七十六度

同廿八日朝陰正午迄百里 方位 東北西風

一北二十一度五十八分四十秒

一西百五十六度三十分三十秒 寒暖六十八度

同二十九日朝陰正午迄百二十八里 方位 東北風今日船中一統調練

一北二十二度五十八分十一秒

一西百五十四度三十二分五十五秒 寒暖昨同断

三月朔日朝陰東風正午迄百四十六里 方位 東北

一北二十四度四十三度四十秒

一西百五十三度三十二分十五秒 寒暖七十二度

同二日晴東風正午迄百六十六里 方位 東北

一北廿六度三十七分十四秒

一西百五十度二十四分四十五秒 寒暖六十九度

同三日朝晴西北風正午迄貳百十里 方位 東北

一北二十八度十四分十一秒

一西百四十七度十分三十秒 寒暖六十度

同四日晴東風正午迄貳百四十八里 方位 東北

一北三十度四十一分二十秒

一西百三十九度二分 寒暖五十八度

同五日晴西北風正午迄二百三十里 方位 東北

寒暖六十一度

同六日朝曇西北風正午迄二百廿一里 方位 東北夜半雨

一北三十二度十六分三十秒

一 西百二十五度三分四十五秒 寒暖六十四度

同七日晴南風正午迄貳百六十三里 方位 寅昏小雨

一 北三十四度貳分

一 西百三十度六分五秒 寒暖六十三度

同八日晴巽風正午迄貳百七十里 方位 寅

一 北三十六度五十七分十九秒

一 西百二十五度二十六分十五秒 寒暖六十度

同九日晴東北風正午迄百五十里今朝サンフランシスコ」の近山連々として見ゆる八ツ時湊入當處海門東ニ向直ニ

小舟来リ二月廿五日勸臨丸着岸セシを報す且メールス島ニ而造作之由包巴丹メールス」に航ス此間三十里七ツ

半時着ス

一 北三十七度二十分

一 西百二十二度二十一秒 寒暖六十度半

同十日朝陰四ツ時木村撰津守勝麟太郎来る佐々倉氏も来る成瀬日高辻塩沢四公森公ら旅館ニ至ル今夜小栗忠順公

木村公之旅館ニ泊ス 寒暖六十度

同十一日朝陰十時ニ雨全權外役々サンフランシスコ」に至る但昨夕迎船来る則蒸氣船也来移之節ハ樂を奏ス亦同

處ニ構置軍艦ニ而祝砲を發す包巴丹ニ而も發ス初メ之一發當處之コンシュルニ的焰す 寒暖

同十二日陰今時ニ從者共六人サンフランシスコ」ハ船ニ而歸ル但便船之由 寒暖六十度

同十三日朝曇森田公を初として残の御役々都合サンフランシスコ」ニ行夕方大雨 寒暖五十九度

同十四日朝曇午後入湯す夜五ツ時雨正使御役々サンフランシスコ方船ニ而帰ル 寒暖六十二度

同十五日朝曇今日石炭積入終日也八ツ時方勸臨丸ニ浴湯立 寒暖五十七度

同十六日朝晴十一時ニ當處出帆サンフランシスコニ而投碇今日賄共又藏八ツ時過異人爭論ニ及び帰船後三日之

慎被仰付 寒暖

同十七日朝晴今五ツ時一同乗込且今朝包巴丹之コムトル」并士官三人別船ニ而バナマ江航す是ハ先着してハナマ
にて蒸氣車其外手當之爲也 寒暖五十四度

同十八日朝晴七ツ半時サンフランシスコ」出帆當處之臺場ニ而祝砲廿一発船中も同断発す湊口を放れ転揖辰巳に
向て祝す西風 寒暖五十六度半

同十九日朝陰西風正午迄百十七里 方位 辰巳

一北三十五度五十分二十四秒

一西百二十二度五十分二十四秒 寒暖六十三度

同廿日朝晴西風正午迄二百五十里 方位 巳

一北二十二度十分四秒

一西百二十度四十二分 寒暖六十三度

同廿一日朝晴西北風正午迄貳百四十里 方位 巳

一北二十八度廿六分四秒

一西百十九度三十分十五秒 寒暖六十四度

同廿二日朝晴北風正午迄二百十里 方位 巳

一北二十五度五分

一西百十八度廿五分十三秒 寒暖六十六度

同廿三日朝晴正午迄貳百一十一里 方位 巳

同廿四日朝晴西北風正午迄貳百二里 方位 巳

一北廿度四十八分十四秒

一西百十二度三十五秒 寒暖七拾五度

同廿五日朝晴東風正午迄貳百十五里 方位 卯今日三時頃ホウクス」と云魚多遊浮ス其形三間位亦巳之方ニ島見

ゆるソコラと云島名也

一北十九度七分

一西百九度十九分三秒 寒暖八十二度

同廿六日朝晴正午迄二百十三里 方位 卯

一北十七度七分三十五秒

一西百五度十一分十五秒

同廿七日朝晴正午迄貳百四里 方位 卯

一北十六度十三分十五秒

一西百二十二度三十八分 寒暖八十七度

同廿八日朝晴西風正午迄貳百三十里 方位 卯此辺之島萬木草共四季青葉にして紅葉の時無し

一北十四度四十七分十秒

一西九十九度四分 寒暖八十八度

同廿九日朝晴南風正午迄二百十五里 方位 東

一北十三度十四分四十七秒

一西九十五度六分三十秒 寒暖八十九度

同晦日朝晴南風正午迄二百十五里 方位 東今午ノ刻包巴丹日輪之真下にあり

一北十一度五十三分四十七秒

一西九十二度十五分十五秒 寒暖八十五度

閏三月朔日朝晴南風正午迄貳百里 方位 辰今十時蒸氣損二時之間漂航す

一北十度三分

一西八十九度七分

同二日朝晴北風正午迄百八十里 方位 卯辰昨今ハ日輪北方ニ見ゆる七ツ半時ホークス浮遊す和名イルカ也

一北九度二十二分四十七秒

一北八十九度二十三分 寒暖八十四度

同三日朝曇北風正午迄二百四十里 方位 卯辰今朝未明方寅ノ方メキシコの地方見ゆる八ツ時英國之軍艦ニ遇ふ

既に航過之時士官甲板に出而高聲ニ曰「ユイナイテツホーハテンと名乗る則合衆國軍艦ホーハテンと云意なり

一北七度四十一分

一西八十二度四十三秒 寒暖八十二度

同四日朝晴北風正午迄二百里 方位 卯辰八ツ時方風雨電光今時五ツ時交換寅ノ方ニ向ふ是はバナマ港門を得る

爲也

一北七度三分

一西八十度二十分三十秒 寒暖

同五日朝晴六ツ時ハナマ港着岸船中ニ而祝炮九発當處軍艦ニ而も同九発ス軍旗日の丸両旗をあく待設ケ敬愛也八ツ時陸ニ荷物を運ふ五六百石積位之小船蒸氣船也同時ハナマ出張之士官十人船中ニ来る

同六日朝晴六半時一同上陸小舟之蒸氣船ニ而迎ニ出るハナマ警衛ハ別舟ニ有り直ニ蒸氣車ニ乗移リ卯ノ七ツ半時ニハナマ発車十一時ニアスヘンワルに着ス此間之里程卯ノ五十七里十二時迄にロノヲクと云軍艦迎ひにアスヘンワールに來て待事十二ケ月と云此船江一同乗込ム餘ハ別舟に有り

同七日朝晴四ツ時方陰十時ニ解纜子之方ニ向て航ス八ツ半時頃イスハニア領之内ホウテヘロント云入江に下碇ス是ハ薪水此處ニ而積込其夜滯船此所北風亥之方ニ海面を見渡し其外ハ連山崔巍たり桮ニハ人家十軒斗有ロノヲク下碇之麓ニハ草屋一見有之諸船積入之薪水を守護ス四季は葉也

同八日朝晴四ツ時方山麓に上陸す洗衣或ハ水遊す九ツ時帰船此辺ニ虎狼大なる蛇クチナハ其外猛獸住昨夜九時吼ル聲を聞もの有八ツ半時當處出帆

同九日朝晴北風正午迄九十一里 方位 寅 寒暖

一北十度五十八分

一西七十八度五十九分 寒暖八十四度

同十日朝晴北風正午迄百一里 方位 寅

一北十三度

一西七十九度三十二分 寒暖八十三度

同十一日朝陰東風正午迄百三十七里 方位 寅五ツ時五分晴

一北十五度四十四分

一西八十度十分 寒暖八十二度

同十二日朝陰正午迄百八十三里 方位 寅

一北八十二度三十四分

一西八十八度二十四分 寒暖七十四度

同十三日朝晴東風正午迄百七十五里 方位 寅 七ツ時東ノ方ニ「キュバと云島見ゆる則イスバニヤ領之中其長

サ七百里幅百里「アスヘンワールル此辺都而「サルドン海

一北二十一度七十七分

一西八十四度二十九分 寒暖七十八度

同十四日朝晴東風正午迄百九里 方位寅卯今日終日船之右江キュバ島見ゆる折々高山有り

一北二十二度五十七分

一西八十三度四十四分 寒暖七十一度

同十五日朝陽東風正午迄百七十里 方位 刃寅

一北二十七度二十四分

一西七十九度七十一分 寒暖七十九度

同十八日晴東風正午迄百四十六里 方位 寅

一北三十三度三十八分

一西七十六度四十二分 寒暖六十二度

同十九日晴北風正午迄百七十三里 方位 子

一北三十六度三十分

一西七十四度三十分 寒暖六十七度

同廿日陰東風正午迄百七十三里 方位 子夕六ツ時ニウヨロク右十七里所サンテイホク港に下碇す夜五ツ時ワシントンの命を受プレステン来て直に都府江着船致すべき旨を報す

一北三十九度二十分

一西七十四度十一分 寒暖六十一度

同廿一日陰今朝江戸在住之コンシュルハリス死去の風説有故ハ支那之新文史に載する所と云右新文ニウヨロク江来る依之其説有然共詳ならず終日碇泊 寒暖六十一度

同廿十二日陰東風今日是非共「ニウヨロク右上陸を希望す其注進則其通報ニ曰ニウマロク移し其外一切不都合之事多く有之仍而都府迄着船可被成由を報す則ヲロノヲク開碇航す且十時頃なり 寒暖

同廿三日陰午後陽夜五ツ時ウセセンヤ着下碇昨夜水夫死去今十時に水葬す 寒暖

同廿四日陽十時ニ華盛頓よりフレデルヒヤと云蒸気船爲迎来る其長さ三十二間幅七間三層にして華美なる事先二段目之南側には寐處を爲す百三十八ヶ所いわゆる押入之如く構江赤地緞子之幕を一面に張廻し間毎に白地之帷を懸る所々ニハ大いなる姿見鏡を懸け都而船中造作之飾リハ金減金を以てす艫之下に食料所有結構毫に盡し難く料理も又かなり 寒暖

同廿五日晴明方華盛頓より流末之川口に着掛る是乃華盛頓迄川豎百二十里其間之川幅半里或ハ拾丁位南側二人家折々有之亦見通しに畑有小麦青々として景色好し四ツ半時華盛頓に着す十二時ニ上陸す兼而下知有事と見ゆ陸にハ八百人斗鉄砲を以四行ニ立日本人上陸を警守す旅館に至る時ハ騎馬十六人真先に進む其外ソルタト八百人使節之前後に警守して旅館に至る迄送る餘ハ別冊に記

ワシントン府旅館

一町名ペンシバニヤ街拾三町

一宿所名ウイラルツホテル

一亭主名ウイラルト

一家内人数百四拾人斗

當所町数

一東西南北里数 東西二里弱 南北一里弱

一男女人口 六萬餘

一國王之名 チェームス ホカナン

并年齢

フレトルヒヤ

一コンチネンチールホテル 旅館名

一チエスネットストリート 同町名

一男女人口 五拾萬人

ニウヨロク

一東西里数五里 長サ十六里と云 幅六里

南北最広之處ニ而一里弱

一旅宿之町名 ブロートウエイ

一同家名 ミットロホリテンホウテール

一同主人名 レイラント

一男女人口 百拾萬人

ボルトモル

一旅宿之町名

一亭主之名

一當處軒数 三萬軒

一惣人口 貳拾萬人

安政 庚申 年正月十八日ヨリ同廿一日迄横濱滞留同廿六日出帆同年二月十四日昼時オワホのホノル港江着す横濱より亜の四千五千里海上廿二日

同年二月廿七日昼八ツ時サント井ス出帆

同年三月九日四ツ時サンフランシスコ着昼頃ヒヤクリメント云河を上り子ビヤルトに着す此船路十五里七ツ時ニ着すサント井スより亜ノ二千四百里サントイス右サンフランシスコ迄十二日目横濱より亜ノ六千四百五十五里也子ビヤル其外二八十日滞る

同年三月十八日昼七ツ時サンフランシスコ出帆閏三月五日朝六時バナマ江着海上十八日目サンフランシスコ右同里数亜之三千四百七十二里也横濱右バナマ迄亜九千九百二十七里也

同年閏三月六日バナマヲ上陸直に車に乗ス亜之四千九里之間二時斗にはしるアスペンワル港に着す直にロノオク船に乗込ム

同月七日朝四ツ時アスペンワル出帆此苑所迄亜之八九里ナリ

同月八日夕七時オオヘラ出帆

同月廿二日船を返し出帆

同月廿三日夜五ツ時ハムトンローツト云處に船を止め華盛頓之迎船來ル

同月廿四日昼後ヒルトルヒヤト云迎船に乗込翌廿五日ワシントンに着アスペンワルより海上十九日目着ス横濱右都府迄乗組之日九十七日目也

内滞留日二十六日 海上車上共七十一日都府ニ滞留廿五日

同年四月廿日四時都府出車同八ツ半「ホルトモルト云所に至ル此間亜之三十六里」ホルトモルト江泊ニ而翌廿一日五ツ半時蒸氣車ニ乗組「ヒルトルヒヤト云處ニ行此間二大川有り其一ツハ橋ニ而渡ル其一ツハ蒸氣船ニ而總車ヲ乗セ渡ス八時フレトルヒヤニ着すポルトモルより亜之九十九里 二時半ニ行ト ヒルトヒヤより出ル警固人数二千七百人同所滞留の日数七日也

同月廿八日四ツ半時「フレトルヒヤ出車ス夫右「ソートアンボウエト云處右車より下リル」フレドルヒヤより此處迄亜之六十四里有夫より「アライタト云蒸氣船ニ乗」ニウヨロク港に着ス「ソートアンボウエより亜ノ十五里也」フレトルヒヤより「ニウヨロク迄亜ノ七十九里ニウヨロク着車之日警固人数七千五百人也

同年五月九日夜爲馳走踊興行有り大ニ群集ナス 此處滞留日数十三日也

同月十二日「ニウヨロリ出車夫方小蒸気船ニ而ナイヤカラ船江乗組都府へ上陸之日方「ニウヨロク出立之日迄日数七十七日也都府方「ニウヨロク迄亜ノ二百十四里也

同月十三日出帆同月廿八日アフリカ之内シントウ井ンセント云島に着ス石炭を積込水ハ無之由一日滞碇ニ而出帆
同年六月朔日出帆ス「ニウヨロクより日数十六日亜之三千五百里半也

同月十五日頃アノンホン島辺を通ル此辺海一円黄泡を見ル是ハアフリカの内アンベル河と云大川方流出る泡ト云
亜ノ百里沖ニ而此泡一円ニ見えたり

同月十七日ニ至石炭盡其上無風ニ而十八九日頃にハ亜ノ三十里或は五六十里位走る而已也又水もツキて一同難渋
す

同月廿一日夕六時アフリカ之内ホルトカル領ロアンタト云港に着ス此地甚暑く黒人也男女共彫物アリ水石炭ハ亜
之三十里沖方小船ニ而運ひ諸船ニ入るシントウ井ンセント湊よりロアンタ迄日数十九日同ロアンダ迄亜之三千五
十九里半也此湊滞碇日数九日也

同月晦日夕七ツ時ロアンダ出帆ス

七月十一日喜望峰ノ沖を乗過る波高也是方方位東江直ス

同月廿九日天笠海ノアムステルダム島を過る是無人の境也此辺浪少し低し

八月十三日ジャウ国西の方の島を見て通る「スモトラ国の山を左ニ見る」

同月十五日夜「シャウ人「アンジャホエンと云港ニ船を進ル

同十六日朝此處出帆左右ニ三百餘ノ小島有り

同十七日朝四ツ時シャウ大湊バタアピアと云處に着す「ロアングダより」バタヒヤ迄日数四十六日亜之七千八百里也

同廿七日バタヒヤ出帆九月十日「カントン」と「ホンコン」の間を乗入此間一里同日四ツ時香港に着す「バタビヤより海上日数十二日也同里数亜の千八百九十二里也香港ハ唐土ノ南に出タル島也二十ヶ年前英國に取上ル也」ホンコン滞留日数八日也

九月十八日四ツ時香港出帆ス

同月廿日台湾國を北に見たり此辺ハ日本より少々狭きと云彼國姓爺之住居せし地也

同月廿四日西北之間ニ日本薩摩之國徳ノ島を見ル香港出帆海上日数 右より横濱迄里数亜之欠

同月廿八日横濱ニ着す

當四月ヨリ唐國を攻メ八月廿九日北京の都を攻落王帝近臣六人韃靼國に落行と云々

合衆國蒸氣軍艦 ロノーク船号

長サ凡三百十フット 一フットハ我曲尺 一尺〇〇二厘七毛

幅五拾二フット

積載数三千四百トン 一トンハ凡我 六百余ニ当ル

蒸氣之力一千馬力

乗組人数凡百人

大礮五十二挺備

同ナイアケラ

長三百七拾五フート

幅

積載數五千トン

蒸氣馬力一千二百馬力

乗組人數六百人斗

大砲十二挺備 巢口九寸二分 長一丈一尺斗

中砲四挺 但大車附也

ローアంత

家數二百軒餘 商人ハホルトカル之人也 ジャウフ之内バタビヤ

人口六百九十人余

香港

長サ二拾里 廣サ二十六里也

男女人口三萬七千人

人家二千軒

北亞墨利加華盛頓府ハ古此国不開時裸人斗之由を遣して国ハンコクト云人航海シテ此国を見出し英吉利王を遣して人をなすけ爰ニ於て其種を廣メリ「ワシントンと云強賢人英国を攻取此人を亜ノ王にせんといえとも辞して家に帰り門戸を閉て出ず其後又々英兵亜国ニ攻来る故に華盛頓の戌に行て防く事を乞ふ再度出て英兵を破る佛蘭西國を以て和睦を求メ国境を定ル北ノ方を英國南の方を米國とし華盛頓を以又棟梁とし是を治めしむバトマツク

河の辺に都を建て其名を地号とすと云國を治る事四年にして跡を他人に譲り申由代々子孫に譲るハ貧る也と云夫
方大統領有徳人を入札ニ而四年勧めり右賢人ハ世後ハ山に引籠り隱逸す死後人ニ其徳を感じ死骸を硝子の大壺に
入焼耐漬にして尊敬す死してより六十四年になる由今日生前の如しと云

以上

此一冊ハ我安政庚申の年亞國江使節罷越候節賄方之者見聞之手記也中村伝清より借得而写置

安政七庚申年正月十八日

亞米利加國ホーハタン船江使節之御役ニ御乗込被遊右御賄御用相蒙り代として料理人兩人罷越候事出帆後萬端所置申合取扱可申事

一御賄方一日御一人上下ニ而平均銀貳匁八分ツツニ而今般海中日限七十五日之積ヲ以右日限代金ハ當地ニ而請取濟ニ相成候事

一航海日限七十五日相立候上ハ彼地在留中ハ其土地之諸事直段ヲ以一日一人分何程と申所相立凡日限ハ幾日之間と申所ニ而代金拝借被致御用相勤可申事

亜行日記

我安政七申年正月十八日則西洋一千八百六十年第二月九日ニ當ルナリ大日本國之使節を案内セン事を進メ亞墨利加軍艦ホハタント云大船ニ而迎し故則正使三公御始上二十人家臣方五十一人外ニ御賄方御用として町人都合六人總人数七十七人也尤即日正五ツ時過頃致出立荷物ハ前以筑地迄船廻し也御役々御見送り之方兩人同道ニ而筑地講武所江相越し候處最早御奉行様御始御揃ニ付數十艘之船ニ而御乗出し品川御臺場沖彼ホータン江御乗込夕七ツ時右石炭焼始夫右御見送之御方と御帰船ニ而七ツ半時出帆南に向て走る暮六ツ時式分ニ横濱沖ニ止碇す夫右即船御賄用意ニ相懸り尤御藏米布袋八百俵外ニ店わり御買入ニ而御賄諸物前日迄ニ本船江不殘積込ニ相成居候凡八十人前用意す附菜ハ持參之豆腐ニカナトミ煮付也六日過ニ御用として御普請方之御使船來る同夕方少々雨降す直ニ止候事御乗込之御衆左ニ記之

外國奉行正使

新見豊前守正興

四十才

同 副使

村垣淡路守範正

四十八才

御目付	小栗豊後守忠順	三十二才
御勘定組頭	森田岡太郎清行	四十九才
外國組頭	成瀬善四郎正典	三十九才
同御調役	塚原重五郎昌義	二十六才
御勘定格御徒士目付	日高圭三郎爲吉	二十七才
同断	刑部鏡太郎政好	三十七才
御医師	宮崎立元正義	三十四才
同	村山伯元 濟	三十二才
同	川崎道民 勤	三十才
御小人目付	栗島彦八郎主全	四十九才
御小人目付	塩頭駿次郎	三十四才
御普請役	益沢彦次郎	三十二才
同	辻弟五郎信明	三十二才
御定役	松下三之丞春房	三十歳
同	吉田佐五六衛門久通	四十歳
同格通弁方	名村吾八郎	三十四歳
通弁方	立石得十郎	三十二歳
同	立石斧次郎教之	十七歳

以上式拾人

新見豊前守内

三崎司義路 三十五歲 新井貫貞一 三十一歲 佐山八郎高貞 二十四歲 安田善一郎爲政 三十七歲 堀内周吾朝治 十七歲 柳川兼三郎當朝 二十五歲 荒木数右衛門茂勝 二十七歲 玉虫左太夫誼茂 三十六歲 日田仙藏 四十四歲

村垣淡路守内

高橋森之助恒春 四十五歲 野々村市之進忠実 四十三歲 西井金五郎長忠 三十五歲 吉川金次郎謹信 十六歲 綾部新五郎常佐 二十歲 松山吉次郎好直 五十九歲 福村磯吉宗明 四十二歲 谷文一郎文一 三十五歲 鈴木岩次郎金命 二十三歲

小栗豊後守内

吉田好三信義 三十五歲 塚本貞彦勉 三十九歲 江幡祐造尚賢 二十九歲 三好権三義路 二十四歲 福島惠三郎義言 十九歲 三村廣三郎秀勝 十七歲 木村鉄三敬直 三十一歲 佐藤藤七信有 五十四歲 木村浅藏正義 二十六歲

森田岡太郎内

廣瀬格藏包章 五十歲 石川勘吉克巳 三十五歲 加納庄藏定安 三十四歲 三浦藤藏道賢 三十四歲 五味安郎右衛門張元 六十一歲

成瀬善四郎内

北條源藏煥 三十歲 山田馬次郎清村 三十歲 平野新藏 三十二歲

日高圭三郎内

伊藤久三郎一貫 三十二歳 庵原熊蔵春孝 二十八歳

塚原重五郎内

木島八郎芳義 三十歳 谷村左右助勝武 二十九歳

刑部鉄太郎内

佐藤栄三政行 二十八歳 小池専次郎光義 三十二歳

松本三之丞内

大浜玄之助玄 二十三歳

名村五八郎内

片山友武富 二十七歳

村山伯元内

大橋金蔵隆道 五十歳

栗原彦八郎内

坂本東吉郎保吉 二十歳

益頭俊次郎内

佐野定助鼎 三十歳

以上家臣五十屯人

岡田平作代

吉田作五左右衛門内

岸弥平重満 三十一歳

宮崎立元内

斎藤吾一郎忠実 三十歳

川崎道民内

島内栄之助包孝 二十八歳

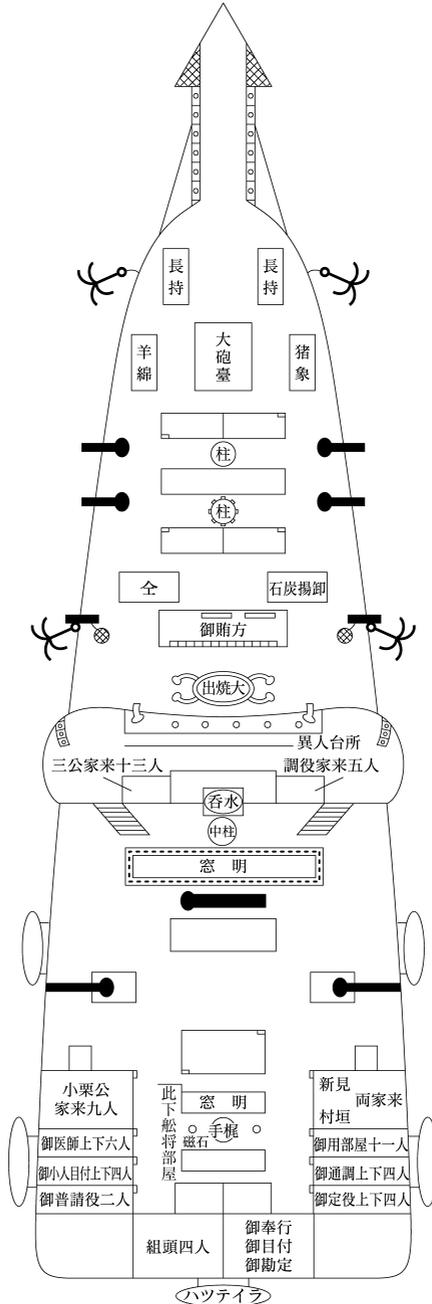
塩澤彦次郎内

木村傳之助正盛 二十八歳

辻芳五郎内

中村信五郎信仲 二十七歳

喜三郎 三十九歳 素毛 三十二歳 文蔵 三十五歳 恒蔵 三十七歳 半次郎 五十五歳 鉄蔵 二
 十二歳
 上下惣人数七拾七人



一 正月十九日晴横濱湊ニ碇泊す諸荷物取調并御賄所手狭ニ付異人方心付棚ホを拵候事今四時御賤として神奈川表方酒井隠岐守様赤松左衛門尉様御来舩夕方御帰之事同舩ニ喜三郎老人便舩ニ而横濱へ相越す九ツ半時過同人帰帆致候今昼御賄鮭也調物有之候ニ付七ツ時方喜三郎文蔵横濱江相越す一泊す夕方御普請方御膳相廻らさる故御書付被仰渡候夕飯干物ニ而御賄差上る終日西風夜に入大風船中ニ而紙帳挑燈不相成候段被仰觸候事

一同廿日夜明頃方風和く喜三郎文蔵六ツ時過横濱方帰船終に北風同七ツ時異人人数十人ニ而始末奥行之事今朝迄

二御米都合五俵相渡ノ事同夜御目付方火之用心專一ニ可守段被仰觸候事

一同廿一日晴雨不定午後雪降出し候今日ドシタクニ付滞船今朝御賄昆布雑魚差候八ツ時雪一寸餘積り候午後午

一疋横濱を積込候昼を御張出し其文面之記

日本乗組人可相守規則

第一

一船將部屋之外船之中段ニ而煙草を免さす

第二

一船中ニ而紙帳挑燈を用ゆべからず

第三

一船將部屋之外夜四ツ時限燈明を消すべし

第四

一煮焚所ハ夜五ツ時ニ仕舞へし且日本煮焚所之火ハ夜五ツ時ニ消すべし

第五

一煮焚所之用水ハ水置所を樽ニ而船中荅人前凡二升之割ヲ以與ふべし

第六

(欠)

第七

一合葉又ハ火器類は日本人に渡せし部ヤ内に置へからず

第八

一部屋内に火を免さず

第九

一船中火之用心之爲諸燈明を第一ニ心付べし

第十

一役人之外船中之士官之部屋ニ来るを免さず

第十一

一右之方便所ハ第一等役人左之方便所ハ第二等役人ニ而徒者共ニ船長之方を用ゆべし

第十二

一船中之者共 彼方水夫等を云 日本人に対し過ち有之者之時ハ通弁人ヲ其段第一等リウテナント官ニ知らすべし

右之通船將ヲ申聞候間銘々堅可相守事

一御賄處火之元御見廻り御番割廿一日ヲ始而廿一日御普請役廿二日御小人目付廿三日外國方以後右之順ニ而御届可申上候事同夕方異人共船中ニ而雪玉打合戯れ候事同夕釣瓶一ツ団扇六本便船ニ而届是昨日文蔵調置候分也

一同廿二日晴天正五ツ時横濱湊出帆北風寒暖計四十九度四ツ時頃浦賀湊を右之方ニ見て走正九ツ時頃右之方ニ豆州大島を見る儘ニ三四里之隔也左ニ房総半島之鼻を見過る蒸氣車之轟ニ而船中地震の如し勿論御賄諸道具御臺所辺ニ積重有之候處異人ヲ波高二及び損う程も難斗段申聞候間不用之物ハ夫々仕舞申候御賄願大根汁豆腐ニ切

鰯也大嶋沖辺ニ而漁四艘本船へ近寄て来る又此辺ニ而異船式艘見請候寅卯之方へ向て走る同夜中雨降出し候
一同廿三日晴午後雨降西北風雨ニ及寅卯へ走る昨正午より今正午迄亜之百七十八里今朝最早日本之地方毫毛程も不
相見候惟四面洲茫たる大洋のミ也八ツ時より風相増波天を蹴る一同無食ニ而濟候外なく無事なるハ半次郎一人也
昼頃より弥助引籠候今日四百三十馬力夜五ツ時より雨降出入大荒ニ而折々船中江浪を打上候臺所新抔流失致候事
一同廿四日晴陰不定 方位 寅卯明頃霰降出し大波ニ而船を動し部屋々々之棚之物皆落候程之事正午迄貳百三
走る三百九十馬力寒暖計五十度部屋々々江半次郎一人ニ而粥抔焚差上る今昼時牛一匹打殺し候八ツ時大嶋之位
之水鳥一羽船中ニ而異人生捕候事

一同廿五日晴半陰北風後に雨降出 方位 寅卯江走る正午迄二百四里四百三十馬力寒暖計五十度也

一同廿六日晴東風ニ而 方位 寅卯之方ニ向ふ正午迄二百廿五里五百三十九馬力寒暖計五十二度也

一同廿七日晴南風正午迄百九十里寒暖五十六度夜ニ及大風雨 方位 東北夜中大荒ニ而本船数ヶ處損し候バツ
ティーラ一艘流損す船將二十年來航海をなすといへ共斯る難風ニ逢し事初而の由今一際強き時ハ帆柱を下け一
同船底ニ入天の助けを待の外無之と翌朝申出候趣ニ而馬力不詳無事なるハ半次郎外一人も無之皆部屋ニ而祈念
のミ也

一同廿八日晴朝南風午後西風正午迄百五十四里 方位 寅卯寒暖計五十六度三百三十馬力今日も相応ニ浪高く
皆々不快也

一同廿九日晴陰不定正午迄二百八里 方位 東北也五百三十八馬力寒暖五十六度今日迄千四百二里走る

一晦日陰北風又東風ニ成 方位 東北逆風正午迄百八拾里寒暖五十五度馬力不詳

一二月朔日朝陰西風正午迄百六十五里 方位 東西四ツ時より大風雨ニ及ひ五百廿八馬力寒暖五十四度今日ハ亜國

之始祖ワシントン降誕日ニ付船中異人祝砲色々料理致候事

一同二日朝風雨正午迄二百二十里寒暖四十八度也 方位 東北夕六ツ半線を行過る

一同三日晴西北風 方位 東正午迄貳百二十里今昼時ハ朔日之誕生日雨天ニ付祝砲二十一発大砲也今十二時東西半球夜ニ入雨降出し候事

一同四日朝晴正午迄二百四里 方位 寅卯乾風ニ而寒暖五十五度也

一同五日朝晴正午迄二百里 方位 寅卯風乾ニ而寒暖五十五度也

一同六日晴 方位 寅卯東風正午迄百八十里夜四ツ時ハ烈風ニ及ぶ

一同七日晴東北風 方位 寅之方正午迄百六十三里寒暖五十五度也

一同八日朝陰正午迄二百九里 方位 寅卯今五ツ時ハ転揖致しサントウ井ス方江向て航す其故ハ日頃逆風且ハ去廿七日夜暴風ニ而船中一同瘴癘并薪水石炭ホ闕亡ニ相成候故也全千里餘之費也寒暖五十九度也

一同九日朝陰西東風正午迄百七十二里 方位 辰巳昨夜中ハ暖氣ニ覚へ候昼頃六十五度也一昨日ハ逆風勝ニ而追風無之候素毛今日ニ而二日半引込候

一同十日朝雨降出し昼頃ハ晴東風正午迄百五十二里 方位 辰巳寒暖六十五度也

一同十一日朝曇東風 方位 巳之方正午迄百十里南風寒暖七十度也

一同十二日東風烈しく半陰正午迄百五十八里 方位 巳之方寒暖七十二度也

一同十三日晴東風 方位 巳之方正午迄百七十里終日風強く逆風午後時頃之季候江戸之四月中旬頃と同断也寒暖七十五度也

一同十四日晴東風正午迄百五十一里 方位 寅卯今朝七ツ時ハ船之左之方に當りサントウ井ス之地方山々見ゆる

弥以六ツ半時彼島より爲案内小船二艘ニ而乗組四五人本船に着上す早朝より一統蘇生之心地ニ而髮月代閑致候事尤山之形異風ニ而樹木少し段々山々近寄島につき異人共一統船具帆繩ホ迄取片付繁茂之事ニ候夜明頃より日の丸并米里堅之両旗を揚候扱弥以湊口相見之候異船大小凡四五十艘泊船す市中之家造り是又異風浪戸場ニは貴賤老若見物之者衣服色々ニ而花野之如く見ゆる川岸より一町も隔て碇を卸す夫より彼島之役人来る船將ニ談し帰る八ツ時バツテイラニ而正使御始一統上陸す兼而通し有之ニ付車数挺之連馬ニ而引御徒者方我ホニ而四五人宛荷物之上杯に来旅館迄凡十二三町程も有之市中見物之者群集す

一大日本國横濱より當國迄亜数七千〇九拾一里朝数にして二千〇四拾五里也寒暖七十四度旅館は右之方也門前に高く板額有之亭主之名を「ヒュクサン」と云國主の名「サメハメハ」と云　ホノロロ府住居ス　年齢ハ[欠]諸島之政令を受く寒暖昨同断今日御賜物海魚野菜菜木瓜大角豆ホ調相用候西瓜も有之味本朝之通なり

一同十五日戊朝曇雨降出し日本五月雨の如し折々大雨降る今日薩摩芋夫々に相調候壹貫目に付価コウトロ也昼時より當時之島主江謁見に御越し候皆車ニ而候七ツ時に御帰館後本國王方うぐひの如き長サ二尺程之大魚ニ尾献上す直に料理被仰付候事一同休息入湯す水の如くの湯也夜中時々半鐘を撞聲を揚る是ハ非常を戒るの爲なりと扱高楼より見渡すに左ハ山岳なり去ながら禿山にて樹木ハ稀也寒暖七十三度なり

一同十六日晴雨幾度も変す扱箱館航海便り有之趣ニ付夫々宅状可致様被仰觸候間連名ニ而壹封相認相願候事昼後に弟波丹之コムドル當處出張之コンシユル其外之士館ニ来り候昼後より村垣様小栗様成瀬様塚原様市中御遊歩今夕日本人上陸す新文書大判物獻上致候事

一同十七日晴陰定らす四時より御正使御始當地之王之叔父ミニストル之館に御出車有之半時過に御帰館之事寒暖七十五度也

一同十八日朝晴十時ニ本船コムトル上陸ニ而御正使御同伴ニ而国王之居住處住處江御出車時ニ雨降虹時々ニ立候寒暖七十五度也

一同十九日晴弥以今日御乗込之段相立候ニ付早朝ノ荷物取調旁以繁用之事尤御賄具一處に乘出し弥助先ニ相越候塚原様御預之德利五本渡場ニ而異人共盜取此段御乗込之上御届申上候事十二時ノ御正使御始御一統川岸迄御車夫方小船ニ而御乗込ニ相成夕飯方御賄相勤候寒暖七十四度也

一同廿日

一同廿一日朝晴今日も滯碇九ツ時沖合ニ英船二艘見ゆる七ツ時蘭船二艘此湊入津す今日別而暑し寒暖六十七度

一同廿二日朝晴午後陰寒暖七十六度也折々雨降出る今日も島主之使折々通船有之候事

一同廿三日半陰半晴今朝ノ石炭并薪水数船ニ而積入候事夜五ツ時ニ漸仕舞候事寒暖七十六度也

一同廿四日朝雨降正午時ノ御用ニ付日高様御用弁名村様御家来御上陸七ツ時に御帰船之事寒暖七十三度也

一同廿五日朝正四ツ時ノ入湯之爲一統上陸御免ニ付先達中之旅館ニ行入湯又洗濯物ホ致し夕方本船江帰候寒暖昨同断

一同廿六日朝晴正九ツ時ニ島王御暇乞之爲弟波丹に来る尤外ニ士官或ハ婦人小童迄群来りて終日船中賑敷事正午時本船ニ而祝砲廿一発す寒暖七十六度也

一同廿七日晴今朝之御賄汁也御昼ハ菜ニ鶏卵之つゆなり弥以今日ハ出帆ニ付島役人大勢爲御暇乞本船江相越し候今日國王ノ新文紙大判粟献し候事正八時當湊解纜東北ニ向て航す勿論四五里之内ハ山を左に見て走り候寒暖七十六度也

一同廿八日朝陰正午迄百里 方位 東北西風也寒暖六十八度當港方サンフランシスコ迄凡式千二百里有之相当趣

之事

一同廿九日朝陰正午迄百廿八里 方位 東北風也今昼時船中一同調練す寒暖昨同斷

一三月巳朔日朝晴東風正午迄百四十六里 方位 東北寒暖七十二度也

一同二日晴東風正午迄百六十六里 方位 東北寒暖六十九度也

一同三日朝晴當賀弥助 弥助乗組名前無之如何 終日不快ニ而引籠る今日ハ「サントー井ス」出帆より初而追風西北にて正午迄百拾里走り候事 方位 東北寒暖六十六度也午後五帆不殘揚げ候今四ツ時方ゴレイ官始メマドロスに至迄鎗鉄砲ニ而大調練有之候八ツ時に終ル實に見事也八ツ時方少々雨降出る弥助一句あり「雖ならて棚に並ふや船の中」と申捨に御役々様も御詩作和歌ホ有之候

一同四日晴雨北風正午迄百四十八里寒暖五十九度也

一同六日朝曇西北風 方位 東北正午迄百拾一里寒暖六十四度也今日残り物御改ニ付

書上覚

白米 三十七俵 味噌 五樽 醬油 十三樽 澤菴漬 十一樽 梅干 九樽 〆五品改 同夜ニ入小雨降出

し候事

一同七日晴南風正午迄百六十三里 方位 寅夕方小雨降る寒暖六十三度也

一同八日晴今七ツ時前頃に北海之方日之如く一圓に赤き事極星之理かと一統不思議ニ思えり明るに隋ひ薄く消る

正午迄百七十里 方位 寅寒暖六十度也

一同九日晴東北風正午迄百五十里今朝サンフランシスコ之近山連々として見ゆる八ツ時彼湊口に懸る船方右之方

二見ゆる則市中を見渡す繁花之湊ニ而数船碇を下し居市中地面之高低有山上に至る迄町続にて臺場も見事也湊

入當處海内東ニ向えり夫より即時に小船ニ而此地之士官乗来り二月廿五日ニ勸臨丸着岸致候段言上す且當時
メールス島にて造作中之由依之直様弟波丹メールスに趣候此川尤三拾里にて川幅式三町^五又ハ拾丁餘も有之又
ハ牛馬も放し有之樹木の様子迄絶景也右メールス迄之間に川有りて蒸気船其外小船数艘見受候七ツ半時メール
アイラント申處之方江着す川岸ハ長六尺^五沓丈ニ及幅二尺位之切石ニ而畳メリ本船直着也御船ハ弟波丹^五三十
間程川上に着せり御船之義ハ正月十九日浦賀出帆船將始乗合総人数七拾六人内異人十三人有之趣ニ候正月廿七
日夜之大風に御船数ヶ處損亡し乗組沓人病死之由承り候寒暖六十度半川向之方ニ人家四五十軒程見ゆる着し候
方ハ造作小屋其外漸々に拾軒程に及へり本船^五棧橋ニヶ處を差渡し上陸通用す夜中本船之士砲持式人ニ而警固
す

一同十日朝陰四ツ時木村撰津守様佐々倉様勝麟太郎様本船江御来入ニ而暫時之程御咄し被遊御帰宿昼後^五成瀬日
高辻塩澤右の四君木村公之旅館に御泊之事今朝^五終日小車ニ而石炭積込候事同夕方長四尺程之鯨一本異人^五献
上ニ付夜飯に焼御一統江差上る此残ハ森田様江御召ニ相成候寒暖六十度也

一同十一日朝曇正七ツ時^五起御弁當用意被仰付候今正九ツ時^五御三公御始森田様成瀬様御始其外御役之都合御上
下^五囚人様ニ而サンフランシスコ江御下船ニ付御賄方ハ恒蔵文蔵鉄蔵三人茶碗之類味噌漬醬油ホ持参○七トル
半喜三郎^五文蔵江相渡遣候御迎船ハ昨日彼地^五参本船之川下に着す蒸気船ハ美を尽せり凡二千石積御乗込之時
本船ニ而乗を奏し出帆之時祝砲を発す近岸ニ有之候船館ニ而同発す當處之コムトル職本船之筒先通行之時
発し候所火氣ニ而少し致怪我候由之事御残り之分式^{本マ}拾余之御賄ニ懸る今昼時大煙出し候中筒修覆之爲大綱ニ而
引揚川岸江釣渡す石炭昨同断積込候夕方より雨降出し候

一同十二日陰今日船ドンタク今昼時長サ二尺五寸位之大鯨一尾異人より献上す仰ニ隋ひ御三公様^五刺身御式十人

様分雉子焼ニ致し差上る御賄方ハ切干のミ也今七ツ時御徒士方迄廿六人便船ニ而御帰恒蔵并鉄蔵肴買調帰候事
文蔵老人彼地ニ相残候同夕御船勸臨丸ニ湯出来ニ付相伴ニ罷越候事今日も折々雨降出し候寒暖六十度也

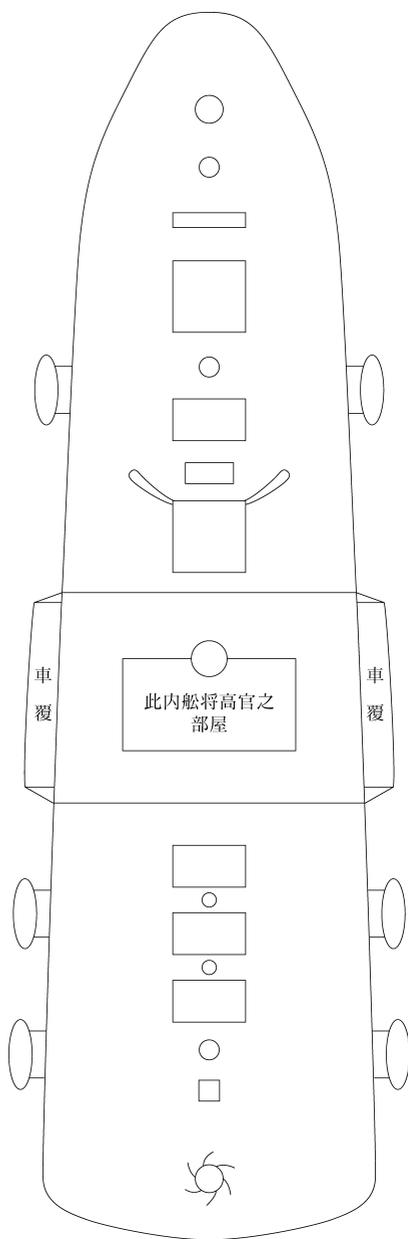
一同十三日朝曇今四ツ時方森田様御始御役々様方御残り之人数三十人様なり今日も終日石炭積込候夕方大雨降出
暮頃サンフランシスコ方御三公御始御役々様御帰船尤恒蔵鉄蔵一所ニ帰る豆腐油揚海魚ホ調来候ニ付直ニ夕飯
焚彼魚ニ而御帰り之方々江差上候鉄蔵帰り直ニ不快ニ付引籠候今昼時當所之異人方大鯨半分献上す寒暖計五十
九度也

一同十四日晴今日森田様ニ而四人塚原様ニ而三人其外松本様立石様ニ而三人メ拾人様御賄方弥助老人○五ドル喜
三郎方請取醬油樽沢庵漬十本持参正午時乗込蒸気車之土官始異人凡式十人程也夫方早行す此川中程ニ而當國之
大船ニ行違ひ船将同土出て遠礼致し候八ツ時頃湊口に至り當處之臺場凡壱里丸位之岩山ニ而右之方ニ見へたり
氣色佳なり八ツ半時湊に入碇泊す則右之方江着す諸國之船凡百艘程も懸り川岸迄に半里隔て一統小船ニ而上陸
す

今日之川蒸気船正面略図

長サ式拾間位 幅四間位

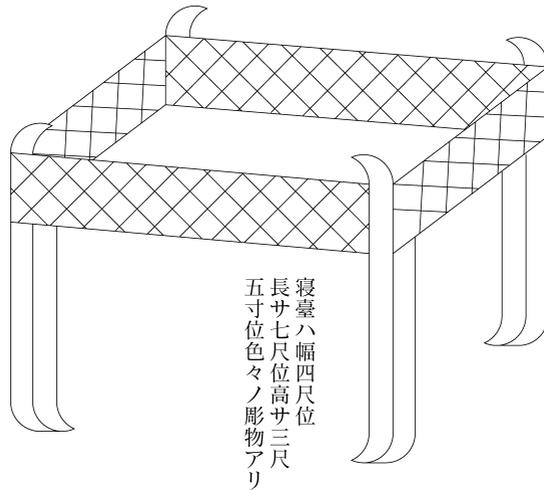
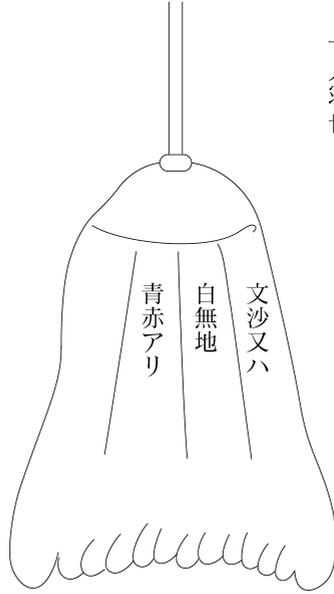
車覆出五尺余 小船を六艘釣たり



湊之川岸ヨリ兼而迎之車数馬参り居候上下共乗市中凡八町程山手ニ入旅宿處は右之方ニ而町名「チヨキソンスーリ」と云「名をホテルインテルナシヨナル」と云此處之家数一萬八千餘戸人口男女十萬餘人其内に唐人男千五百人女五百人程也家ハ五階造之大家也間數も百三十八有之家内之人數欠人と申事ニ候扱今日旅窓前江下車之時飯野氏の刀鞘走り候而馬方之童子此刀を握り指先少々斬候様子之事御賄之義ハ先賄ニ付御菜一種伊勢屋と別段可差上様御定役被仰渡候ニ付左様取計候事猶今日諸向様當宿御出立御帰船之趣行違ニ相成候八ツ時と諸向様市中御見物ニ御越ニ付拙文蔵と兩人ニ而近町見物す唐人酒店江参り居其外支那人男女共余程見請七ツ半時御一統御帰宿直ニ食事場処忝番下ニ而川口より右之方曲縁六行ニ而並數百三十餘有之此席幅六間程長サ八間餘程ハ無之実以見事也料理數々酒も三色程出候御上にハ別席也當今夕方文蔵が申やうハ昨日迄之

御賄菜料不足ニ付御定役并御医師御普請方ホニ時借り有之趣申立候間喜三郎方請取参り候五ドロ之内三ドロ
半相渡則返上相済申候拙者之部屋ハ四階目奥口方右之二番目也

蚊屋之図
一人寝也



寝臺ハ幅四尺位
長サ七尺位高サ三尺
五寸位色々彫物アリ

扱今日當湊御出立之御方々夜五ツ時弟波丹江御帰之趣帰り後承候寒暖六十式度也

一同十五日朝曇六ツ半時頃宿處方老町半程隔し横町方出火有之趣ニ而半鐘を撞搔き候ニ付弥助市巾行序ニ近隣
迄相越見物す諸町火消道具を馬車ニ積甲笠を被鳴物金銀之簷印を立十方方馳集り速ニ華筒方水を出し忽ち消す

宍軒内之家財焼天井焼抜両壁ハ例之焼焦積立ニ付別条無之様子今朝御賄油揚之つゆ差上る支那人店ニ而相調候を見るに二寸ニ三寸位厚七八分も有之味日本之通り豆腐ハ絹漉ニ而白キ事雪の如く厚サ三寸程を径し六七寸四方ニ及へり正五ツ時諸向様市中御見物ニ御越被遊候事今朝文蔵江一ト口相渡す昨日分共メ三ト口半相渡當宿處ニ御船之勝麟太郎様佐々倉様松岡様萬次郎様外ニ御家来三人同宿被成候事昼時ニ雨降出し直ニ止ム今九ツ時御出立之旨被仰出候得共雨天ニ付御延引今昼御賄菜湯豆腐差上る昼後雨中文蔵同道ニ而二町程行八百屋江相越唐の廿一ト口分相調御夜飯御菜に差上る七ツ時過頃成瀬様御始御残り之御方ニ御来船同夜近町ニ芝居并大男の見せ物有之ニ付各様御見物ニ御越我ホ文蔵居残り候事本船ハ今日も石炭を積込候事寒暖五十七度也

一同十六日晴今朝御賄菜油揚ニ葱昼飯ハ海魚也今昼方御帰船之趣被仰渡夫方御荷物夫々車ニ而川岸江相廻し候塚原様御先ニ御乗込被遊候今十一時弟波丹方御出帆之趣ニ而御残り之諸向様夕方方御到着被遊候事今正八ツ時於臺所文蔵醉狂之上異人と及爭論彼異人ハ懷中ニ鉄砲を出し文蔵ハ脇指を抜んと致候故多くの異人共取揚夫方塚原様御始御役々様御立合御下緒ニ而御戒之上彼部屋江異人共釣り揚げ本性ニ相成候迄御番式人被附置弥助に心附可致様被仰渡候事此争ひ中ニは弥助ハ他行ニ而不居会間もなく帰宅驚入候事夫方七ツ時ニ諸向様車ニ而御出立弥助も文蔵ニ附添歩く然ル處便船無之ニ付川岸ニ夕暮迄相待候處則弟波丹方迎船来るニ付御上下メ拾式人帰船之事右本船ハ今八ツ時ニメールス出帆七ツ時過當湊着川岸方三町程沖ニ碇泊す

一同十七日晴今五ツ時御一統御乗込且今朝弟波丹コムール士官三人別船ニ而バナマ表江航す是ハ先着してバナマニ而蒸氣車其外手當之爲なり寒暖五十四度也

一同十八日晴七ツ半時頃サンフランシスコ出帆之時當所之臺場ニ而祝砲す二十一発本船ニ而も同断発す湊口を放れ転揖辰巳ニ向つて航す西風なり寒暖五十六度也

一同十九日朝曇 方位 辰巳之方西風正午迄百十七里寒暖六十三度なり今七
ツ時三日目ニ付文蔵事御免ニ相成候事

一同廿日晴 方位 巳西風ニ而正午迄貳百五十里今昼時鮫片身并鮭献上ニ付
御一統江差上候事今日寒暖計昨同断

一同廿一日朝晴西北風 方位 巳之方正午迄貳百四十里寒暖六十四度也

一同廿二日晴北風 方位 巳之方正午迄二百十里寒暖六十六度也

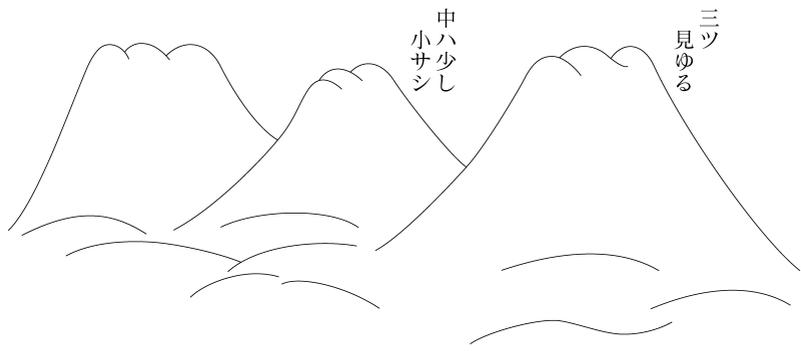
一同廿三日朝晴 方位 巳之方今昼時水夫ニ至迄戦争調練船中賑敷事正午迄
二百一十一里寒暖七十四度也

一同廿四日晴西北風 方位 巳之方正午迄二百二里也寒暖七十五度也

一同廿五日晴東風 方位 卯之方今三時頃船之左右江壺丁程隔る「ホークス
と云長サ七八尺も有之魚数多浮遊す大ききハ三間位も可有之成又飛魚も二
三十宛連尾す是を十間位も隔て見ゆる又六ツ半頃より右之方巳に當る「ソ
コラと云島地三ツ見ゆる此島迄海上十二三里も可有之哉今昼羊大キなるを
一疋殺し料理す今昼時御定役方を向後醬油之儀多く不遣殊大切之段被仰渡
候事同夕方船尻に於て小雁などの水鳥一羽水夫殺す同夜鳳鳥の羽異人を献
上致候趣之事寒暖八十二度なり

一同廿六日晴 方位 卯辰海上如川正午迄二百十三里今日も昨同断ホークス
魚左右ニ浮けり今昼時々船中之異人一統更衣白地之服に改む夫を講釈有之

魚左右ニ浮けり今昼時々船中之異人一統更衣白地之服に改む夫を講釈有之



候同夕昨日通の水鳥船先に生捕此足に老丈程の繩をつけ放シ遣し候事尤暮際迄帆柱之辺を立廻る今日別而強暑
寒暖八十五度也

一同廿七日晴 方位 卯辰正午迄二百四里今昼時船之辺江ホークス浮遊す寒暖八十七度也同夜五ツ時頃北極星を
実ニ低地ニ見たり

一同廿八日晴西風 方位 卯辰之間に向ふ正午迄二百三十里此辺ニ島見ゆる四季青葉といへり今夕方も水鳥三羽
迄生捕船中ニ而水夫戲斲す寒暖計八十八度なり

一同廿九日晴南風 方位 東ノ方卯辰ニ向ふ正午迄二百十五里今昼時庵原生と鉄蔵口論致候事別而強暑八十九度
也今夕方巳午之間に當て稲光甚し夜に入寅の方ニ而も光る又雷鳴も有り

一晦日晴南風正午迄二百十五里 方位 東今午ノ刻弟波丹日輪之直下に有斗四度下る八十五度也太陽十二度也
一閏三月朔日晴南風 方位 卯辰正午迄百八十里昨今日輪北之方ニ見ゆる今朝水切ニ付飯茶飯之如ニ付焚直し

被仰渡候今朝残り居候午房一種芋共々水夫ホ海中江打捨候事七ツ半時ホークス浮遊ふ旦夕方帆柱之鏝際ニ而長
サ三寸位蟬の如く大蛾一匹生捕たり異形軀也寒暖計八十四度同夜五ツ時頃雨降雷電致し夜半大ニ寒し

一同二日

一同三日晴北風 方位 辰の方正午迄二百四十里今朝今昼時法談あり八ツ時英國之軍艦三本柱大船也本船半
町余隔て北之方を行違ふ士官甲板に出る高聲ニ而曰「ユナイテツステツホーハタン」ト名乗る則合衆國軍艦
ホーハタンと云意也計八十二度今夕本船左子丑の方ニ當る 角長岩山老ツ見ゆる五六里を隔てり同夜松本
様方酢德利二本御預申候事

一同四日晴北風 方位 刃之方正午迄二百里五ツ時北之方二十里程隔る「ミンウン」と云高山見ゆる九ツ時方戊

亥之方ニ高山近く見ゆる今五時ヲ交航寅之方江向けたり是ハバナマ之湊門を得る爲也右之方の山ニ附廻る也八ツ時ヲ風雨電到り寅卯の方に二里余隔る異舩壹艘見える又戌之方ニ  長三四丁之小島を見る尤右之方ニ小島式ツ並見えたり其島向に地之高山見えたり

一同五日晴明六時バナマ湊に着岸す本舩ニ而祝砲メ九発す當處軍艦も同く九発す華旗日之丸之両旗を揚く是ハ先達而コムドル先着して命令を施し兼而待設け愛敬也八ツ時荷物を迎え舩五六百石積位  荷舩ノ形 小舩之蒸氣ニ而引来る夫ハ不残荷物士官立会ニ而積渡し上乘ハ異人のミ也同刻バナナ出張之士官拾人本舩ニ来る用談して帰る

一同六日晴暁七ツ時ハ一統起る御賄具無之ニ付握飯ニ沢庵漬用意早速諸向様に差上候處六ツ半時御迎として異舩一艘来るニ付御一統御乗組尤蒸氣舩也

一同七日晴四ツ時少々曇十時ニ解纜「ベンウヲル」出帆子之方ニ向ひ航す八ツ半時「イスバニヤ」領之内「ホーテヘロン」ト云入江に下碇す是薪水を此處ニ而積入る爲也此處之地風交之方に海面を見渡し其外連山崔巍たり麓には人家拾軒斗有本舩「ロノヲク」下碇する麓にハ九尺四方位之茅屋一軒有り是ハ諸舩積入薪水を守護之者也軒に聊之菜畑杯アリ鶏十羽餘放せり此小屋に男女三人住り着舩直に舩の左の

リゲータフ

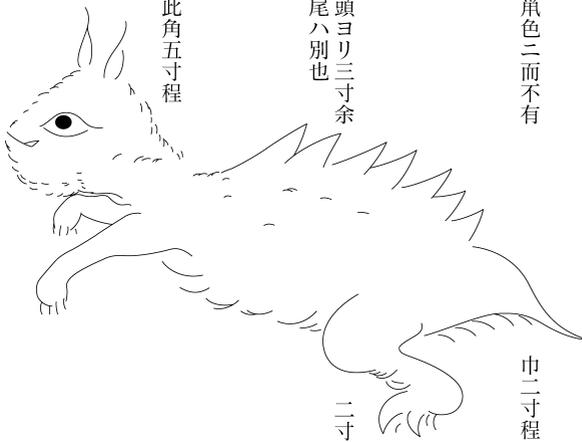
単色ニ而不有

中二寸程

頭ヨリ三寸余
尾ハ別也

二寸位

此角五寸程



方々寛華を湊口へ引張此谷水ハ小屋之左之方ニ流落る本船之水陶江水入候事凡三十間も有此辺ハ四季青葉たり
寒暖計八十七度也

一同八日晴昨夕方今朝ニ至リ水不絶入候事四ツ時方小船ニ而禁へ諸向様夫々御上陸ニ付我々も御跡方参行彼水番
屋ニ而休息氷水一統江出したり此小屋方谷の奥迄三十間程也細道也茂草小路に石畳の如く也尤凸凹ニ而蟻数多
居る大小螿す又木の実数品あり右谷中式尺より六尺位もあり水至て和かにして少し甘味あり波水深き處にて各
洗濯入江の川岸ニ而水遊す此谷の辺ニ立木あり石龍之如きもの居けるを異人短炮ニ而打落す小屋ニ持参るを見
るに恐しき形象至て毒虫の由下の図の如し此外山中に強虎狼又ハ大蛇クチナハの聲数多住める由ニ付異人方申
聞奥深入事を不許御沙汰ニ而八ツ半時迄ニ皆々帰る此川岸ニ五六寸の魚数多居リ又昨夜半に何と吼聲を聞く者
あり夫より七ツ時上陸當湊を出帆す 方位

一同九日晴北風 方位 寅正午迄九十壹里今四ツ半時水夫之病死式人船中格子左右窓より吊經濟後に臺板に乗せ
上に國印付淺黄の緋を覆ひ死骸い白綿之袋に入砲玉を裾の方に入添異人四五人ニ而左右江荷ひ出し絹を取臺之
上より迂り落す実に哀れなり寒暖八十四度也

一同十日朝晴北風 方位 寅正午迄百一里也寒暖八十三度也

一同十一日晴東風 方位 寅正午迄百三十七里也寒暖七十九度也

一同十二日晴 方位 寅三方正午迄百八十三里也寒暖八十二度也

一同十三日晴東風 方位 寅正午百七十五里也今七時東ノ方に「キューバ」と云島見ゆる則「イスハニア」領之内
其長サ七百里有「アスペンワール」より此辺都而「カルビン」海也寒暖七十八度也

一同十四日晴東風正午迄百九里 方位 寅卯今日本船之右之方江キューハ島見ゆる折々高山有り寒暖七十一度也

一同十五日晴東風 方位 刃寅正午迄百七十里寒暖七十六度也今昼時垂之蒸氣船本船を三丁程東之方を行違ふ同寅頃を亥の方式十里も隔る小島式ツ見ゆる也

一同十六日晴東風 方位 刃寅正午迄百八十里也寒暖七十九度昼後本船之左右江十四五丁又ハ三四里を隔て異船三艘見ゆる今昼時も船中大掃除ニ而一統困入候事

一同十七日晴昨夜半を追風宜く南風 方位 刃寅之方車止メ帆不残揚る正午迄二百二十三里寒暖七十八度也

一同十八日晴東風 方位 寅正午迄百四十六里也今昼後御荷物不残船底を出し當時不用之分御残之段被仰渡夫々御一統取調候事今夕方も船を艘見受候残米一俵出候間明日分不相頼候事寒暖六十三度也

一同十九日晴北風 方位 子正午迄百七十三里昨日之調残り御賄荷物ホ取調不用之物異人江相頼候事寒暖六十七度也今夕少々雨降出ス

一同廿日曇東風 方位 子昨夜より大ニ寒サ強く又々今日を米御立合之上請取り候事正午迄百七十三里今昼頃小船四五艘左之方地近く見ゆる酉戌方ハ地続也高燈籠見ゆる凡二里位も隔へき也又亥の方ニ小島見ゆる夕六時方ニ「ヨロク」を十七里前「サントイホク湊」に下碇す夜五ツ時ワシントンの命を請「ブレス」来て直ニ都府へ着船可被成旨を報告す此所方ニ「ヨロク」の市中見物ニ見ゆる諸國之大小船数柱又ハ出入之船多し景色も佳也折角之着船を又何里かを差戻る儀ハ當處より上陸に及ひ候得は都府迄式百里之間に大川を式ケ所有之日本人之荷物多ニ付蒸氣車ニ而運送無覺束故之風説も有寒暖六十度也

一同廿一日曇今日滞船ニ而扱當朝風聞に江戸在住之「コンシェル」ハリス」死去之説有故ハ支那人之新文史ニ載せりと云寒暖六拾壹度也

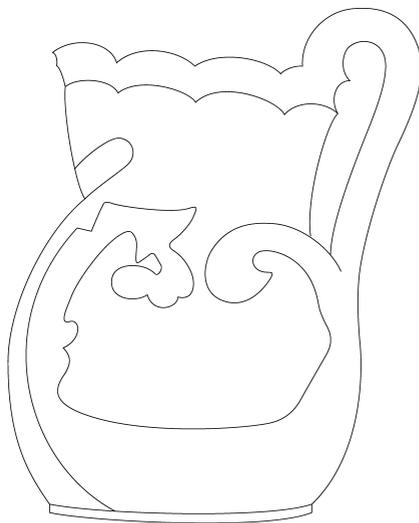
一同廿二日陰東風今日正使を是非「ニウヨロク」江上陸を好望す其注進「テウカラツ」を以て都府ニ通す且三

密剣多之中ニ通報有り故ハ廿日の記ニある如ク二百里之道筋に大川有り萬事不都合之趣故也夫ニ付弥以ロノヲ
ク今十時頃に當湊を出帆 方位^図之方江戻る

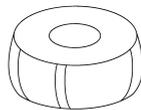
一同廿三日陰夜五時に至リ「ウエヤ」と申處江着船下碇昨夜水夫壱人病死ニ付今十時水葬す行列先に申通り也

一同廿四日晴十時ニ華盛頓^方「レデルヒヤ」と云蒸氣船迎として来る其長サ三十三間幅七間三層にして花美なる
事先ハ二段目之南側ニは寢處として百三十八ヶ所いわゆる押入之如く也赤地緞子の幕を一面二張り間毎ニ白地
之帷を掛處々ニ而大なる姿見鏡又ハ山水人物之額を懸け都而船中造作之飾ハ金滅金を以ず艫之下に食料所有ニ
ヶ所^{柳カ}階子有上下す飯臺器財理結構なる事實以筆端に尽されず

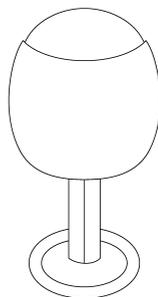
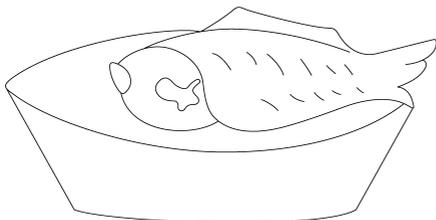
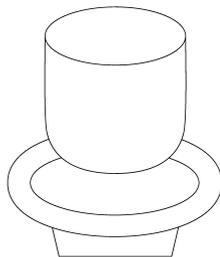
一同廿五日晴明方より都府之流末之川口江着懸る是^方ワシントン府迄川豎百二拾里其間之川幅ハ半里又は十町位
其兩側に人家折々有之又見通しに畑有り小麦青々として景色宜し又此間上下之船數艘に逢ふ又川の右に小川落
合ふ場處三四ヶ所も有又流末川口より壱里程入右之方ニ臺場有旗を立り遠くより都府を左之方に見る又右之方
ニ是も家數多く見ゆる十二時ニ上陸す兼而下知有事と見へ陸ニハ八百人斗鉄砲を持四行ニ列而日本人之上陸を
警守す川岸より男女老壯共見物群集す尤正使御始一統連馬之車三人又は相向ふに四人乗也此真先に騎馬十六人
其外之「ソルダト」八百人使節之前後を警守す旅館迄送る町続き余程横町も通行す川岸より凡何町程乗り旅舎
ハ右之方角之家也 家を「ハウス 旅宿を「ホテル」と云



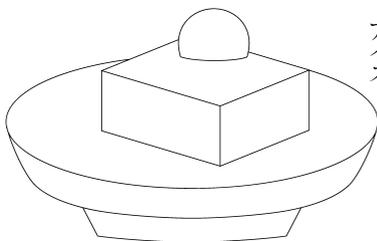
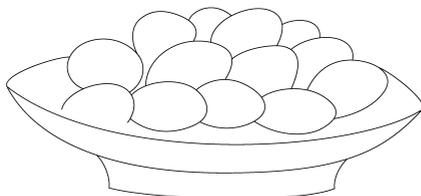
アイスライトル



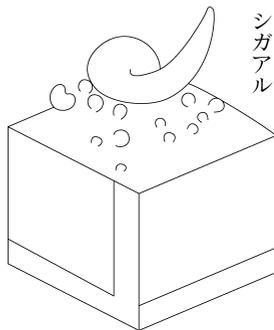
ソラルト



コツフ

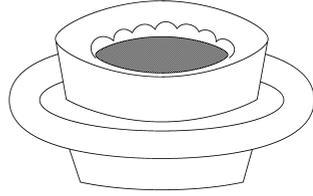


アイス

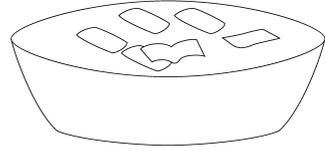


シガアル

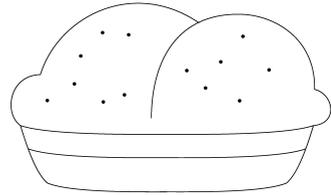
ポテン



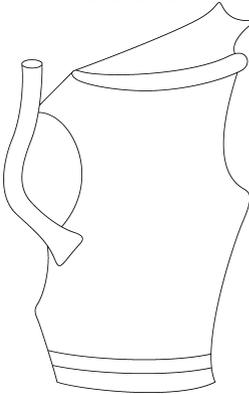
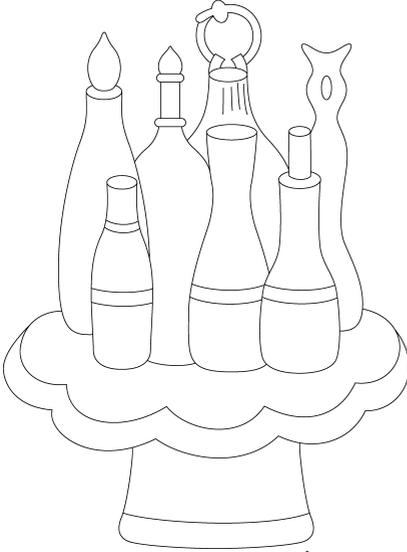
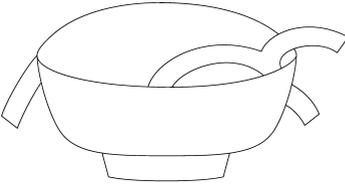
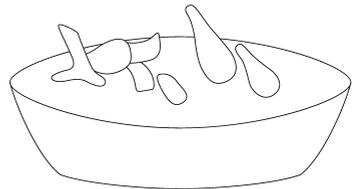
ハム

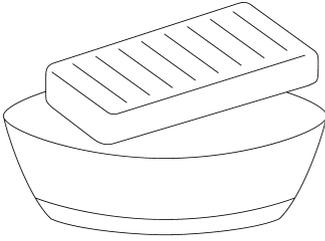


ライス

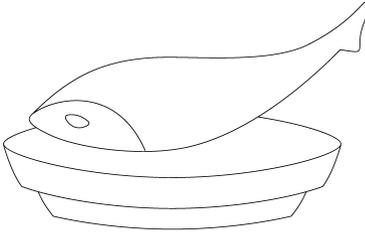
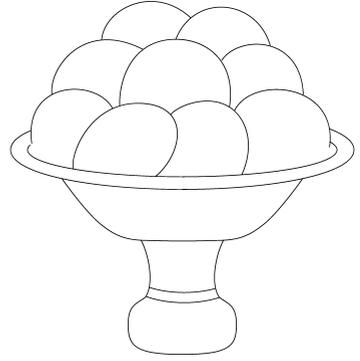


チケン

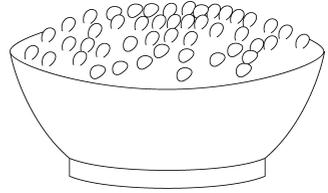




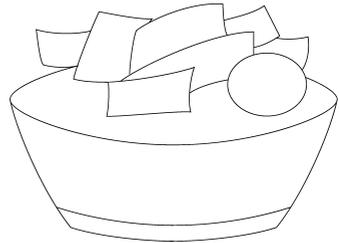
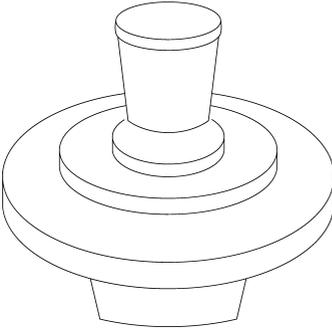
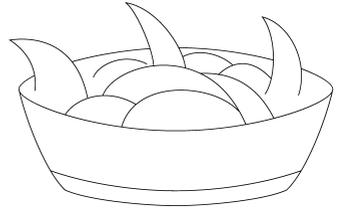
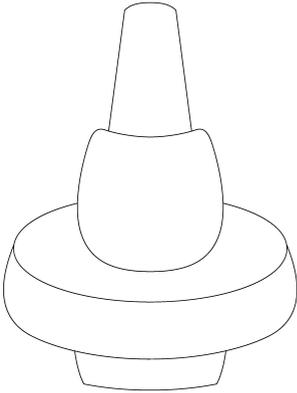
ケイキ



ベキ



アイスクリンス



(たちかわ しょうじ・本学非常勤講師)

所謂御伽草子「浦島太郎」流布本イC系統について

——石川透氏の絵巻筆者の説をうけて——

Reconsideration on The Book of a Fairy Tale of *Urashima Taro* Part III:
Accepting the ISHIKAWA's Hypothesis

林 晃平
Kouhei HAYASHI

キーワード：浦島伝説・御伽草子・絵巻筆者・流布本・異本

要旨

所謂御伽草子「浦島太郎」の流布本に新たに一系統が確認された。コロンビア大学図書館蔵絵巻、長野県立歴史館蔵絵巻、瀧門寺蔵絵巻、東洋文庫蔵岩崎文庫絵巻の四本である。これらを一C系統として分類した。近年石川透氏によって明らかにされた絵巻筆者から見ると、前者三本が、太平記絵巻筆者と同筆である。よって系統と筆者の関係が確認できる。また、挿絵の方も筆者のようには関連を今のところ確認できないが、異文のある程度に挿絵も違いが見出される。このように石川氏の提言は絵巻研究に新たな光を当てることになった。

一
所謂御伽草子「浦島太郎」の流布本、例えば祝言御伽文庫では、浦島太郎が龍宮に行くきっかけは次の通りである。浦島が亀を釣ってそれを放生した翌日、女がただ一人で小船で流れ着く。浦島は憐れんで訳を尋ねると、女は故郷まで送ってほしいと泣いて頼む。浦島は「あはれと思ひ」その女の舟に乗り移り送っていく。女の教えに従って「遙か十日あまり」海上を進み、着いたところが女の故郷であった。そこには銀の築土、金の甍のある立派な宮殿があった。そして、ここでさらに女はいう。

さて、女房の申（し）けるは、「二樹の蔭に宿り一河の流れを汲むことも、皆これ他生の縁ぞかし。ましてや遙かの波路を遙々と送らせ給ふ事、ひとへに他生の縁なれば、何かは苦しかるべき。わらはと夫婦の契りをもなし給ひて、同じ所に明かし暮らし候はんや」と細々と語りける。浦島太郎申（し）けるは、「ともかくも仰せに従ふべし」とぞ申（し）ける。

（原文に適宜漢字を当て、句読点鉤括弧等を施し、括弧で送り仮名を補った。以下同じ。）

女の口説きに、浦島は一言「ともかくも仰せに従ふべし」と、いとも簡単無造作に夫婦となることを承知している。そして「さて、偕老同穴の語らひも浅からず、天にあらば比翼の鳥、地にあらば連理の枝とならん、と互ひに鴛鴦の契り浅からずして明かし暮らせ給ふ」と文章は続く。三年後には故郷の父母が心配だということを帰郷の理由にする浦島にしては、この言動はにいかにも思慮分別がない様に思われる。もちろん、こうした流布本の浦島の態度の不可解さに対し、異本もある。所謂御伽草子の中でも例えば仏教色の強さを感じさせる古椿堂文庫旧蔵本などは、女の故郷へ送って欲しいというという頼みに対して、浦島は心を動かされながらも、一旦家に戻り、女から貰った経を与え父母と妻子に女を送っていく言い訳を告げているのである。

ところで、この見ず知らずの女となんとも簡単に夫婦となってしまう浦島太郎に対して、同じ流布本ながら少し

趣を異にする浦島が描かれている本文を持つものがある。一例を財団法人東洋文庫蔵岩崎文庫絵巻（以下岩崎本と略称）の本文で上げてみよう。その異文を若干の前後をも含めて示すと「浦嶋太郎申（し）けるは、ともかくも仰せに従ふべしと、さもうれしげに答へけり」のごとくである。傍線を付した部分に浦島の感情が何ともよく表現されているのではないか。このたった七文字があることで、言動の不可解さは何となく解消してしまう。こうした異文は、この岩崎本だけに限るのではない。管見の限りではこの他に長野県立歴史館蔵絵巻（二巻本、以下長野本と略称）、コロンビア大学図書館蔵絵巻（以下コ大本と略称）、神奈川県真鶴町瀧門寺蔵絵巻（以下瀧門寺本と略称）の三本が確認されている。都合この四本一群を標題のように流布本イC系統と仮に名付けることにする。^注今この部分を含むその本文を一覧できる対照表にして表Ⅰとして示す。流布本の基準となる祝言御伽文庫の本文を上段に掲げ、その下にイC系統の四本の本文を対照させ表組とした。主な異同はゴシック体で示し、イC系統に当該本文がない部分は「・・」で示した。なお、おどり字は都合上「／＼」で記す（以下の表も同じ）。

このC系統の四本の本文には他本にない「さもうれしげに」が共通して付属するのである。では、なぜこのことばが付いているのだろうか。実は、この流布本C系統の本文の特徴の第一は、今見たように浦島の人格に関わる描写にある。浦島が女に惹かれやすく涙もろい人物として描かれているのである。具体的にそうした部分を本文に即して見ていこう。表Ⅱは、女が浦島のところへ流れ着いた時の記述である。

浦島がうれしげだったのは、表Ⅱに示したように、前からこの女に好意を持っていたからである。御伽文庫では、たんにかわいそうに思ったから、女の船を引き寄せただけのことであるが、コ大本・長野本・瀧門寺本ともに船を引き寄せて「とかく語らひ寄る心の内こそ浅からぬ」とあり、さらに岩崎本では「我が船に乗せ帰りてとかく語らひける心の内こそ浅からぬ」となっているのである。既に浦島は女を初めて見た時に好意を抱き、内心この女

表Ⅰ 女からの求婚に答える浦島

御伽文庫	コロンビア大学本	長野県立歴史館本	瀧門寺蔵絵巻	岩崎文庫
<p>わらはとふうふのちぎりをもなし給ひておなし所にあかしくらし候はんやとこまごまとかたりける〔第三回 浦島龍宮で歓待される〕 うらしま太郎申けるはともかくも仰せにしたがふべしとぞ申ける</p>	<p>わらはとふうふのちぎり・なし玉へおなしところにてあかしくらし申へしとこま／＼かたりけるほとにうらしま太郎申けるはともかくも仰にしたかふへしとさもうれしけにこたへける〔第三回 四季の庭と乙姫に歓待される浦島（長大）〕</p>	<p>わらはとふうふのちぎりを・なしたまへおなし所にてあかしくらし給へやとこま／＼とかたりけるうらしま太郎申けるはともかくもおほせにしたかふへしとさもうれしけにこたえける〔第三回 龍宮で女と向かい合う〕</p>	<p>わらはとふうふのちぎりを・なしたまへおなし所にてあかしくらし玉へやとこま／＼とかたりける浦嶋太郎申けるはともかくもおほせにしたかふへしとさもうれしけにこたへける〔第二回 女と翁媪と向かい合う〕</p>	<p>わらはと夫婦のちぎり・なし玉へおなし所にてあかしくらし給へやとこま／＼とかたりける浦嶋太郎申けるはともかくも仰せにしたかふへしとさもうれしけにこたへけり〔第二回 女と翁媪と向かい合う〕</p>

としたしくしたいと思つていたのである。だからこそ「とかく語らひ寄る」のであり、女の頼みを聞いて送つて行き、そしていとも簡単に夫婦となつたのである。いや、これこそが浦島の願いでもあつたのであろう。だから「さもうれしげに」許諾したのである。

こうした好色な浦島像はこれまでになかった。所謂御伽草子の浦島はどちらかというと感情の起伏に乏しく聖人のように亀に説教を施し、人間らしさを感じられなかった。しかし、このC系統の浦島は涙もろい。次の表Ⅲのように女が別れに際して、いかに浦島のことを気遣つてきたかと訴え涙を流せば、浦島も一緒になつて涙を流すので

表II 心中女を思う浦島

御伽文庫	コロンビア大学本	長野県立歴史館本	瀧門寺蔵絵巻	岩崎文庫
うらしま太郎もさ すかいは木にあらざ ればあはれとおもひ つなをとりにひきよ せにけり 〔第二回 浦島浜で はし舟の女と出会 う〕	うらしま太郎もさ すかいは木にあらざ ればあはれとおもひ 手をとり・ひきよせ とかくかたらひよる こ、ろのうちこそあ さからね 〔第二回 浦島同じ 舟で女と語らう〕	うらしま太郎もさ すかいは木にあらざ ればあはれとおもひ 手をとり・ひきよせ とかくかたらひよる 心のうちこそあさか らね 〔第二回 浦島舟では し舟の女と出会う〕	うらしま太郎もさ すかいは木にあらざ ればあはれとおもひ 手をとり・ひきよせ とかくかたらひよる こ、ろのうちこそあ さからね	うらしま太郎もさ すかいは木にあらざ ればあはれとおもひ 手を・引よせわか ふねにのせかへりて とかくかたらひける 心のうちこそあさか らね

ある。しかも岩崎本では相手の女に合わせたように「さめ／＼と」涙を流すのである。

ゆえに浦島が一人帰る波路で女のことを思い詠む歌も、御伽文庫本では「かりそめに契りし人の面影を忘れもやらぬ身をいかにせん」とあるものが、このC系統の本文では初句が「かぎりなく」とさらに情熱的になっている。この初句の違いは、単なる浦島のその時の感情の違いだけでなく、浦島という人物の設定の違いと解すべきであろう。明らかに浦島という人間の性格が異なっているのである。

表III 女と共に涙を流す浦島

御伽文庫	コロンビア大学本	長野県立歴史館本	瀧門寺蔵絵巻	岩崎文庫
<p>女房おほせけるは三とせがほどは多んわうのふすまのしたにひよくのちぎりをなしかたときみえさせ給はぬさへとやあらんかくやあらんと心をつくし申せしにいまわかれなばまたいつの世にかあひまいらせ候はんや二世のえんと申せばたとひこの世にてこそめまほろしのちぎりにてさふらふともかならずらいせにてはひとつはちすのえんとむまれさせおはしませとてさめ／＼となき給ひけり</p>	<p>女はうおほせけるは三とせかほとはえんわうのふすまのしたにひよくのちぎりをなしかた時みえさせたまはぬさへとやあるらんかくやわたらせ給はむとこゝろをつくし申せしにいまわかれ・・・いつの世にかあひまいらせ候はんや二世のえんと申せはたとひこのよにてこそ夢まほろしのちぎりにてさふらふともかならず来世にてはひとつはちすのえんとむまれさせおはしませとてさめ／＼となき玉ふうらしまもうちき、ともに涙をなかしけり</p>	<p>女はうおほせけるはみとせかほとはえんわうのふすまのしたにひよくのちぎりをなしかた時見えさせ給はぬさへとやあるらんかくやわたらせ給はんと心をつくし申せしにいまわかれ・・・いつの世にかあひまいらせ候はんや二世のえんと申せはたとひこのよにてこそ夢まほろしのちぎりにてさふらふともかならず来世にてはひとつはちすのえんとむまれさせおはしませとてさめ／＼となき玉ふうらしまもうちき、ともになみたをなかしけり</p>	<p>女はうおほせけるはみとせかほとはえんわうのふすまのうへにひよくのちぎりをなしかたとき見えさせ給はぬさへとやあるらんかくやわたらせたまはんと心をつくし申せしにいまわかれ・・・いつの世にかあひまいらせ候はんや二世のえんと申せはたとひこの世にてこそ夢まほろしのちぎりにてさふらふともかならず来世にてはひとつはちすのえんとむまれさせおはしませとてさめ／＼となき玉ふうらしまもうちき、ともになみたをなかしけり</p>	<p>女はう申されけるは三とせかほとはえんあふのふすまのうへにひよくのちぎりをなしかたときみえさせ給はぬさへとやせんかくやあらんいかにわたらせ玉ふにやと心をつくし申せしに今わかれなはいつの世に・あひたてまつり侍らん・・・めまほろしの契りにてさふらふともかならず来世にてはひとつはちすのえんとむまれさせおはしませとてさめ／＼となき玉ひければうらしまもうちきひてさめ／＼となみたをなかしけり</p>

二

では、このこの流布本イC系統の諸本は、相互にどういう関係にあるのであろうか。既に掲出の表Iを見てわかるように、御伽文庫本が「おなし所に明かし暮らし候はんや」とあるのに対し、長野・瀧門寺・岩崎本は三本共通して「おなし所にてあかしくらし給(玉)へや」と敬語の使い方が異なっている。また、コ大本は「おなしところにてあかしくらし申へし」という強い語調の独自の異文を持つ。この三本の関係は、次に示す表IV物語の冒頭部分でも同じである。

表IV 冒頭

御伽文庫	コロンビア大学本	長野県立歴史館本	瀧門寺蔵絵巻	岩崎文庫
<p>むかしたんこの國にうらしまといふもの侍しにその子にうらしま太郎と申てとしのよはひ二十四五のおのこ有けりあけくれうみのうろくつをとりにてちゝはゝをやしなひけるが</p>	<p>むかしたんこの國にうらしまといふもの侍・・りその子にうらしま太郎と申て年のよはひ廿四五のおのこあり・・あけくれうみのうろくつをとりにて父母をやしなひけるか</p>	<p>むかしたんこの國にうらしまといふ者侍り・・その子に浦しまの太郎と申てとしのよはひ廿四五の男あり・・あ・くれは海のうろくつをとりにてちゝはゝをやしなひけるか</p>	<p>むかし丹後(たんど)の國にうらしまといふものはんへり・・その子にうらしまの太郎と申てとしのよはひ二十四五のおのこあり・・あけくれはうみのうろくつをとりにてちゝはゝをやしなひけるか</p>	<p>むかし丹後のくに浦嶋といふもの侍り・・その子にうらしまの太郎と申てとしのよはひ二十四五のおのこあり・・明暮はうみのうろくつをとりにてちゝはゝをやしなひかう〳〵第一のもの成けるか</p>

「しに」「けり」の各二文字の二箇所ある欠落はC系統に共通ながら、「うらしま太郎」が「うらしまの太郎」と「の」が入っていることは、長野・瀧門寺・岩崎本の三本にのみ共通のものである。また、瀧門寺本の「あけくれ

は」の「は」も、長野本の「あ・くれは」を「け」の誤脱と考えれば、これも三本共通である。よってこれら都合三例からこの三本が一つのグループをなすといえる。

ところで、この三本間の関係は、表Ⅲにおいて、「鴛鴦の衾の下に」の常套句が瀧門寺・岩崎の二本のみ「ふうすまのうへに」とある。このような龍門寺・岩崎の二本共通の異文は都合六例ある。また、岩崎本には「かう／＼第一のもの成」というような独自付加部分が三十箇以上もある。そこで、単純簡略な本文から増補改変本文へという流れを前提とした場合、長野本から瀧門寺本を経て岩崎本へ、という本文の流れを想定することが可能であろう。しかし、そう簡単に処理はできない部分も残る。長野・瀧門寺・岩崎本のグループに対して、コ大・瀧門寺・岩崎本という三本がグループを成す例もあるのである。表Ⅴ亀の放生の場面である。

表Ⅴ 亀の放生

御伽文庫	コロンビア大学本	長野県立歴史館本	瀧門寺蔵絵巻	岩崎文庫
たちまちこゝにて いのちをたゝん事い たはしければたすく るなりつねには此お んを思ひいだすべし とて此かめをもとの うみにかへしける	たちまちこゝにて いのちをたゝむ事ふ ひんなりければたす くるなりつねにはこ のおんをおもひいた すへしとてこのかめ をもとのうみへそ入 にけり	たちまちこゝにて いのちをたゝむ事い たはしければたすく るなりつねにはこの おんをおもひいたす へしとてこの龜をも とのうみへそ入にけ り	たちまちこゝにて いのちをたゝむ事の ふひんなればたすく るなりつねには此お んを思ひいたすへ しとてこのかめをも とのうみへそ入にけ り	たちまちこれにて 命をたゝん事ふひん なればたすくる也つ ねは此おんを思出 すへしとてこのかめ をもとのうみへそ入 にける

意味の上では「いたはし」と「ふびんなり」は共にかわいそうという意で大差はない。だが、明らかに文字面は違うのだから、この一例のみとはいえず長野本から瀧門寺本という流れを安易に肯定はできない。

ところで、同じ表Vの末尾御伽文庫本「もとのうみにかへしける」とある部分、C系統諸本は係助詞「ぞ」を入れながらもコ大・長野・瀧門寺本では「もとのうみへそ入にけり」と係り結びが流れている。しかし、岩崎本のみは語尾を「ける」と連体形で結んでいる。岩崎本は他とは異なる本文基準があるようである。この前者コ大・長野・瀧門寺本という三本のグループが、実は三本共通の異文としては二十一箇所と一番多い。

ではコ大・長野本の関係はどうであろう。両本が極近い関係であることを示す例がいくつもある。例えば、表VIの龍宮の冬の庭の描写である。

表VI 冬の庭

御伽文庫	コロンビア大学本	長野県立歴史館本	瀧門寺蔵絵巻	岩崎文庫
<p>又きたをながむれば冬のけしきとうちみえてよもの木ずゑも冬がれてかればにをけるはつしもや山／＼やたゞ白たえの雪にむもるゝ谷のとに心ほそくも炭がまの煙にしるきしづかわざ冬としらする気色哉</p>	<p>さてまた北をなかむれば冬のけしきとうち見えてよものこすゑもふゆのけしきとうち見えてふゆかれ・のこるこのはにをけるはつ霜は山／＼・たゝしろたへのしもにうもるゝ谷の戸に心ほそくもすみかまのけふりにしるきしづかわざ冬としらするけしきかな</p>	<p>さて又北をなかむれば冬のけしきとうち見えて四方の木すゑも冬のけしきとうち見えてふゆかれ・のこる木の葉にをけるはつ霜は山／＼・たゝしろたえのしもにうもるゝ谷の戸に心ほそくもすみかまのけふりにしるきしづかわざ冬としらするけしきかな</p>	<p>さてまた北をなかむれば冬のけしきとうちみへてよものこすゑもふゆかれてのこる木の葉にをく霜の山／＼はさながらしろたえの雪にむもるゝたにの戸にこゝろほそくもすみかまのけふりにしるきしづかわざふゆとしらするけしきかな</p>	<p>さて又きたをなかむれば冬のけしきとうちみえて四方の木すゑも冬かれてのこる木の葉にをくしもの山々はたゝ白たへの雪にむもるゝ谷の戸にこゝろほそくもすみかまのけふりにしるきしづかわざ冬としらするけしきかな</p>

コ大・長野本の「冬のけしきとうち見えて」という文の近接する重なりは、目移りによる衍文と考えてよいだろう。どちらかが衍文をそのまま書写したものと思われる。ゆえに「しろたへのしもにうもるゝ谷」の「しも」も白妙の「雪」の誤写の可能性が大きい。また、これに近い例がもう一例ある。表Ⅶの浦島が故郷に戻った場面である。浦島は知る人もなくて困惑し、傍らにある柴の庵を訪れ、その翁に浦島の行方を尋ねる。そして翁から七百年以前のことと聞かされ、浦島は驚いてこれまでの経緯を話す。その翁の語ったところが、次の通り。

御伽文庫本では「あれに見えて候古き塚古き石塔こそその人の廟所と申（し）伝へてこそ候へ」とある。この部分コ大本・長野本共に「あれに見えて候ふるきつかふるき七きたうこそ人のべうしよと申（し）つたへて候へ」と二箇所脱落と「七」は「せ（世）」の誤写と思われる本文を持つ。但し、コ大本はで「七」の横画の右端にちよつとした撥ねがあるようにも見られるが、「せ（世）」の字体として見るには明らかにこの絵巻の他の「（世）」とは違い、この前後に出てくる「七百年」の「七」と同じである。また、岩崎本の異同箇所は、その内容を検討すると、前者三本の人間らしくなった浦島の言動に対して、さらに「あはれ」「なみだ」「こひし」「心ほそし」などのことばと共に感傷的場面を増補したものと知られる。

さて、もう一度表Ⅶを見てその異文を確認してみると、基本的にコ大本・長野本・瀧門寺本の三本が一つのグループとなっていることは否定できないであろう。そして、コ大本と長野本の関係の近さも否定できない。また、コ大本と瀧門寺本との共通し長野本が異なる本文があることを考慮すると、長野本から他の二本へと直接な関係を想定することも難しい。

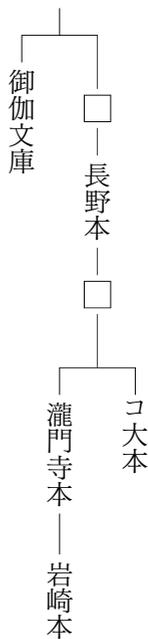
以上のことから、諸本間の先行関係の大よそを示せば、次のA・Bのような二通りの案を想定することができよう。Aは長野本が先行していると考えた場合のもの、Bは、三本に共通の本を想定した場合のもの。今のところど

表VII 故郷に帰った浦島

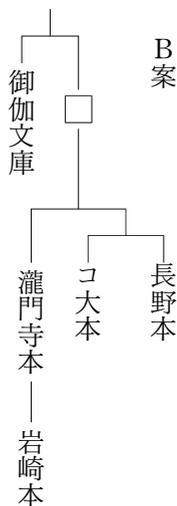
御伽文庫	コロンビア大学本	長野県立歴史館本	瀧門寺蔵絵巻	岩崎文庫
<p>太郎大きにおどろきこ はいかなることぞとてそ のいはれをありのまゝに かたりければおきなもふ しぎのおもひをなしなみ だをながし申けるはあれ にみえて候ふるきつかふ るきせきたうこそその人 のびやうしよと申つたへ てこそ候へとてゆひをさ してをしへける 〔第六回 翁浦島に指差 して教える〕</p> <p>太郎はなく／＼草ふか く露しげきのべをわけふ るきつかにまいりなみだ をながしかくなん</p>	<p>太郎大きにをとりきて こはいかなる事そと よ・いはれをありのま まゝにかたりければおき なもふしぎのおもひをな しなみたをながし申ける はあれに見えて候ふるき つかふるき七きたうこそ そ・人のへうしよと申 つたへて・候へととな く／＼・・・・・をし へけるをき、てうらしま はなみたとともにたちか へられけり 〔第六回 室内で玉手箱 を開けた浦島〕</p> <p>さて太郎はなく／＼草 ふかくつゆしげき野邊を わけふるきつかにまいり 涙をながしかくなん</p>	<p>太郎大きにおどろきて こはいかなる事そとよ よ・いはれをありのまゝ にかたりければおきなも ふしぎのおもひをなしな みたをながし申けるはあ れに見えて候ふるきつか ふるき七きたうこそ・ 人のべうしよと申つたへ て・候へとなく／ ＼・・・・・をしへけ るをき、てうらしまはな みたと、もに立かへられ けり</p> <p>さて太郎はなく／＼草 ふかく露しげき野へをわ けふるきつかにまいりな みたをながしかくなん</p>	<p>太郎大きにおどろきて こはいかなることそと て・いはれをありのま まゝにかたりければおき なもふしぎのおもひをな しなみたをながし申ける はあれに見えて候ふるき つかふるきせきたうこそ 其人のへうしよと申つた へて候へとなく／ ＼・・・・・おしへけ るをき、てうらしま涙と 共にたちかへられけり 〔第五回 浦島故郷で翁 姫に尋ねる〕</p> <p>さて太郎はなく／＼草 ふかく露しげき野へをわ けふるきつかにまいりな みたをながしかくなん</p>	<p>太郎おほきにおどろき てこはいかなる事そとよ とてむかしのありさま身 のうへをありのまゝにか たりければおきなもふし ぎのおもひをなしなみた をながし申けるはさても あはれなる御事かなあれ に見えて候ふるきつかふ るきせきたうこそその人 のひようしよと申つたへ ては候へくはしき事をい ひつたへもなればはしり たる人もなしとなく／ ＼・・・・・おしへけ るをき、て浦嶋はなみた と、もに立いて、 みれはくきたかひおひ しけり露しげき野へひよ う／＼したるをわけいり ふるきつかせきたうにむ かひなみたをながしまも りあてとかく思ひわきた ることもなくむかひこひ し心ほそくて詠しけり</p>

ちらとも決しがたい。

A案



B案



なお、イC系統で一つ気になることは龍宮城のことである。コ大本・長野本・瀧門寺本の三本では浦島が女と共に訪れた場所を「りうぐうじやうど、申す」と紹介し、四季の庭を案内するのである。これが御伽文庫本「りうぐうじやうと申（す）所」や岩崎本「りう宮じやうと申（す）ところ」ならば「龍宮城と申す所」の意でよいが、三本が共通して「りうぐうじやうど、申（す）所」であることは、単純に誤写と考えるべきではないかも知れない。例えば日本民藝館蔵室町末絵巻に「このりうぐうじやうとの、四はうの、しきを」（室町時代物語大成第二・603頁）とあるようにこの四方四季の理想世界を「龍宮浄土」と呼んだという解釈も成り立つのではあるまいか。

三

ところで、近年石川透氏によって絵入り本絵巻の筆者の解明が精力的になされてきている。石川氏が特定されたは次の三名である。^{註二}朝倉重賢、「太平記絵巻筆者」、「落窪春」の三名はその字体に特徴があり比較的判別がしやすい。この三名を、石川氏の指摘をもとにして、所謂御伽草子「浦島太郎」に関して、管見に入ったものを含めて当てはめてみると次のようになる。

所蔵者	形態	巻数	寸法	絵数	備考
★未詳「うらしま太郎」	絵巻	一卷	320 ×	絵6図	古典会・昭58目録・65
★浮木庵〔寛文・延宝頃〕	絵巻	一卷	328 × 8750	絵6図	古典会・平9目録・168
★東洋文庫・岩崎文庫	絵巻	一卷	323 × 9172	絵6図	
★未詳〔貞享元禄頃〕	絵巻	一卷	250 × 7830	絵6図	思文閣目録一五〇
★未詳〔寛文元禄頃写〕	絵巻	一卷		絵6図	弘文荘目録24
★個人蔵	絵巻	一卷			サントリー展
★大英博物館	絵巻	一卷	317 × 9375	絵5図	
☆長野県立歴史館	絵巻	二巻	304 × 4534、 4904	絵5図	
☆コロンビア大学	絵巻	一卷	335 × 10720	絵7図	
☆瀧門寺	絵巻	一卷	321 × 9260	絵6図	

★は朝倉重賢、☆は太平記絵巻の筆者と同筆であることを示す。この表を見ると筆者の判明したのは、すべて流布本系統の諸本であり、三名の内、落窪春のものは未だ発見されていない。これにより、前節で触れたイC系統の三本間で最も共通異文の多いコ大本・長野本・瀧門寺本のグループは太平記絵巻の筆者と同筆であることがわかる。また付加異文を多く持つ岩崎本は朝倉重賢と同筆と特定されるのである。^{註三}

これらを踏まえて新たにC系統の諸本の問題の若干について考察する。しかし、その前に石川氏がの推定された筆者との筆跡の確認を簡単に行っておく。石川氏が指摘する太平記絵巻の筆者の特徴ある文字を図1として次に掲

出する。石川氏の指摘した文字へあ・い・を・八・五・山・御の中で絵巻「浦島太郎」に見られるのは「縦にへこむ」「あ(安)」、「縦に短くなる」「い(以)」、「突き抜け方」が特徴的な「を(遠)」の三字である。そして、その下に稿者(林)の見た三本の筆者(太平記絵巻筆者)の特徴ある文字を図2として掲出する。稿者が見た限りにおいては、「き(幾)」「す(春)」「せ(世)」にも共通の特徴が見られる。

図1 石川氏が指摘する特徴ある文字

長野本 コ大本 瀧門寺本

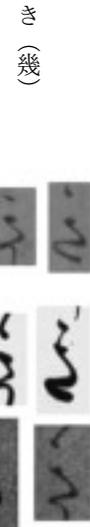
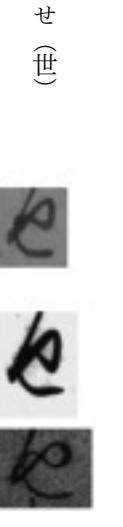
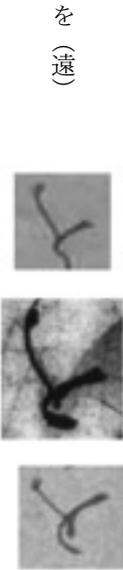


図2 稿者(林)の見た特徴ある文字

長野本 コ大本 瀧門寺本



これらから、この三本は同一筆者での筆跡と見てかまわないものと思われる。

次にそれらを踏まえてどんな問題が起きてくるか考えてみたい。例えば、筆者が同じである場合には、特定の語句にどんな文字（字母）が使われているのであろうか。「うらしま」の表記とその文字を見てみよう。

これを使用頻度順に諸本によって掲出すると次のようになる。

長野本	全26例	..	宇良志万	18	宇良志末	3	浦嶋	3	浦志万	2
コ大本	全25例	..	宇良志満	16	宇良志末	5	浦嶋	2	宇羅志満	1
瀧門寺本	全23例	..	宇良志末	13	宇良志満	4	宇良嶋	3	浦嶋	2
									浦志末	1

これにより、同じ筆者でありながら、その字母の使用に関しては一つの傾向を見つけることは難しいことがわかる。字母に関しては、仮名遣いも見ておこう。いくつかの語句を抜き出してその仮名遣いについて見ると次のようになる。

ゑんあう（鴛鴦）	ゑんわう（伽）／えんわう（長・コ・瀧・岩）／えんあふ（岩）
御おん（恩）	御おん（伽・瀧・岩）／御をん（長・コ）
べうしよ（廟所）	びやうしよ（伽）／へうしよ（長・コ・瀧）／ひようしよ（岩）
をしへ（教）	をしへ（伽・長・コ）／おしへ（瀧・岩）
いはひ（祝）	いわる（伽）／いはる（長・岩）いはひ（コ）

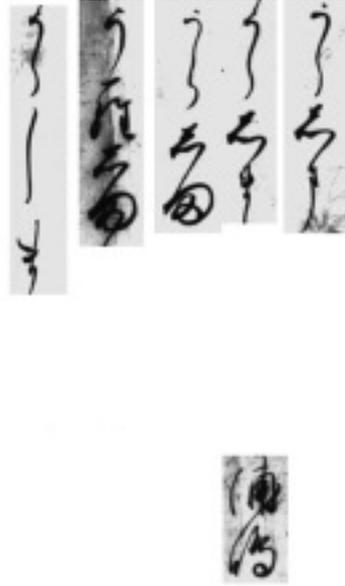
同じ絵巻の中で、例えば鴛鴦（ゑんあう）のように、「えんわう」と長野本・コ大本・瀧門寺本は一致しているも、岩崎本は「えんわう」と「えんあふ」の異なる二通りを見せている。また、長野本・コ大本・瀧門寺本は筆者が同じはずなのに、例えば教（をしへ）は長野・コ大本が「をしへ」で、瀧門寺本が「おしへ」、逆に祝（いはひ）

図3 「うらしま」の字体

長野本



コ大本



瀧門寺本



は、長野・瀧門寺本本が「いはる」、コ大本が「いはひ」と対立している。これらは、絵巻筆者に文字（字母）・仮名遣いの規範意識がなかったことを示すものではないかと思われる。

以上、まず石川氏の筆者の論を踏まえることよって、本文の異本系統と筆者との間にある程度の相関関係が見出されたことが注目される。そしてその筆者の特定から、その筆者の絵巻が持つ特徴が浮かび上がってくる。どうやらこの筆者は好色な浦島を作り上げた絵巻を一手に書写している。これが単純に絵巻を書写した結果なのか、あるいは本文の作成にまで関わっていたものなのか、一概にはいえないだろう。しかし、同一筆者で三本それぞれに独自異文があることを考慮するならば、筆者が親本を極めて忠実に筆写していただけとで考えるよりは、むしろ積極的に異文作りに荷担していたと見る方がよいのではないか。

四

絵巻の筆者が同一であるかわかったことからその筆者の絵巻群の作製時期と製作場の限定が可能となろう。一人の筆者ゆえに肉体的にも時間的にも自ずと製作に限界がでてくるのである。ごく限られた時代にごく限られた地域で絵巻は作製されたことになる。しかし、今のところそれを具体的に特定する手立てはない。

ところで、本文の実態や文字についてはこれまでに見てきたが、では、挿絵の問題はどうなのであろう。本文のようにながしかの流れは見られるのか。瀧門寺本と岩崎本にのみ見られる不可解な挿絵についてはかつて考察したことがある。^{註四}次に示した絵巻挿絵は、図4が瀧門寺の第二図で、下段図5が浮木庵蔵絵巻の第三図である。一見全く別々の様な挿絵であるが、左右を反転させると絵柄（構図）はよく似ていて、違うのは絵様（和様唐様の描かれ方）だけであるのがわかる。恐らくは、何かの情報の手違いから、瀧門寺本のような挿絵が描かれ、岩崎本も踏襲したものと思われるのである。因みに、浮木庵蔵絵巻の筆者は、岩崎本と同じ朝倉重賢であり、朝倉重賢の場合イC系統以外の本文も書写している。

図4 瀧門寺本・第二図

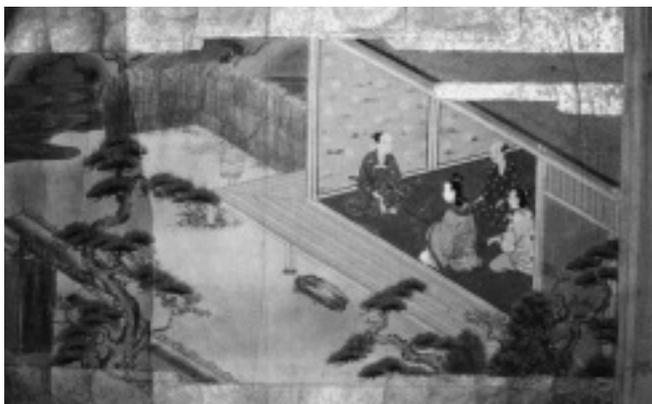


図5 浮木庵絵巻・第三図



しかし、絵柄が同じであれば、絵様の違いは情報の錯誤というような解釈で処理できるが、次のような場合は、どうであろう。筆者が同じ絵巻の場合、挿絵の絵師も情報も同じであろうか。同じで当然と考えられるがそうは簡単にはいかない。絵柄や絵様が同じではないこともある。次に掲げるのは、その例である。図6は長野本、図7はコ

大本の共に第二図、浦島が流れ着いた女と話をする場面である。

図6 長野本・第二図



図7 コ大本・第二図



この二つの挿絵に対する当該本文が同じであることは既に表IIで確認してきている。絵は一見したところ絵柄は似ているが、よく見るといくつもの違いがあることに気がつく。コ大本には他の漁師たちが船と共に描かれている

のに、長野本にはそれらが無い。松の木の位置も違う。しかし何よりも違うのは、浦島と女の描かれ方である。船の数も違うのである。いったい長野本に描かれている浦島の船はコ大本ではどこへいったのであろう。

実は浦島は本来は船には乗っていないかった。浦島は釣りをしようと思って、浦で海上を見ていた。そこへ女の船が浦島「太郎が立ちたるところへ」着いたとあるのである。だから、御伽文庫などの他の流布本の挿絵では、浜に立ってかしゃがんでいる浦島が描かれている。しかし、IC系統の本文では全てその部分が「太郎が舟のあたりへ」となっているのである。これで長野本の挿絵が本文を基に描かれたことがわかる。となると、長野本はそれぞれの船で二人が出会ったところを描いているのに対して、コ大本は、浦島が既に女の船に乗り込んで「とかく語らひ寄る」場面を描いていることになるのである。場面はさらに進んでいるのである。

ところで、先程瀧門寺本と浮木庵蔵絵巻の挿絵に関して、和様と唐様の絵様の違いに触れたが、IC系統の中でもその違いは顕著に見られる。次に示す図五の龍宮の場面がそれである。長野・コ大本も瀧門寺本も龍宮を描く時は唐様なのである。しかし、その中に描かれる女たちは少し違う。瀧門寺本は、浦島以外の登場人物がすべて唐様なのに対して、長野・コ大本では、乙姫も和様の所謂十二単衣の衣裳なのである。いったいどんな情報に基づいて絵師は何をどう描いていったのであろうか。因みにこの部分他の流布本諸本の挿絵では、乙姫は和様に描かれている。ゆえにもし、この和様が古く先行したものと考えると、唐様の乙姫は、後に描き換えられたものといえる。ちようど、長野・コ大本と瀧門寺本とは本文が多少異なるように、絵も改変されていくものなのであろうか。

乙姫の衣裳のついでに、浦島の衣裳についても触れておこう。絵巻絵入本では、帰郷した浦島は烏帽子狩衣の姿に描かれることが多い。この衣裳に浦島が着替えるのは浦島が龍宮に滞在している時からである。おそらくは客人として迎えられた漁師浦島にとっての正装と考えてよいだろう。そして故郷に錦を着て帰る類で正装のまま帰郷し

図8 長野本・第四図



図9 コ大本・第四図

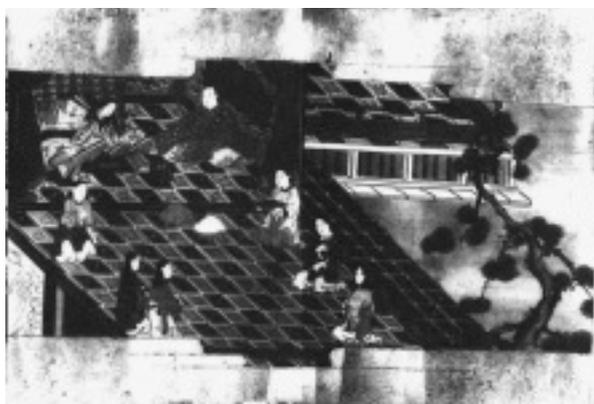


図10 瀧門寺本・第四図



たのである。しかし、こうした衣装のことは本文には一切触れられていない。挿絵の上での約束ごとと思われる。だが、その約束ごととは絵師達に引き継がれてきたようだ。というのも、その衣装の色が具体的に、狩衣は赤茶系に、下の単衣は青緑系に、指貫袴は縹にと、決められた色で描かれているからである。管見の限りの絵巻絵入に見

られる浦島の衣装の色を表VIIIに近似した色で示した。これを見てもわかる通り、浦島の狩衣の色は柿色が圧倒的に多い。それでなければ緑青である。ゆえに、浦島の図像には少なくともその衣装の色から二つの系統があることがいえる。

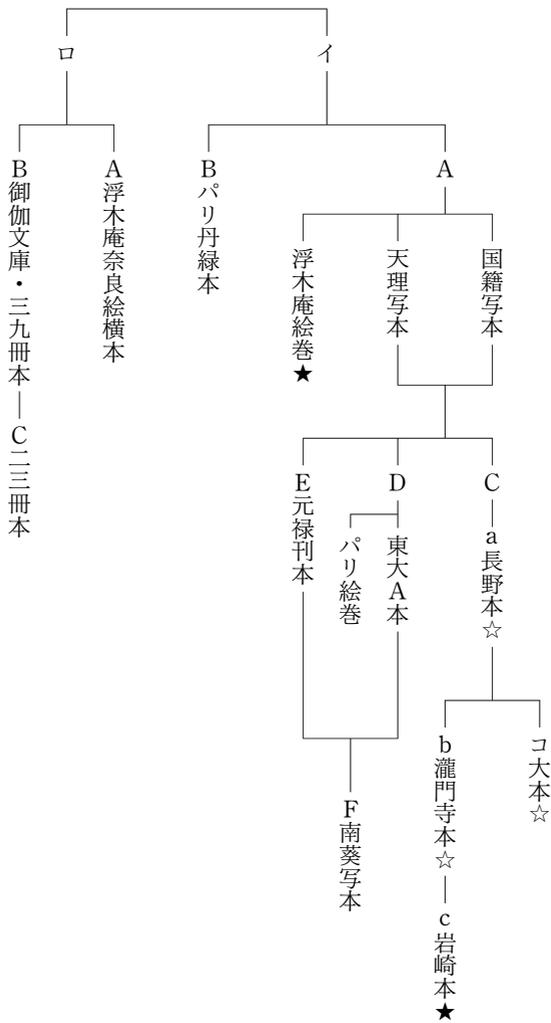
これがIC系統でも長野・コ大本や瀧門寺本は柿色なのに対して、岩崎本は緑青である。同じ系統筆者でも明らかに断絶があるのである。そして瀧門寺本も亀を釣った時の浦島の衣装は緑青の単衣に腰蓑である。この時点で浦島の図像に新しい視点が導入されていたと見るべきであろうか。そこで注意を要するのは、この時の浦島の髪型である。具体的には他のIC系統の諸本が月代のある浦島を描くことが多い（あるいは笠を被っている）のに対して、月代を剃っていない成人前の浦島として描かれているのである。これは、挿絵のすべてで緑青の帷子を着ている東京大学国文学研究室蔵の奈良絵本A本と同じ絵である。これらも同系統内での本文の改変と連動を考えるべきか、あるいは他の系統の挿絵からの影響なのかもしれない。但し、岩崎本の浦島は月代を剃った成人した浦島である。

まとめ

本稿では、第一節において、まず本文を見て、異文を見出し、次に第二節において系統を勘案した。そして、石川氏の絵巻筆者の説により、筆者との関わりの考察を進めた。これまでの所謂御伽草子研究は個々の作品に関しては、本文研究と書物の形態についての考察が主として行われてきた。これにさらに絵巻筆者のことを考えることができるようになったことで、これからの研究は新しい次元を迎えたといえる。いわば、書物の形態と本文という二次元世界での研究から、その世界を別の次元で構成する、筆者という制作者の次元が加わって、三次元世界での考察が可能になったのである。

所謂御伽草子の研究は、こういった視点を取り入れることで、これからもますます発展していくであろう。しかし、それは、研究の細分化詳細化といったことではなく、まったく新しい視点からのこれまでの研究を統合収斂していく可能性を持ったものといえよう。

注一 流布本に関しては、拙稿「所謂御伽草子「浦島太郎」再考・その二―流布本に関する二三の問題を中心に―」（『苦小牧駒澤大学紀要』第2号（平10・10・31）、後に『浦島伝説の研究』（2001・2・28、おうふう）に収録）において触れている。また、岩崎本と瀧門寺本との関係についても瀧門寺本を某寺蔵絵巻として紹介し、若干の考察を試みている。流布本全体の系統は次に示す通りとなる。なお、この系統図は諸本間の直接の書承関係を示すものではない。



注二 石川氏が膨大な絵入本・絵巻類の中の筆跡の特徴から特定された筆者の論は次の四編による。

- ① 石川透 奈良絵本筆者の諸問題 『説話論集』八 清文堂 1998年8月
- ② 石川透 奈良絵本・絵巻の製作 『魅力の御伽草子』三 弥井書店 平成12年3月31日
- ③ 石川透 草紙屋城殿の周辺 みるまち 第四集 2000年3月31日
- ④ 石川透 太平記絵巻・絵本の製作 軍記と語り物 36 2000年3月

なお、平成一三年度の中世文学会春季大会（於・群馬県立女子大学）において石川氏は、浅井了意の筆跡を特定されたので現在は都合四

林 晃平 所謂御伽草子「浦島太郎」流布本イC系統について

名というべきであるが、本発表時点では三名であるので、また本稿には直接関係しないので三名とする。

注三 昭和五八年古典会目録掲載の絵巻六五「うらしま太郎」(極彩色 絵六図 紙高32cm 箱入 一卷 三頁・写真版三〇頁)の筆者が、石川氏によるとやはり浅倉重賢である。この絵柄が岩崎文庫に酷似していることから、筆者・絵師共に岩崎文庫と同じと思われる、おそらくは本文も同じ系統に属するものと思われる。

注四 前掲注一の拙稿、及び、2001年11月16日の国文学研究資料館主催第24回国際日本文学研究会の研究発表「浦島伝説における画像の諸問題」後、会議録(2001・3)に収録。

付記

長野歴史館学芸員伊藤羊子氏、瀧門寺住職川口仁齊氏から絵巻調査の便宜と図版掲載の許可を戴いた。コロンビア大学図書館蔵絵巻に関しては、所蔵は正確には末尾に記す通りであり、国文学研究資料館蔵のマイクロフィルムを資料として用いたが、現地で調査された項青氏からも教示を得た。図版掲載にあたっては改めて館長(Amy v Heinrich)氏から許可を戴いた。本稿作成にあたって改めて諸氏に謝意を表す。また、本稿は、北海道説話文学研究会・十月例会(2000・10・1於・札幌大学)で発表したものを骨子としている。席上助言を戴いた諸氏に感謝を表す。

Courtesy of the C. V. Starr East Asian Library, Columbia University

(はやし こうへい・本学教授)

苫小牧駒澤大学紀要第6号 (2001年9月28日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol.6, 28 September 2001

オーストラリアの言語教育政策の 歴史的展開

— 英語以外の言語の教育に視点を当てて —

Language Education Policies in Australia

— From the Point of LOTE Education —

青 木 麻衣子

Maiko AOKI

キーワード：言語政策、英語以外の言語 (LOTE)、移民、優先アジア言語、多文化主義

要旨

オーストラリアでは、1987年に最初の国家言語政策が策定されたが、それは主として英語を母語としない人々に対する言語教育の保障を目的としたものであった。しかし、1991年に新たな政策が発表されるとその目的が主として国の経済発展に資する言語教育を推進することに大きく転換された。そしてそのような流れの中で、ある特定の英語以外の言語 (LOTE) の教育が推進されるようになった。本稿は、このようなオーストラリアの言語政策の転換が生じた理由とその影響とを、特に LOTE の教育に焦点を当てて明らかにすることを目的とする。そしてそれにより、同国における言語教育の意義と役割とを考察する。

はじめに — 問題の所在

オーストラリアは今年（2001年）、連邦制樹立百周年を迎えた。その間、様々な国・地域から大勢の人々が渡豪し移住してきた。特に第二次世界大戦後は、経済復興のために多くの労働力が必要とされ、南ヨーロッパやアジア等英語圏以外の地域から多くの移民が受け入れられた。

このような英語を母語としない人々の大量移入は、当時白豪主義を国是としていたオーストラリアに様々な言語教育の必要性を生じさせた。はじめそれは、移民に対する英語教育の必要性という形で生じた。英語教育は当初、移民に対する強制・奨励と捉えられていたが、移民の増加に伴い、次第に彼らの権利と捉えらるようになっていった。そしてこのような変化は、彼らの母語の教育に対する関心を高揚させ、アジア諸国に対する関心の高まり等を背景に、すべてのオーストラリア人に対する英語以外の言語（Languages Other Than English：以下 LOTE）の教育の必要性をも喚起した。つまり、オーストラリアには移民に対する英語教育、母語の教育、そしてすべてのオーストラリア人に対する LOTE の教育の必要性や要求が存在したのである。そしてこのような必要性や要求が民族学校等における母語の教育の実施、各州の言語政策の確立を導いていったのであった。

オーストラリアの連邦レベルの最初の言語政策は1987年に発表されたが、この政策はまさにそれ以前に存在していた言語教育に関する必要性や要求を充たすために確立されたといえる。この政策の確立以前は、言語教育は各州で各地の必要に応じて実施されていた。政策の目的は、すべてのオーストラリア人に英語の能力の向上を保障するとともに、英語を母語としない移民等の母語の教育を保障すること、またすべてのオーストラリア人に LOTE の教育を提供することにあった。そして、それらの目的を達成するために種々のプログラムが計画・実施された。しかし1991年に新たな言語政策が発表されると、政策の目的が、主と

して国の経済発展に資する言語教育を強化することに大きく転換された。そしてそのような観点から、学校教育を通して提供される、すべてのオーストラリア人に対する LOTE の教育が重視されるようになった。このように、政策レベルで見ると、オーストラリアの言語教育の主眼は、言語教育の保障という視点から経済発展への貢献という視点へと移行していったと捉えることができる。現在ではこのような流れから、アジア諸国の言語の教育が学校教育を通して積極的に推進されている。

本稿は、以上のようなオーストラリアの言語教育政策の歴史的展開を、特に 1991 年の政策で重視されることとなった LOTE の教育に焦点を当てて明らかにすることを目的とする。そしてその展開から、同国における言語教育の意義と役割とを考察していきたいと考える。

1. 言語政策の前史 — 政策確立の要因

連邦政府が 1987 年に最初の連邦レベルの言語政策を確立した背景には、様々な要因が存在した。主な要因として考えられるのは、移民および移民子弟に対する言語教育の必要性と関心が高まったこと、宗主国であるイギリスから政治的・経済的に独立を試みた一方でアジア諸国に対する関心が高まったこと、大学で外国語学習の衰退に対する危機意識が高まったことの三点である。これら三点について、以下で具体的に見ていきたい。

オーストラリアは、第二次世界大戦後、国防のための人口増加と経済発展のための労働力不足から、1947 年に大量移民導入計画を開始した。最初は英語を母語とするヨーロッパ系の移民を優先的に受け入れていたが、それでは数が少なかったため、英語を母語としない南ヨーロッパ系の移民、東ヨーロッパ社会主義圏からの難民を含んだ移民、そして中近東の国々からの移民、最終的にはアジア諸国からの移民を次々と受け入れた⁽⁴⁾。そのため、第二次世界大戦後のオーストラリアには、英語を母

語としない人々が多く存在することになったのである。

これらの移民に対する言語教育は、はじめに英語教育の必要性という形で生じた。移民子弟は学校で英語を話すことを強制され、彼らの両親も子どもの教育のために家庭内で英語を使用することを奨励された。この英語に対する強制・奨励は、移民自身にとって、新たな居住地であるオーストラリアで社会的・職業的成功を収めるために必要不可欠であったといえる。しかし1960年代に入ると、移民の増加による平等や公正に対する関心の高まりから白豪主義が撤回され、連邦政府が移民に対する英語教育に支援を提供すべきことが主張されるようになった⁽²⁾。そして1970年代には、移民に対する英語教育に財政的な支援が提供され、彼らに焦点を当てた政策が実施されるようになった⁽³⁾。つまり、当初、移民に対し強制・奨励されていた英語教育は、彼らがオーストラリア社会で生きていく上での「権利」として捉えられるようになったのである。

また、このような移民に対する英語教育に生じた変化は、新たに彼らの母語の維持・開発という要求を生じさせた。1972年には、当時移民担当大臣を勤めたグラスビーが、移民に関する総括的な調査の報告の中で、英語を母語としない移民が母語の学習から多くの恩恵を得ていることを主張した⁽⁴⁾。また1978年には『移民に対する到着後のプログラムおよびサービスの評価に関する報告』(*Report of the Review of Post-Arrival Programs and Services for Migrant*)、通称ガルバリ報告が発表され、連邦政府が移民に対し総合的な支援を提供する必要性のあることが強調された⁽⁵⁾。このような報告により、連邦政府は、移民の英語教育だけではなく、彼らの母語の教育に対する保障をもその支援の範疇に含めていくことになったのである。

このような移民に対する言語教育の必要性とともに、アジア諸国の言語に対する関心も高まりをみせた。それは、特に連邦政府の政治的・経

済的動向と密接に関係したものであった。

基本的に第二次世界大戦前までのオーストラリアの安全保障政策は、有事の際に、宗主国であるイギリスがオーストラリアの安全を保障することを前提に組み立てられていた。しかし大戦によるイギリスの疲弊から、大戦後はオーストラリアがイギリスに自身の安全保障を委ねることは非現実的であると認識されるようになった⁽⁶⁾。これにより、それ以前から国際情勢の認識や外交・防衛政策をめぐるイギリスと対立のあったオーストラリアは、イギリスから離れ、独自の政治・経済政策を追及していくこととなった⁽⁷⁾。そのためオーストラリアは、1950年代後半以降、その地理的状況からアジア諸国、特に日本と中国との関係を深めていった⁽⁸⁾。

このような政治的・経済的状況を背景に、アジア諸国の言語に対する関心が高揚した。1970年代には、種々の調査報告書で、同国におけるアジア諸国の言語や文化の教育の実状が報告されるとともに、オーストラリアとの地理的・経済的関係からその教育の強化を図るべきことが提唱された⁽⁹⁾。そして1986年には3年間という期限つきでアジア教育審議会 (Asian Studies Council) が設立され、アジア諸国の言語や文化を学習する生徒の数を増やすための具体的な目標が提示された⁽¹⁰⁾。

アジア諸国の言語に対するこのような関心の高揚は、オーストラリアの言語教育に新たな局面をもたらした。移民に対する言語教育の必要性はオーストラリア国内の問題として捉えられてきたが、アジア諸国の言語の教育に対する関心の高揚は国外との関係を重視していたという点で、対外的な問題と捉えることができる。つまり、言語教育に対する関心が、内的なものから外的なものにまで範囲を拡大したことが指摘できる。また移民に対する言語教育は英語であれ母語であれ、基本的にその教育を必要とする人々を対象としたのに対し、アジア諸国の言語の教育はすべての生徒を対象とした。つまり、言語教育がすべての生徒に対し

て実施されるべきであるという認識の高まりを呼び起こしたといえる。

さらに連邦レベルで言語政策を確立させたもう一つの要因として、大学での外国語学習の衰退に対する危機意識の高揚が挙げられる。これは具体的には、大学入学試験（matriculation）で外国語を受験する生徒の割合が、1940年代の約3分の1にまで減少したことに起因する⁽¹¹⁾。この危機意識は、すべてのオーストラリア人に対するLOTEの教育の必要性を強く主張するとともに、それを保障するための政策の必要性を喚起した。

以上のようにこの時期には、特に上記の三点が絡み合って、連邦レベルの言語政策を確立する要求が高まっていった。移民や移民子弟に対する言語教育の必要性は、英語教育に端を発し、彼らの母語の教育にまでその範囲を広げた。また、アジア諸国の言語に対する関心は、オーストラリアの政治的・経済的動向を背景に高まったが、すべての生徒に対するLOTEの教育の必要性を呼び起こした。これは大学における言語学習の衰退に対する危機意識と相俟って、一層その必要性が叫ばれるようになった。

また、このような言語政策の確立に対する要求は、1970年代を通して盛んだった多文化主義に関する議論を通して一層高まった。特にLOTEの教育は、オーストラリアの文化的多様性を理解するために、すべてのオーストラリア人にとって重要であると捉えられるようになっていった。しかしこの時期には、言語政策を確立させる種々の要求が見られたものの、各州の調整を図るような政策が存在しなかったため、民族学校等を中心として各地の状況に応じた言語教育が引き続き実施されていた。

2. 言語政策の確立 — 『言語に関する国家政策』

前述のような言語政策の確立に対する要求の高まりから、1982年に、

上院の常任委員会で、全国的かつ包括的な言語に関する政策を立てる要求が出された。同年、連邦教育省 (Commonwealth Department of Education) は、この要求を受けて『国家言語政策に向けて』 (*Towards a National Language Policy*) を公表した。これにより、各州で言語政策の樹立に関する聞き取り調査が実施され、それらの成果が1984年に『国家言語政策』 (*A National Language Policy*) としてまとめられた。この政策では言語政策の樹立に国家レベルで取り組む必要があること、そのような言語政策は言語に関するすべての内容を含むものであること等が提言された⁽¹²⁾。そのため、連邦政府からの各言語に対する支援提供の配分も、オーストラリアに居住する各民族の言語、アジア諸国の言語、先住民の言語という枠組みの中から決定されるべきことが議論された⁽¹³⁾。この政策はその後、議会に承認されず連邦レベルでの言語政策を実現するには十分でなかったが、連邦レベルでの言語政策の必要性に対する関心を一層高めることに貢献し、その結果、多くの州で州の言語政策が発表された。

1986年7月、教育大臣は本格的な言語政策を再度計画するために、言語政策の専門家であるロ・ビアンコを政策立案の顧問として任命した。彼は、1986年から1987年の間に、言語に起因する問題や要求を明らかにするために、移民や先住民の団体、各州の専門家等を含む80以上の団体や個人と協議を重ねた⁽¹⁴⁾。それらの集大成として、1987年に『言語に関する国家政策』 (*National Policy on Languages* : 以下NPL) が、オーストラリアにおける最初の包括的な言語政策として策定された。

NPLでは最初に、個人、民族 (group)・文化、国家、人類という四つのレベルで、それぞれのアイデンティティの拠り所として、言語が重要な位置を占めていることが宣言された⁽¹⁵⁾。これは言語の持つ影響力の大きさとその範囲の広さの表明であり、言語教育を多角的な視点から

保障する必要性があることの主張であると捉えることができる。

そのため NPL では、国家言語政策は規範的な方針を打ち立てるのではなく、言語問題に関する国家の姿勢を公に示すとともに、共通の目標に向かって行動する契機を与えるものであることが示された⁽¹⁶⁾。これは、NPL が先に示した各レベルにおける言語の重要性を考慮するとともに、従来独自に実施されてきた民族学校等での言語プログラムや各州政府の取り組み等を考慮した結果だと捉えることができる。

NPL の目標は①オーストラリアの言語資源の保持・管理、②それらの資源の開発・拡張、③国家の経済的・社会的・文化的政策で謳われる言語使用と言語教授との関係の調和、④言語サービスの提供である⁽¹⁷⁾。ここでいうオーストラリアの言語とは、オーストラリアで使用されている言語、つまり英語、移民の母語、先住民の言語を指す。また政策で謳われている言語とは、特に経済的な関心を背景にそれ以前にその教育の必要性が言われてきたアジア諸国の言語を指す。これらの項目から、NPL が、それ以前に懸念されてきた英語や移民等の母語の教育、アジア諸国の言語の教育に対する必要性や要求を明確に反映していたと捉えることができる。また、それらの教育のバランスを重視していたことも窺える。

政策で扱われる言語の領域は①英語、②先住民の言語、③オーストラリアのコミュニティで使用されている言語と区分された⁽¹⁸⁾。LOTE はこの区分で示された「コミュニティで使用されている言語」に含まれる。この名称から顕著なように、NPL では LOTE の教育は、第一に英語を母語としない人々が自身の母語を維持するため、そして第二にすべてのオーストラリア人がそれらの言語を幅広く理解するために重要であると捉えられていた。

また、NPL ではそれ以前のアジア諸国に対する関心の高揚を考慮し、オーストラリアの経済的・対外的政策に貢献することを目的とした

LOTE の教育が促進されるべきことも提唱された。そしてそれらの教育に対する支援を集中させるために「幅広く教授されるべき言語」(Languages of Wider Teaching) として、中国語 (マンダリン)、インドネシア/マレー語、日本語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、現代ギリシア語、アラビア語、スペイン語が掲げられた⁽¹⁹⁾。これらの言語は、オーストラリアの対外的関係を重視して設定されたが、同時に対内的必要性をも考慮して設定されたと考えられる。日本語、中国語はオーストラリアにとって経済的に重要な言語であるが、イタリア語、現代ギリシア語は、オーストラリアに多く生活する移民の言語でもある。

そして上記の目標を達成するために NPL の中で連邦政府は、1987 年から 1988 年の間と 1990 年から 1991 年の間に、約 9,400 万オーストラリアドルの資金を拠出することを明らかにした⁽²⁰⁾。これにより、「アジア研究プログラム」(the Asian Studies Program)、「オーストラリアの第二言語学習プログラム」(the Australian Second Language Learning Program)、「新しく到着した人々に対する第二言語としての英語プログラム」(the English as a Second Language for New Arrivals Program) 等のプログラムが開始された。プログラムの名称・内容から、言語の教育が特定の領域に傾倒することなく、第二言語としての英語や、移民に対する言語の教育等、言語に関する幅広い支援をその範疇に収めていたことが分かる。

以上に述べたように、オーストラリアの最初の連邦レベルの言語政策は、それ以前に存在していた言語教育に関する様々な必要性や要求を充たすために策定された。特に LOTE 教育に関しては、移民に対する母語の教育を保障するとともに、移民の言語や文化の理解を深めることを主目的にすべてのオーストラリア人に対する教育が重視されていたといえる。ここから NPL には、言語教育の保障とともにオーストラリアの文化的多様性に対する理解の推進という視点の重視が見て取れる。

しかし同時に、言語教育に一定の枠組みが与えられたことは、その教育に国家が介入する契機を生み出したことも事実である。つまり、NPLの確立は、言語教育に対する要求の承認、財政面での安定等を図る一方で、言語教育が国の統制を受けることを意味していたとも捉えられる。NPLでは言語政策が規範的なものでないことが明示されたが、その後のプログラムの設立や財政的な支援の大きさを考えると、いかなる政策であれ国家レベルでの政策の策定がその後の言語教育に大きな影響を与えたと考えられるであろう。

3. 言語政策の転換——『オーストラリアの言語』

1987年に制定された最初の言語政策は、1991年に新たな言語政策が策定されたことによりその目的を大きく転換した。1990年の「国際識字年」(International Literacy Year)を契機に、連邦雇用・教育・訓練省(Commonwealth Department Employment, Education and Training)は、先のNPLや従来独自に実施されてきた民族学校での言語教育⁽²¹⁾等の総括をもとに1990年代における新たな言語政策の策定に向けて動き出した。そして、その成果は『オーストラリアの言語：1990年代のオーストラリアの識字および言語政策に関する協議文書』(*The Language of Australia : Discussion Paper on an Australian Literacy and Language Policy for the 1990's*)としてまとめられた。この文書に対する各州からの返答や数々の協議の結果、翌1991年に『オーストラリアの言語：オーストラリアの言語および識字に関する政策』(*Australia's Language : The Australian Language and Literacy Policy* : 以下ALLP)が連邦レベルの新たな言語政策として発表された。

ALLPでははじめに「オーストラリア国家のアイデンティティは、言語を通して探求され、表現され、活気付けられている」と宣言された⁽²²⁾。そして、公用語としての英語の位置づけが強く確認されるとと

もに、LOTE はオーストラリアの文化的活力であるとも述べられた。

これらのことから言語に関する国家目標は①オーストラリア社会に参加する上で必要不可欠である英語の識字の維持・開発、②LOTE の学習の拡張・促進、③先住民の言語の維持・開発、④言語サービスの拡張・促進と設定された⁽²³⁾。またそれらの中でも特に、英語の識字の維持・開発とLOTE の学習の拡張・促進が重視された。LOTE の学習の拡張・促進の重視には、オーストラリアのコミュニティを文化的・国際的に豊かにするから、経済的・科学技術的、外交上・戦略上の発展に貢献するから等の理由が挙げられた⁽²⁴⁾。

このようなことから、NPL が多層的に言語の重要性を認識していたのに対し、ALLP は国家レベルでの言語の重要性を全面に打ち出した政策であると捉えることができる。また NPL では言語教育の保障という視点からオーストラリアの言語資源の保持や拡張等が強調されたが、ALLP では国家レベルで必要とされる言語教育が重視されたため、英語やLOTE の教育が強調された。特にLOTE の教育は、国の経済発展に貢献するといった観点から重視された。つまり、ALLP では政策の視点が、言語教育の保障から国家の政治的・経済的発展の貢献へと移行されたと考えられる。

ALLP では具体的にLOTE 教育の目標を12年生のLOTE 学習者数を25%増加させること等と定めた⁽²⁵⁾。そして目標を達成するために、NPL 同様、「優先言語」を設定し、限られた数の教員、カリキュラム資源、財源等を分散させないよう努めることが提言された⁽²⁶⁾。優先言語は、それ以前に策定された各州のLOTE 教育政策や審議会等での議論を参考に決定された。それらの政策・議論の中で中国語、日本語、アラビア語、インドネシア語、韓国語、タイ語、スペイン語はオーストラリアの対外的関係から、またドイツ語とフランス語は対内的・対外的関係から重要であると認識されてきた。またフランス語、ドイツ語、日本

語、インドネシア語、中国語はすべての州でその教育に優先的な支援が提供されている⁽²⁷⁾。ALLPではこれらを考慮し、先住民の言語、アラビア語、中国語、フランス語、ドイツ語、インドネシア語、イタリア語、日本語、韓国語、現代ギリシア語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ベトナム語の14言語を優先言語に設定した⁽²⁸⁾。

またこのような優先言語の設定とともに、「学校における言語プログラム」(School Language Program)が発足した。これは、言語の教育を、特に学校教育を通して促進することを目的としている。プログラムには、「優先言語を奨励する部分」(the Priority Languages Incentive Element)と「コミュニティ言語の部分」(the Community Language Element:以下CLE)の二つが含まれる。前者は、ALLPで優先言語に指定された言語の教育を学校教育で促進していくための支援である。そのため、連邦政府は政策で掲げた目標を達成するために、各学校に対し、12年生で優先言語を学習している生徒の割合により財政的な支援を提供する方針を打ち出した。後者は、従来、民族学校等で実施されていた教育を、放課後等の時間を利用することにより、民族学校以外の普通学校に組み入れていくためのプログラムである。このような移行は、コミュニティ言語の教育を必要としない生徒が、これらの言語や文化に対する理解を深めることを目的として実施された。

このような「学校における言語プログラム」の発足は、学校教育によってLOTEの教育を提供するという体制を構築した。そして連邦政府からの財政的な支援も、すべて学校に提供されることになった。しかし同時に、従来一括してLOTEと扱われていた言語を、その目的に応じ二分させることともなった。つまりLOTEに、コミュニティ言語、優先言語という区分を生じさせたのである。そしてこの区分により、連邦政府の財政的な支援も、それぞれに別々に提供されることとなった。

このようにALLPはLOTE教育を、特に学校教育で推進していくこ

とを政策の中心に据えたが、この理由には上記の政策で明示された事柄以外に、この時期に進められた一連の教育改革を考慮に入れる必要がある。これは特に当時のオーストラリアの経済状況と密接に関連している。

1983年、それまでの自由党に代わり労働党のホークが政権を掌握した。当時、長引く経済不況と失業率上昇の最中にあったホーク政権の主眼は、オーストラリア経済の立て直しにあった⁽²⁹⁾。この政策は、当然、教育政策にも大きな影響を及ぼすこととなった。

1989年、当時、連邦雇用・教育・訓練担当大臣であったドーキンスが発表した政策の中で、学校は、社会的・経済的關係の中で重要かつ中心的役割を担っていると明言された⁽³⁰⁾。つまり、オーストラリアの国力を增強するために、学校教育の質を高めることが、政策の目的に掲げられたのである。そして、この提言に基づきナショナル・カリキュラムの制定等が図られた。そこでは、LOTEは学校で教えられるべき八つの主要学習領域（Key Learning Area）の一つに位置づけられた。それにより、ALLPで設定された優先言語それぞれのカリキュラム・ガイドラインが作成された。

これら一連の教育改革を考慮すると、ALLPはこれらの諸改革の中で実施された言語と識字に関する部分を担う政策であるといえるであろう。NPLは、移民の言語の維持・開発の必要性、アジア諸国に対する関心の高揚等を背景に作成され、それらの必要性や要求を充たすことを目的に策定された。NPLの中でLOTE教育は、英語を母語としない人々の母語の維持・開発を目的としていた。しかし、ALLPは、先に述べた国の経済発展を念頭に置いた一連の教育改革の中で策定され、その目的を国の経済発展を重視する方向に大きく転換させた。ALLPの中でLOTE教育は、特にオーストラリアと政治的・経済的に関係の深い言語の教育を重視することを目標としており、そのような観点から優

先言語が設定されたのである。そして優先言語の設定は、学校における言語プログラムを発足させ、さらにナショナル・カリキュラム等の制定により、その教育が体系的に行われる基盤を構築したのである。

4. 現行の取り組み

このような国の経済発展を重視した言語政策策定の流れは、1994年にオーストラリア政府審議会 (the Council of Australian Government) が発表した『アジア言語とオーストラリア経済の将来』 (*Asian Languages and Australia's Economic Future*: 以下 COAG レポート) で決定的となった。COAG レポートは、オーストラリアの経済発展のために、学校教育において特にアジア諸国の四言語 (優先アジア言語) を教授すべきことを提言した。これらの四言語とは、オーストラリアとの地理的・経済的關係から設定された、日本語、インドネシア語、中国語、韓国語の四つである。そして、これら四言語の教育を促進するために、具体的に目標とされる学習者数の割合が明示された⁽³¹⁾。連邦政府はこの目標を達成するために、自ら資金を拠出し、自ら主導となってその教育を推進していく体制を構築した⁽³²⁾。

このような COAG レポートの提言は、優先アジア言語の確立とともに、従来二領域に区分されていた LOTE をさらに次の三領域に細分化した。それらは、①優先アジア言語を支援する部分⁽³³⁾、②優先言語を支援する部分 (the Priority Languages Support Element: 以下 PLE)、③コミュニティ言語を支援する部分 (CLE) である。優先アジア言語の確立により PLE は、従来の優先言語から優先アジア言語を除いた 10 言語を対象とすることとなった。しかし、PLE の目標や連邦政府からの財政的な支援の受け方には、変化はない。

現在、LOTE 教育は、上記のように三つの区分に基づいてその支援が提供されている。1998 年に発表された『進歩的なオーストラリアの

言語：全体報告』(*Advanced Australia's Languages: Overview Report*)によると、三者に対する連邦政府の財政的な支援には、明確な差異が見て取れる。優先アジア言語の教育に対する連邦政府の財政的な支援は、過去5年間で約10倍になっている⁽³⁴⁾。それに対して PLE、CLE のそれはほぼ横ばいである⁽³⁵⁾。また学習者数の増加については、優先アジア言語を学習する生徒は、公立学校を中心に急増傾向にあることが報告されている⁽³⁶⁾。特に、初等教育段階における伸び率が高い。それに対し、PLE の言語はほぼ横ばい状態、CLE のそれは州によって違いはあるものの、全体的には減少傾向にある⁽³⁷⁾。また CLE については、当初コミュニティ言語の教育の場を民族学校から普通の学校へ移行させることを狙いに発足されたが、依然として民族学校等で実施されていることも指摘されている⁽³⁸⁾。

このような現状を鑑みると、COAG レポートの策定による LOTE の細分化は、連邦政府の LOTE に対する関心の高低を明確に反映したものであるといえる。つまり現在では、主として国の経済発展に資することを目的に、その推進が謳われている言語の教育に集中的な支援が提供されているといえる。またこのような関心や支援の集中は、それらの言語を学習する生徒数の増減にも大きく反映されている。CLE には特定の言語が掲げられておらず、言語のみを考えると他の二つの領域との重複がある。それにも拘らず依然として民族学校で移民の母語の教育が実施されている。これは裏を返せば、民族学校以外の学校では経済的な関心を背景とした言語の教育が推進されていると捉えることができる。

おわりに ― まとめにかえて

今まで、オーストラリアの言語政策の歴史的展開を眺めることにより、その目的の変遷を明らかにしてきた。また、その中で LOTE 教育がどのように扱われてきたのかを明らかにしてきた。最後にまとめとし

て言語政策の展開を、特に政策の目的、LOTE教育の枠組みという観点から整理するとともに、オーストラリアにおける言語教育の意義と役割とについて考察したい。

オーストラリアの最初の連邦レベルの言語政策（NPL）は、移民に対する母語の教育の必要性やアジア諸国の言語の教育に対する関心の高揚等を背景に1987年に確立した。NPLでは言語の重要性を多層的に認識すべきことが謳われ、特に英語を母語としない人々の言語の教育を保障していくことが目的とされた。しかし、1991年に新たな言語政策（ALLP）が発表されると、その目的は、国の経済発展に資する言語教育を促進することに大きく転換された。それは、当時のオーストラリアの政治的・経済的理由によるものであり、国の経済発展と教育成果とを結び付けて考える潮流に由来するものであった。言語政策の焦点は、このように言語教育の保障から経済発展への貢献へと移行していったと捉えることができる。そしてこのような傾向は、1994年のCOAGレポートでさらに強められ、現在に至っている。

またこのような言語教育の目的の移行は、LOTEの枠組みにも変化を生じさせた。表1はLOTEの枠組みの変化を表したものである。

表1 LOTEの枠組みの変化

【幅広く教授される言語】		
【優先アジア言語】 中国語 インドネシア語 日本語 韓国語	フランス語 ドイツ語 イタリア語 現代ギリシア語 アラビア語 スペイン語	【現行の優先言語】 先住民の言語 ロシア語 タイ語 ベトナム語
【1991年に設定された優先言語（上記14言語）】		

これによると NPL により設定された「幅広く教授されるべき言語」、ALLP により設定された「優先言語」とも、主として経済的な関心を背景にその教育の必要性が高揚したアジア諸国の言語（日本語、中国語等）とオーストラリアに多く生活する移民の言語（イタリア語、現代ギリシア語等）の双方をその範疇に含めていることが分かる。これは、連邦レベルの言語政策策定当初から、これら二つの教育に対する必要性や要求が存在したことの表われである。また、「幅広く教授されるべき言語」から「優先言語」への移行では、言語数の拡大という変化も見て取れる。しかしこのような言語の拡大は、それに見合う財政的な支援の配分や学習者数の増加を生み出すものではなかった。ALLP はオーストラリアの経済発展に資する言語教育を推進することを目的とし、そのような観点から優先言語を学習する生徒数に応じた財政的な支援を提供した。そして COAG レポートの策定により設定された優先アジア言語は、さらにこのような観点を強調した。先に示した 1998 年の報告からは、優先アジア言語に対する連邦政府からの財政的な支援の集中、それによる学習者数の急増を窺うことができる。

現在、優先アジア言語は、連邦政府により、その教育を推進する体制が整えられ、財政的な支援も増強されつつある。それに対しコミュニティ言語の教育は、依然として民族学校等で提供される傾向がある。近年、オーストラリアに定住する、英語を母語としない移民が、ある特定地域に固まって定住する傾向があることが指摘されている⁽³⁹⁾。そのためコミュニティ言語が民族学校で教授されるという傾向、つまり移民の母語が特定の教育機関で提供されるという傾向は一層強まっていくのではないかと考えられる。

今後、多文化主義を国是とするオーストラリアにおいて、言語教育にこのような状況が継続されること、つまり連邦政府の経済的な関心の高低により言語教育に対する支援が決定されるという状況が継続されるこ

とは、オーストラリアの言語政策、特に LOTE の教育に関する政策の意義を問い直す必要を生じさせる。「公正」という観点から国の経済発展に基盤を置いた言語教育の推進が適当なのかどうか、また移民の言語や文化を保持・発展させていくということは、彼らにとって、新たな居住地であるオーストラリア社会で本当に必要とされているのかどうか等、改めて考えていく必要があると考える。オーストラリアの言語教育は、政策策定当初から、オーストラリアの多言語・多文化資源の維持・拡張という機能とともに、それらの資源の経済的活用という二面性を有してきた。今後、経済のグローバル化が一層強まるなか、どのようにしてこれらのバランスを保っていくべきなのか。これは、言語教育だけではなくオーストラリアが国とする多文化主義が抱える問題でもあろう。本稿では、これらの点に関して踏み込んだ考察ができなかった。今後の課題としたい。

【註】

- (1) 関根政美ほか著『概説オーストラリア史』有斐閣、1998年、280頁。
- (2) Djite, Paulin G., *From Language Policy to Language Planning: An Overview of Languages Other Than English in Australian Education*, National Institute and Literacy Institute of Australia (NLLIA), 1994, p.12~16.
- (3) 「移民児童教育計画」(Child Migrant Education Program) や「移民教育法」(*Immigration Act*) 等が成立した。
- (4) Djite, Paulin G., *op.cit.*, NLLIA, 1994, p.11.
- (5) *Ibid.*, p.13.
- (6) 関根政美ほか著、前掲書、1998年、167頁。
- (7) 岩本祐二郎著『オーストラリアの内政と外交・防衛政策』日本評論社、1993年、2~3頁。
- (8) オーストラリアが特に日本と中国との関係を深めていった理由としては、地理的要因の他に、戦争による日本の侵略に対する脅威や中国共産主義の脅威からの自国の防衛といった点が指摘されている。(関根政美ほか著、前掲書、有斐閣、1998年、167頁。)
- (9) 例えば1970年には『オーストラリアにおけるアジア言語と文化に関する教授』(*The Teaching of Asian Languages and Cultures in Australia*) が、1980年には『オーストラリアの教育におけるアジア』(*Asia in Australian Education*) が発表された。

- (10) *Asian Studies Council, A National Strategy for the Study of Asia in Australia*, Australian Government Publishing Services (AGPS) 1989, p.4.
- (11) Lo Bianco, Joseph, *National Policy on Languages*, 1987, AGPS, p.190.
具体的には、中等教育修了試験で第2外国語を受験する生徒の割合が、1940年代には40%以上であったのに対し、1987年には12%しか存在しないことで示されている。特に、ラテン語とフランス語の学習者数の低迷が叫ばれていた。また、外国語学習の衰退の理由としては、白豪主義の影響から移民に対する教育支援が確立されていなかった、LOTEを学習する行為自体を受けいれる体制ができていなかった等が考えられる。
- (12) The Senate Standing Committee on Education and the Arts, *A National Language Policy*, AGPS, 1984, p.1~7.
- (13) *Ibid.*, p.159~160.
- (14) Lo Bianco, Joseph, *op.cit.*, 1987.
- (15) *Ibid.*, p.1,2.
- (16) *Ibid.*, p.70.
- (17) *Ibid.*, p.70.
- (18) *Ibid.*, p.70.
- (19) *Ibid.*, p.125.
- (20) *Ibid.*, p.157.
- (21) 民族学校で実施される言語教育に対しては、連邦政府、各州政府、各国政府、各文化事業団体等により財政的な支援が提供されてきた。これは、「民族学校プログラム」(Commonwealth's Ethnic School Program)と総称されている。(DEET, *Australia's language: The Australian Language and Literacy Policy*, 1991, AGPS, p.16.)
- (22) *Ibid.*, p.iii.
- (23) *Ibid.*, p.4.
- (24) *Ibid.*, p.14, 15.
- (25) *Ibid.*, p.15.
- (26) *Ibid.*, p.16.
- (27) *Ibid.*, p.16.
- (28) *Ibid.*, p.16~17.
- (29) 竹田いさみ、森健編『オーストラリア入門』東京大学出版会、1998年、155頁。ホーク首相は、当時第一次産品に依存していたオーストラリアの経済構造を第二次産業を重視したそれに転換すること、失業問題を改善すること等に重点を置き、経済合理主義に従った市場優先の経済政策を実施した。
- (30) Dawkins.M.P., *Strengthening Australia's Schools: A Consideration of The Focus And Content of Schooling*, AGPS, p.1.
この政策は、その後実施される一連の教育改革の根源となる政策である。
- (31) Council of Australian Government (COAG), *Asian Languages and Australia's Economic Future*, AGPS, 1994, p.xvi.
- (32) これによりNALSASプログラムが発足した。具体的な内容については、National Asian Languages and Studies in Australian Schools (NALSAS) Taskforce, *Partnership for Change: The NALSAS Initiative An Interim Progress Report for the First Quadrennium of the NALSAS Initiative 1995-1998*, 1998,を参照のこと。
- (33) 正式名称は「革新的なLOTEプログラム」(The Innovative LOTE Program)であ

る。

- (34) The Evaluation Team, Faculty of Asian Studies, The Australian National University, *Advancing Australia's Languages: Overview Report*, AGPS, 1998, p.1
- (35) *Ibid.*, p.1.
- (36) *Ibid.*, p.4.
- (37) *Ibid.*, p.30.
- (38) *Ibid.*, p.4.
- (39) 濱嶋聡著「オーストラリアにおけるコミュニティ言語——シドニー、メルボルン首都圏地域を中心として——」園田学園女子大学論文集 29、1994年、87頁。

(あおき まいこ・本学非常勤講師)

苫小牧駒澤大学紀要第6号 (2001年9月28日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol.6, 28 September 2001

Asperger's Syndrome: A Case Study In Japan

アスペルガーズの症候群：危険な無秩序または誤解された病気？

ロバート・カール・オルソン

Robert Carl OLSON

KEY WORDS : Pervasive Developmental Disorder, Asperger's Disorder, Qualitative impairment, Quantitative impairment, Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (DSM-IV), American Psychology Association (APA), Conduct Disorder

ABSTRACT

Educators are faced with a multitude of responsibilities. One of them is the educating of the public in regards to learning impairments/social disorders and defusing the myths surrounding them. On December 27th, 2000, it was reported by The Japan Times that the Nagoya Family Court had decided to send a 17-year old boy arrested for allegedly murdering an elderly woman and injuring her husband to a "reformatory" rather than hand him over to prosecutors. The decision was based on the boy being diagnosed as being afflicted with a "rare, antisocial disorder" that prevented him from understanding the severity of his actions. The name of this "disorder" is Asperger's syndrome. The decision by the Nagoya Family Court and the apparent lack of discussion by the educational and mental health communities beg a number questions;

- How was Asperger's syndrome defined in this situation?
- How did this definition relate to the boy's alleged role in this brutal crime?
- Is Asperger's syndrome the most appropriate diagnosis?

PURPOSE

The purpose of this paper will be threefold.

- 1.) Explore Asperger's syndrome (referred to as *Asperger's Disorder* in all of the literature I encountered) and offer a definition.
- 2.) Compare and contrast this definition with those offered by the Nagoya Family Court.
- 3.) Explore possible ramifications of this court decision.

It is *not* the purpose of this paper to ascertain the number of people in Japan who may be afflicted with this disorder or to explore and/or assess methods of treatment.

It is possible that the reader may question why a lecturer in a university is exploring a topic that seems better suited to a member of the mental health community. The answer contains two parts:

- Due to the amount of time we spend with students, teachers are often the ones who will be the first to notice the characteristics that reveal a disorder or impairment.
- It appears that this case study is of little or no interest to the mental health community. Granted, my knowledge of the activities of the mental health community is limited to what I see and hear from the mass media. But when one examines the following case, it will be clear that more should have been said by a greater number of professionals.

THE ARTICLE

A synopsis of the article would be beneficial at this point (a copy of the entire article is included in the reference section).

On May 1st of 2000, a 17-year old boy allegedly murdered a 64-year old woman and injured her 68-year old husband in their Toyokawa, Aichi Prefecture home. The killings appear to be random: when asked for a reason, the boy stated that he “wanted to experience killing.” There is no evidence of prior contact between the boy and the elderly couple.

The boy then underwent six and a half months of psychiatric testing that concluded he is afflicted with Asperger's Disorder. This disorder allegedly contributed to the boy's “diminished ability to distinguish right from wrong.” Accordingly, Judge Yoshihiko Iwata decided to send the boy to a reformatory, his reason being that “correctional education and medical treatment” would be the most appropriate course of action.

POINTS WORTH EXAMINING

There were a number of points in this article that are worth examining.

- 1.) In addition to the current case, there has been only one other instance of a crime being committed in which Asperger's Disorder was diagnosed. This case, ironically enough, also involved a juvenile (Japan Times, 2000).
- 2.) Judge Iwata insinuated that while the actions of the boy were such that he should be held criminally “liable,” the boy's afflic-

tion with Asperger's Disorder requires leniency as the boy's ability to understand the difference between right and wrong was significantly impaired (Japan Times, 2000).

- 3.) Toshiro Sugiyama, professor of child psychology at Shizuoka University, suggested that the boy's violence could have been averted had people close to him recognized this disorder and sought professional intervention (Japan Times, 2000).
- 4.) Kosuke Yamazaki, professor of psychiatry at Tokai University, added that Asperger's Disorder by itself does not compel those inflicted with it to commit crimes (2000).
- 5.) "RARE ANTISOCIAL DISORDER" was typed in 18-point print and appears directly over the 24-point, heavily-blacked words "Teenage killer." Professor Yamazaki's above-mentioned caution of associating Asperger's Disorder with criminal behavior is typed in 10-point print (as is the entire article) and mentioned in the third-to-the-last paragraph of the story (Japan Times, 2000).

AUTHOR'S IMPRESSIONS

It is the opinion of the author that a number of insinuations are being made.

- The blame for this violent crime is being laid at the feet of Asperger's Disorder.
- The symptoms of Asperger's Disorder can be recognized and treated.
- People afflicted with this disorder may be prone to violent, antisocial behavior.

- People afflicted with this disorder are not capable of fully understanding the difference between “right and wrong” and, therefore, cannot be held responsible for crimes they may commit.

WHAT IS ASPERGER'S DISORDER?

Before any responsible discussion regarding the decision by the Nagoya Family Court can be initiated, the term *Asperger's Disorder* must be clarified. Asperger's Disorder is categorized as a Pervasive Developmental Disorder (PDD). PDD's are a group of disorders that are characterized by severe impairment of social interaction and communication skills (Ref.#5). There was once a time when PDD's were referred to as psychosis and/or childhood schizophrenia. While the chance exists that a child with a PDD may later develop such a condition, there is no guarantee that affliction with the former will lead to affliction with the latter. Other disorders falling into this category are Childhood Disintegrative Disorder, Rett's Disorder, Pervasive Developmental Disorder Not Otherwise Specified (PDDNOS) and Autistic Disorder (Autism). A point of interest---and relevance---is that there currently is a debate in the psychological community as to whether or not Autism and Asperger's are the same. I will later return to this point.

The Diagnostic and Statistical Manual (4th edition) of the American Psychology Association defines Asperger's Disorder as impairment of social interactions. Characteristics of Asperger's Disorder include but are not limited to the following.

- lack of or inappropriate peer relations.

- lack of involvement with others.
- lack of social or emotional reciprocity.
- fixed or obsession with set routines or behavior.

AUTHOR'S IMPRESSION

It is the opinion of the author that a person afflicted with Asperger's Disorder would most likely be described as withdrawn or despondent. I have not encountered any material that suggests that Asperger's Disorder in itself would cause random violent behavior.

Another point worth mentioning is that I have not encountered any information that offers a quantitative explanation (for example, chemical imbalances in the brain) for the affliction of Asperger's Disorder. This point has particular relevance as such material provides the tangible roots necessary for qualitative branches. In many instances, ours is a "fact and figures" world; concepts are not taken seriously until they can be "scientifically proven." I am not suggesting that Asperger's Disorder is a psychosomatic or a figment of the imagination. I am suggesting, however, that a disorder that can be quantitatively measured (in the case of dyslexia, the Number 16 chromosome is somehow "defective") is more likely to be diagnosed and treated.

POINTS WORTH EXAMINING

I am unclear about a number of areas regarding Asperger's Disorder and the field of psychology, in general, but there are some specific questions that deserve further investigation.

- What constitutes “inappropriate” relations and/or behavior?
- What connections, if any, can be made between the boy's seemingly random violent behavior and Asperger's Disorder?

As I am not a psychologist or a person afflicted with this disorder, I sought counsel from those who are.

THE UNIVERSITY OF YALE'S LDA SOCIAL LEARNING DISABILITIES PROJECT

In the hopes of acquiring relevant information on the subject of Asperger's Disorder, I contacted the University of Yale's Division of Pervasive Developmental Disorders. The key question in the letter I sent is:

Can the boy's violent behavior described in the newspaper article be attributed to Asperger's Disorder and, if so, to what extent?

Fred Volkmar, a member of the Yale LDA Social Learning Disabilities Project, offered this reply:

“In our experience individuals with Asperger's Disorder are usually the VICTIM rather than the perpetrator---although there are people who think otherwise.”

Sanno Zack, a Research Assistant with the same group, made three relevant points:

- 1.) There is no correlation between Asperger's Disorder and random violent behavior.
- 2.) Asperger's Disorder is a *social disability*, not an *antisocial disorder*. The difference between the two is profound; the former is characterized by poor communication skills such as using poor eye contact or misunderstanding non-verbal cues (this is what is referred to as "inappropriate behavior") while the latter is often seen as the source of violent behavior.
- 3.) Individuals afflicted with Asperger's Disorder are perfectly capable of understanding moral concepts and distinguishing between "right" and "wrong."

ADAM'S STORY

At the time of his website completion, Adam was 16 years old. His story is relevant to this study because Adam has been involved in acts of violence that he attributes to his affliction with Asperger's Disorder (Ref. #7). According to his website, Adam has not only been dangerous to others (Adam claims to have repeatedly stabbed a person in the hand with a pencil and choked another into unconsciousness) but also to himself (he states that he has placed his head in a vice, stabbed himself in the head with a pencil, attempted to strangle himself with a necktie and repeatedly rammed his head into walls, desks and chairs).

In his website, Adam invited readers to correspond with him to discuss Asperger's Disorder or his website. But repeated attempts to contact Adam went unanswered.

“RAINMAN”

I mentioned before that there is a debate among the mental health community regarding whether Asperger's Disorder and Autism are one in the same. I do not wish to explore this debate but rather use this opportunity to give this disorder “a face” as well as a name.

The world of Hollywood often creates more myths than it clarifies but in the case of the Dustin Hoffman's character, Raymond Babbitt, in the movie titled “Rainman,” we are provided with a reasonable accurate representation of what it means to be autistic.

In relation to this report, no reasonable claim can be made that Raymond was prone to random violence that constituted attacking another individual. It would be more accurate to suggest that Raymond would retreat within himself with confronted with conflict. If Asperger's Disorder is similar to Autism to the point that there is serious discussion in the mental health community as to if they are the same disorder, one should question that claim that Asperger's Disorder is responsible for the violent crime being discussed in this report.

AUTHOR'S IMPRESSION

There is a distinct difference between a person afflicted with Asperger's Disorder committing a crime and a person committing a crime because of being afflicted with Asperger's Disorder. While academic prudence prevents me from stating that random violent behavior and Asperger's Disorder are 100% mutually exclusive, the evidence uncovered during the researching of this topic suggests that

there is no realistic correlation between the two.

A COMPARISON

The chart below tells an interesting story.

	AUTHOR'S RESEARCH	NAGOYA FAMILY COURT
Definition of Asperger's Disorder	<i>A social interaction impairment</i>	<i>A rare antisocial disorder</i>
Suggested/implied characteristics of Asperger's Disorder	<ul style="list-style-type: none"> * <i>difficulty with non-verbal communication</i> * <i>difficulty with initiating/maintaining friendships</i> * <i>abnormal speech patterns</i> * <i>able to distinguish between right and wrong</i> 	<ul style="list-style-type: none"> * <i>random violence</i> * <i>inability to distinguish between right and wrong</i>
Relation to criminal activity	* <i>unproven; unlikely, at best</i>	* <i>two cases directly implicated; both involving juveniles</i>
Suggested course of treatment/intervention	* <i>counseling, behavior modification, as necessary</i>	* <i>placement in a reformatory; possible isolation inferred</i>

One would be justified in suggesting that two separate disorders were being discussed and the author chooses not to speculate as to the reasons for why there is such a drastic difference in results. It should be pointed out, however, that numerous attempts to discuss the findings went unanswered.

POSSIBLE RAMIFICATIONS

It would be understandable for one to believe that revenge is the motive for this paper; that a criminal is receiving lenient treatment and the author would like to see justice served. This is a false conclusion.

The reason for entering into this dilemma is the hope that this

will contribute to the prevention of inaccurately stereotyping people who are afflicted with Asperger's Disorder. While this objective would be beneficial to students in any country, it has special relevance in Japan for two reasons.

- 1.) *Special Education in Japan is often substandard.* The image of Japan in regards to Special Education and handicaps/ impairments, in general, is one of a country that is far behind the majority of other First World Countries. Interviews with people connected to the field of education suggest that there is substance to this image. It is only recently that Japan has begun altering its society and educational practices to accommodate the unique needs of these citizens. Despite these improvements, mainstreaming and integration are the exceptions rather than the rule.
- 2.) *Stereotyping is an obstacle to social/professional promotion in Japan.* There are many positive attributes in regards to life in and the citizens of Japan. Despite this, it cannot be denied that stereotyping, which often advances to various forms of discrimination, is rampant in this country. But such ostracism is not limited to residents of foreign descent; any member deemed different can be prohibited from partaking in mainstream society.

Combine this tendency for stereotyping with the above-mentioned lack of quality special education and you have the potential for a student with a misunderstood learning disorder being removed from what little chance he or she has for receiv-

ing any beneficial diagnosis and treatment as well as being ostracized from society. Such a scenario can have catastrophic consequences for an individual as the story of Tony Petri so clearly shows.

READING, WRITING AND RAGE---THE TONY PETRI STORY

Tony Petri was a victim of such a scenario.

Tony Petri has dyslexia but it was improperly diagnosed. His lack of motor skills and coordination were dismissed as childhood clumsiness. His inability to recognize and distinguish the shape of letters was blamed on poor eye sight. His subsequent inability to read was thought to be the result of laziness and the rage he felt after a lifetime of academic failure was laid at the feet of his parents' marital problems.

But having been labeled as everything except dyslexic, Tony never received the intervention that would have likely enabled him to utilize various reading strategies and it never occurred to any of his teachers that alternate forms of testing would have disclosed the fact that Toni was, in fact, a gifted student with numerous talents. Tony's inaccurate labeling and the stereotype that came with it allowed a student to fall between the cracks.

Part of this dismal story is understandable as well as regrettable; at the time Tony was in school, "dyslexia" was still a relatively unknown learning disorder and the majority of schools had sparse, if any, special education/remedial reading resources.

The same cannot be said for what I suggest is the true source of

the actions of the 17-year old boy's violent actions.

CONDUCT DISORDER AND OPPOSITIONAL DEFIANT DISORDER.

Acting on information I received from the Yale University LDA Social Disabilities Project, I researched two afflictions known as "Conduct Disorder" and "Oppositional Defiant Disorder. The information I uncovered has led me to believe that the Nagoya Family Court said "Asperger's Disorder" when one of these two disorders was possibly what they were referring to. Ironically enough, Conduct Disorder was highlighted on the news on January 18th (News Station). It was introduced as the reason for the 1997 "Sakakibara (Devil)" murder case in which a junior high school student murdered and decapitated an elementary student. All one has to do is glance at the characteristics of each disorder to see the relevance to not only the Toyokawa murder/assault but to a significant portion of the juvenile violence that has recently plagued Japan.

Characteristics of Conduct Disorder(Ref. #2)

These characteristics can be divided into four categories. They are:

- *Aggression to people and animals.* Bullying others, using weapons against others, physical cruelty and forced sexual activity.
- *Destruction of property.* Setting fires and general vandalism.
- *Deceitfulness and stealing and lying.* Shoplifting, general theft.

- *Lack of respect for authority*. Disregards rules/requests from parents, teachers, etc.

Characteristics of Oppositional Defiant Disorder(Ref. #3)

Symptoms of ODD include but are not limited to the following behaviors. An ongoing pattern is usually the best indicator of affliction.

- frequent temper tantrums
- excessive arguing with adults
- blaming others for mistakes or behavior
- easily angered
- hateful personality when angry
- seeking revenge

The author finds two aspects of this to be disturbing.

- 1.) How is it that a disorder that was defined years ago can suddenly be “discovered?” Japanese leaders in the mental health field have admitted that they are behind other First World Countries in psychiatric studies but Conduct Disorder and Opposition Defiant Disorder are not new concepts and one that can easily be accessed and legitimately confirmed with simple use of the Internet. If someone like me (who is even less adept at computers than learning impairments and disorders) can locate and confirm this information, certainly the mental health officials who diagnosed the 17-year old boy as having Asperger’s Disorder and stated that this disorder was the

source of his violent action could have done the same.

- 2.) Why hasn't the mental health field sought to re-examine this case? It should come as no surprise that the treatment/intervention suggested for Conduct Disorders is different from the strategies used to combat Asperger's Disorder.

IN CLOSING

Sanno Zack had this to say about the portrait of Asperger's Disorder that was painted in relation to the murder/assault case.

"Unfortunately, this is not the first time that we have seen... a grossly distorted picture of Asperger's syndrome." This begs the question as to how and why such an inaccurate portrayal can be made and allowed to stand. I would like to suggest one reason.

When faced with evil, we often need "a villain."

A villain provides a target for our anger, an outlet for our feelings of sadness and despair. Most importantly, though, identifying a villain, human or otherwise, brings closure to the event and helps us make sense of the world. We feel better about ourselves, more human.

But our search for understanding and desire for closure does not justify the creation of a villain and I suggest that may be happening in the case of Asperger's Disorder. I believe that this report has shown that there is precious little reason to associate this disorder with the violent behavior shown by the 17-year old boy discussed in the article. I also suggest that the mental health community---or

anyone who spends their life serving society---should re-examine this case. This may also serve to make us feel more human.

REFERENCES

ARTICLES

Teenage killer to be sent to reformatory. The Japan Times. Wednesday, December 27th, 2000.

BOOKS

Ungerleider, D. (1985). *Reading, Writing and Rage: The terrible price paid by victims of school failure.* Jalmar Press.

CONSULTATIONS

Yale University's LDA Social Learning Disabilities Project

MOVIES

"Rainman," (1988). Starring Dustin Hoffman. Directed by Barry Levinson.

TELEVISION PROGRAMS

"News Station (Monday through Friday, 11:00PM---12:00AM)." On Thursday, January 18th, there was a special report on Conduct Disorder and its relation to recent juvenile crime in Japan.

WEBSITES

- (#1) www.aacap.org/publications/factsfam/behavior.htm
- (#2) www.aacap.org/publications/factsfam/conduct.htm
- (#3) www.aacap.org/publications/factsfam/72.htm
- (#4) www.autism.com/ari/pubs.html
- (#5) www.autism-society.org/packages/aspergers.html
- (#6) www.thelaughtongroup.com/pddsupport/pdd_def.htm
- (#7) www.witwicki.freeserve.co.uk/page3.html

(ロバート カール オルソン・本学講師)

苫小牧駒澤大学紀要第6号 (2001年9月28日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol.6, 28 September 2001

財務業績計算書について

On the Financial Performance Statement

川島和浩

Kazuhiro KAWASHIMA

キーワード：財務業績、包括利益、包括利益計算書、持分変動計算書、時価会計

要旨

現在、IASCの財務業績報告プロジェクトでは、損益計算書に計上されずに直接株主資本の部に計上される損益の変動を企業業績の一部として把握しようとする新たな計算書の導入を検討している。企業の財務業績を包括利益によって開示しようという試みが検討されているのである。本稿では、IASCによる財務業績報告プロジェクトの推移に焦点を置きながら、企業の財務業績を包括利益の適用によって開示しようとする計算書についてどのような議論が展開されているのか、また、会計情報利用者にどのような情報が提供されるべきかについて考えてみることにする。

目 次

- I はじめに
- II IASCの「包括的利益」概念の適用
 - 1. “第2の損益計算書”の提案
 - 2. 持分変動計算書の導入背景
 - 3. IAS1改訂にみる持分変動計算書の採用
- III 財務業績報告プロジェクトの推移
 - 1. G4+1による財務業績報告の試案
 - 2. IASCによる財務業績報告プロジェクトの展開
 - 3. ASBによる財務業績報告書の検討
- IV 我が国企業における包括利益の開示状況
- V おわりに

I はじめに

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) は、2000年5月に証券監督者国際機構 (IOSCO) がコア・スタンダードを承認したことを受けて、「評議会 (Trustees)」、「理事会 (IASB)」、「基準勧告委員会 (SAC)」および「解釈指針委員会 (SIC)」の4つの機構に組織を刷新した。その後、2001年1月に新しい IASC 理事会 (IASB) の発足によって会計の実質的な世界基準の作成がスタートすることとなった。今後の我が国における会計基準は、2000年末に活動を終えた旧 IASC 理事会において検討課題として残された財務業績報告や金融商品に係る包括的基準などの動向によって重大な影響を受けることと思われる。全面的時価会計が世界の潮流になりつつある現在、日本の会計基準の在り方が問われているのである。

企業の経営成績を明らかにする報告書である損益計算書においては、当該会計期間中の企業業績を適切に反映しなければならないはずである。しかしながら、金融商品の時価評価に伴う諸問題の発生に関連して、例えば、有価証券の未実現損益が損益計算書において計上されずに貸借対照表の株主資本の部に期末残高として表示されるものがある。会

計情報利用者が企業業績の実態を適切に判断して意思決定できない状況が生じつつある。2002年3月期から長期保有の持ち合い株式の時価会計が導入されている我が国の現行基準では、持ち合い株式の評価損益が貸借対照表の株主資本の部に反映されるだけで業績には影響を及ぼさない。

現在、IASCの財務業績報告プロジェクトでは、損益計算書に計上されずに直接資本の部に計上される損益の変動を企業業績の一部として把握しようとする新たな計算書の導入を検討している。すなわち、英国や米国ですでに制度化されているいわゆる包括利益計算書 (statement of comprehensive income) を想定しているのである。企業の財務業績を包括利益によって開示しようという試みが検討されているのである。この場合、包括利益とは、損益計算書に表示される当期純利益と、その他の包括利益に大別されるものとして考えられている。特に、後者では、当期純利益以外に企業の株主資本を増減させる要因 (例えば、我が国では「その他有価証券」の評価損益) が該当し、未実現損益がまさにその代表である。

そこで、本稿では、IASCによる財務業績報告プロジェクトの推移に焦点を置きながら、企業の財務業績を包括利益の適用によって開示しようとする計算書についてどのような議論が展開されているのか、また、会計情報利用者にどのような情報が提供されるべきかについて考えてみることにする。

II IASCの「包括的利益」概念の適用

1. “第2の損益計算書”の提案

IASCの金融商品起草委員会では、1996年2月に、金融商品の時価による測定に際して時価変動に伴う差額を、どこに、どのように表示するかが議論され、その変動差額を“第2の損益計算書”に含めるとい

提案が示された。これは、いわゆる「包括的利益」概念を適用する提案である。この提案では、一定期間における株主資本取引以外の取引、事象および状況から発生した企業の純資産の変動額を包括利益として把握するため、「伝統的な」損益計算書上の純損益はその一部（全部ではない）として表示されることになる¹。

IASC 理事会では、同年6月に、公開草案第53号「財務諸表の表示」を公表するための検討を行った。そこでは、「資本の部の非株主取引による変動計算書（Statement of Non-owner Movements in Equity）」が議論され、“第2の損益計算書”としてそれを基本財務諸表に含めることが提案された。すなわち、主要財務諸表の1つとして損益計算書と並存して財務業績を示す“第2の損益計算書”の導入が提案され、損益計算書に計上されない損益を収容する計算書の役割が付与されたのである。これによると、その他の国際会計基準（IAS）で個別に規定された有形固定資産の再評価に伴う評価損益、在外子会社等の財務諸表の換算に伴う為替換算調整勘定の変動などがその計算書において表示されることとなる²。

IASC では、後述する英国会計基準審議会（ASB）が公表したFRS3の「総認識利得損失計算書（statement of total recognized gains and losses）や、米国財務会計基準審議会（FASB）が公表したSFAS130の「包括利益計算書（reporting comprehensive income）」によって制度化された包括利益の変動を示す計算書を検討したのである。そのため、財務業績を表示する計算書を「包括的利益」概念の適用によって浮き彫りにするために、①財務業績の構成項目、②財務業績の報告、③財務業績の区分および④複数の計算書間の関係という4つの論点を提示したのである³。

それによると、①財務業績の構成項目については、財務業績を包括的利益概念でとらえようとする考え方と、これより狭義に解釈しようとする

る考え方が明らかにされた。この場合、包括的利益概念では、資本の部の株主以外との取引による変動が財務業績であるとみなす考え方（財務資本維持概念）となり、他方、狭義の解釈では、物的資本維持概念、当期業績主義、実現概念、配当可能性などといった概念にもとづいて財務業績が認識されるという考え方となる。ここでは、最終的には、財務業績が包括的利益概念にもとづいて報告されるべきであるとの考え方が支持を得ることとなった。

②財務業績の報告については、財務業績がフロー計算書で報告されるべき情報であることが確認された。そして、「伝統的」損益計算書における当期純損益も含めた財務業績の合算値を包括利益として報告する必要があるか議論され、最終的には、その合算値を報告するということが支持を得ることとなった。

③財務業績の区分については、財務業績を示す活動区分の考え方として、財務活動（financing activities）、当期営業業績（current operating performance）および非営業活動（nonoperating activities）の3つの区分が示された。そして、事例として英国の実務が検討され、財務活動と当期営業業績を損益計算書で表示し、非営業活動を“第2の損益計算書”で表示するという2つの計算書を利用する考え方が示された。

④複数の計算書間の関係については、財務業績の報告に際しては、「伝統的」損益計算書の内容を残すべきであるという考え方、言い換えれば、当初「包括利益」として計上された損益をそれが実現した時点で再度損益計算書に計上するという考え方、すなわち、損益を“第2の損益計算書”から「伝統的」損益計算書へ振り替える「リサイクリング」という考え方と、リサイクリングを認めずに財務業績を報告する複数の計算書において損益（包括利益を含む）を1度しか認識しないという考え方の2つが示された。FASBは前者の考え方を採用し、ASBは後者の考え方にもとづいて企業業績が報告されている。この“第2の損益計

算書”は、IASCにおける金融商品プロジェクトの諸課題を解決するために欠かせないツールとなることが予想されている。

以上のように、IASCでは、財務業績を包括利益の適用によって表示する計算書の議論を展開したのである。ところが、1997年4月のIASC理事会では、96年7月に公表された公開草案第53号を修正して、最終基準として承認することとしたのである。当初の公開草案第53号では、業績報告のための新しい計算書として「資本の部の非株主取引による変動計算書 (statement of Non-owner Movements in Equity)」を提案していた。しかしながら、同年10月までに受け取ったコメントにおいてこの提案に対する賛成が少ないため、この計算書を強制しない代わりに、「持分変動計算書 (Statement of Changes in Equity)」を導入することとしたのである。

2. 持分変動計算書の導入背景

IASC理事会が公開草案第53号を修正した理由には、「資本の部の非株主取引による変動計算書」の背後にある包括的利益概念という考え方を完全に放棄したというわけではなく、むしろこの概念がまだ十分に議論されていないことにより、当時の段階で「資本の部の非株主取引による変動計算書」を強制することは時機尚早であると判断したことがあげられている。したがって、IASCでは、包括的利益概念をより明確にするために、「財務業績報告プロジェクト」を設定したのである。とはいえ、新たに提案された「持分変動計算書」は、株主資本の部の変動を表示することとしているため、その内容においては「資本の部の非株主取引による変動計算書」とほとんど同じものであるといわれている。特徴としては、この計算書が包括的利益概念の明確な適用を避けていることと、単に資本の部の変動状況を開示する計算書であるということである⁴。

持分変動計算書の導入は、財務諸表の独立した構成要素としての計算書を意味しており、結果として、「資本の部の非株主取引による変動計算書」の導入を見送ったことにより、それに相当する情報が別の計算書において表示されることとなったのである。これらの情報としては、①当期純損益、②他のIASの規定によって直接資本の部で認識された収益、費用、利得または損失の各項目、ならびにその合計、および③IAS8の標準処理にもとづいて計上された会計方針の変更の累積的影響額および重大な誤謬の修正である。また、新しく導入された「持分変動計算書」では、株主資本の部全体の変動を報告する計算書という位置づけもできるとしており、上記の3つの情報に加えて、さらに、④株主との資本取引および株主への分配、⑤累積利益の期首および期末の残高と当期中の変動、および⑥期首と期末の時点における株主資本、株式払込剰余金および各種積立金の残高と、当期中の変動を個別に開示した調整表の3つの情報も加えて、それらを上記の同一の計算書で表示するか、あるいは財務諸表の注記で表示することとなった⁵。

財務業績報告プロジェクトとは、97年4月のIASC理事会で急遽採用されたプロジェクトであり、包括的利益概念の適用を明確にすることによって、IASCで進行しているいくつかのプロジェクトでも利用が検討されているものである。具体的には、IAS1「財務諸表の表示」、IAS16「有形固定資産」、金融資産・金融負債の認識・測定プロジェクト、農業プロジェクトなどでの利用が検討されている。このプロジェクトでは、企業の財務業績を測定し、報告するために現行の損益計算書だけで十分であるかという問題意識に立脚して、包括的利益概念の導入を視野に入れながら、改めてIASCの枠組みの中で財務業績報告の在り方を再検討しようとするものである⁶。

3. IAS1 改訂にみる持分変動計算書の採用

IASC は、公開草案第53号を修正することによって、1997年8月に、IAS1 (改訂)「財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)」を公表した。このIAS1では、IASCの財務諸表の作成表示に関する「枠組み」(フレームワーク)に合致するものであり、IASを利用して表示される財務諸表の質の向上を図ることが意図されている [para. 2]。ここでは、会計情報利用者が損益計算書に示される「利益」よりも広い意味で測定される「業績」にもとづく包括的な情報を要求することに処できるように、損益計算書にはいまだ表示されていない利得・損失を基本財務諸表で示すという新しい規定を設定している。そして、その新しい計算書では、「伝統的な」多欄形式 (column form) による株主持分勘定調整表で表示するか、あるいは単独の業績計算書 (a statement of performance) で表示するかのいずれかで採用できるとしている [para. 3]。

IAS1における財務諸表の目的は、経済的意思決定を行う広範囲の利用者にとって有用となる企業の財政状態、業績およびキャッシュフローに関する情報を提供することであり [para. 5]、財務諸表の構成部分としては、①貸借対照表、②損益計算書、③次のうちいずれかを示す計算書として、(i) 株主持分のすべての変動を示す計算書、(ii) 株主との資本取引および株主への分配以外の原因による株主持分の変動を示す計算書、④キャッシュフロー計算書、および⑤会計方針および説明的注記が示されている [para. 7]。また、そこでは、当該企業が財務諸表のほかに、財務業績、財政状態および直面する重要な不確実性に対する主要な特徴を記述説明した経営者による財務観測 (a financial review) を公表することが奨励されている。したがって、そのような報告書には、①業績を決定する主要な要因と影響 (例えば、企業が事業を営む環境の変化、その変化に対する企業の対応とその効果、および配当政策を含む

業績の維持発展のための投資方針)、②企業の資金調達源泉、資本負債比率に関する方針 (the policy on gearing) とそのリスク管理方針、および③企業の強みや資源という国際会計基準に準拠して作成される貸借対照表においてもその価値が反映されないような観測が奨励されている [para. 8]。

株主持分の変動については、1997年4月のIASC理事会によって当初の公開草案第53号が修正され、結果として、「持分変動計算書」が導入されている。このことから、資本の抛出や配当などの株主との取引から生じる変動を除いて、株主持分の全般的な変動は、企業の会計期間中の活動によって生み出される総利得損失を示すこととなる [para.87]。例えば、IAS8「期間純損益、重大な誤謬および会計方針の変更」では、ある期中に認識されたすべての収益と費用の項目はその会計期間の純損益の計算に含めなければならないことが要求されている。また、他のIASにおける再評価剰余金・欠損金および特定の外国為替差額などの利得損失については、株主との資本取引や分配を通じた株主持分の変動として直接認識しなければならない。企業の財政状態の変動を検討する場合、すべての利得損失を考慮に入れることが重要であるため、IAS1では、株主持分に直接認識されるものを含めて企業の総利得損失を明確にする財務諸表の個別の構成部分を要求している [para.88]。

すなわち、株主資本の変動については、株主持分の変動の明細を1つの独立した計算書による情報の開示として要求しているのである。この場合、株主持分の変動は広義の利益であるいわゆる包括利益の部分と資本取引の部分についての開示が要求されている。また、表示については、多欄形式によりすべての株主持分に関する各項目の期首と期末の残高調整方法と、包括利益に関連する項目のみを示す計算書を財務諸表の独立の構成部分として明らかにし、資本取引に関連する項目を財務諸表の注記として表示するという方法である。さらに、会計情報利用者が期

中の企業の営業活動から生じた総利得損失の跡付けができるように項目の小計を表示することが要求されている [para.89]。

Ⅲ 財務業績報告プロジェクトの推移

1. G 4 + 1による財務業績報告の試案

1998年1月に、カナダ、オーストラリア・ニュージーランド、イギリスおよびアメリカの国家基準設定団体の代表者と、IASCの代表者から構成されている「G 4 + 1」の基準設定者グループは、財務業績報告に関する議論を活性化させるために特別報告書『財務業績報告 — 最近の展開と将来の方向性 — (Reporting Financial Performance: Current Developments and Future Directions)』を公表している。そして、G 4 + 1は、その特別報告書において未解決の問題として残された項目に対する回答として、経過資料 (Position Paper) を提示している。そこでは、まず広範な現行実務や実行可能な将来の実務を調査して、財務業績報告の適用可能性を探るアプローチを試験的に提案している。そして、会計情報利用者が適切に意思決定できる有用な情報を確保するために、財務業績は単独の業績計算書 (a single performance statement) で報告すべきであるとしている。さらに、その場合、その構成要素を、①経常 (営業) 活動の成果、②財務活動とその他の資金調達活動の成果、および③その他の利得損失という3つの区分で表示すべきであるとしている⁷。

その後、IASCにおいても、上記のG 4 + 1の経過資料を整理して、1999年8月に、討議資料 (Discussion Paper) 『財務業績報告 (G 4 + 1 Position Paper: Reporting Financial Performance)』を公表している⁸。そこでは、まず、財務諸表の作成表示に対するIASC概念フレームワークで記述されている財務諸表の目的が経済的意思決定をする広範な会計情報利用者にとって有用となる財政状態、業績、および企業の財政

状態の変動に関する情報を提供することであると明記されている。そして、この概念フレームワークでは、損益計算書において業績を測定するために直接的に関連する財務諸表の諸要素は収益と費用であり、「伝統的な」損益計算書を利用して業績が報告される構造になっているものの、現状では、業績のさまざまな側面が損益計算書の諸要素によって報告されていることが示されている。例えば、いくつかの業績が「伝統的な」損益計算書以外で報告されていたり、株主資本に直入されて報告されていたり、個別的な持分変動計算書で報告されていたり、財務諸表の注記として開示されていたりしていることである。

持分の変動を表示する計算書は、IASCによる討議資料では、1997年に公表されたIAS1（改訂）「財務諸表の表示」において、企業の財務業績を表示する「代替的な方法（alternative ways）」の一つとして提案されたことが示されている。IASC理事会では、すべての企業が同一の方法（an identical way）で業績を報告することを要求するのではなく、むしろすべての企業が貸借対照表、損益計算書およびキャッシュフロー計算書に加えて、財務諸表の完全なセットの4番目の構成要素として持分変動計算書の表示を要求したのである。

さらに、討議資料では、G 4 + 1によって、①財務業績は、二つ以上の計算書よりもむしろ一つの計算書（one statement）で表示されるべきであること、②財務業績の単一計算書では、（i）経常（営業）活動の成果、（ii）財務活動およびその他の資金調達活動の成果、および（iii）その他の利得損失という3つの構成要素に区分表示されるべきであること、③リサイクリング（recycling）は一般的に容認されるべきではないこと、④異常項目（extraordinary items）カテゴリーは廃止されるべきであることや正常ではない項目や例外的な項目は収益費用の別個のカテゴリーとして報告されるべきではないこと、⑤継続事業や廃止事業の成果は分離されるべきであること、および⑥会計方針の変更は

新しい会計方針を以前の会計期間に遡って再修正することによって報告されるべきであること、という6つの主要な提案がなされていることが明らかにされている⁹。

2. IASBによる財務業績報告プロジェクトの展開

2001年1月から新組織として始動した国際会計基準委員会の新理事会 (IASB) は、財務業績報告について、次のように、①背景、②最近の展開、③基準設定委員会のアプローチ、④諸提案および⑤諸問題の観点から議論を展開している¹⁰。

ここでは、まず、①議論の背景として、フレームワーク、1997年改訂のIAS1、および公正価値の利用の増大という3つが示されている。この場合、フレームワークでは、利益が業績の重要な測定であること、収益と費用が「利益に直接関連している」こと、「利益 (income)」が収益と利得を包括していること、および「費用」が通常の活動において発生する損失と費用を包括していることが示されている。次いで、1997年に改訂されたIAS1では、最小限の内容の損益計算書、持分のすべての変動計算書、資本取引の結果として発生するもの以外の持分変動計算書で容認された多様な様式を示していること、さらに、公正価値の利用では、1997年から2000年にかけて国際会計基準で公正価値の利用が増大したため、例えば、IAS19、38、39、40、41であり、大部分において公正価値の変動は利益あるいは持分の個別な構成要素になること、首尾一貫性が欠如していることが示されている。

②最近の展開では、次の5つのことが示されている。すなわち、英国がFRS3を公表して総認識利得損失計算書を導入しているものの、“第2の業績計算書”と呼ばれているそれに対してアナリストが消極的であること、ニュージーランドがFRS2を公表して持分変動計算書を採用して損益計算書の一部とみなしていること、米国がSFAS130を公表

して包括利益計算書を採用しているものの、そこでは代替的な表示も容認されていること、IASCが公開草案第53号において「資本の部の非株主取引による変動計算書」を提案したもののIAS1では採用されなかったこと、および1998年から99年においてG4+1が報告書を公表したことや英国ASBが2000年12月に公開草案第22号(FRED22)の基準を公表していることである。

③アプローチでは、次の8つのことが示されている。すなわち、基準設定委員会が2000年3月に設置され、同年の6月と11月に会合を持ったこと、この議論の出発点が1999年のG4+1の報告書であったこと、1999年の報告書では「財務業績」が一つの計算書で報告されるべきであるという結論が示されたこと、IASC理事会が1999年報告書における定義の欠如によって「財務業績」の構成要素に関心を寄せたこと、基準設定委員会がフレームワークを遵守することでその答えを見つけられることを信じていること、財務業績が株主の許容範囲（例えば、資本取引）における株主との取引から発生するもの以外ですべて認識された収益費用の結果であること、議論がフレームワークにもとづいていること、何らかの認識規定あるいは測定規定の設定をしないこと、および提案された計算書が認識された収益費用の項目が報告される場所を規定していることが示されている。

④諸提案では、次の4つのことが示されている。すなわち、認識された「収益」と「費用」がフレームワークの定義を利用して決定されている単一の計算書を採用すること、資本取引から発生するもの以外で純資産におけるすべての変動の影響を含んでいること、単一の持分変動計算書を採用すること、損益計算書の様式がキャッシュフロー計算書と連携していること、IAS8の変更、例外的な項目の削除、その他の会計変更に対する代替的な「累積的遡及(cumulative catch-up)」を削除することが示されている。

最後に、⑤諸問題では、基本的な原則においても識別されていないこと、計算書の分類以外にもいくつかの諸問題があることが示されている。

3. ASB による財務業績報告書の検討

英国の会計基準審議会（ASB）は、1992年に財務報告基準書第3号（FRS3）「財務業績の報告（Reporting Financial Performance）」を公表し、主要財務諸表の一つとして「総認識利得損失計算書」の作成を要求して、当期中に認識されるすべての利得損失のうち、損益計算書に計上されない株主帰属のものを収容して計上することとした。英国における総認識利得損失計算書の新規導入やその主要財務諸表化は、財務報告制度の画期的な展開として各国の会計基準設定主体に影響を与えたといわれている¹¹。

ASBでは、IASCで展開されている財務業績報告プロジェクトに歩調を合わせるように、現行基準であるFRS3「財務業績の報告」に置き換わる会計情報の表示に関する新しい基準の展開として位置付けているようである。具体的には、ASBが2000年12月に公表した公開草案第22号（FRED22）「FRS3『財務業績の報告』の改訂」であり、それに対するコメントが2001年4月30日まで求められていた。ここでのFRED22における提案の内容は、ASBが1999年6月に公表した討議資料『財務業績の報告：変更提案（Reporting Financial Performance：Proposals for Change）』での議論が考慮されている。ASBは、G4+1の基準設定機関や国際的な利害関係者を誘引する提案として、包括利益の報告（reporting comprehensive income）を視野に入れた国際的な潮流への転換を図っているのである。したがって、FRED22において提案されているFRS3からの主要な展開は、次の6つである。すなわち、①損益計算書と総認識利得損失計算書が単一の財務業績計算

書として結合されること、②その業績計算書が当該会計期間中に認識されたすべての利得と損失を示していること、③その計算書が営業、財務およびその他の利得損失という3つの区分で表示されること、④業績計算書では異なる部門間の利得損失に関するリサイクルが容認されていないこと、⑤会計期間中の配当金については、費用以外に株主取引を示す業績計算書から除外すること、⑥株主の利害の調和が主要な計算書として示されることである¹²。

Ⅳ 我が国企業における包括利益の開示状況

1999年1月、我が国の企業会計審議会は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。そこでは、同じ有価証券でありながらも、短期売買目的の有価証券と満期保有目的の有価証券以外のその他市場性のある有価証券の属性によって、その評価差額に対する会計処理が異なることとなった。短期売買目的の有価証券の評価差額については、当期の損益計算書に含められるのに対して、その他有価証券のそれは、洗替法にもとづき、次のいずれかの方法によって処理することとなった。すなわち、①評価差額の合計額を株主資本の部に計上するか、②時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は株主資本の部に計上するものの、反対に、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は当期の損失に含めるというものである。したがって、我が国における「その他有価証券」の会計基準に関しては、評価差額の処理の観点から、正の差額を当期の利益または包括利益に組入れる方法を選択基準に含めていないという点で国際会計基準（IAS）や米国基準（SFAS）とは異なっている。また、正の評価差額は資本の部に計上して売却時まで利益計上を繰り延べる一方で、負の評価差額は当期の損失に直入するという保守主義的処理の選択を認めている点でも異なっているといわれている¹³。

我が国では、2001年3月期から売買目的の有価証券やデリバティブ

(金融派生商品)取引などにおける時価評価の開示が導入された。ただし、持ち合い株式に関する時価評価については産業界の意向を考慮して、翌2002年3月期からの適用とされたが、2000年9月中間期から含み益のある企業を中心として前倒しの早期適用も認められた¹⁴。この前倒し処理の事例として、古河電気工業が評価差額の黒字幅が最も大きかった企業として有名であった。古河電気工業は、米国の光通信関連部品大手メーカーであるJDSユニフェイズ株を中心に1兆4,600億円相当の含み益を保有していたため、将来の売却時に発生する税金分などを除く1兆231億円を株主資本に直入する会計処理を行った。この結果、株主資本の77%を評価差額が占める特異なバランスシートになったようである¹⁵。

それでは、我が国を代表するソニー株式会社(以下「ソニー」とする)では、米国基準にもとづいて包括利益をどのように開示しているのであろうか。平成12年3月期決算の『有価証券報告書総覧』によると、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュフロー計算書に次ぐ、第4番目の基本財務諸表として「連結資本変動表」を加えていることがわかる(図表を参照)。この連結資本変動表は、連結財務諸表注記において、次のように記述されている。すなわち、「連結財務諸表の一部として、資本勘定の期中の動きを表示した連結資本変動表を作成しています。連結資本変動表の中で、包括利益とその内訳を基準書第130号にもとづき開示しています。当該基準書において、包括利益とは資本取引以外の資本勘定の増減と定義され、当期純利益とその他の包括利益からなっています。その他の包括利益には外貨換算調整額、未実現有価証券評価損益および最小年金債務調整額の増減額が含まれています。なお、わが国における連結剰余金計算書に記載される利益剰余金の年度中の増減は、連結資本変動表に含まれています。」¹⁶という記述である。

具体的な包括利益に関する記述としては、外貨換算(基準書第52号)

図表 ソニーにおける連結資本変動表

(単位：百万円)

項目	資本金	資本準備金	利益剰余金	累積その他の 包括利益	自己株式	合計
平成10年3月31日現在残高	406,196	548,422	965,083	△101,266	△2,880	1,815,555
1 新株引受権の行使	81	80				161
2 転換社債の株式への転換	10,096	10,094				20,190
3 新株引受権の発行		640				640
4 包括利益						
(1) 当期純利益			179,004			179,004
(2) その他の包括利益 (税効果考慮後) ^{*17}						
未実現有価証券評価益 当年度発生額				9,009		9,009
控除：当期純利益への 繰替額				△30,699		△30,699
最小年金債務調整額				△3,285		△3,285
外貨換算調整額				△143,655		△143,655
包括利益合計						10,374
5 配当金			△20,496			△20,496
6 自己株式の取得					△4,084	△4,084
7 自己株式の売却					1,325	1,325
平成11年3月31日現在残高	416,373	559,236	1,123,591	△269,896	△5,639	1,823,665
1 新株引受権の行使	1,025	1,025				2,050
2 転換社債の株式への転換	32,503	32,494				64,997
3 株式交換による発行 ^{*4}	1,649	346,287				347,936
4 新株引受権の発行		686				686
5 包括利益						
(1) 当期純利益			121,835			121,835
(2) その他の包括利益 (税効果考慮後) ^{*17}						
未実現有価証券評価益 当年度発生額				52,819		52,819
控除：当期純利益への 繰替額				△14,387		△14,387
最小年金債務調整額				5,321		5,321
外貨換算調整額				△199,173		△199,173
包括利益合計						△33,585
6 配当金			△21,665			△21,665
7 自己株式の取得					△8,697	△8,697
8 自己株式の売却		988			6,531	7,519
平成12年3月31日現在残高	451,550	940,716	1,223,761	△425,316	△7,805	2,182,906

(出所)『有価証券報告書総覧(ソニー)』平成12年3月期、59ページ。

では、「…資産および負債は、決算日の為替相場により、収益および費用は、おおむね取引発生時の為替相場により円貨に換算しています。その結果生じた換算差額は、累積その他の包括利益の一部として資本の部に表示しています。」¹⁷と、有価証券および投資有価証券（基準書第115号）では、「売却可能証券に区分された、負債証券および公正価額が容易に確定できる持分証券にかかる取得原価と公正価額との差額（未実現有価証券評価損益）は、税効果考慮後の額で累積その他の包括利益の一部として資本の部に表示しています。」¹⁸と、さらに、年金および退職金制度（基準書第87号）では、「最小年金債務に対応する金額は未認識過去勤務債務の額を限度として無形固定資産に計上され、未認識過去勤務債務を超える額については、税効果考慮後の額が、累積その他の包括利益に計上されています。」¹⁹と記述されている。

このように、ソニーにおける包括利益（当期純利益+その他の包括利益）の開示は、米国基準（SFAS130）にもとづいて、持分変動計算書の方法を利用していることがわかる。この方法では、資本の部の変動内訳を示す「持分変動計算書」の中でその他の包括利益項目が表示されており、国際会計基準（IAS）でも選択肢の一つとして例示されている。この方法によると、外貨換算調整額、未実現有価証券評価損益および最小年金債務調整額の期中変動額などがその他の包括利益として個別に反映される項目となって開示されることとなる。

V おわりに

日本公認会計士協会は、2000年12月に、「金融商品に関する多国間共同作業会議（JWG）」による会計基準草案の概要を公表している。それによると、株式だけでなく預金や借入金など企業が抱えるすべての金融資産と金融負債に時価会計を導入し、期末ごとの評価差額を業績に反映させることが明らかにされている。現在の我が国における会計基準で

は、持ち合い株式に関して評価損益が計上された場合でも、貸借対照表の株主資本の部に直接計上するだけで、業績には影響を与えない会計処理になっている。しかしながら、IASCやG 4 + 1、ABSなどで積極的に議論されている財務業績報告プロジェクトの新たな展開においては、それらの毎期の評価損益を損益計算書に計上しなければならないことが予想されている²⁰。

現在の議論においては、企業の財務業績を包括利益の適用によって明らかにすることで資本直入される項目のあいまいさを排除して、企業間の比較可能性を高める方向性が検討されている。会計情報利用者が企業の当期純利益の会計情報だけでなく、その他の包括利益項目の会計情報にも関心を寄せているからである。したがって、企業の経営者にとっては、資本直入項目がどれくらい管理可能であるかを精査した上で、業績の報告をする必要があると思われる。企業の財務業績を一つの計算書で開示・表示するためには、その開示・表示を前提とした報告様式の在り方を具体的に提示して、会計情報の客観性と信頼性を確保することが必要になっているのである。

-
- 1 『JICPA ジャーナル』No.490、1996年5月号、93ページ。また、第2の損益計算書に関しては、石川純治「時価会計と“第2の”損益計算書構想——その意義と問題点——」『JICPA ジャーナル』No.507、1997年10月号、48-52ページを参照されたい。さらに、包括利益に関する調査研究として、包括利益研究委員会『包括利益をめぐる論点』企業財務制度研究会、1998年8月が有用である。
 - 2 『JICPA ジャーナル』No.494、1996年9月号、61-62ページ。
 - 3 同上誌、62-63ページ。
 - 4 『JICPA ジャーナル』No.503、1997年6月号、58ページ。
 - 5 『JICPA ジャーナル』No.507、1997年10月号、88-89ページ。
 - 6 同上誌、92ページ。
 - 7 IASC, Discussion Paper, *G4+1 Position Paper: Reporting Financial Performance*, August 1999, Executive Summary より抜粋。なお、この特別報告書については、岩崎勇「財務業績の報告——G 4 + 1の特別報告書を中心として——」『JICPA ジャーナル』No.515、1998年6月号、66-70ページを参照されたい。

- 8 この討議資料については、岩崎勇「財務業績の報告の展開」『産業経理』Vol.60.No.1、2000年4月、21-27ページを参照されたい。
- 9 Ibit, p.(v)
- 10 IASB, “Reporting Financial Performance: An Introduction”, April 2001.<http://www.iasc.org.uk/docs/bdpapers/200104/rfp.pdf>
- 11 菊谷正人「英国における総認識利得損失計算書」『企業会計』、2001年7月号、39-48ページを参照されたい。
- 12 ASB, Technical Activities-Current Projects, “Reporting Financial Performance”, <http://www.asb.org.uk/technical/current.cfm>
- 13 醍醐聡編『新版・財務会計ガイダンス』中央経済社、2000年、50、76-77ページ。
- 14 2000年12月9日付『日本経済新聞』によると、2002年3月期から義務づけられている持ち合い株式の時価評価を2000年9月中間決算から前倒して実施した上場企業が1,306社に達し、3月期上場全体の3社に2社の割合であり、持ち合い株式の評価差額の合計が7兆800億円のプラスとなり、実施企業全体の株主資本を6%押し上げたことが記載されている。
- 15 <http://www.furukawa.co.jp/zaimu/179/kihon.con0009.pdf> を参照されたい。
- 16 ソニー『有価証券報告書総覧』（平成12年3月期）、60ページ。
- 17 同上誌、60ページ。
- 18 同上誌、61ページ。
- 19 同上誌、80ページ。
- 20 『日本経済新聞』2000年12月14日付の記事を参照されたい。また、最近の包括利益を巡る多角的な検討として、佐藤信彦「包括利益概念と利益観」『企業会計』Vol.53、No.7、2001年7月号、18-24ページ、荻原正佳「包括利益概念の日本への導入に関する論点」『企業会計』Vol.53、No.7、2001年7月号、25-30ページ、大塚成男「米国における包括利益計算書の事例」『企業会計』Vol.53、No.7、2001年7月号、31-38ページを参照されたい。

(かわしま かずひろ・本学講師)

苫小牧駒澤大学紀要第6号 (2001年9月28日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol.6, 28 September 2001

ヨーロッパの未来と多文化の共存

— ドイツを中心として —

In Search of Unification of Europeans Countries under
Multiculturalism for the European Future

永石啓高 長倉誠一
Hirotaka NAGAISHI Seiichi NAGAKURA

キーワード：人の国際的移動、多民族国家、文化相対主義、多文化の
共生・共存、統合と共存

要旨

今日ドイツは、ドイツ国民の国家というよりも、むしろEUの中心国の一つであるが、この国は多民族国家への転換期を迎えている。EUの統合の強化にもいえることだが、ドイツの国籍取得法の改正やグリーン・カードの導入、さらに政府移民委員会の設置といった2000年の政治政策は、明らかにハンチントン説に反するものである。移民の積極的受け入れにともない、異なる文化の共存問題が重要な課題となっている。多様な文化が共存するためには異質との関係のあり方はどうあるべきかが問われる。国境を越える人々の移動が増加している今日、転換期のドイツの議論に学ぶことは、国際化を迫られつつあるわが国の今後の内外における文化政策を考える上において、新たな視角を提供するものである。

目 次

はじめに

1. 多民族国家へ
 - (1) ドイツ国籍取得法改正
 - (2) グリーン・カードの導入と政府移民委員会
 2. 東西の壁の崩壊から EU の統合まで
 - (1) ベルリンの壁の崩壊
 - (2) 東欧の共産主義の崩壊
 - (3) EU — 多様な文化の共存へ
 3. 誇大な民族性の強調
 - (1) バルカンの民族紛争の教訓
 - (2) 排外的動向への対策
 4. 異文化間の共存社会
 - (1) ハンチントン説への挑戦
 - (2) 共存と統合
- おわりに — ドイツを越えて

はじめに

ベルリンの壁の崩壊は、東西冷戦の終結を象徴するものであり、またこれに続く10年余りの時代もきわめて急激な変化のなかにあった。通信、メディア、金融市場でのグローバル化は、それ以前とはっきり時代を画するものと言えよう。

この新たな時代においては、地球環境問題やIT問題に代表されるように、もろもろの問題そのものが国際社会にその解決のための世界的規模での取り組みを求めており、この社会問題のグローバル化は国際社会における「共通利益概念」の登場と相俟って、この10年余りでわれわれに途方もない広大な領域を視野に収めるように要求するようになっていく。この傾向は、今後も否応なく社会のすみずみにまで浸透していくに違いない。またそれに相応して、われわれは何らかの形で社会変革に着手せざるを得ないような事態に直面するであろう。こうした時代の要請に対して、わが国の対外文化政策はそれをいまだ十分に反映したもの

とはなっていよいよ思われる。ここにわが国の特殊性を認めることもできようが、しかし早晚根本的な転換を求められることとなろう。今後なお一層の国際化が推進されるだろうし、それに伴い双方の国際化が求められる日がまちがいになく到来することとなろう。

また、いまや先進国病とも言われる若者世代の減少に伴う労働力不足は、スウェーデンやドイツ等と同じくわが国も直面している大きな課題となっている。だとすれば、これらの国の政策に習って移民受け入れも一つの選択肢として議論の俎上に載せる必要性が出てくるかも知れない。もっとも、この労働市場の安易な開放は、ドイツやオランダ等の例にも見られたように、職をめぐっての社会的混乱や人権問題を誘発する危険性をも孕んでいることから、経済的視点のみからこの問題にアプローチを試みることは、早計の判断と言わざるを得ない。これら労働市場開放先進国の実態につぶさに検討を加え、慎重に対応を試みていくことが必要とされるだろうし、また労働市場の開放にはそれによって起こる社会的混乱、国家間の摩擦、国際的世論による非難をも覚悟しておくことが必要となろう⁽¹⁾。

しかしその一方で、実際の国際情勢として国境を越える人々の移動は確実に増加しており、これが減少に転じることはもはや考えられないような状況を呈している。「現在、東アジア地域だけでも 1500 万人前後の人々が母国を離れて働いている」⁽²⁾。またスポーツ界ではサッカーの例をとるまでもなく、容易に国境を越えて人的交流、文化の交流が活発化している。人の国際的移動は、もはや政策によって完全にコントロールできないほどに活発化してきており、人々は経済的利得を求めて、或いはそのステータスを求めて、自らの意思で容易に国境を越えるのである。また、自由な人の移動は、単に物理的な人の移動のみを意味しない。そこには必ずや、その人物が背負った文化の移動が伴う。そしてそれが、受け入れ国社会との間の文化的摩擦、或いは衝突を生起させ、そ

の一方で、国家にとって外からの大量の人の流入は、ナショナル・アイデンティティの在り様に直接影響をもたらすのである。加えて文化の相互的交流の実態から言えば、文化の相克の問題は、何も人の移動のみによって生じるというものではない。東アジア諸国でブームとなっている「日本のポピュラー文化」の浸透は、そのことを如実に物語っている。極めて自然に流入する外国文化によって、受け入れ国側に文化変容、或いは文化的淘汰が起こらないとは限らない。国家は、流入するこの文化の洪水に対して、自国文化の保護、或は自国文化との調整を図らざるを得ず、自国文化の在り様を、ナショナル・アイデンティティの観点から再構築せざるを得ない状況に直面しているものと思われる。また一つの精神文化がそれを生み出す自然および生態環境に大きく依存していることからすれば、さらに言えば、従来为国ごとの文化的統一性ではなく、自然環境や地縁に結びついた「生態環境」を基底として、国家という枠を越えて一つの地域文化圏が形成されとも限らない。文化の同質性および均質性を強調し、異質なものを排して国民文化へと収斂させるか否か、それとも文化を相対的なものと捉え、「生態環境」を同じくするもの同士が互いの文化を尊重しあいながら一つの文化的まとまりを形作るのか否か、これはひとえに、文化の流入に伴う社会的変化を国民がどう捉えるかにかかっていると考えられよう。かくて、そこに生じる問題は、畢竟、異文化、あるいは多文化共存の問題を提起するのである。

考えてみれば、有史以来の国際関係は、文化の相克の歴史とも位置付けることもでき、国ごとの文化的統一性の問題は、近代国家誕生以来の現象と捉えることもできよう。すなわち近代国際社会は、ヨーロッパキリスト教文明を一つの基準とし、一つの権力の下に別個独立した存在として、主権国家同士が相互に互いの存在（主権）を尊重しあうことによって誕生したのであり、近代以降の国際関係は、政治権力と文化を相互に尊重しあうことによって形成されてきたと考えられるのである。国

際的関係における主権平等、内政不干涉等の原則についても、政治的なもののみならず、経済的・文化的相互不浸透性を相互に承認しあうことを基底に形成されており、またそのことによって主権国家の同質性が確保されていたのである。現代国際社会も、近代国際体制とされるウェストファリア体制の延長線上に位置づけられるものであり、その意味では基本的に大きな違いはないが、しかし先にあげた例からも明らかなように、社会問題のグローバル化や、経済のボーダレス化、またそれに伴う行動主体の多元化とその相互的交流の活発化によって、相対的に国家的存在の機能の低下と同質性維持の困難さに直面しているのである。国家間交流のみならず、多元的行動主体の相互的交流が活発化している今日の世界の状況からみれば、異文化、あるいは多文化の共存問題はもはや避けて通れない問題であると断言できよう。ドイツは今まさにこの問題に直面しているのであり、現在のドイツは、政治的にも経済的にも欧州連合（EU）の中心国の一つとして、ドイツ国民の国家から欧州連合（EU）の一国へと変わりつつある。いな変わったと言ってもよい段階に達している。したがってドイツ、いなEUでは、異なる文化の交流ではなく、まさに異なる文化の共存こそ避けて通ることのできない現実の課題となっているのである。

国連は2001年を「異文化間の対話の国際年」に指定したという。このように異文化の共存は、いまや世界的な課題となっており、本稿ではこうした現状認識を踏まえ、たんなる国際的文化交流を超えた、グローバルな世界における異文化共存のあり方について検討を試みる。異文化の共存は、サミュエル・ハンチントンの予言に対する挑戦であるという点でも注目すべきものであり、我々の関心もこの点を出発点とするものである。ドイツやスウェーデンと同じく、出生率低下による労働力不足で更なる国際化を迫られつつあるわが国、またわが国が抱える内なる外国人問題、ことにわが国が特殊な法的地位を与えている「在日韓国・朝

鮮人」の問題について考える際に、ドイツおよびEUの大いなる実験、またそこで展開されている議論および政策に焦点をあて検討を試みることは、たとえ日本がアジアというヨーロッパとは違った文化環境に位置するとしても、この問題に対するアプローチへの新たな視点を獲得するという意味でも大いに意義があるものと思われる。

本稿はこのような共通認識の共有を出発点としており、我々兩名は執筆に先立ち事前に打ち合わせを重ね、また論文作成に当たっても、それぞれの専門分野が必ずしも一致しないことから、相互に原稿を確認しあいながら作業を進めてきた。その意味で本稿は、私ども兩名の共同作業によるものである。但し、作業過程上の必要性から、凡その責任範囲を設け分担することとし、主としてドイツおよびEUの現状と統合過程の全般的論考については長倉が担当し、民族の統合と共存にかかわる民族主義および多文化共生等の問題に関する論考については永石が担当することとした。本稿は、一応この責任分担を基本としつつ、相互の意見を調整し、加筆、修正を加えながらまとめたものである。本稿での考察が、わが国の今後の国内及び国際文化政策のあり方を検討する上で、若干でも参考となる視点を提起できればと考える次第である。なお、共同作業という性格上、論旨に統一性がはかれていない点があるとすれば、それは全体の論文構成を任された永石の責任である。

1. 多民族国家へ

(1) ドイツ国籍取得法改正

ヨハネス・ラウ、ドイツ大統領は、2000年の5月中旬「移民受け入れと融合の促進をアピール」した。その内容には次のようなことが含まれていた。「異なる出自や文化圏の人々同士の共生は、ドイツではもはや一時的状態ではなくなっている」。したがって「移住の条件を明確にするとともに、それに法的な拘束力をもたせなければならない」⁽³⁾。ラ

ウ大統領のこうした発言は、2000年1月から新国籍法が発効したとと無縁ではなく、そこには以下で指摘するように、ドイツ国内の現状とそれに対応した政策実施がもはや無視できず、放置しておけない水準となっているとの認識があったと思われる。

この改正法の骨子は次の点にある。

「ドイツに8年以上合法的に滞在する外国人を父または母としてドイツで生まれた子供は、自動的にドイツ国籍を得る。ただし、この父親または母親は、滞在権または少なくとも3年前から無期限の滞在許可を所持していなければならない。子供が誕生と同時にもうひとつの国籍を得る場合は、18歳で成人に達した時点から5年以内に、ドイツ国籍と第2の国籍のいずれかを選択しなければならない。23歳になった後もドイツ国籍を保持しようとする者は、23歳になるまでに外国籍の放棄または喪失の証明を提出しなければならない。これが行われない場合、ドイツ国籍は消滅する。

新法の発行以前に生まれた10歳未満の子供には経過措置が適用され、法施行から1年以内であれば、ドイツ国籍を取得することができる。この子供たちの場合も、成人に達した時点でドイツ国籍と外国籍のいずれかを選択しなければならない。成人の帰化については、必要な滞在年数を短縮することで容易化が図られる。これまでの15年に代わって8年の滞在、および一定の条件が満たされていれば、ドイツ国籍を申請することができる。一定の条件とは、滞在許可か滞在権の所持、基本法への忠誠、生活保護や失業手当の給付によらず自らと家族を扶養できる経済力、無犯罪証明、ドイツ語能力などである」⁽⁴⁾。

現在のドイツでは、ラウ大統領の演説も、国籍取得法の改正も当然のもの、自然な出来事とされている。またそれがヨーロッパの水準だとも言われている。というのも、ドイツにもきわめて多くの外国人が滞在しているからである。現在ドイツには、およそ「730万人の外国人」が暮

らしており、これは「総人口の約9パーセント」にあたる。「最大のグループは210万人強 [2107000人] のトルコ人、さらに、旧ユーゴスラビアの出身者が約120万人 [セルビア／モンテネグロ 721000人、ボスニア・ヘルツェゴビナ 283300人、クロアチア 206600人、マケドニア 42600人、スロベニア 18100人]、イタリア人が約60万人、ギリシャ人が約36万人となっている。(中略) 外国人の半数以上はすでに10年以上ドイツに住んでいる。とくに、170万人いる18歳未満の外国人では、10年以上ドイツに暮らす人たちが3分の2以上を占める」⁽⁵⁾。

こうした現状を踏まえ、国籍法改正によって従来の血統主義に、出生地原則が加味されたのである。わが国も血統主義を原則としており、とくに在日朝鮮人の三世・四世さえ日本国籍を取得できないとする一般認識と比較するなら、画期的な内容であると評価することもできよう（但し、それがわが国の国籍法上、ならびに政策上の問題のみに起因するものではないということも併せて認識しておく必要がある）⁽⁶⁾。先にも述べたように、法改正はドイツでは自然なものであるが、さらに驚くべき次のような指摘を考慮するなら、法改正は必要不可欠なものであったとも考えられる。指摘によれば、ドイツでは「何年か後には、ドイツの大都市に住む子供や青少年の40-50パーセントが移民の家族出身ということになるし、現在でもドイツの新生児の9人にひとりが、異なった文化的背景を持つパートナー同士の子供から生まれている」⁽⁷⁾とされている。数字の上では驚くべきものだが、それがドイツの現状であり、ドイツは、この新国籍法によって新たな国民国家の建設に着手したことになる。ドイツ人にとってドイツ連邦共和国とは、もはや民族的均一性とは何の関係もなく、多様な文化が共存する社会へと変容を遂げていくこととなろう。これは、何もアメリカのような多民族国家にとっては目新しいことではない。だが、将来わが国も含め世界規模で、各国がドイツの目下の課題に直面することになると予想するなら、転換期にあ

るドイツの取り組みは極めて注目に値するものであり、今後、新しい国民国家建設に着手したドイツの試みとその推移を見守っていく必要があるだろう。特に日本において、特殊な法的地位に置かれている「在日韓国・朝鮮人」の問題を考える上で、また今後の国際化を考える上で、ラウ大統領の発言（移民条件の明確化とその法制度化）とその後のドイツの取り組みは参考となる示唆を与えてくれるものと思われる。

(2) グリーン・カードの導入と政府移民委員会

ドイツは多民族国家への歩みを確実に推し進めている。「グリーン・カード」の導入もそうした歩みを示す一例と見ることができよう。ドイツの「グリーン・カード法」は、2000年8月1日に施行された。「その骨子は、まず外国から1万人のIT専門家を受け入れ、モニタリング実施後、その数を2万人に増加するというもの」であり、彼らに「最長5年の滞在許可を与える」というものである⁽⁸⁾。とくにこの場合、IT専門家として念頭に置かれているのは、これに反対した野党の保守政治家のスローガン「インダー（インド人）の代わりにキンダー（子どもたち）を！」から明らかのように、インド人である。だがこのグリーン・カードの導入後、「2900人の外国人技術者」（編集締め切り2000年11月20日）しか移住していないと報告されている。「政府移民委員会」委員長リタ・ジュースムートは、この状態について、滞在期間が5年では「アメリカやカナダ、イギリスに比べてひげをとっているのかもしれない」⁽⁹⁾と、率直に施行した「グリーン・カード法」の問題点を認めている。

このグリーン・カードの導入は、直接にはIT分野での対策が取られてこなかったことに対する緊急の対応策である。「現在ドイツ国内では、7万5000人のIT関連ポストが空白になっており、この数字は数年のうちに50万にまで膨れ上がるという予想もある」⁽¹⁰⁾。とはいえIT技術

者の受け入れは、当然異文化の流入を伴うものである。したがって「政府移民委員会」の討論に際しても、その点は当然織り込まれていたものと考えられる。

「政府移民委員会」の設置は、多民族国家へ舵を切るにあたっての対応策を練ることにあり、同委員会はすでに2000年9月12日第一回会議を開催している。「この超党派の専門委員会は、ドイツの新しい外国人・移民政策策定のための実際的解決案および勧告を作成する」ことを目的とするもので、2001年末までに、「新しい法案の基礎となる具体的な提案」を課せられている⁽¹¹⁾。これは、ドイツには現在、およそ「730万人の外国人」が暮らしているという、先にあげた数字だけでは理解できるものではない。だがドイツにおける移住者についての報告を見れば、「政府移民委員会」の設置も当然の対応であったと理解できるであろう。それによれば、「過去40年間に、3000万人以上もがドイツに移住した。同じ期間に約2100万人がドイツから外国へ移住している。とくに90年代初頭、ドイツへの移住数が増加した（例えば92年は150万人が移住）。その主な原因は、旧ソ連地域と東ヨーロッパ諸国から移住したドイツ系住民の増加、亡命希望者および91/92年以後旧ユーゴからの避難民の増加、EU加盟国以外の国からの雇用移民の増加などだった」とされる。このようにドイツは今や移民の国になりつつあるが、それは決して否定的な意味で語られているわけではない。移民の効果に寄せられる期待も大きいのである。「ドイツの人口は高齢化の一途をたどっている。30年後には高齢者の割合が若年者のその2倍以上になると見られる。移民によって、この高齢化に歯止めがかかることが期待される。移民の平均年齢は、全人口の平均年齢よりも若いからだ。また、移民は労働市場を活性化し、社会保障制度の維持にも貢献すると考えられている」⁽¹²⁾。こうした利点も合わせ持っているのである。

いずれにせよ、ベルリンの壁の崩壊、旧ユーゴスラビアの解体、さら

には出生率の低下、こういった諸々の要因によってドイツは、大きな転換期をむかえていることは疑いようがない。時代がどんなにゆっくりとした歩みをたどるにせよ、今後多くの国家は多民族国家に移行することとなろう。ドイツは今、そうした転換期の姿をはっきりと示しているのである。

2. 東西の壁の崩壊から EU の統合まで

(1) ベルリンの壁の崩壊

現代史の幕はベルリンの壁の崩壊から開かれた。「ただいまから東ドイツ市民は、ドイツ民主共和国とドイツ連邦共和国の間のすべての国境検問所を越えて出国できます」——西ドイツの通信社 dpa は 89 年 11 月 9 日 19 時 4 分、緊急ニュースとしてこう伝えた⁽¹³⁾。

ベルリンの壁が崩れたのは 89 年 11 月 9 日。その直接の引金は、旅行に関する新しい規定が、上記のような誤解を招く表現で発表されたことにあった。時代を画する事件は、まったくの偶然を直接の引き金とするものだったのである。

東ドイツ市民の第一陣が西ベルリンに入ったのは、「21 時 25 分」だった。1961 年からこの間、東西ベルリンを分断する壁は、ヨーロッパを民主主義の西ヨーロッパと共産主義の中央・東ヨーロッパとに分断する象徴であり、ひいては世界における東西冷戦の象徴でもあった。それが、誰もが予期せぬ偶然的出来事から崩壊したのである。たしかに後ろから振り返るならば、その徴候が前もってなかったわけではない。

すでに 89 年夏に、東ドイツ市民の大規模な逃亡が始まっていた。たとえばチェコは、プラハの西ドイツ大使館に逃げ込んでいた 6000 人に、9 月 30 日出国を許可した。またハンガリーは 9 月 11 日にオーストリアとの国境を解放し、この国境を経由して西ドイツに逃げた人の数は数千人にのぼっていたのである。時を同じくして、「ライプチヒなどの大都

市で大規模なデモが発生。11月4・5両日には東ベルリンで東ドイツ史上最大のデモが発生。89年11月6日、ライプチヒで行われた月曜デモにはほぼ50万人が参加した⁽¹⁴⁾。これらをベルリンの壁が崩壊する前兆と語ることは、そのうち世界史の常識とされるだろう。歴史とは、このように因果関係にもとづいて作られるものである。

(2) 東欧の共産主義の崩壊

ベルリンの壁の崩壊は、今みたような、チェコやハンガリーでの出来事が影響をおよぼしていた。少なくともそれと連動していたことはまちがいない。ではなぜチェコやハンガリーでそうしたことが起こったのだろうか。その理由としては、両国で実質的に共産主義支配が幕を閉じていたという事実を挙げることができよう。したがって、ポーランドのあるジャーナリストが、「ベルリンの壁はまず、ワルシャワで崩れたのだ」⁽¹⁵⁾と語るのも無碍に否定するわけにはいかない。このジャーナリストはその理由として、次のように語っている。「なぜなら、ポーランドにおいてまず模範的な妥協が成し遂げられ、中部・東ヨーロッパの国として初めて反共産主義的な野党の代表が首相の座に就いたのだから」と。レフ・ワレサをリーダーとする「連帯」の登場は、タデウシュ・マゾビエツキ政権樹立へとつながった。それは、国民の手によって樹立されたソ連・東欧圏における最初の非共産党政権であった。壁の崩壊へ至った要因としては、こういった外的政治状況の変化をあげることもできるであろう。

(3) EU — 多様な文化の共存へ

ベルリンの壁の崩壊は、結果として欧州連合（EU）にとっても無関係ではあり得なかった。統一ドイツというあまりに大きな国家が、戦前のような単独の国家として存続することは、EUの他の国々にとって脅

威と映ったことは想像に難くない⁽¹⁶⁾。またそれが、「欧州連合 (EU) は統一ドイツを迎え入れ——ドイツの強すぎる経済力を調整する意味もあって——、通貨統合を実施するとの決断を下した」⁽¹⁷⁾との指摘のごとく、欧州連合の統合を加速する大きな要因ともなったのである。厳密に歴史の過程をたどるならば、たしかに「88年6月のハノーバーEU首脳会談は、コール首相の主導で通貨統合研究委員会（いわゆるドロール委員会）の設置を決定、通貨統合の具体的な計画作りを始めた」⁽¹⁸⁾のであった。だが、壁の崩壊と統一ドイツの誕生が、EUの通貨統合を加速したことは想像に難くない。「冷戦終了により欧州情勢は流動化。欧州新秩序の核としてのEUの求心力が従来にも増して求められるようになり、統合の加速が不可欠になった」。そこで「コール独首相とミッテラン仏大統領らは、サッチャー英首相の反対を退ける形で通貨統合に関する政府間会議（IGC）開催を決めた」⁽¹⁹⁾とされているのである。通貨統合に至る過程は決して平坦なものではなかったが、今では単一通貨ユーロが導入され、2001年12月には、個人への配布が開始される段階にまで至っている。たしかに、2000年9月28日に実施されたデンマークのユーロ導入の是非を問う国民投票は否決され、またイギリスとスウェーデンの国民投票の先行きも暗いことからすれば、これも表面的には決して安定路線に入ったとはいえない。だが、2001年参加のギリシャを加え、2002年初めから、EU15カ国のうち12カ国で予定通りユーロが使われることに変更はなく、統合へ向けた歩みに停滞があるにしても、EUがその歩みを止めてしまうことはないであろう。

しかしながらその一方で、EU内部の多様性を統一することも容易なことではない。目下EUについて、意見が一致していることといえば、「たんなる経済共同体ではないということだけ」⁽²⁰⁾だという辛口の評価もある。半世紀別々の国だった東西ドイツに生きた人々でさえ、決して単一民族だからといってすぐに同一化され得るものではない。ドイツの

国内には今「二つのアイデンティティ」があり、「容易に一つに混ぜ合わせることもできない」とジャーナリストのテオ・ゾンマーは指摘している⁽²¹⁾。民族ないし民族性が生活様式の決定要素ではないことから、彼が、半世紀にわたる国家体制の違いがドイツ国民に生活様式の違いをもたらしたと見たことは何ら不思議なことではない。ドイツ国内でさえこうだ。EU 内部で容易に統一出来ないことがあるのは当たり前ではないか。EU の中心となるフランスとイギリス、あるいはドイツでさえ、それぞれの国民性を反映した、つまり異なる文化に根ざした異なる意見を持っているのではないか。EU 統合の困難さを指摘する評価は、その意味で説得性をもって来る。EU 域内の多様な意見とは次のようなものだという。「ドイツ人は連邦制という考えに愛着をもち、自らの歴史的経験を踏まえてヨーロッパ連邦国家にしたいと考えている。イギリス人はそれとは正反対で、連邦制と聞いただけで怖気をふるう。そしてフランス人は、複数の祖国ないしは国民の総体としてのヨーロッパにすべきだとする立場を依然として崩していない。祖国の伝統という支えがなければ、ひとはグローバル化の荒波の中で途方に暮れるだけ、というのがフランスの考えなのだ」⁽²²⁾。

だが、EU は独自の議会と通貨をもつにとどまらず、共同の軍隊をも持つことになり、その「EU 緊急対応部隊」の構成もすでに固まっている。これは「1999年12月のEU 首脳会議（ヘルシンキ）で、共通外交を補強する手段として設置が決まった」⁽²³⁾ものだが、こうした共同行動の推進は、多様性を徐々に中和する要因となるであろう。

では将来のEU はどうだろうか。EU はすでに91年に、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランドと準加盟協定を締結しており、その後も中・東ヨーロッパ諸国の加盟交渉が控えている。現在の15カ国に加えて、将来はこれらの国々も加盟国になると予想されるが、こうしたEU の拡大には、イギリスのある経済学者による東ヨーロッパの人々と

西ヨーロッパの人々との違いを指摘する次のような意見もあり、その実現にはこれまで以上の高いハードルを越えなければならず、それにはまだ多くの時間を要するものと思われる。この経済学者は、東ヨーロッパ社会の特性を「人々間の連帯意識や平等の観念がきわめて強く、また彼らは西ほど個人主義的ではなく、チームワーク精神に富んでおり」、「国家意識は西ヨーロッパより強いという印象を受ける」⁽²⁴⁾と指摘しているのである。

こうした点からすれば、EUが将来どこまで統合できるかは、生活様式という意味での文化の違いをどこまで乗り越えるかにかかっているように思われる。文化の違いをことさら強調することは、統合に逆行することになるだろうし、したがって統合にとっては、今後民族主義の台頭が最大の障害となつてこよう。しかし、ヨーロッパがこの民族主義を乗り越えて一つの纏まりを持った広域地域へと統合するのは容易なことではないように思われる。旧共産圏諸国であったユーゴスラビアの混乱した現状からも明らかなように、冷戦構造下でソ連によって強権的に民族主義が押さえ込まれていた旧東欧圏諸国においては、ソ連による力による重石が取れた直後ということもあり、この民族主義の台頭を押さえ込むには相当な困難が予想されるからである。その意味で、旧東欧諸国をも含めたヨーロッパ統合には、今後さらにいくつものハードルが横たわっていると思われる。またそのような障害を乗り越えるだけの求心力を、EU議会がその政治政策、経済政策、また文化政策等を通じて発揮できるか否かが統合の成否を左右することになるだろう。

3. 誇大な民族性の強調

(1) バルカンの民族紛争の教訓

ユーゴスラビア連邦大統領選は2000年9月24日に実施された。ボイスラフ・コシュトニツァは、ミロシュビッチ前大統領側の不正工作にも

かかわらず、また「決選投票」の提案をも拒絶し、選挙から11日目にして新大統領に就いた。振り返れば、ミロシェビッチがセルビア共和国幹部会議長に就任し、権力を握ったのは1987年12月。その後、旧ユーゴスラビアを構成した6つの共和国のうち4つが次々と独立していった。こうしたユーゴスラビア解体の歴史、さらにはコソボ紛争の中心にミロシェビッチがいたのであり、彼の敗北は、一つの時代の終焉を意味していると言えよう。またそれと同時に、この解体の歴史は多くの教訓を後世に残したともいえる。教訓の一つとして、バルカン半島は異なる民族の共存に失敗してきた実例ということを挙げることができるが⁽²⁵⁾、それはEUにとっての教訓でもあるはずである。

振り返れば、1943年11月、チトー（1892-1980）に率いられたパルティザンは、ボスニアのヤイツェで、戦後のユーゴスラビアが連邦人民共和国として再出発することを宣言した。地域名が付けられた「ボスニア・ヘルツェゴビナ」を除けば、他の共和国は各民族の国であったのであり、「国立東欧・国際問題研究所」教授によれば、旧ユーゴスラビアには建国時から欠陥があったとされる。すなわち「6つの共和国から成るユーゴスラビア連邦の建設にあたっては、民族性が強調されるあまり民主主義の重要性がかすれてしまったこと、各民族グループごとに権利を与える方式をとった結果、個人の基本的人権が忘れられてしまったことが、その欠陥であった」⁽²⁶⁾と指摘されているのである。一方これと若干論調を異にする日本の新聞記事もあり、それによれば、「旧ユーゴスラビアでは、故チトー大統領が徹底的に民族主義を抑えていた。しかし冷戦の崩壊やドイツの統一がそれぞれの民族意識を目覚めさせた。そのうえ低迷する経済から市民の不満をそらすため、指導者たちは民族主義を扇動する言動を取り始めた。／一番分かりやすい例が、当時のセルビア共和国の指導者だったミロシェビッチ氏（前・ユーゴ連邦大統領）の対コソボ政策だ。／コソボは80年代から多数派のアルバニア系住民が政

治・経済の主導権を握り、少数派のセルビア人に不満が募っていた。ミロシェビッチ氏は89年6月、セルビア王国を中心とするバルカン連合軍がオスマン・トルコ軍に敗れた『コソボの戦い』の600周年の記念集会で演説し、『差別や迫害からセルビア人を守る』と約束。アルバニア系住民の自治権の縮小を図るなど、親セルビア人政策を打ち出して国内の支持を集めた。／セルビア民族主義を利用した結果、スロベニアやクロアチアなどでも民族主義に火がついて独立に向かい、旧ユーゴは崩壊した⁽²⁷⁾としている。なおこの民族紛争については、「日本で一般に『民族紛争』と捉えられているのは皮相的である。経済問題が根底にあり、ドイツのスロベニア、クロアチア分離政策が対立を激化させたとみるべきであろう⁽²⁸⁾」とする指摘も存在する。

89年6月のミロシェビッチの演説からすれば、コソボ問題の根底に民族主義があることは疑いようのない事実とも思える。がしかし、現在のユーゴ民族問題の複雑さと、精鋭さを考えれば、そこには民族主義のみならず、建国から解体に至る歴史的過程の中で生じた政治的、経済的制度の歪も大きな影響を持っていた。すなわちチトーの治世の在り方、その後の治世の在り方が、本来根底にあった民族主義に火をつけたと解すことができるだろう。翻ってみれば、冷戦構造下において、世界の各国内で民族問題が比較的に表面化せず火を吹かなかつたのは、米ソ両国が強権的に力によってこれを押さえ込んでいたからである。これが、冷戦の終結により、上からの力の重石が取れたことによって、それまで押さえ込まれていた民族的なるものを求める民族意識が一挙に噴出してきているのである。極めて単純化して言えば、一つの価値観の下で、民族的なるものを否定ないし制限してきたところに、今日の民族問題の大きい原因があると言えるだろう。

民族主義というのは、一面において排他的な幻想である。それはかつてナチスが唱えたアーリア人種の優位という幻想を思い出すだけで十分

だろう。ナチスのように異質なものを排除し、過度な民族意識を唱えることは、人間の学問的成果を無視しようとする無知にもとづく所業であると断じざるを得ない。民族主義なるものをかように捉えるならば、我々はこれ迄の人類の所業に対する反省を込めて、かつてアフリカの森林から人類が二本足で出てきたこと、人類は、したがってどの民族もここから始まったということを改めて再度自覚することが必要とされるであろう。

(2) 排外的動向への対策

たしかにオーストリアで右翼政党が参加した連立政権が誕生（2000年2月4日）したり、ドイツ国内にもネオナチのグループがあり、反ユダヤ主義を掲げる国家民主党（NPD）もある。オーストラリアへのEU 14ヵ国による外交制裁は、約7ヵ月続いて頓挫した。この連立政権の誕生は、EUの国々に予想だにしない問題を提起することになった。オーストラリアの連立政権誕生は、「成熟した民主国家で、大衆迎合的な右翼政党が現実にとりかかった」という、EUの国々にとっての大誤算であった。これに対して、各国は決定的な対抗手段を取り得なかったのである。「オーストリア新政権による人権侵害が実際にあるわけではなく、欧州連合条約7条に基づく制裁はもとより発動できなかった。条約上の対抗手段はないが、何かせすにはおけない。こんなEUのジレンマが『二国間制裁×14』という奇手になった」⁽²⁹⁾ののだという。この反省から、外交制裁が頓挫した後で、条約改正の動きもあるという。「聞こえのいい政治宣伝」に躍らされる大衆は、「成熟した民主国家」にも多く、「成熟した民主国家」の国民がすべて成熟した国民とは限らない。一般国民大衆は、日常的日々の生活の反映として政治的選択を行うのであり、そこには政治的宣伝が吸引力を持つだけの社会に対する何らかの鬱積した国民の不満が存在し、またそこには、その不満を生み出す社会

的問題が介在しているものと考えることができよう。オーストリアの例はその証拠のように思われる。

では、ドイツのNPDについてはどうか。これは「64年に結成され、党員約6000人。反ユダヤ主義と外国人排斥を掲げ、今年[2000年]6月に東部のデッサウで起きた外国人労働者襲撃殺人事件も支持者の犯行だった」⁽³⁰⁾とされる。これに対して、「反ユダヤ主義・外国人排斥」に反対する20万人以上の人々による集会とデモがベルリンで11月9日開催された。またドイツ各州代表で構成する連邦参議院(上院)は10日、NPDの「活動禁止を連邦憲法裁判所に申請する」ことを決め、「8日にはシュレダー内閣も同様の申請をすることを閣議決定した」⁽³¹⁾という。このように、EUの推進にとって克服しなければならない問題もあるが、いずれにせよ問題解消への方策も打ち出されてはいるようである。

かつてのフランスの場合なら、「大量のイスラム系移民をその構成員とするようなフランス国民国家というものを考えることができるか」をめぐって議論がなされたし、イギリスでは「有色人種を多数抱えたイギリスを許容できるか」疑問が提示されたこともあった⁽³²⁾が、しかしこの種の議論はもはや、EUの統一を阻止することはできないように思われる。先にバルカンの民族紛争を取り上げたのは、たんに民族主義の顛末を物語るためではない。バルカン地域の多民族性こそは、ドイツが、あるいはヨーロッパの国々が、目下創出しようとし、またしつつあるものだからである。多民族が共生することは断じて不可能なことではない。同一民族に属する個々人が共同社会に属し、国家に属することが不可能でないのと同じように、不可能なことではないのである。共生に必要なのは、自己と他者との違いを相互に承認しあって、冷静に相互の利益を創りだそうと不断に努力することである。異質な他者との出会いは、たとえそこに数々の問題が発生しようとも、それが自国文化の再確

認につながるだろうし、また「異なる文化が出会って新しいものが生まれてくることが、結局はフランス文化の活力になっている」⁽³³⁾とする高階秀爾氏の指摘もあるように、そうした異文化との接触が新たな文化の創造への道を切り開いてきたのである。またこれが人類の歴史でもあったはずである。たしかに変化の速度はきわめて速くなった。そして人々にはその新たな変化に即座に対応できるだけの心の準備が十分にあるわけでもない。異文化の流入に反対する人々は、この変化に対応できないのではないだろうか。だが冷静に考えれば、変化の速度がただ速くなっただけであり、人類のこれまでの歴史とまったく異なる展開がみられるわけではないのである。

4. 異文化間の共存社会

(1) ハンチントン説への挑戦

1800年から1914年の間に、推定で5000万人がヨーロッパからアメリカに移住したという。これが今日では急激に、かつ世界的規模で認められるということである。「毎年、数百万もの人々が自発的、あるいは政治上の理由でやむなく、自分のものとは異なる文化圏に移住している」。1984年だけでも、50万人以上がアメリカに移住しているとされ、「今日、ニューヨークやサンフランシスコ、ロサンゼルスの人口の4分の1は移民である」と言われている。先にドイツの外国人について触れたが、イギリス、フランスも同じ状況といえる。「フランスには300万人以上の非白人 その多くは北アフリカ出身のイスラム教徒が住み、イギリスもほぼ同じような数字を示している」⁽³⁴⁾のである。フランスでは、これらのイスラム教徒もフランス国民として重要な社会的役割を担っている。ドイツのトルコ人もまた同様である。

さらに模範的な移民國スウェーデンについても触れておかなければならない。「人口約880万のこの国には現在、外国人の背景をもつ人々

(移住者とその子供) 170 万人強が住んでいる」。この国にも「外国人敵視」の問題がある。しかしその一方で、「低出生率による人口減を補い、福祉国家の財源を長期的に確保するためには、より多くの移住者が必要なのである。2030 年までに合計 90 万人の移住者が必要」と推定されてもいるのである⁽³⁵⁾。こうなれば、実際にはもはや単一民族国家は幻想でしかなくなり、否応なく共生への社会システムが求められることになる。

こうした状況は、ハンチントンがおこなった未来予想とは、まったく相容れないものといえよう。ヨーロッパは、決して一つの「ヨーロッパ文明」という言葉によって一括されうるわけではない。ハンチントンは、「今後の世界政治をめぐる紛争は、むしろ異なる文明下にある国家や集団によって引き起こされる文明上の対立が、その主要な要因になっていくだろう」⁽³⁶⁾と述べ、「今後、人々が文明を軸として自己と他者を区別するようになれば、旧ソビエトや旧ユーゴのような、多様な文明を内包する国家は解体していく運命にあるといえるだろう」⁽³⁷⁾と述べた。ドイツの新国籍法にはじまる動き、あるいは EU の統合の動きは、「多様な文明を内包する国家」を今創りだそうとしていることに他ならず、これは、ハンチントンが説く異なる文明の戦争とは、まったく逆の考えに基づいている。すでに内部に異なる文化、文明を包み込んで、ヨーロッパが成り立つという発想なのである。

たしかに「文化的アイデンティティの相違は、しばしば危機や紛争の原因になってきた。したがって自己イメージと他者イメージを相対化する異文化間ダイアログは、21 世紀における最重要課題となる」⁽³⁸⁾。しかしハンチントンの議論は、「ふたつの文化うんぬんのディスカッションは、あまり意味がないと思う。相互に切り離されたふたつの文化が存在するということが前提となっているのだから。(中略)文化はつねにダイナミックで、変化しうるものだ。それが文化に活力を与えてい

る」⁽³⁹⁾とするドイツ移民トルコ人であるジェム・エズデミル連邦議会議員の常識的見解と明らかに矛盾する。たしかに異文化の共存においては、あるものが生き残り、あるものは消滅する。すべてをそのままに保存するなどということは不可能なことであろう。だが、これはわが国で、世代間の相違などといわれることとどこが違うのだろうか。

もつとも、この問いかけは伝統文化の否定を意味するものではない。たしかに伝統文化の保存にも目配りを怠ってはいけぬ。人類の知恵も教訓も、いつまた活用される機会が訪れないとも限らないからである。だが今日では「資料館、博物館、学校といった御陰で、知識が消失する度合いが次第に減った」とも言えるし、「伝統を広めたり後続世代に伝えるために新しいメディアを利用すること」もできる。たとえば「ハワイのレオキ・メールボックス・プロジェクトは、それによって固有の言語を若い世代に伝えることに成功した。同プロジェクトは、この島国のいくつかの学校でハワイ語が再び教えられるようになるほどの成功をみている」⁽⁴⁰⁾との実例もあるのである。

国家が、ただ闇雲に民族性や民族固有の文化を強調することは、先の指摘からすると豊かな文化の創出を妨げる。戦前の対外文化政策は自国の宣伝であったが、そうした時代は終わった。国家が歴史や伝統を振りかざして国民に均一性を持ちこもうとする時代は過ぎ去ろうとしているのである。ドイツの現状はその否定し難い事実を示している。国籍法の改正その他の政治政策は、それを法的に確定したもの、確定しようとするものである。

(2) 共存と統合

もう少し異なる民族の共存であり方について踏み込んで検討しておこう。これには、多数への「統合」か、多数との「共存」かという議論がある。ライナー・ミュンツは、「圧倒的多数を占めるドイツ人とマイノ

リティの関係は、将来どうあるべきか」と問い、二つの選択肢を示している。「ひとつは、マイノリティは広く同化すべきだとするもの。先ごろ議論を呼んだ、移民とその子どもたちは『主導文化』たるドイツ文化に適応すべきという考え方が、その代表である。(中略)これと反対の見解は、民族的多様性を受け入れ、そのような状態が恒久的に続くことを肯定する」⁽⁴¹⁾ ことであるとする。ミュンツは、たんなる「同化」が無理なことを承知しており、将来のドイツは「永続的にドイツにとどまる『新市民』を必要とする」と認識している。異なる文化の流入は当然あらたな摩擦を生む。しかしそれを誇大に取り上げる必要はない。パスカル・ザカリーの「知識社会においては、価値創造の源泉はアイデアにあり、新しい価値あるアイデアは、しばしば思いがけない方向からやってくる。さまざまな見解がぶつかり合って、それは生まれるのだ。そして、このようなぶつかり合いは、異質な人々が共生する社会があつてこそ可能なのだ」⁽⁴²⁾ とする指摘もあるのである。かつてのラジオやテレビ、今日ならインターネットや携帯電話といったものに、人は、当人はたとえ無自覚であろうと、パラダイムを変換してそれに慣れ親しむことになる。異なる文化との接触もそれと同類の体験と考えれば、それほど騒ぎ立てる必要はないだろう。ただしその前提として、移住者にも機会を均等に与えるような社会のシステムは当然準備しておく必要がある。そうでなければ、「多元的な社会」は生まれないし、「他者」イコール「異邦人」のままにとどまることになるだろうからである⁽⁴³⁾。その「多元的な社会」においては、異質な文化をもつ他者が、一定の責任と義務を負い、かつ対等の権利を要求できるのでなければならない。この意味で移住者も、「統合」と「共存」の両面をもつ形で先住者と対等の関係に立たなければならないのである。

おわりに — ドイツを越えて

本稿では、異文化共存を模索する典型的な例としてドイツを取り上げた。かつての「詩と哲学の国」ドイツも、今や大きな変貌をとげようとしている。最後にここまで論じて、二つ想い出すことを記しておきたい。

1999年はドイツを代表する詩人ゲーテの生誕250周年であり、生誕月にあたる8月には新聞、雑誌にゲーテに関する記事がきわめて多く掲載されていた。中でもゲーテの「世界的」な生き方・考え方を強調した記事が印象に残っている⁽⁴⁴⁾。しかしそれは、決して自国固有の文化を創り上げたゲーテを見ようとしているのではない。ドイツは、もはやヨーロッパの中のドイツである、と見ている反映でもあろう。これが一つ。もう一つは、ドイツハイデルベルク大学客員教授の指摘である。「民族や国家を単位とした文化論に陶醉し、それを支持する層が多い限り、国境を越えた横のつながりは作りにくい。日本だけでなく、アジア各地で、韓国人論、中国人論、マレーシア人論などが流行を極めている状況と対比すると、ドイツ人論を捨てたドイツ社会の先見性がますますはつきりする。欧州連合圏では、旅券や運転免許証も各国共通の体裁となった。21世紀には、伝統的な国民国家の概念が次第に弱まっていくという予感を持つ人は多い。その兆しは、ドイツとそれを取り巻くヨーロッパ西部において、いま最も鮮明に現われているように思える」⁽⁴⁵⁾。

日本は、ドイツとともに第二次世界大戦後かなり似た道をたどってきた面もある。だが、わが国は異文化の共存こそ将来の課題であるという考えにさえ、いまだまったく思い至っていないのではないか。わが国の在住外国人は、1999年末時点で155万を超える程度のものである。そしてその約3分の2がアジア系出身者で占められている⁽⁴⁶⁾。たしかに増加傾向にはあるが、ドイツなどのEUの国々と比べれば数字の上ではそれほどのものではない。だが、EUの人々には近々、わが国のよ

うに文化交流を声高に叫ぶ声そのものがまったく奇妙なものに見えることになるに違いない。彼らは、すでに異文化交流の戦略ではなく、異文化の共存のそれが、厳密に言えば異なる文化の共存ではなく、多様な文化の共存、多文化共存の戦略が今日では求められていると認識しているからである。

わが国では、「外国人労働者に関する政策体系が存在しない」⁽⁴⁷⁾と指摘されている。受け入れ政策はないに等しいと指摘されてもいる。この状況を国際化後進国と見るのか否かは国民の選択にかかっている。勿論、労働市場開放の面からすると日本はドイツに比べて明らかに後塵を排している。しかしながら人的受け入れのみで国際化の尺度とするのは、一方で問題を単純化しすぎるきらいがあるとも考えられる。現在わが国においても、隣国の音楽や映画等、極めて自然な形で文化が流入してきており、これが若者世代を中心に益々浸透化傾向を強めていくと仮定するならば、そこには自然と異文化が共生し得るような社会的環境が形成されることもありうるかも知れない。勿論そこには、文化をめぐる精神的葛藤があることも否定することができないだろう。問題は人的流入を含め、異文化の流入に対し、自国文化を保持する立場から、一つの価値観でこれを排斥することである。多文化の共生・共存の道は、文化相対主義の立場から、互いの文化を尊重することを前提とする。今後、労働者の受け入れのみならず、それに伴う異文化の流入も視野においた包括的な検討が必要になるはずである。ドイツの取り組みは、そう語っているように思われる。

(注)

- (1) 労働市場の開放、外国人労働者受け入れの問題には、日本におけるバブルの絶頂期に見られたように受入国側の国内問題のみならず、外国人労働者本国にとっても「頭脳流失」という大きな社会的問題を生起させることとなろう。当時単純労働力として日本で

- 就労していた外国人労働者は、東アジアを中心にアジア系であり、その中には高学歴者も多く含まれており、また年齢的にも40歳未満の者が大半を占めていた。これから国を担う人材が経済的利益を求めて日本で不法就労するといった実態があったのである。
- (2) 朝日新聞、「報告アジアの人流新時代 上」2000年12月24日付。
 - (3) ニュース「移民政策」Zeitschrift “Deutschland” NO.3/2000, Societäts-Verlag, 6頁。
 - (4) 「国籍法改正」Zeitschrift “Deutschland” NO.4/99, 8頁。新国籍法が施行された2000年の帰化件数は「約20万」。ちなみに99年の帰化件数は「14万3000」だった(Zeitschrift “Deutschland” NO. 1/2001, 11頁)。
 - (5) 「国籍法改正」Zeitschrift “Deutschland” NO.4/99, 9頁。カッコ内は「国籍別にみたドイツの外国人人口」より筆者挿入。
 - (6) 日本で生まれ、その生活の基盤を日本においている在日の韓国人・朝鮮人の人達には、もはや帰るべき国がないというのも事実ではあろうが、「戦前から継続して日本に在留しつづけている在日韓国・朝鮮人(子孫を含む)」には、日本政府は「他の外国人にはない」特別の在留資格を付与しており、彼らはその優遇された法的地位を付与されたことによって、「あえて煩雑な手続きを経て日本国籍を取らなくても何も生活に不便」を感じるような状況におかれているのである。70万人(正確には52万人)の在日韓国・朝鮮人『特別在住者』が日本国籍を取得できないとする一般認識は、前述したところからも明らかなように正確さを欠き、その全ての原因がわが国の国籍法上の問題、ならびに政策上の問題に起因するものではないということを銘記しておかなければならない(西岡力「同情ではなく事実の直視を」『正論』2000年12月号、40-41頁)。
 - (7) ヨアーナ・ブライトンバッハ、イーナ・ツークリーグル「並存する複数の現代」Zeitschrift “Deutschland” NO.3/2000, 41頁。
 - (8) 「グリーン・カード」Zeitschrift “Deutschland” NO.3/2000, 10-11頁。
 - (9) 「インタビュー 民族的な多様性にイエス」Zeitschrift “Deutschland” NO.6/2000, 48頁。なお2001年「1月初めの時点で、ドイツ企業に雇用されている外国人IT専門家は4400人を越えた。今年半ばには1万人目のグリーンカード取得者が出る見通しだ」という(Zeitschrift “Deutschland” NO.1/2001, 11頁)。
 - (10) 「グリーン・カード」Zeitschrift “Deutschland” NO.3/2000, 11頁。
 - (11) Zeitschrift “Deutschland” NO.6/2000, 47頁。
 - (12) 「ドイツにおける移住の現状」Zeitschrift “Deutschland” NO.6/2000, 44-45頁。
 - (13) 「壁が崩れた日」Zeitschrift “Deutschland” NO.5/99, 12頁。
 - (14) 「1989年11月9日——時代が転換した日」Zeitschrift “Deutschland” NO.5/99, 9頁。
 - (15) アダム・ミシュニック「昨日と明日のはざままで」Zeitschrift “Deutschland” NO.5/99, 22頁。
 - (16) 次のような指摘がある。統一ドイツの実現は「人口と経済の潜在的力、中欧に占める地政学的位置からして」「フランスにとって新たな脅威」となった(西村茂「VEC統合とフランス」日本政治学会編『EC統合とヨーロッパ政治』(年報政治学)1993, 77頁)。
 - (17) ルドフル・フォン・タッダン「ヨーロッパの世紀への戦略」Zeitschrift “Deutschland” NO.5/99, 14頁。
 - (18) 日下淳「EU通貨統合の現状と展望」『欧州連合・政府間会議の動向分析』第一章、

- 日本国際問題研究所、平成9年、2頁。
- (19) 同上。
- (20) ルドフル・フォン・タッゲン「ヨーロッパの世紀への戦略」Zeitschrift “Deutschland” NO.5/99、15頁。
- (21) 「1989年11月9日——時代が転換した日」Zeitschrift “Deutschland” NO.5/99、6頁。
- (22) ルドフル・フォン・タッゲン「ヨーロッパの世紀への戦略」Zeitschrift “Deutschland” NO.5/99、15-16頁。なおタッゲンは、EUのあり方についてはさらに次のような意見があると記している。「とくにイタリアやスペイン、ドイツなどで生き生きとした伝統をもつ地方・地域というものを単位としてひとつのヨーロッパを創り上げてはどうかという考えもある。またさらに、日増しに賛同者が増えているのは『市民のヨーロッパ』というビジョンである」。
- (23) 朝日新聞、「貢献度競う仏・独・英」2000年11月24日付。
- (24) アラン・メイヒュー「欧州連合への長い道のり」Zeitschrift “Deutschland” NO.5/99、18頁。
- (25) 旧ユーゴスラビアは、7つの国境、6つの共和国、4つの言語、3つの宗教、2つの文字、1つの国家と言われるように、極めて複雑な民族構成からなる国家であった。このユーゴスラビアが曲がりなりに1つの国家として纏まりを持っていたのは、チトーという政治指導者の存在があったからである。彼の死後、南北間の経済格差を背景とするアルバニア人問題が1980年コソボにおいて火を吹いた。彼とその政権下において、南北間の経済格差を是正することを目的として、「自主管理制度」の下、強権的に北から南への利益配分を行ったが、この問題は是正されることもなく、南北双方に経済的不満が鬱積していたのである。この経済的、制度的問題に起因する南北対立の構図に歴史問題（建国当初からのセルビアとクロアチアの指導権争い）、更には北と南での宗教、文化圏対立（中部ヨーロッパを自負する北とバルカンを自負する南との互いの差別意識）が加わり、民主化のうねりの中で同国の「集団指導体制」（連邦での集団指導体制と「共産主義同盟」による集団指導体制の二重指導体制）が崩壊すると共に、各共和国の政治的対立が激化し、今日に至っているのである。
- (26) ヴォルフ・オシリース「南東欧安定協定」Zeitschrift “Deutschland” NO.4/99、23頁。なおこれに反する報告もある。「旧ユーゴでは、民族主義的言辭を公然と語ることはまったくのタブーでした」（町田幸彦『コソボの紛争』岩波ブックレット、1999年、23頁）。
- (27) 朝日新聞、「バルカンの民族紛争」2000年6月18日（日）。なお「ボスニアの紛争三派 モスLEM（スラブ系イスラム教徒）、セルビア人（正教）、クロアチア人（カトリック）は共に6、7世紀ころに移動してきた南スラブ系民族を先祖とする人々」で「言葉は同じセルボ・クロアチア語」を話す（町田幸彦、前掲書、29頁）。モスLEM人は、「ボスニアに住んでいたクロアチア人やセルビア人の一部が、オスマン帝国の統治下でイスラム教に改宗し、自らをモスLEM人と呼ぶようになった」（朝日新聞、「バルカンの民族紛争」2000年6月18日（日））のだという。したがって、これを「民族紛争」と呼ぶのは妥当ではない。少なくともコソボとは事情を異にする。
- (28) 萩原重夫「人権は一つ？ それとも二つ？」憲法理論研究会編『人権理論の新展開』敬文堂、1994年、204頁。なおこの辺の事情については、オシリースや町田らの報告（注26）も含めてさらに検討が必要であろう。
- (29) 朝日新聞、「対オーストリア制裁解除」2000年9月14日付。

- (30) 朝日新聞、「独極右政党活動禁止を申請」2000年10月28日付。
- (31) 朝日新聞、「独上院、極右政党の禁止申請へ」2000年11月11日付。
- (32) 梶尾孝道「外国人過剰問題とスイス国家」日本国際政治学会編『国際社会における人間の移動』（『国際政治』87号）1988年、25頁。
- (33) 対談「二十一世紀を最高に生きるために」『国際交流』1997年第74号、11頁。
- (34) コンスタンティン・フォン・バルレーベン「文化の相違を超えて」Zeitschrift “Deutschland” NO.6/2000、47頁。
- (35) 「外国の移民政策」Zeitschrift “Deutschland” NO.6/2000、52-53頁。
- (36) サミュエル・ハンチントン「文明の衝突——再現した『西欧』対『非西欧』の対立構図」『中央公論』1993年8月号、350頁。
- (37) 前掲書、367頁。
- (38) 「特集 異文化間のダイアログ」Zeitschrift “Deutschland” NO.3/2000、39頁。
- (39) 討論「トルコ移民——ドイツは故郷か異郷か」Zeitschrift “Deutschland” NO.3/2000、61頁。
- (40) ヨアーナ・ブランデンバッハ、イーナ・ツークリーグル「並存する複数の現代」Zeitschrift “Deutschland” NO.3/2000、43頁。
- (41) ライナー・ミュンツ「新たな地平を開く」Zeitschrift “Deutschland” NO.6/2000、49頁。
- (42) パスカル・ザカリー「新しき世界市民」Zeitschrift “Deutschland” NO.6/2000、63頁。
- (43) ライナー・ミュンツ「新たな地平を開く」Zeitschrift “Deutschland” NO.6/2000、49頁、の表現を借用した。
- (44) わが国でも、高橋氏が「ドイツ人であると同時にヨーロッパ人だったゲーテ」のイメージを強調した講演に触れているし、それを肯定している（柴田翔・高橋義人「対談・世紀末現代にゲーテを読む」『思想』岩波書店1999年12月号、56頁）。なおこうした力点の置き方はニーチェ解釈にも見られる。マンフリート・リーデルの『ニーチェ思想の歪曲』恒吉良隆他訳、白水社、2000年（原書1997年出版）は、民族主義者の顔をした、かつてのニーチェ像を否定し、ニーチェはゲーテのようにヨーロッパの思想家だと説いている。
- (45) 杉本良夫「論壇・ドイツ人論を捨てたドイツ社会」朝日新聞、1998年6月19日付。
- (46) 朝日新聞、「報告アジアの人流新時代 上」2000年12月24日付。
- (47) 竹田いさみ「日本型モデル構築必要」朝日新聞、2000年12月24日付。

〈参考文献〉

- サミュエル・ハンチントン著『文明の衝突』集英社、1998年。
岩田一政、小寺彰、山影進、山本吉宣編『国際関係入門』東京大学出版会、1996年。
手塚和彰著『外国人労働者』日本経済新聞社、1990年。
梶尾孝道著『エスニシティと社会変動』有信堂、1993年。
梶尾孝道著『国際社会学のパスベクティブ』東京大学出版会、1996年。
梶尾孝道著『国際社会学』放送大学教育振興会、1995年。
宮島喬、梶尾孝道編『現代ヨーロッパの地域と国家』有信堂、1993年。
西川長夫、宮島喬編『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』人文書院、1996年。

白井久和、内田孟男編『地球社会の危機と再生』有信堂、1990年。

白井久和、内田孟男編『多元的共生と国際ネットワーク』有信堂、1991年。

『国際問題』No.437、1996年。

油井大三郎、遠藤泰生編『多文化主義のアメリカ』東京大学出版会、1999年。

ジョン・グレイ著『グローバリズムという妄想』日本経済新聞社、2000年。

関根政美著『多文化主義社会の到来』朝日新聞社、2000年。

小平修著『エスニシティと政治』ミネルヴァ書房、1999年。

加藤一夫著『エスノナショナリズムの胎動』論創社、2000年。

五十嵐暁朗著『変容するアジアと日本』世織書房、1999年。

山影進著『対立と共存の国際理論』東京大学出版会、1999年。

『国際交流』第63号、1994年。

羽場久泥子著『統合ヨーロッパの民族問題』構談社、1994年。

(ながいし ひろたか・本学助教授)

(ながくら せいいち・武蔵大学非常勤講師)

苫小牧駒澤大学紀要第6号 (2001年9月28日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol.6, 28 September 2001

クーデタと司法権

— フィジー控訴裁判所判決 (01/03/2001) の批判的検討 —

Coup and Judicial Power

— Critical Study of the Fiji Court of Appeal Ruling (01/03/2001) —

東 裕
Yutaka HIGASHI

キーワード：フィジー憲法、クーデタ、司法権の独立、太平洋島嶼国、オセアニア政治

要旨

2001年3月1日、フィジー控訴裁判所は前年5月の軍事政権による憲法の破棄は違憲無効であり、1997年憲法は依然としてフィジーの最高法規であると判示し、暫定政権の合法性を否定した。この判決を受け入れる形で暫定政権は前年5月29日以来の法的連続性確保のための措置をとり、自らは選挙管理内閣へと装いを改め、2000年7月の暫定政権発足以来の政策方針を放棄した。判決は司法機関としての権限を逸脱した政治判断ではないかと疑われるが、それでも暫定政権がこの判決を受け入れざるを得なかったところに、外国人裁判官で構成される司法機関を通じた「植民地支配」類似の構造を窺うことができよう。こうした実態の一端を、判決の分析を通して明らかにしたい。

目 次

- はじめに
1. 控訴裁判所の地位
 2. 新体制成立の条件
 3. 控訴裁判の偏向
 4. むすびにかえて — 司法権の独立と国家の独立

はじめに

昨年(2000年)11月15日にラウトカ高等裁判所(Lautoka High Court)で1997年憲法は現在も有効であり、暫定文民政権の任命は違法であるとの判決が出された。この判決は、5月19日の文民クーデタ以来の一連の事件の結果発生した事態によって不利益を被ったとするある農民が、現在のフィジー憲法の地位についての判断を求めて提訴したのに応えたものである。原告の主張の要点はおよそ7点に絞られ⁽¹⁾、それに対しラウトカ高等裁判所のゲイツ(Anthony Gates)判事は「宣言的判決」(declaratory orders)としてそれぞれの主張に対し判断を下したが⁽²⁾、そのうち政治への影響という点で次の3点が特に重要と考えられる。

- ① マラ大統領による非常事態宣言は、憲法の定める条件の中で厳格に宣言され、その結果「必要性の法理」(doctrine of necessity)の下で当初から有効性が認められる。
- ② 1997年憲法の破棄は「必要性の法理」の枠内でなされたものではなく、その破棄は違憲であり効力を有しない。1997年憲法は現在もフィジーにおける最高かつ有効な法規である。
- ③ 大統領・上院・及び下院で構成されるフィジー国会は現在もなお存在し、5月19日現在及びそれ以前の在職者は依然としてその職にある。辞任したラツー・カミセセ・マラ大統領は大酋長会議に

よって指名された時のまま大統領職にあり、上院議員は依然として上院議員であり、選挙によって選ばれた議会のメンバーは依然として下院議員である。原状は回復される。国会は大統領の裁量によりできるだけ早期に召集されるべきである。

すなわち、この判決の最重要点は、軍事政権による憲法破棄を違憲とし、暫定政権の行為の有効性を否定することで1997年憲法の有効性を確認し、その結果暫定政府の法的正当性を否定するところにあった。

この判決に対し、暫定政府のアリパテ・ゲタキ（Alipate Qetaki）法務総裁（Attorney-General）は、政府側の提出証拠が不十分な段階で原告側の提示した証拠に基づいて判断されたものであるとして、「国民が必要としているのは真の知恵と成熟に基づいた判決であるが、この判決にはそれが欠けている」と非難し⁽³⁾、暫定政府はこの判決を「宣言的判決（確認判決）」であり法律同様の強制力を持たないとしながらも、判決の執行停止命令（stay order）を求めてフィジー控訴裁判所（Fiji Court of Appeal）に上訴した。その判決が2001年3月1日に出され、それがフィジー暫定政権のこれまでの政策を一気に転換させるものとなった。控訴裁判所が次のような判決を下したためである。

- ① 1997年憲法は現在もフィジー諸島の最高法規であり破棄されてはいない。
- ② 国会は解散されていない。国会は2000年5月27日に6か月間停会された。
- ③ 1997年憲法の下での大統領職は2000年12月15日にマラ大統領の辞任が有効となったときに空席となった。憲法88条の規定に従って、副大統領が2001年3月15日まで大統領の職務を代行する。

暫定政権はこの判決に異議を唱えたものの、結局この判決に沿う方向に政策を転換した。それはまず、5月30日の憲法破棄の時点に遡り、

そこからの法的連続性を維持するという観点から、政権の合法性を確保するための手続きがとられることになった。

3月14日に、ラツー・ジョセファ・イロイロ (Ratu Josefa Iloilo) 大統領代行が暫定政権首相のライセニア・ガラセ (Laisenia Qarase) の辞任を受けて、5月30日の時点で首相職を代行していたラツー・モエドヌ (Ratu Momoedonu) を暫定政権首相に任命し、イロイロ大統領代行の代行期限が切れるその翌日3月15日にイロイロがフィジー大統領の就任宣誓を行い、その直後にかれば下院を解散した。翌16日の朝には、ガラセが選挙管理内閣の首相として再び任命された。そして、総選挙が8月25日から9月1日にかけて実施されることに決まった。

こうして、この控訴審判決は、2000年7月以来、新憲法の制定とその憲法の下での総選挙の実施という立憲民主制への復帰に向けて独自の努力をつづけてきたガラセ暫定政権のスケジュールを白紙に戻し、「強引」に2000年5月まで時計の針を押し戻したのである。判決の中で、法的判断のみを行い政治的判断を行うものではないと明言されているが、そのことがかえって言い訳めいて聞こえてくるようである。司法の衣をまとった政治、それも先進民主主義諸国の価値観の一方的押しつけのような、あたかも司法権による「植民地支配」といっても過言ではないような印象を受ける。

このような問題意識から、控訴審判決の問題点を指摘し分析してみたい。

1. 控訴裁判所の地位

控訴裁判所の判決の要旨については、すでに別の機会に紹介した⁽⁴⁾。本稿ではそれをもとに要点を摘示しながらこの判決の問題点について考

えてみたい。

(1) 控訴裁判所の立場

判決の冒頭で、司法機関としての裁判所の立場を次のように定義付ける。

「司法裁判所として、その職務は法的問題の決定に限定される。我々は法的問題ではない問題、とりわけ政治的性格をもった問題について判決を下す権限も権威も備えてはいない。我々は事件の政治的メリットや知恵を考慮することなく、事件を実際に起こった事実と証拠に基づいて判断した。」⁽⁵⁾

すなわち、事実と証拠に基づいて法的判断を下すものであって、政治判断を行うものではないことが宣言される。しかし、ここで「政治的性格をもった問題について判決を下す権限も権威も備えてはいない」とはいえ、文民クーデタに始まる一連の行為の中で行われた憲法の破棄という行為を法的判断の対象にし、憲法の有効性を判断することが、はたしてこの判決にいう「政治的性格をもった問題」に当たらないかどうか大いに疑問といわざるをえない。つづけて判決は、「我々の職務は1997年憲法がフィジーの最高法規としてなお存在しているかどうかを決定することであり、憲法がフィジーにとって最善の憲法であるかどうかを決めることではなかった。憲法がなお有効であるかどうかを決めることは、裁判所のもつ純粋な法的機能であり、2000年5月29日にバイニマラマ軍司令官による憲法破棄の憲法的有効性を純粋に法的に判断するものである。」⁽⁶⁾とする。だが、このような法律判断を行うこと自体、「バイニマラマ軍司令官による憲法破棄」という法的問題を含んだ政治問題に介入することにほかならないのではないだろうか。

そもそも、憲法が破棄され、その後暫定文民政権へ権限が委譲され、フィジーを平穏のうちに実効的に支配しているとみえるところに司法

機関たる裁判所が憲法破棄についての法的判断を行いうる根拠は何なのか。言い換えれば、憲法破棄によって裁判所そのものの憲法的根拠が失われてしまっているのではないかとの疑問が呈せられて当然であろう。この点について判決は次のようにいう。

(2) 裁判所の再設置

「8月17日に裁判令2000年(命令第22号)(Judicature Decree 2000 (Decree No.22))が布告され、7月13日に遡って施行された。これは、7月12日現在、最高裁判事、控訴裁判事、及び高裁判事の職にある者はその職を維持していることを確認し、そして同命令はフィジー高等裁判所及び控訴裁判所を『再び設置』した。第8条2項は最高裁判事及び現在の高裁判事は忠誠宣言を、そして「以前フィジーにおいてそのような宣誓を行った者」については司法宣誓を要求されないと規定した。第13条2項は、控訴裁判事について同様の規定をおいている。スケジュールにおける忠誠宣誓及び司法宣誓は1997年憲法と同様ではなく、それらの中には裁判官は「あらゆる場合に憲法を支持する」という声明を含んではいなかった。第15条1項は、この裁判所を『フィジー共和国』の最終控訴裁判所とし、16条1項は1998年の最高裁判所法の廃止を定めている。」⁽⁷⁾

すなわち、事実上バイニマラム軍司令官による憲法の破棄以後もそれまでの裁判所の地位及び裁判官の職にほとんど変更がなく、暫定政権の「裁判令」(命令第22号)によって高等裁判所と控訴裁判所については、それらを「再び設置」と宣言することで暫定政権は、両裁判所の組織と権限をクーデタ以前のままで、暫定政権の発足時点の7月13日に遡って認めたのである。ただし、最高裁判所についてはその廃止を決め、控訴裁判所を終審控訴裁判所として終審裁判所とする変更を行っている。⁽⁸⁾

こうして判決の中で、控訴裁判所の権限に変更がなく、また最高裁判所の廃止に伴い最終審としての判断を行うことを明示し、この問題について判断することの正当性と判決の権威を強調している。

(3) 戒厳令と憲法の破棄

5月29日に軍司令官は憲法廃止命令（暫定軍事政権命令第1号（Interim Military Government Decree No.1））を布告するとともに、命令第3号（Decree No.3）で暫定軍事政府の樹立を布告し、その第5条2項でフィジー共和国の行政権は軍事政府の長たる軍司令官に与えられと規定した。命令第1号による軍事政府の樹立は戒厳令（Martial Law）の布告を含むと軍司令官は理解したが、このことについての宣言はなかった。しかしながら、6月11日の日曜に軍事評議会は「現在フィジーの人々に課されている戒厳令について説明するために」という公告を出し、その中で戒厳令について次のように述べた。

「戒厳令は文民政府が公共の安全を維持できないときに軍事政府によって市民に課される一時的な支配であると定義されるだろう。戒厳令を宣言しそれを実施する権限は憲法から派生するだろうが、この場合戒厳令が宣言されるときにも憲法はその地位を維持する。我々フィジーの場合、憲法に戒厳令の宣言及びその実施規定がなく、それゆえ軍事政府は他の理由とともに、公共の安全と法と秩序を回復するためには憲法を排除することが適当であると判断した。」⁽⁹⁾

ここに憲法破棄の直接の理由が戒厳令の布告と実施の必要にあったことが明らかにされている。「公共の安全と法と秩序の回復」が当時のフィジーにとっての最優先課題であり、そのためには戒厳令を布告することによって軍事政府が事態の收拾に当たることが必要であると軍当局は判断した。しかし、憲法には戒厳の規定がなく、憲法にその根拠を求めるわけにはいかない。憲法に戒厳の規定があれば、その規定に従って

一時的に軍政に移管し、憲法の一時的停止を含むいわゆる委任独裁体制が成立する。それによって危機の收拾に当たり、平穏な状態の回復とともに再び通常の立憲民主制のプロセスに復帰、というのが憲法で戒厳が規定されている場合のあり方である。しかし、戒厳の規定を欠くフィジー憲法の場合は、戒厳の法的根拠を超憲法的理由に求めざるをえず、それがすなわち「公共安全と法秩序の回復」という「必要性」なのである。

ちなみに、この戒厳令下においても、次のような状態が見られたことが判決の中で語られる。

「戒厳令が宣言されたあと、軍事当局は軍事評議会を設置し、命令によって支配している。戒厳令は軍当局に対し、最少の期間内に国を正常化するという目的を追求する際に、個人の権利を制限し、政府の武器使用を命じる権限を与える。当局は、この危機の間に文民を裁判にかける軍事法廷を特別に設置しないことに決めた。警察は通常の職務である法律の執行と捜査権を保持しつづけることを許され、裁判所はその権限を弱められることはなく、官僚機構はときに軍事当局から指令を受けつつ通常の機能を維持することを許された。」⁽¹⁰⁾

すなわち、戒厳令下にあっても行政機構や司法機構がほぼ通常の機能を維持しつづけたことが指摘され、とりわけ裁判所の権限に変更がなかったことが3月1日の違憲判決の根拠となる、という逆説を生むのである。

(4) 「必要性」と憲法秩序変更の成否

「必要性に基づいた軍司令官による憲法破棄という法秩序の変更の試みが成功したかどうか」⁽¹¹⁾が判決の焦点になる。つまり、憲法が破棄された後、以前の法秩序に代わって成立した新たな法秩序が有効に機能しているかどうかの問題になる。このことについては、さまざまな理論的

定式があるが、控訴裁判所はそのいずれにも拘束されるものではないという立場を明らかにし、とりわけハンス・ケルゼンの理論については、「ケルゼンの著作に過剰な影響を受けているように思える者もあり、この理論によるとあまりにも容易に権力の篡奪者にくみすることになる」として、その事実の規範力の理論への警戒をあらわにしている。そして、代わりに「多くの権威者は国際条約の草案の中にある基本的人権の強調という現在の傾向と、さらには現在の目的のためにより重要である1997年憲法を前に決定している」⁽¹²⁾として、「基本的人権の尊重という国際的な傾向」と「1997年憲法」を基準に据えて必要性を理由とする憲法秩序変更の試みが成功したかどうかを判断する。

このような基準に基づいて裁判を行うこと、とりわけ破棄された憲法をもとに憲法秩序の変更が成功したか否かを判断することに根本的な矛盾を感じるが、控訴裁判所の見解によれば、戒厳令下においても裁判所の機能に変更はなく、その裁判所は破棄された憲法を根拠にその地位と権能が認められているものであるから、その裁判所の機能に変化がないということは、逆に憲法が破棄されていないことを示す証拠であるというのである。⁽¹³⁾

2. 新体制成立の条件

(1) 革命政府が法的正当性を獲得するための一般的条件

判決では、1979年にグレナダで発生したクーデタの事例が検討され、この判例 (Mitchell v Director of Public Prosecutions (supra), a decision of the Court of Appeal of Grenada) の中で援用された要件、すなわちクーデタによって樹立された新体制が国内的に法的正当性を獲得するための4つの条件が提示される。

- (a) 革命が成功し、政府が行政上確固として確立され、対抗する政府

が存在しないこと。

- (b) 新政府の法が有効であり、人々が全般的にその法に従って行動していること。
- (c) そのような遵法行動は人々の自発的な受け入れと支持によるもので、単に強制や暴力の恐怖によるものではないこと。
- (d) 体制は抑圧的で非民主的なものではないこと。

これらの条件のすべてが満たされない限り、民主国家における裁判所は革命政府を正当なものと宣言すべきではない（グレナダ高等裁判所のヘイネス（P.Haynes）判事の見解）とするのが「有効性のテスト」（efficacy test）である。こうした4つの条件が満たされたとき革命やクーデタという憲法外の方法によって成立した政府であっても正当性を獲得するのである。⁽¹⁴⁾ この理論はおよそ事実の認定にかかわるものであり、一見客観的な基準であるようにも見えるが、裁判所と新政府の関係次第では事実認定が政治的に左右される可能性があることはいうまでもないだろう。そのことはひとまずおくとして、控訴裁判所は判決の中で、フィジーのコモンローの文脈の中では、次のような条件が必要だと考えるとして、「有効性のテスト」を下敷きとしながらも、次の9つの要件（(a)～(i)）を付した⁽¹⁵⁾ ことは、いっそう厳格な条件を付し要件の明確化を図ったとはいえるが、実はそこに政治的意図が秘められているのではないかと疑われるのである。判決では「フィジーのコモンローの文脈では」として、フィジーの事情が考慮されたことが示唆されているが、ここでのフィジーの事情は、いずれも暫定政府にとって不利な条件設定につながるものではないかと疑わざるをえないのである。次にその条件を紹介し、そのことを検討したい。

(2) フィジーにおける新体制確立の条件

- (a) 事実上の政府が全体としての国民の同意に基づいて確固として国

の支配を確立しようとしていることの証明。

- (b) この証明が、その要求の重要性と深刻さのために高度の市民的水準に合致しなければならない。
- (c) 憲法の破棄が、事実上の政府が行政上確立され、その対抗政府がないという意味で成功を取めなければならない。
- (d) 対抗政府が存在するか否かを考慮するにあたって、審理の対象となるのは対抗勢力が事実上の政府を武力による力で排除しようと考えているかどうかには限定されない。この場合選挙によって選ばれた政府が権力を回復しようとしているか、憲法が承認されるべきだとしているかが関係する。
- (e) 人々が事実上の政府の指令に従って行動していることが証明されなければならない。この文脈では、事実上の政府が以前の立憲政府下の多くの法律（例えば、刑法、商法、家族法など）を頻繁に再承認し、国民が日常生活の多くの局面で二つの体制の違いにほとんど気づいていないことがこの証明に関係する。普通、選挙権や個人の自由が対象とされる。証人の一人が述べたように、税金や土地権限担当の公務員はクーデタの間もそしてその後も通常どおりの勤務を行っていた。それらの職務は確立され、大臣の指示は必要とされなかった。われわれは、その種の事実から人々が新体制を承認しているという証拠をほとんど引き出すことはできない。
- (f) 人々の新体制への服従は、事実上の政府が強制や力の恐怖への無言の服従とは異なる人々の受容と支持によるものであるということによって証明される。
- (g) 事実上の政府が支配を行ってきた時間の長さが関係する。明らかに、時間が長ければ長いほど、新体制が受容されている可能性が高い。
- (h) 選挙は有効性の有力な証拠である。政府の中に選挙によって選ば

れた代表をもたず、選挙権が認められない体制は、人々による受容
があまり確立されているようにはみえないということになる。

(i) 有効性は、決定を行う裁判所による聴聞の際に表明される。

以上の9つが、フィジーにおける新体制確立の条件として判決の中で
提示されたものである。これらの条件の中に含まれる文言で特に厳格な
条件、すなわち暫定政府に不利な条件を付したものと考えられる部分が
太字の部分である。

(3) 新体制確立の条件にみる政治性

以上の条件にみられる政治性を以下に指摘する。

① 国民の支持：事実上の政府（新政府）が確固として確立されてい
ると判断されるためには、「全体としての国民の同意」がなければ
ならず、しかもこのことの証明には「高度の市民的水準」への合致
が要求されている。これは明らかに「有効性のテスト」に加重要件
を付したものであり、事実上の政府を認めないための要件付与と考
えざるをえない。しかも、国民の同意に「全体としての」という修
飾語を付することで、いささかの反対でもあれば新政府への支持が
ないものと判断される恐れがあり、さらに「高度の市民的水準」へ
の合致の要求という曖昧な基準にはフィジアンを中心とする「草の
根」の人々の意見を一段低くみなす姿勢が窺える。

② 対抗勢力の存在：対抗勢力の存否の要件を見ても、「有効性のテ
スト」以上の加重要件が付されていることは明らかである。「選挙
によって選ばれた政府が権力を回復しようとしているか、憲法が承
認されるべきだとしているかが関係する」との一文は、明らかに
チョードリー前首相とその支持者の存在を意識したものといえよ
う。恣意的な加重要件の付与がおおいに疑われるところである。

③ 政府の指令への国民の服従：新政府と以前の政府との違いを意識

せず国民が生活していることを新政府承認の証拠とすることができないとしているが、これこそ逆に新政府への国民の黙示の支持を証明するものではないだろうか。いうまでもなく、このような事実は、人々の新政府への「強制や力の恐怖」によらない無言の服従を表すものにほかならないからである。

- ④ 選挙を有効性の証拠とすること：クーデタや革命によって成立した政権が、その基盤が安定するまでの間、選挙が実施されないのはいわば当然のことであろう。しかるに、政府の中に選挙によって選ばれた代表がないことをもって政府の有効性が疑われるとすることは、事実上一切の非憲法的政治変動を裁判所は承認しないという立場の表明といえるのではないだろうか。そもそも裁判所がこのような権限を持ちうるのであろうか。ちなみに、「必要性のテスト」にはこのような条件はない。

以上の4点から見ても、控訴裁判所が提示した新体制成立の要件は、「必要性のテスト」に比べあまりにも過重な要件を付したものであり、このような要件の付与にあたっては、暫定政権に対する控訴裁判所の厳しい姿勢が反映されているようにみえる。「政治性」と呼ぶ所以である。

3. 控訴裁判判断の偏向

控訴裁判所は、以上の要件を次の二つに集約して判断を行っている。すなわち、①暫定文民政府が確固として確立され対抗政府が存在しないこと、②人々がその政府の受容を推測できるような状況の中で暫定文民政府の指令に従って行動していること。この2つの要件が満たされているかどうか、控訴裁判所は提出された証拠に基づいて次のような判断を示した。

(1) 対抗勢力の存否について

まず、対抗政府の存在に関する第一の要件については次のような判断が示された。

「5月19日の事件後、暴力と無法状態が国を無政府状態の危険にさらしたが、暫定軍事政府は秩序回復の任務を成功裡に行った。11月2日の軍の混乱も効果的に鎮圧した。組織的な抵抗や暫定文民政府に取って代わろうとする武力による試みもない。しかし、そのことは、『対抗政府』が存在しないことを意味しない。

チョードリー前首相と前内閣のメンバーが提出した宣誓供述書によると、人民連合は1997年憲法の下で進んで前職に復帰する用意があり、人民連合は下院の71議席中44議席という多数の支持を依然として有するため、政府を形成することが可能であるという。それに加え、高等裁判所に対し、人民連合のメンバーによる1997年憲法の破棄を問題とする2件の訴訟が提起されている。これは、裁判所を通じてその統治権の確認を求めている対抗政府が存在することを示す証拠である。」⁽¹⁶⁾

このように、チョードリー前首相の人民連合が提出した宣誓供述書の記述を高く評価し、人民連合のメンバーによる憲法の破棄をめぐる2件の訴訟の提起という事実を重く見て、対抗政府の存在の証拠と評価している。なるほど、対抗政府の存在要件を武力による勢力に限らず広くとらえる立場をとった以上（あるいはこのような判断を示したいために要件を広くとらえた？）、このような判断も当然といえば当然ではあるが、ここには判断の恣意性が感じられてならない。政府が憲法外の力によって変更されるような事態にあっては対抗する政治勢力の存在が当然予定される。その相対立する勢力の一方が闘争に勝利し新政府を樹立するのであり、新政府の樹立後においても、反政府勢力の新政府への武力や言論による対抗が見られるのは通常の事態ではないだろうか。そのような抵抗が新政府を揺るがすような勢力となっはじめて対抗勢力（対抗政

府) の存在と云うるのではないだろうか。控訴裁判所はあまりにも安易に対抗勢力の存在を認定しているといわざるを得ない。

(2) 国民の新政府受容について

第2の要件については、次のような判断が示された。

「暫定文民政府はクーデタ中もそれ以後も政府の行政が機能しつづけていることを人々の受容が推測できる証拠としているが、我々はこの事実はほとんど受容の証拠とはならないと考える。必要とされるのは暫定文民政府へ国民の広範な支持及び1997年憲法の破棄に対する人々の受容を裁判所が推測できるような事実、という証拠である。暫定文民政府はそのような証拠を提出していない。証拠はほとんどが公職にある者からのものである。パラサッド側からはフィジーの人々が概して暫定文民政府を支持していないことを示す5巻に及ぶ宣誓供述書が提出された。この証拠はフィジーの多くの人々が1997年憲法がフィジーにおける異なる民族集団の理想や希望を表現し保障するものであると信じていることを示唆している。提出された資料は、1997年憲法の破棄についてはそれを正当化する適切な理由がないと広く信じられていることを示している。

2000年8月27日から9月5日にかけてコモンウェルス人権イニシアチブ (Commonwealth Human Rights Initiative) が後援する人権代表団がフィジーを訪問し、各地の市民団体と協議し報告書を作成したが、その7頁に次のような記述が見られる。『市民社会団体、とりわけ原住民フィジー人社会を代表する団体との協議の結果、軍が背後にある暫定政府への国民の支持がほとんどないことが明らかになった。』

裁判所は、1997年憲法の存在の継続を承認してきた。ゲイツ判事がこの事件の聴聞を行った2000年8月23日から判決を下した11月15日の間に、1997年憲法の有効を基礎とする4件の判決が高等裁判所で出

された。』⁽¹⁷⁾

ここでも、暫定政府の主張をほとんど考慮せず、「必要とされるのは暫定文民政府へ国民の広範な支持及び1997年憲法の破棄に対する人々の受容を裁判所が推測できるような事実」という要件を持ち出し、原告側の提出した資料や海外の団体の作成した報告書の記述を重く評価するという偏向がみられるのである。

(3) 結論について

以上の2つの要件について審理し控訴裁判所は次のような判断を示した。すなわち、「本法廷は約7か月間しか経過せず、厳しく人々の抗議を制限してきた政府を人々が真に受け入れているという説得的な指標を、たいていの人々が前体制の下での日常生活との違いをほとんど気づかないという消極的な服従の様子からは見いだすことができない。真の受容を示す説得的な証拠の不在のため、暫定文民政府は同政府への人々の受容を証明できてはおらず、従ってフィジーの合法的な政府の確立に失敗したといわなければならない。』⁽¹⁸⁾

こう判断して、控訴裁判所は次の結論を示した。

- ① 1997年憲法は現在もフィジー諸島の最高法規であり破棄されてはいない。
- ② 国会は解散されてはいない。国会は2000年5月27日に6か月間停会された。
- ③ 1997年憲法の下での大統領職は2000年12月15日にマラ大統領の辞任が有効となったときに空席となった。憲法88条の規定に従って、副大統領が2001年3月15日まで大統領の職務を代行する。

この判決を受けて、暫定政権はその法的連続性を確保するための手続きをとり、8月の総選挙に向けて選挙管理内閣へと装いを改め、それま

での暫定政権の新憲法制定—総選挙実施というスケジュールを白紙に戻した。判決文の冒頭で純粹に法的判断に終始する旨を宣言した高裁判決ではあったが、判決のもたらした政治的影響力の大きさは絶大なものがあった。

4. むすびにかえて — 司法権の独立と国家の独立

控訴裁判所の判決をきっかけに、2000年5月以来の混乱に法的決着が付けられたといえよう。その混乱の始まりが、失敗に終わった文民クーデタという反憲法的、反民主的事件によるものであっても、その後の軍事政権の成立、暫定文民政権への権力委譲、そして暫定文民政権による立憲民主制への復帰に向けた政策には、たとえそれがフィジアンを中心とするものであったとしても、国民的和解を視野に入れたその努力には見るべきものがあったのではないだろうか。クーデタ事件のさなかにも話し合いが継続され、最終的にスペイトらとの間に人質解放に関する協定 (Muanicau Accord) が結ばれ、人質全員が無事に解放されることになったではないか。これが欧米のどこかの国での出来事であれば、あるいはわが国での出来事であれば、どのような結末が待っていたであろうか。想像に難くないだろう。ここには、やはりパシフィック・ウェイ (Pacific Way) が息づいているのだ。性急に結論を急ぐのではなく、合意形成に向けて話し合いを積み重ねていくその手法には、むしろ我々が学ぶべきものすらあるとはいえないだろうか。

にもかかわらず、暫定政権のスケジュールは3月1日の控訴裁判所判決ですべて振り出しに戻されたのである。裁判所が憲法に基づいて司法判断を行い、政権の法的根拠を否定する判決を下し、その判決に従って政権が即座に合法性を確保するための手続きに着手する。

ここには一見望ましい司法権と行政権の関係が成立しているように映

るが、控訴裁判所の裁判官の構成に目をやると「司法権を通じた植民地支配」が行われているかのような感を強くする。5人の判事のなかにフィジー人は皆無で、裁判長は元ニュージーランド控訴裁判所判事、他の4人は元ニュージーランド控訴裁判所判事、元パプアニューギニア副主席判事、元トンガ主席判事、元オーストラリアニューサウスウェールズ州控訴裁判所上級判事と、裁判官全員が外国人で構成されているのである。しかもその名前から判断して少なくとも4名は白人であると推測される。⁽¹⁹⁾このような裁判所の実態にかんがみると、憲法の保障する司法権の独立⁽²⁰⁾が国家の独立を阻害し、裁判過程を通じた西欧的価値観の「強制」を保障する機能を果たしているのではないかとの疑念を払拭することができないのである。本稿で指摘したように、控訴裁判所の判決に見られる「偏向」はこのような疑念を補強する証左ではないだろうか。

「司法裁判所として、その職務は法的問題の決定に限定される。我々は法的問題ではない問題、とりわけ政治的性格をもった問題について判決を下す権限も権威も備えてはいない。我々は事件の政治的メリットや知恵を考慮することなく、事件を実際に起こった事実と証拠に基づいて判断した。」⁽²¹⁾

この判決冒頭の宣言が、判決の政治性を覆い隠すための伏線のように感じられてならないのである。太平洋島嶼国の司法制度の実態的研究が待たれる。

(注)

- (1) ラウトカ高等裁判所の判決(ゲイツ判決)については、東 裕「フィジークーデタ(2000年)の憲法政治学的考察」苫小牧駒澤大学紀要第5号、2001年3月、pp.106-110、参照。なお、原告の主張は次の7点であった。①5月19日に試みられたクーデタは失敗だった。②「必要性の原理」のもとで、マラ大統領によって出された非常事態宣言は違憲であった。③暫定軍事政権の命令による1997年憲法の破棄は違憲であった。

- ④ 1997年憲法は現在もなお効力を有している。⑤選挙によって選ばれた政府は依然として合法的に構成された政府である。(暫定軍事政権とスペイトグループがフィジーを統治することについて合意に達していないという点から見て) ⑥選挙によって選ばれた政府(人民連合政府)はなお正統な政府である。⑦裁判所が公正で公平と考えるあらゆる救済を行うべきである。(p.107)
- (2) この3点の他に次の2点が示された。①5月19日のクーデタは失敗だった。②政府の地位が不安定なため、大統領にはできるだけ早く首相を任命する任務が残され、下院議員は大統領の意見を入れて、憲法47条及び98条によって下院で信任を得られる政府を形成することができ、その政府がフィジーの政府となる。(同論文、pp.107-108)
- (3) STATEMENT FROM THE ATTORNEY GENERAL AND MINISTER FOR JUSTICE, ALIPATE QETAKI, IN RELATION TO JUDGMENT DELIVERED YESTERDAY IN THE CHANDRIKA PRASAD CASE, November 16th, 2000.
(http://www.fiji.gov.fj/press/2000_11/2000_11_16-01.shtml)
- (4) 控訴裁判所の判決の概要については、東 裕「フィジー控訴裁判決 (01.3.1) 要旨」、『パシフィックウェイ』、2001年春号(通巻118号)、pp.4-14、参照。なお、判決の原文については、Fiji Sun, March 2, 2001, pp.14-15.参照。
- (5) 東「フィジー控訴裁判決 (01.3.1) 要旨」p.5.
- (6) 同、同頁。
- (7) 同、pp.8-9.
- (8) 1997年憲法によれば、フィジーの司法権は、高等裁判所(High Court)、控訴裁判所(Court of Appeal)、及び最高裁判所(Supreme Court)、並びに法律によって設置されるその他の裁判所に与えられており、最終審は最高裁判所である。(FIJI GOVERNMENT ONLINE/<http://www.fiji.gov.fj/judiciary.shtml>)
- (9) 東「フィジー控訴裁判決 (01.3.1) 要旨」p.7.
- (10) 同、同頁。
- (11) 同、p.10.
- (12) 同、同頁。
- (13) 同、p.7. ほか。
- (14) 同、pp.10-11. および東 裕「クーデタの法理について」(苫小牧駒澤大学紀要第4号、2000年9月)、pp.100-106.参照。ここではヤシュ・ガイ教授の所説をもとに、クーデタと新体制成立の法理についての理論が紹介されている。本判決で引用されているハイネス判事の「必要性のテスト」についてはこの中で「『成功したクーデタ』の法理」(The successful coup doctrine)として紹介されている。(pp.102-103)
- (15) 東「フィジー控訴裁判決 (01.3.1) 要旨」pp.11-12.
- (16) 同、pp.12-13.
- (17) 同、p.13.
- (18) 同、pp.13-14.
- (19) 控訴裁判所の判事は、次の5名である。裁判長 Sir Maurice Casey (元ニュージーランド控訴裁判所判事)、Sir Ian Barker (元ニュージーランド控訴裁判所判事)、Sir Mari Kapi (元パプアニューギニア副主席判事)、Justice Gordon Ward (元トンガ首席判事)、Justice Kenneth Handley (元オーストラリアニューサウスウェールズ州控訴裁判所上級判事)。
(<http://www.fijivillage.com/news/extras/fijicoa/index.shtml>)
- (20) 裁判官は政府の立法部及び行政部から独立し(118条)、その任用資格としてフィ

ジーマたは議会の定めるその他の国において裁判官として一定の高い地位にあるかまたはあったことが必要とされる (130条(a))。

(2) 東「フィジー控訴裁判決 (01.3.1) 要旨」 p.5.

(ひがし ゆたか・本学教授)

苫小牧駒澤大学紀要第6号 (2001年9月28日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol.6, 28 September 2001

Asian Americans in the United States of America: The Struggle and Success of Asian Immigrants

アメリカ合衆国におけるアジア系
アメリカ人:アジア系移民の苦闘と功績

村井泰廣
Yasuhiro MURAI

キーワード: Acculturation, Asian Americans, Assimilation, Ethnic Identity, Immigrants, Melting Pot and Multiculturalism

ABSTRACT

It is acknowledged nowadays, that Asian Americans are one of the fastest growing populations in the United States and one of the most diverse in terms of class, culture, and political and social experience. A lot of studies and surveys have been conducted to find out how the older generation of the Asian immigrants worked their struggle through for the success of the latter generation who called themselves Asian Americans.

Although the older generations of the Asian immigrants are deeply affected by discrimination, linguistics barriers and cultural differences, this study is to examine the positive aspects of Asian American history that is what these immigrants did rather than what was done to them. The focus of this study is laid on the achievement of the Asian Americans in education, economic, assimilation and political involvement in American society.

Since the writer believes in the notion that America could ideally integrate all race differences into salad-bowl multiculturalism, this study can be seen as an orientation that will hopefully stimulate more studies.

- I. INTRODUCTION
- II. A BRIEF HISTORY OF ASIAN IMMIGRANTS
- III. THE STRUGGLE AND SUCCESS OF ASIAN IMMIGRANTS
 1. The Educational and Economic Success
 2. Asian Immigrants' Assimilation into American Society
 3. Asian Immigrants' Involvement in Political Field
- IV. CONCLUSION

I. INTRODUCTION

Today American Immigration policy has become such an important issue because of the tremendous increase in the volume of immigration every year, among others from Asian countries.¹ Proposals on the reform of America's immigration become the major topic among the politician which issues raised the argument between those who support and against.

Asian Immigrants left their original countries and tried to find their ways to the New World for a variety of reasons, among others: Many Asian countries are suffering from:

- The poverty and high unemployment rate.
- Nowadays, opportunities for large numbers of professionals in Asian countries are still difficult and limited, while opportunities and relatively high salaries are available in the United States.
- Political instability throughout Asia also continues to be an important factor for Asian immigrants and refugees.

Among the economically developed nations, such as: Australia, Canada, Japan, West-European states and some others, the United States is particularly favored as a country to immigrate.

Many people regard the United States of America as a classless society with high wages, low prices, good land, and a non-repressive government. Therefore it is not surprising that at present many more people desire to immigrate to the United States than legislation legally allows. For people in search of better lives, America remains the ultimate lure.

Since Asia comprises of so many countries, the report will cover only six communities of the Asian immigrants: Chinese, Japanese, Filipinos, Koreans, Asian-Indians and Vietnamese. The purpose of this study is to explain briefly the experience of the Asian immigrants who moved from their old world to the new world.

The term of Asian immigrants in this study will be gradually changed to Asian Americans, Chinese Americans, Japanese Americans, Filipino Americans, Korean Americans, and Asian Indian Americans, since they refer to the later generations of Asian immigrants.

II. A BRIEF HISTORY OF ASIAN IMMIGRANTS

Between 1848 and 1924, hundreds of thousands of immigrants from China, Japan, the Philippines, Korea and India came to the United States of America. They were considered the first Asian immigrants to come to America. Among these immigrants, Chinese people were the first group of Asians to immigrate to the United States. According to Timothy P. Fong and Larry H. Shinagawa who wrote in the “Asian Americans-Experiences and Perspectives” the history of Asians who came to America can be divided into four

periods.²

The first period (1849–1882), marked the coming of the first group of Chinese immigrants to the United States as a result of political turmoil in China and the temptation to discover gold in California. Japanese immigrants came later in a smaller group to work in the sugar plantation in Hawaii. These early immigrants were to enjoy no special privileges to encourage their coming. They faced intense hostility and prejudice from the American society who envied their progress. The end of this period was marked by anti-Chinese sentiment, which resulted in the passage of the Chinese Exclusion Act Law in 1882, which barred the entry of Chinese laborers for ten years.

The second period (1882–1941) was the time when the other immigrants from Japan, Philippines, Korea and India came to America to seek agricultural and service labor. Korea immigrants came to the United States to escape the turmoil of their country, which was ruled by Japan. These immigrants worked very hard in their new land, and they were very successful in their farming practices or labor union organization. Unfortunately their success was regarded as a threat that these newcomers might destroy the economic stability among the Americans. As the harsh experiences faced by their early predecessors, this second period of immigrants also faced resentments from the white farmers and laborers. Anti-Asian laws were imposed to prohibit the Asian immigrants for obtaining the citizenship, or from owning land. The law also discriminated the Asian immigrants in a lot of areas, such as: employment opportunities and private affairs. Asian immigrants

did not sit back passively in the fact of discriminatory laws; they hired lawyers and went to court to fight for their livelihoods, naturalization rights and personal liberties. Sometimes they were successful, often times they were not.

The third period (1941-1965) was a time of tragedy for Japanese Americans (later generation of Japanese immigrants) as a result of the United States and Japan roles in World War II. The Japanese Americans were forcibly removed from their homes and sent to "Relocation Camps" in isolated regions of the United States. They lost everything they had, their jobs, their friends, farms and businesses.

For other Asian Americans, however, this third period of the history, opened the door for their social and economic opportunities, which used to be closed for them before. The Chinese Americans treatment changed dramatically during this time. In 1943 the Chinese Exclusion Law was repealed. Anti-discrimination laws were also repealed, so that other Asian Americans, except for Japanese Americans, were able to find gainful employment and to buy homes in areas previously unavailable to them. Those who were trained in various professions and skilled crafts were able to find work in the industries that had never been opened to them before.

Despite of the humiliation and discrimination they faced, the Japanese Americans and the other Asian Americans showed their loyalty to the country they chose to immigrate, the United States of America, by volunteering and serving in the military during World War II. The Chinese Americans, Japanese Americans, Filipino

Americans, Korean Americans and Asian Indian Americans played important roles to defend the United States in World War II. The Asian Americans' genuine acts and bravery while serving in World War II, changed the attitude of many American people. The process of changing the discrimination immigration laws against Asians was started. In 1946 Congress approved legislation that extended citizenship to some Asian immigrants.

The fourth period of Asian immigrants history (1965 to present), has been a period of enormous growth of Asian Americans population.³

After the end of World War II, the global economic restructuring of the United States, has served to encourage the flow of Asian immigrants who are well-educated, highly skilled and middle class. With the enactment of the 1965 immigration law, and the Civil rights movement of the 1960s, a much higher-percentage of Asian immigrants have been able to enter the United States to join their families and relatives. To keep up with economic growth of the developing nations, a lot of students from Asian countries have been coming to the United States to study. These students will then find employment and gradually stay permanently in the country. Political instability throughout Asia has been also the reason for a large number of refugees from Vietnam in 1975. Although these refugees have quite different purpose to come to the United States, because they try to escape from the turmoil of their country, but they will gradually stay permanently in the country. Thus, the comings of these new immigrants and refugees have directly influenced both the numbers and diversity of Asians entering the United States since

1965.

III. THE STRUGGLE AND SUCCESS OF ASIAN IMMIGRANTS

III.1 The Educational and Economic Success

The United States capitalism does not offer fairness or equality to any immigrant who comes to the country. America's economic system is a system that depends on people willing to exploit themselves or others, to take risks, and to accept failure as a temporary setback to success. Fortunately, most Asian immigrants have the needed perseverance that enables them to sustain their economic struggles within the confines of capitalism.

It was through sheer hard work, the Asian immigrants overcame the racism they faced and poverty to reach educational and income levels exceeding even those of European immigrants. The historical experiences of the Asian immigrants who were involved in many occupations that was crucial to the economic development and domestication of the western region of the United States of America were noted as the economic success of the Asian immigrants. The Chinese immigrants who handled the hard work for the Central Pacific Railroad in the mid-1860's were always in the memory of Asian immigrants' history. It was widely acknowledged that without the Chinese immigrants, it would have been impossible to complete the western portion of the transcontinental railroad in the time required. The Japanese immigrants were so efficient in their farming practices that they captured 10 percent of the dollar volume of the state's corps. The Filipino, Korea and Indian

immigrants who were recruited for plantation or manufacturing labor work were also working very hard that their success story created a great deal of resentment among white farmers and laborers.⁴

After a century of racial segregation sanctioned by the United States Government, Asian immigrants began enjoying freedom in choosing their life style. They were no longer an isolated racial group by the late 1960's. The post 1965 Asian immigrants who were economically privileged, placed a high value on education. They realized that only through educational and economic success, they could reach the same social status as the white Americans. In other words, through the success of their social status they could cope with the racism, which was still present in the society.

Asian immigrant families have been supportive, stable and enduring families that emphasize the development of their children. Parents feel that you have to get established. They push a filial sense of duty and a message to fulfill parental expectations. The cultural values thought by the parents also inspire the children to bring honor to the family by succeeding in school. As a result, Asian immigrants' children are instilled with a great desire to succeed academically which will lead to the economic and social achievements. These days, high-academic universities such as Harvard, Stanford, MIT, the University of California at Berkeley, Princeton and Cal Tech have higher percentage of Asian students enrollment.⁵

As color barrier, which prevents Asian immigrants from entering White-color occupations begin to fall as a result of the civil

rights movement , the later generation of the Asian immigrants are able to enter occupations consistent with their education and training. The working-world Asians have produced outstanding success performers in the United States, from the arts and sciences to business, finance and political field: cellist Yo-Yo Ma and Violinist Midori; writers Amy Tan and Maxine Hong Kingston; Sonny Mehta, editor of the distinguished Knopf book-publishing house; and filmmaker Wayne Wang. There are more examples: Chang-Lin Tien, the chancellor of the University of California Berkeley; Paul Terasaki a UCLA professor of surgery who develops tissue typing for organ transplants; and Vinod Khosla, one of the founding partners of the computer-workstation manufacturer Sun Microsystems; Connie Chung, who co-anchors the CBS Evening News. In the political field, Asians can boast three members of Congress from California: U.S. Representatives Robert Matsui from Sacramento, Norman Mineta from San Jose and Jay Kim from Diamond Bar, east of Los Angeles.⁶

The important aspects which support these success stories, the writer of this study believes, come from strong family ties and cultural values of Asian countries, such as: on filial piety, respect for elders and reverence for tradition. Strong family ties, discipline and close control over children, and emphasis on collective solidarity over individual interest make the children feel protected and motivate them to do better for their lives. Some researchers who examine the potential influence to the academic achievement of Asian students, are still arguing that the academic performance of Asian students cannot be treated generically. There are also

arguments about how common cultural heritage can explain academic performance of Asian students. Despite of the wonder of the researchers, the family-centeredness, respect for elders and cultural values of Asian countries, which is presumed to exist not only among early generations of Asian immigrants, but also among more recent South-East Asian refugees, are accepted as a popular image of supporting aspects which lead to Asian immigrants or today Asian Americans' success in educational and economic fields.

III.2 Asian Immigrants' Assimilation into American Society

Early Chinese, Japanese, Filipinos, Koreans and Asian-Indians immigrants were uniformly regarded as diligent and industrious workers, but inassimilable. They were thought by many white Americans as to retain the old habits and customs of their own countries. To some politician, Asian immigrants were considered as a group of minority who did not have interest in progress and moral improvement imposed by American government. These people ignored the Asian immigrants' experience of the prejudice and hostility they received. The Asian immigrants history noted that natives harassment of the newcomers, coupled with openly racist citizenship and immigration laws, the Asian immigrants encouraged the impulse to get ahead financially without bothering about assimilation into the mainstream society.⁷ In old times, when the Asian immigrants encountered "white racism", they cut as many ties with the white world as possible and withdraw into family and community.

Unfortunately, the effects of this racial discrimination have continued today, and the absence of any apparent “linkage” or assimilation into the broader society is largely explained by the pervasive “feeling of out group rejection and exclusion”. The conservative Senator Alan Simpson, one of the chief architects of contemporary immigration law, shows his concern about the importance of immigrant’s assimilation into American society:

Assimilation to fundamental American public values and institutions may be of far more importance to the future of the United States. If immigration is continued at a high level and yet a substantial portion of the newcomers and their descendants do not assimilate, they may create in America some of the same social, political and economic problems which existed in the country which they have chosen to depart. Furthermore, as previously mentioned, a community with a large number of immigrants who do not assimilate will to some degree seem unfamiliar to longtime residents. Finally, if linguistic and cultural separatism rise above a certain level, the unity and political stability of the nation will in time be seriously eroded.⁸

Today, the belief that Asian Immigrants or Asian Americans cannot assimilate is ironic given today’s image of exceptional academic performance, since seeking an education and learning English as a mean of communication in America society are consistent with conventional notions of assimilation. More and

more Asian Americans are ready to assimilate, although some still cling to their own language and choose Asian newspapers. At UCLA, Thongthiraj, an Asian American student is helping to change the view that Asian Americans are not ready to assimilate. She serves as the director of Asian Pacific Coalition, a group of 19 ethnic organizations on campus. In promoting cultural awareness and aiding new immigrants, the Coalition encourages them to articulate a more assertive political voice and American identity. Unfortunately, the efforts of the young generation of Asian Americans seems to be considered as a minor effort to promote assimilation by some politicians who fear the increase of non-European immigrants. They make an excuse that by increasing immigration restrictions; they will have time to perform the task of assimilation. Some researchers even predict that with the rise of non-European immigrants, which continue throughout the current decade, the assimilation of recent arrivals will be impeded.⁹ These statements are opposed by Bill Ong Hing, an expert on immigration law, who wrote in his book “Making and Remaking Asian America through Immigration Policy, 1850-1990”. Based on his experiences as Chinese American immigration attorney and the staff advisory group of the Select Commission on Immigration and Refugee Policy during the Carter administration, he explains that the idea which mentioned a rise in immigration threatens to undermine the assimilability of non-English speaking newcomers are due to lack of acknowledge or not to comprehend the degree to which the Asian immigrants have been affected by immigration policies and laws.¹⁰

Despite of the negative opinion of some American people, Filipino Americans appear to have integrated smoothly into all areas of life in Daly City, including the public schools, churches, and local politics. Gradually the other community of Asian Americans will be able to assimilate well into American society if given the chance and time needed to adjust to their environment. To Asian Americans today, the use of a common English language and sharing American Cultural experiences show their effort to assimilate into American society. Rather than focusing upon the homelands of their parents and grandparents from Asia, younger Asian Americans establish cultural roots in the American context. There is a growing consciousness that by assimilation into American society, Asian Americans can create a cultural hybrid for themselves, which will benefit their socioeconomic status in the society.

III.3 Asian Immigrants' Involvement in Political Field

A popular image in American society considers Asia immigrants to be politically passive, lack of involvement in the major issues in American politics. They are satisfied with their academic and economic achievements, and are averse to political participation. The presumed political disengagement of Asian immigrants is based on the Asian people's character, which is said to be historically trained to accept or agree with what they are told silently and without protest. They come from homelands where the absence of democracy has taught them to be apathetic and uninvolved. Furthermore, they are portrayed as both the reason for and the product of authoritarian institutions and traditions that deny

the social possibilities and individual growth democracies nurture and demand.¹¹ This image realizes that as newcomers of every immigrant who comes to America, the economic survival becomes the priority without worrying about the political affairs.

In addition, the 1870 naturalization law and other discriminatory laws and policies forbade Asian immigrants from becoming naturalized citizens. These legal barriers prevented early Asian immigrants from being involved in electoral politics of any form and delayed the development of electoral participation and representation by Asian immigrants until the second and subsequent generations, decades after their initial period of immigration.¹² Prior to 1952, most Asian immigrants were ineligible for citizenship. Historical restrictions not only delayed naturalization for those who wanted to become citizen, but also years of discrimination alienated many other Asian immigrants and dampened their desire to naturalize and their mistrust on American government.

Contrary to the popular image of Asian immigrants as uniformly political passive, we need to explore more thoroughly and critically how various communities come to identify what is worth fighting about, how to carry on such battles. The Asian immigrants have fought against the discrimination laws to defend their right in American society.

As early as 1870 Chinese Americans protested a San Francisco “Queue Ordinance” requiring Chinese male prisoners, jailed for defying a “cubic air ordinance” aimed at reducing the population of Chinatown, to cut off their braided hair, their badge of Chinese identity. In 1934 a farm worker strike against lettuce growers in

Salinas over poor working conditions and low wages was organized and promoted by the Filipino Labor Union. In the 1970's elderly Filipino and Chinese tenants joined with lawyers, community activists, and local politicians to forestall evictions from the International Hotel, a low-income residential hotel in San Francisco. More recently, a coalition of Asian Americans lobbied intensely in 1988 to block Governor George Deukmejian's nominee for State Treasurer from taking office.¹³

As today's Asian immigrants who become American citizen are more and more educated and established in their socio-economic status, they become more determine to speak out their legal right in the society. Research reveals consistently that high levels of political participation are correlated with educational attainment and high socio-economic status.¹⁴

A call for unity among Asian Americans has been maintained since the 1960's. The Asian Americans activists believe that only unity among the Asian diverse communities, they can protect their rights to attain political, social and economic power. They believe that mobilizing a united Asian Americans is possible and necessary to gain the equal right or position in American society. The success of the unification of the Asian American activists to combat anti-Asian violence, to speak for immigration reforms and to challenge admissions policies in major universities that discriminate against Asian American applicants. Nowadays, more and more Asian Americans become congressmen or national leaders to work on behalf of many Asian American groups. A growing number of recently elected officeholders are immigrants, such as Jay Kim of

Walnut, California, the first Korean American elected to Congress; David Valderrama, the first Filipino American elected as a delegate to the Maryland Assembly; and City Council member Tony Lam of Westminster, California, the first Vietnamese American elected to public office.¹⁵ The growing involvement of Asian Americans in political field gives the political commentator and scholars prediction about whether Asian Americans will become a major force in American electoral politics.

IV. CONCLUSION

Asian immigrants in the United States of America have been facing numerous challenges, but they have shown remarkable strength and perseverance, which is a testimony to their desire to make America their home. Today, there are many more choices for Asian Americans in terms of where they can live; get an education, work, and the degree to which they wish to maintain their language, religion, cuisine, music, and the others.

The Asian Americans are no longer living in the 1960's, a time characterized by "white versus colored" stratification. They can no longer afford to see themselves merely as victims of racism, but must move forward to educate their countrymen. They believe that conventional success is the only way that Asian Americans can assert themselves in a society where they might reach the same status as the Native American in social and political field.

As their number grows and their influence increases, Asian Americans are not merely filling the positions that are being created as a result of America's economic restructuring. They are actively

participating in the process by helping to reshape the economic landscape and creating new and alternatives ventures. Besides, they also have the potential to emerge as an important new political force, influencing legislation and policy on both the local and the International level.¹⁶

Finally, as Kathleen Brown, the treasurer of State of California stated the fact that the ancestors of everyone who lives in the United States of America come from somewhere else, makes America a country built by immigrants, and there is no difference between a first generation American and fifth generation of America. If only every American citizen understand fully the above statement, the racism in American society will disappear. Then, in America, individuals of all nations are melted into a new race of people, whose labors and posterity will one day cause great changes in the country as well as in the world.

NOTES

- (1). Timothy P.Fong and Larry H.Shinagawa, *Asian Americans Experiences And Perspectives* (Prentice Hall, Upper Saddle River, New Jersey, 2000), p. 21.
- (2). Ibid. pp. 11-12.
- (3). Bill Ong Hing, *Making and Remaking Asian America Through Immigration Policy, 1850-1990* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1993), p. 4.
- (4). Fong and Shinagawa, *Asian Americans Experiences and Perspectives*, pp. 13-15.
- (5). Hing, *Making and Remaking Asian America Through Immigration Policy, 1850-1990*, pp. 140-143.
- (6). Cited in James Walsh, *The Perils of Success*, Time, fall 1993, pp. 55-56.
- (7). Ibid., p. 55.
- (8). Hing, *Making and Remaking Asian America Through Immigration Policy, 1850-1990*, pp. 7-8.
- (9). Ibid., pp. 8-10.
- (10). Ibid., pp. 5-10.
- (11). Ibid., pp. 161-164.

- (12). Fong and Shinagawa, *Asian Americans Experiences and Perspectives*, pp. 377-378.
- (13). Hing, *Making and Remaking Asian America Through Immigration Immigration Policy, 1850-1990*, pp. 164-168.
- (14). *Ibid.*, pp. 8-10.
- (15). Fong and Shinagawa, *Asian Americans Experiences and Perspectives*, pp. 377-384.
- (16). Paul Ong, Edna Bonacich, and Lucie Cheng, *The New Asian Immigration in Los Angeles and Global Restructuring* (Temple University Press, Philadelphia, 1994), pp. 23-29.

Statistic Data List

- (1) Timothy P.Fong and Larry H.Shinagawa, *Asian Americans Experiences And Perspectives* (Prentice Hall, Upper Saddle River, New Jersey, 2000), p. 21.
Table 1: Immigration to the United States by Region, Fiscal Years 1820-1996
- (2) Bill Ong Hing, *Making and Remaking Asian America Through Immigration Policy, 1850-1990* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1993), p. 4.
Table 2: U.S. Census Data: Race and Hispanic Origin, 1990 and 1980
- (3) Mineta, Norman Y. Secretary of U.S. Department of Commerce, and Shapiro, Robert J., Under Secretary for Economic and Statistics Administration. 2000. *Statistical Abstract of the United States—The National Data Book*. Austin, Texas: Hoover's Business Press, p. 10
Immigrants by Country of Birth: 1981 to 1998
- (4) *Ibid.*, p. 10
Immigrants Admitted as Permanent Residents Under Refugee Acts by Country of Birth: 1981 to 1998
- (5) *Ibid.*, p. 29
Resident Population by Region, Race, and Hispanic Origin: 1990
- (6) *Ibid.*, p. 37.
Metropolitan Areas With Large Numbers of Selected Racial Groups and of Hispanic-Origin Population: 1998
- (7) *Ibid.*, p. 44
Social and Economic Characteristics of the Asian and Pacific Islander Population: 1990 to 1999
- (8) *Ibid.*, p. 48
Foreign-Born Population by Country of Origin and Citizenship Status: 1999
- (9) *Ibid.*, p. 157
Educational Attainment by Race, Hispanic Origin, and Sex: 1960 to 1999
- (10) *Ibid.*, p. 474
Median Income of Persons with income in Constant (1998) Dollars by Sex, Race, and Hispanic Origin: 1980 to 1998

Immigration to the United States by Region, Fiscal Years 1820-1996

<i>Region</i>	<i>TOTAL</i> <i>1820-1996</i>	<i>Between</i> <i>1971-1996</i>	<i>% of</i> <i>Immigrants</i> <i>Since</i> <i>1971</i>
All countries	63,140,266	17,975,628	28.4
Europe	38,008,781	2,469,639	6.5
Asia	7,909,713	6,216,867	78.6
China*	1,161,767	718,464	61.8
Hong Kong**	383,906	285,358	74.3
India	684,690	643,894	94.0
Japan	505,026	139,642	27.7
Korea	753,349	712,485	94.6
Philippines	1,382,019	1,259,117	91.1
Vietnam	652,477	647,802	99.2
North America			
Canada and Newfoundland	4,436,540	443,194	9.9
Mexico	6,223,123	3,838,330	61.6
Caribbean	3,795,048	1,705,048	44.9
Central America	1,163,319	906,162	77.9
South America	1,595,418	1,102,703	69.1
Africa	538,190	461,717	85.8

*Beginning in 1957, China includes Taiwan.

**Data not reported separately until 1952.

Source: U.S. Immigration and Naturalization Service, *Statistical Yearbook of the Immigration and Naturalization Service* (Washington, DC: Government Printing Office, 1999), Table 2, p.9 and Bureau of the Census, *Statistical Abstract of the United States: 1998* (118th edition) Washington, DC, 1998.

Immigrants by Country of Birth: 1981 to 1998

[In thousands (7,338.1 represents 7,338,100). For fiscal years ending Sept. 30. For definition of immigrants, see text of this section]

Country of birth	1981- 1991-				Country of birth	1981- 1991-			
	90, total	96, total	1997	1998		90, total	96, total	1997	1998
All Countries	7,338.1	6,146.2	798.4	660.5					
Europe¹	705.6	875.6	119.9	90.8	Taiwan	(*)	76.8	6.7	7.1
France	23.1	16.9	2.6	2.4	Thailand	64.4	36.1	3.1	3.1
Germany	70.1	43.7	5.7	5.5	Turkey	20.9	15.7	3.1	2.7
Greece	29.1	10.0	1.0	0.9	Vietnam	401.4	317.8	38.5	17.6
Ireland	32.8	54.9	1.0	0.9	North America¹	3,125.0	2,740.7	307.5	253.0
Italy	32.9	14.7	2.0	1.8	Canada	119.2	90.7	11.6	10.2
Poland	97.4	130.2	12.0	8.5	Mexico	1,653.3	1,651.4	146.9	131.6
Portugal	40.0	17.1	1.7	1.5	Caribbean ¹	892.7	655.4	105.3	75.5
Romania	38.9	34.3	5.5	5.1	Cuba	159.2	94.9	33.6	17.4
Soviet Union, former ²	84.0	339.9	49.1	30.2	Dominican Republic	251.8	258.1	27.1	20.4
Armenia	(NA)	³ 20.8	2.1	1.1	Haiti	140.2	114.4	15.1	13.4
Azerbaijan	(NA)	³ 12.3	1.5	0.5	Jamaica	213.8	109.8	17.8	15.1
Belarus	(NA)	³ 21.4	3.1	1.0	Trinidad and Tobago	39.5	41.1	6.4	4.9
Russia	(NA)	³ 70.4	16.6	11.5	Central America ¹	458.7	342.8	43.7	35.7
Ukraine	(NA)	³ 92.2	15.7	7.4	El Salvador	214.6	147.7	18.0	14.6
Uzbekistan	(NA)	³ 16.1	3.3	0.6	Guatemala	87.9	70.3	7.8	7.8
United Kingdom	142.1	95.0	10.7	9.0	Honduras	49.5	41.9	7.6	6.5
Yugoslavia	19.2	31.7	10.8	8.0	Nicaragua	44.1	50.4	6.3	3.5
Asia	2,817.4	1,941.9	265.8	219.7	Panama	29.0	16.9	2.0	1.6
Afghanistan	26.6	13.6	1.1	0.8	South America¹	455.9	344.0	52.9	45.4
Bangladesh	15.2	35.4	8.7	8.6	Argentina	25.7	17.1	2.0	1.5
Cambodia	116.6	11.9	1.6	1.4	Brazil	23.7	32.4	4.6	4.4
China	⁴ 388.8	268.7	41.1	36.9	Chile	23.4	11.4	1.4	1.2
Hong Kong	63.0	52.9	5.6	5.3	Colombia	124.4	81.7	13.0	11.8
India	261.9	236.5	38.1	36.5	Ecuador	56.0	45.2	7.8	6.9
Iran	154.8	79.4	9.6	7.9	Guyana	95.4	53.6	7.3	4.0
Iraq	19.6	26.8	3.2	2.2	Peru	64.4	66.7	10.9	10.2
Israel	36.3	22.9	2.4	2.0	Venezuela	17.9	16.2	3.3	3.1
Japan	43.2	39.9	5.1	5.1	Africa¹	192.3	213.1	47.8	40.7
Jordan	32.6	25.1	4.2	3.3	Egypt	31.4	28.0	5.0	4.8
Korea	338.8	114.1	14.2	14.3	Ethiopia	27.2	30.9	5.9	4.2
Laos	145.6	37.8	1.9	1.6	Ghana	14.9	18.0	5.1	4.5
Lebanon	41.6	29.9	3.6	3.3	Nigeria	35.3	37.9	7.0	7.7
Pakistan	61.3	70.5	13.0	13.1	South Africa	15.7	14.2	2.1	1.9
Philippines	495.3	348.5	49.1	34.5	Other countries ⁵	41.9	31.0	4.5	10.9
Syria	20.6	16.6	2.3	2.8					

NA Not available. ¹Includes countries not shown separately. ²Includes other republics and unknown republics, not shown separately. ³Covers years 1992-1996. ⁴Data for Taiwan included with China. ⁵Includes unknown countries.

Source: U.S. Immigration and Naturalization Service, Statistical Yearbook, annual; and releases.

Immigrants Admitted as Permanent Residents Under Refugee Acts by
Country of Birth: 1981 to 1998

[For fiscal years ending September 30]

Country of birth	1991-				Country of birth	1991-			
	1981-90, total	96, total	1997	1998		1981-90, total	96, total	1997	1998
Total	1,013,620	748,122	112,158	54,645	Cambodia	114,064	6,088	163	62
Europe¹	155,512	312,815	39,795	19,048	China	47,928	5,079	692	898
Czechoslovakia, former	8,204	1,201	40	15	India	(NA)	1,125	462	373
Hungary	4,942	1,231	24	14	Iran	46,773	20,126	1,447	754
Poland	33,889	7,210	143	54	Iraq	7,540	14,464	1,774	999
Romania	29,798	15,139	322	116	Laos	142,964	33,701	1,363	1,110
Soviet Union, former ²	72,306	264,187	30,880	13,200	Thailand	30,259	19,323	1,112	1,134
Armenia	(NA)	³ 1,546	213	158	Vietnam	324,453	169,560	22,297	4,921
Azerbaijan	(NA)	³ 10,049	1,000	196	North America¹	121,840	111,744	32,898	16,372
Belarus	(NA)	³ 19,545	2,486	557	Cuba	113,367	76,370	30,377	14,915
Georgia	(NA)	³ 1,834	425	100	El Salvador	1,383	3,623	198	129
Kazakhstan	(NA)	³ 2,823	612	152	Haiti	(NA)	7,309	1,074	537
Moldova	(NA)	³ 9,300	1,043	272	Nicaragua	5,590	21,252	666	316
Russia	(NA)	³ 44,367	6,985	2,225	South America¹	1,976	3,025	890	712
Tajikistan	(NA)	³ 2,191	239	24	Peru	(NA)	1,285	489	338
Ukraine	(NA)	³ 81,263	12,137	3,641	Africa¹	22,149	34,224	7,651	4,225
Uzbekistan	(NA)	³ 14,638	2,885	292	Ethiopia	18,542	15,849	1,056	507
Yugoslavia	324	³ 13,271	7,597	5,312	Liberia	(NA)	2,712	505	225
Asia	712,092	286,125	30,835	11,743	Somalia	(NA)	7,864	3,607	2,270
Afghanistan	22,946	9,065	356	137	Sudan	(NA)	3,422	1,119	287
					Other	51	189	89	2,545

NA Not available. ¹Includes other countries not shown separately. ²Includes other republics and unknown republics, not shown separately. ³Covers years 1992-1996. ⁴Includes Taiwan.

Source: U.S. Immigration and Naturalization Service, Statistical Yearbook, Annual; and releases.

Resident Population by Region, Race, and Hispanic Origin: 1990

[As of April 1 (248,710 represents 248,710,100). For composition of regions, see map, inside front cover]

Race and Hispanic origin	Population (1,000)					Percent distribution				
	United States	North-east	Mid-west	South	West	United States	North-east	Mid-west	South	West
	Total	248,710	50,809	59,669	85,446	52,786	100.0	20.4	24.0	34.4
White	199,686	42,069	52,018	65,582	40,017	100.0	21.1	26.0	32.8	20.0
Black	29,986	5,613	5,716	15,829	2,828	100.0	18.7	19.1	52.8	9.4
American Indian, Eskimo, Aleut	1,959	125	338	563	933	100.0	6.4	17.2	28.7	47.6
American Indian	1,878	122	334	557	866	100.0	6.5	17.8	29.7	46.1
Eskimo	57	2	2	3	51	100.0	2.9	3.5	4.9	88.8
Aleut	24	2	2	3	17	100.0	8.1	8.1	11.5	72.3
Asian and Pacific Islander	7,274	1,335	768	1,122	4,048	100.0	18.4	10.6	15.4	55.7
Chinese	1,645	445	133	204	863	100.0	27.0	8.1	12.4	52.5
Filipino	1,407	143	113	159	991	100.0	10.2	8.1	11.3	70.5
Japanese	848	74	63	67	643	100.0	8.8	7.5	7.9	75.9
Asian Indian	815	285	146	196	189	100.0	35.0	17.9	24.0	23.1
Korean	799	182	109	153	355	100.0	22.8	13.7	19.2	44.4
Vietnamese	615	61	52	169	334	100.0	9.8	8.5	27.4	54.3
Laotian	149	16	28	29	76	100.0	10.7	18.6	19.6	51.0
Cambodian	147	30	13	19	85	100.0	20.5	8.8	13.1	57.7
Thai	91	12	13	24	43	100.0	12.9	14.2	26.0	46.8
Hmong	90	2	37	2	50	100.0	1.9	41.3	1.8	55.0
Pakistani	81	28	15	22	17	100.0	34.3	18.9	26.5	20.4
Hawaiian	211	4	6	12	189	100.0	2.0	2.6	5.8	89.6
Samoan	63	2	2	4	55	100.0	2.4	3.6	6.4	87.6
Guamanian	49	4	3	8	34	100.0	7.3	6.4	16.8	69.5
Other Asian or Pacific Islander	263	49	34	54	126	100.0	18.5	12.9	20.6	48.0
Other races	9,805	1,667	829	2,350	4,960	100.0	17.0	8.5	24.0	50.6
Hispanic origin ¹	22,354	3,754	1,727	6,767	10,106	100.0	16.8	7.7	30.3	45.2
Mexican	13,496	175	1,153	4,344	7,824	100.0	1.3	8.5	32.2	58.0
Puerto Rican	2,728	1,872	258	406	192	100.0	68.6	9.4	14.9	7.0
Cuban	1,044	184	37	735	88	100.0	17.6	3.6	70.5	8.5
Other Hispanic	5,086	1,524	279	1,282	2,002	100.0	30.0	5.5	25.2	39.4
Not of Hispanic origin	226,356	47,055	57,942	78,679	42,680	100.0	20.8	25.6	34.8	18.9

¹Persons of Hispanic origin may be of any race.

Source: U.S. Census Bureau, *1990 Census of Population, General Population Characteristics, United States:1 (CP-1-1)*.

Foreign-Born Population by Country of Origin and Citizenship Status: 1999
 [In thousands, except percent (26,448 represents 26,448,000). See headnote, Table 48]

Country of origin	Foreign born, total		Naturalized citizen		Not U.S. citizen	
	Number	Percent	Number	Percent	Number	Percent
All countries	26,448	100.0	9,868	100.0	16,579	100.0
Mexico	7,197	27.2	1,452	14.7	5,746	34.7
Cuba	943	3.6	540	5.5	403	2.4
Dominican Republic	679	2.6	221	2.2	458	2.8
El Salvador	761	2.9	136	1.4	625	3.8
Great Britain	655	2.5	252	2.6	403	2.4
China and Hong Kong	985	3.7	422	4.3	563	3.4
India	839	3.2	307	3.1	532	3.2
Korea	611	2.3	252	2.6	359	2.2
Philippines	1,455	5.5	893	9.1	562	3.4
Vietnam	966	3.7	464	4.7	502	3.0
Elsewhere	11,357	42.9	4,930	50.0	6,427	38.8

Source: U.S. Census Bureau, *Current Population Reports*, P 20-519.

Metropolitan Areas With Large Numbers of Asian and Pacific Islander Population: 1998

[As of July 1 (3,887 represents 3,887,000). For Asian and Pacific Islander populations, areas selected had more than 110,000]

Metropolitan area	Number of speci- fied group (1,000)	Percent of total metro, area
ASIAN AND PACIFIC ISLANDER		
Los Angeles-Riverside-Orange County, CA CMSA	1,799	11.4
New York-Northern New Jersey-Long Island, NY-NJ-CT-PA CMSA/NECMA ²	1,343	6.7
San Francisco-Oakland-San Jose, CA CMSA	1,279	18.8
Honolulu, HI MSA	566	64.9
Washington-Baltimore, CD-MD-VA-WV CMSA	373	5.1
Chicago-Gary-Kenosha, IL-IN-WI CMSA	367	4.2
San Diego, CA MSA	297	10.7
Seattle-Tacoma-Bremerton, WA CMSA	280	8.2
Houston-Galveston-Brazoria, TX CMSA	229	5.2
Boston-Worcester-Lawrence-Lowell- Brockton,MA-NH NECMA	217	3.7
Philadelphia-Wilmington-Atlantic City, PA-NJ- DE-MD CMSA	179	3.0
Dallas-Fort Worth, TX CMSA	175	3.7
Sacramento-Yolo, CA CMSA	171	10.1
Detroit-Ann Arbor-Flint, MI CMSA	110	2.0

Source: U.S. Census Bureau, unpublished data.

Social and Economic Characteristics of the Asian and Pacific Islander Population: 1990 and 1999

[As of March (6,679 represents 6,679,000). Excludes members of Armed Forces except those living off post or with their families on post. Data for 1990 are based on 1980 census population controls; 1999 data are based on 1990 census population controls. Based on Current Population Survey; see text, this section, and Appendix III]

Characteristic	Number (1,000)		Percent distribution	
	1990	1999	1999	1999
Total persons	6,679	10,897	100.0	100.0
Under 5 years old	602	950	9.0	8.7
5 to 14 years old	1,112	1,648	16.6	15.1
15 to 44 years old	3,345	5,474	50.1	50.2
45 to 64 years old	1,155	2,040	17.3	18.7
65 years old and over	465	785	7.0	7.2
EDUCATIONAL ATTAINMENT				
Persons 25 years old and over	3,961	6,594	100.0	100.0
Elementary:				
0 to 8 years	543	539	13.7	8.2
High school:				
1 to 3 years	234	1,478	5.9	17.3
4 years	1,038	1,478	26.2	22.4
College:				
1 to 3 years	568	1,326	14.3	20.1
4 years or more	1,578	2,772	39.9	42.0
LABOR FORCE STATUS ⁵				
Civilians 16 years old and over	4,849	8,103	100.0	100.0
Civilian labor force				
Employed	3,216	5,383	66.3	66.4
Unemployed	3,079	5,156	63.5	63.6
Unemployment rate ⁶	136	227	2.8	2.8
Not in labor force	4.2	4.2	(X)	(X)
1,634	2,720	33.7	33.6	
FAMILY TYPE				
Total families	1,531	2,459	100.0	100.0
Married couple	1,256	1,966	82.1	79.9
Female householder, no spouse present	188	318	12.3	12.9
Male householder, no spouse present	86	176	5.6	7.2
FAMILY INCOME IN PREVIOUS YEAR IN CONSTANT (1998) DOLLARS				
Total families	1,531	2,459	100.0	100.0
Less than \$ 5,000	(NA)	95	2.4	3.9
\$ 5,000 to \$ 9,999	(NA)	86	3.6	3.5
\$ 10,000 to \$ 14,999	(NA)	101	5.6	4.1
\$ 15,000 to \$ 24,999	(NA)	234	10.1	9.5
\$ 25,000 to \$ 34,999	(NA)	260	10.2	10.6
\$ 35,000 to \$ 49,999	(NA)	388	15.0	15.8
\$ 50,000 or more	(NA)	1,297	53.1	52.8
Median income ⁷	\$ 53,042	\$ 52,826	(X)	(X)
POVERTY				
Families below poverty level ⁸	182	270	11.9	11.0
Persons below poverty level ⁸	938	1,360	14.1	12.5
HOUSING TENURE				
Total occupied units	1,988	3,308	100.0	100.0
Owner-occupied	977	1,723	49.1	52.1
Renter-occupied	982	1,537	49.4	46.5
No cash rent	30	49	1.5	1.5

NA Not available. X Not applicable. ¹Represents those who completed 9th to 12th grade but have no high school diploma. ²High school graduate. ³Some college or associate degree. ⁴Bachelor's or advanced degree. ⁵Data Beginning 1994 not directly comparable with earlier years. See text, Section 13, Labor Force. ⁶Total unemployment as percent of civilian labor force. ⁷For definition of median, see Guide to Tabular Presentation. ⁸For explanation of poverty level, see text, Section 14, Income.

Source: U.S. Census Bureau, Current Population Reports, P20-459, and "The Asian and Pacific Islander Population in the United States: March 2000 (Update)" (PPL-131).

Educational Attainment by Race, Hispanic Origin, and sex: 1960 to 1999
 [In percent, See Table 249 for headnote and totals for both sexes]

Year	All races ¹		White		Black		Asian and Pacific Islander		Hispanic ²	
	Male	Female	Male	Female	Male	Female	Male	Female	Male	Female
COMPLETED 4 YEARS OF HIGH SCHOOL OR MORE										
1960	39.5	42.5	41.6	44.7	18.2	21.8	(NA)	(NA)	(NA)	(NA)
1965	48.0	49.9	50.2	52.2	25.8	28.4	(NA)	(NA)	(NA)	(NA)
1970	51.9	52.8	54.0	55.0	30.1	32.5	(NA)	(NA)	37.9	34.2
1975	63.1	62.1	65.0	64.1	41.6	43.3	(NA)	(NA)	39.5	36.7
1980	67.3	65.8	69.6	68.1	50.8	51.5	(NA)	(NA)	67.3	65.8
1985	74.4	73.5	76.0	75.1	58.4	60.8	(NA)	(NA)	48.5	47.4
1990	77.7	77.5	79.1	79.0	65.8	66.5	84.0	77.2	50.3	51.3
1995 ³	81.7	81.6	83.0	83.0	73.4	74.1	(NA)	(NA)	52.9	53.8
1997 ³	82.0	82.2	82.9	83.2	73.5	76.0	(NA)	(NA)	54.9	54.6
1998 ³	82.8	82.9	83.6	83.8	75.2	76.7	(NA)	(NA)	55.7	55.3
1999 ³	83.4	83.4	84.2	84.3	76.7	77.2	86.9	82.8	56.0	56.3
COMPLETED 4 YEARS OF COLLEGE OR MORE										
1960	9.7	5.8	10.3	6.0	2.8	3.3	(NA)	(NA)	(NA)	(NA)
1965	12.0	7.1	12.7	7.3	4.9	4.5	(NA)	(NA)	(NA)	(NA)
1970	13.5	8.1	14.4	8.4	4.2	4.6	(NA)	(NA)	7.8	4.3
1975	17.6	10.6	18.4	11.0	6.7	6.2	(NA)	(NA)	8.3	4.6
1980	20.1	12.8	21.3	13.3	8.4	8.3	(NA)	(NA)	9.4	6.0
1985	23.1	16.0	24.0	16.3	11.2	11.0	(NA)	(NA)	9.7	7.3
1990	24.4	18.4	25.3	19.0	11.9	10.8	44.9	35.4	9.8	8.7
1995 ³	26.0	20.2	27.2	21.0	13.6	12.9	(NA)	(NA)	10.1	8.4
1997 ³	26.2	21.7	27.0	22.3	12.5	13.9	(NA)	(NA)	10.6	10.1
1998 ³	26.5	22.4	27.3	22.8	13.9	15.4	(NA)	(NA)	11.1	10.9
1999 ³	27.5	23.1	28.5	23.5	14.2	16.4	46.2	39.0	10.7	11.0

NA Not available. ¹Includes other races, not shown separately. ²Persons of Hispanic origin may be of any race. ³Beginning 1995, persons high school graduates and those with a BA degree or higher.

Source: U.S. Census Bureau, *U.S. Census of Population, 1960, 1970, and 1980, Vol. I*; and *Current Population Reports* P 20-459, P 20-475, P 20-476, P 20-489, P 20-493, P 20-505, P 20-513, P 20-528; and unpublished data.

Median Income of Persons with Income in Constant (1998) Dol' by Sex, Race, and Hispanic Origin: 1980 to 1998

[Persons as of March of following year, Persons 15 years old and over. Constant dollars based on CPI-U deflator]

Item	Male					Female				
	1980	1990	1995	1997	1998	1980	1990	1995	1997	1998
NUMBER WITH INCOME (1,000)										
All races	78,661	88,220	92,066	94,168	94,948	80,826	92,245	96,007	97,447	98,694
White	69,420	76,480	79,022	80,400	80,896	70,573	78,566	80,608	81,352	82,063
Black	7,387	8,820	9,339	9,671	9,776	8,596	10,687	11,607	11,961	12,272
Asian and Pacific Islander	(NA)	2,235	3,095	3,330	3,500	(NA)	2,333	3,025	3,415	3,591
Hispanic	3,996	6,767	8,577	9,585	9,617	3,617	5,903	7,478	8,055	8,405
Non-Hispanic White	65,564	69,987	70,754	71,150	71,707	67,084	72,939	73,506	73,709	74,106
MEDIAN INCOME IN CONSTANT (1998) DOLLARS										
All races	24,816	25,308	24,131	25,605	26,492	9,744	12,559	12,974	13,916	14,430
White	26,397	26,402	25,557	26,522	27,646	9,798	12,867	13,173	14,007	14,617
Black	15,862	16,048	17,119	18,378	19,321	9,071	10,386	11,723	13,251	13,137
Asian and Pacific Islander	(NA)	24,187	23,703	25,436	25,124	(NA)	13,826	13,757	14,535	15,228
Hispanic	19,130	16,799	15,872	16,469	17,257	8,724	9,393	9,549	10,420	10,862
Non-Hispanic White	27,096	27,385	27,253	27,988	29,862	9,863	13,196	13,698	14,613	15,217

NA Not available. ¹Persons of Hispanic origin may be of any race

REFERENCES

- Barkan, Elliot Robert. 1992. *Asian and Pacific Islander Migration to the United States—A Model of New Global Patterns*. Westport, Connecticut. London: Greenwood Press.
- Beck, Roy. 1996. *The Case Against Immigration—The moral, economic, Social, and environmental reasons for reducing U.S. immigration Back to traditional levels*. New York. London: W.W. Norton & Company.
- Daniels, Roger. 1988. *Asian America—Chinese and Japanese in the United States since 1850*. Seattle and London: University of Washington Press.
- Dublin, Thomas. 1996. *Becoming American, Becoming Ethnic—College Students Explore Their Roots*. Philadelphia: Temple University Press.
- Fong, Timothy P., and Shinagawa, Larry H. 2000. *Asian Americans—Experiences and Perspectives*. New Jersey: Prentice Hall, Upper Saddle River.
- Heer, David M. 1996. *Immigration in America's Future—Social Science Findings and the Policy Debate*. Colorado: Westview Press.
- Hing, Bill Ong. 1993. *Making and Remaking Asian America Through Immigration Policy 1850-1990*. Stanford, California: Stanford University Press.
- Hune, Shirley. Kim, Hyung-chan. Fugita, Stephen S. and Ling, Amy. 1991. *Asian Americans—Comparative and Global Perspectives*. Pullman, Washington: Washington State University Press.
- Lowe, Lisa. 1996. *Immigrant Acts—On Asian American Cultural Politics*. Durham and London: Duke University Press.
- Mahler, Sarah J. 1995. *American Dreaming—Immigrant Life On The Margins*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press.
- Mineta, Norman Y. Secretary of U.S. Department of Commerce, and Shapiro, Robert J., Under Secretary for Economic and Statistics Administration. 2000. *Statistical Abstract of the United States—The National Data Book*. Austin, Texas: Hoover's Business Press.
- Ong, P.M., Bonacich E., and Cheng, L. 1994. *The New Asian Immigration in Los Angeles and Global Restructuring*. Philadelphia: Temple University Press.
- Spickard, Paul R. 1996. *Japanese Americans—The Formation and Transformations of An Ethnic Group*. New York: Twayne Publishers.
- Tamura, Eileen H. 1994. *Americanization, Acculturation, and Ethnic Identity—The Nisei Generation in Hawaii*. Urbana and Chicago: University of Illinois Press.

(むらい やすひろ・本学助教授)

苫小牧駒澤大学紀要第6号 (2001年9月28日発行)

Bulletin of Tomakomai Komazawa University Vol.6, 28 September 2001

急加速する「情報軍事革命」

— 我が国の対応 —

Revolution in Military Affairs — Japanese Cases —

室 本 弘 道

Hiromichi MUROMOTO

キーワード：高度情報化社会、情報軍事革命、RMA、安全保障、日米安保

要旨

高度情報軍事技術の有用性を、世界は湾岸戦争を通じて認識した。そしていまその情報技術を駆使した「情報軍事革命 RMA」を目指して、世界の軍事が動きを加速している。わが国も例外ではない。その結果は？ 米中の狭間に生きる我が国の安全保障面からの考察を試みた。

1. はじめに

2000年の「日本新語・流行語大賞」にIT革命が選ばれた。IT革命がまさに昨年の世相を反映したことになる。この賞の若い受賞者は「革命の時期は過ぎITは日常となりつつあるのではないかと感想を語っている。この受賞者の言いたかった事を私なりに解釈すると、「いまさらITや情報化でもなかり。かなり遅れてしまったわが国の情報化ではあったが、それでもいまやどこにでも存在する当たり前のこと、日常茶飯事の情報化社会がすでに到来していますよ」とおっしゃっているように思える。

私もコンピュータとは実に永い間付き合ってきた。そして今日の情報化社会はもっと早く実現すると、考えてきた一人である。それにしてもわが国は、どうしてこんなにもアメリカ合衆国（以後米国と呼ぶ）に比して遅れてしまったのだろうか。

コンピュータは、第2次世界大戦中の軍事的要請から西洋社会で生まれた。その後、通信理論及び物性研究の爆発的進歩が軍事に利用され、冷戦下の競争も手伝って今日のコンピュータを中心とする高度情報化社会が実現した。

昭和30年代中期わが国では、世界の流れは半導体コンピュータの研究が主体だったが、日本最初の商業用コンピュータは、国産パラメトロンを用いたものでNECが作り、第1号機が試験をかねて東北大学計算センターに設置され、第2号機が防衛庁技術研究本部第1研究所計算センターへ納入された。

当時、東北大学生であった私の専門は、電波関連であったが、計算機による数値解以外には方法がなく、毎日大学の計算センターへ通い、NEC1号機を使って、各種の特殊関数のためのサブルーチン（パソコ

ンのハイパーコネクションの様に、メインのプログラムの流れから、一寸わき道へそれて、独立した事象を確認したり計算したりして、再びメインに戻る操作) プログラムを作った。大学卒業後の就職先が防衛庁の第1研究所で、無線関連の研究室勤務であったので、再びその計算センターで同種コンピュータの世話になった。因縁とは恐ろしいもので、私が防衛庁退職後東京・府中の NEC に勤務したが、なんとあの東北大学の1号機が府中事業所の玄関に今でも飾ってある。日本初のパラメترون・コンピュータも動作速度が鈍く、すぐにトランジスタに負け、さらに軍事分野で小型化・高速化・高信頼度追求の結果生まれた IC、LSI、VLSI へと急速に進んだ。これらハード面の進歩より更に進歩したのがソフト面であり、今日あまりにもソフトに依存するコンピュータ(ノイマン型コンピュータ)からもう少しハードに負担を分担させる方向の研究が盛んになっている。

人生の最初の若い時にコンピュータをやったものだから、仕事として、その後のコンピュータの歴史につきあわされることとなった。機械語の時から、いくつのコンピュータ言語を書いたことだろう。私の人生は通信情報化の歴史とともにあったようにも思う。このためこれまでも数多くの、わが国の情報化の遅れについて、いわゆる啓蒙的論文を書いたり、書かされたりしてきた。そして、再び苫小牧駒澤大学の教壇に立ち、同じようなことを今風に翻訳して学生諸君に話をしている。

さて、米国では、1945年の戦後から一時も休むことなく、またソ連との冷戦期間中はもちろん着々と今日の軍事情報革命をめざし、各種の軍事用通信情報機材・通信情報を組み込んだ各種の戦闘プラットフォーム(戦車・航空機・艦船など)を開発してきた。

そして、我々の記憶にもいまなお残る1990年のイラク共和国(以後イラクと呼ぶ)・サダム・フセイン大統領のクエート占領にはじまる湾岸戦争において、砂漠を舞台に、米国製兵器と、主としてソビエト社会

主義共和国連邦（以後ソ連と呼ぶ）・中華人民共和国（以後中国と呼ぶ）製兵器との一騎打ちが行われ、勝負はあまりにもあっけなくついた。イラク軍との戦闘は米軍を中心とする国連軍に代わる多国籍軍の一方的勝利であった。わが国はこの時憲法の制約で、統一なったドイツ連邦共和国は出兵したが、自衛隊派遣の要請を断り、その代わりに135億ドルもの巨額な資金を国連（米軍？）に寄贈した。その金の使われ方はいまだ分からないが、余りある米国製通信情報兵器の立替払いに使われたように思う。戦後ニューヨークで戦勝記念パレードが行われ、湾岸戦争貢献国の全ての国旗が行進する中で、日の丸が無かったことが報道された。

この頃現東京都知事が、わが国の半導体の支えがなければ米軍は勝てなかったという本を出して、バブルに踊るわが国民に語りかけた。一部の有名科学評論家たちもそれに追随した。当時私はすぐに反論記事を書いたことを思い出す。日本がやっているのは半導体のメモリー（半導体のこめと呼ばれた）の生産、それも多くはライセンス生産（今日では台湾や大韓民国（以後韓国と呼ぶ）が日本に代わっている）で、肝心の頭脳部分の中央処理装置CPU、MPU（今日ではペンチアム1、2、3、4など）は手も出ない状態であった。（東芝の名誉のために言うが、確かに日本でも立派なCPUを作ったが、国際戦略にまけて、世界の実質国際標準（デファクト・スタンダード）になれず、売れないから生産を停止した。）ましてやそれらのパーツを組み上げ、ハードを開発し、そのためのソフトを開発してはじめて戦場において使える最新兵器が出来るのであって、こめを提供したぐらいで、何を言っているのかと反論した。当時の日本はどうかして、米国は軍事中心の国だから、米国経済は永久に駄目だといっていた。その頃、私は、「米国は今でも一度も日本に負けてなどいない」などと言うから、庁内でもあいつは米国かぶれだとの批判も浴びた。

今日の通信偵察衛星などを中心とする全世界通信情報偵察網が、台湾

がなければできなかつたと言っているようなものである。

このようにして、実際には米国とは遅れていたわが国の通信情報界であったが、官僚も産業界も国民の多くもそれを認めようとはしなかつた。それくらい、徹底的に米国にやっつけられるまでは、電電公社（現 NTT）NO.1 を信じて疑わない日本の通信電子の世界であったのである。

この湾岸戦争を契機に、世界中が 21 世紀は高度情報化社会であるとの認識に立ち、いわゆる IT 路線転換をしていった。特に軍事部門においては、あまりにも湾岸戦争の強烈な印象から、急速に情報化戦略が加速した。そして旧西側諸国はもちろん、新生ロシア連邦（以後ロシアと呼ぶ）も中国も最近では朝鮮民主主義人民共和国（以後北朝鮮と呼ぶ）までもが、情報軍事革命（Revolution in Military Affairs：RMA）を唱え、国家戦闘中枢から戦場に至るコンピュータ・ネットワーク化に邁進している。

このような軍事の情報化への過度の依存の良し悪し、是非については、あとで述べたい。

わが国ではバブルがはじけ、失業率が米国のそれを越え、反対に米国経済が 12 年連続の好景気に沸き、特に日本の金融界の没落によって、やっとなわが国の実力のなさが国民にも目立ち始めた。

このような中で、村山内閣でさえ、21 世紀のわが国の産業は情報化を中心として推進すると公言したが、果たしてその時、わが国情報産業界の本当の遅れをどれだけ実感として持っていたのかと思う。

具体的なわが国の情報化は 1995 年、米国のマイクロソフト社やマッキントッシュ社のパソコンとそのソフト（OS つまり WINDOWS95 な

ど)が華々しく売り出され、あまりの人気に WINDOWS は買ったが、何に使うのか分からないといった漫画的光景も思い出される。

このようにして、今では高度情報化社会が、人々の好き嫌いに関係なく到来しており、民間技術としてどこにでもある情報機械に組み込まれており、それらが高度デジタル情報網によって、ネットワーク化されている。これら高度情報化は更に加速され、我々の生活を、人々の意識以上に急速に変えようとしている。こうして、情報化の恩恵? に預かれない多くのお年寄りなどのデジタル・デバインド(情報阻害)の問題も生起してきた。米国では、ネットバブルが2000年後半になってはじけ、米国ナスダック指数も2001年5月の段階で頂上期の半分になってしまったが、これは当然のことで、これでようやく情報産業界も地に足つけた普通の産業として、これからの高度情報化社会に独り立ちするときに迎えたと判断している。

この論文の主題は、これまで述べてきたように、軍事情報革命が世界中で同時並行的に行われている今日、それがわが国の将来の防衛に与える数々の影響を考察することにある。

この論文を読む人は、日本の今日の情報化が民間主体で推進されており、民間が高度情報化されれば当然ながら、それを防衛(軍事)に利用するのも当然のことと考えるかもしれない。しかし、わが国ではそう受け取られかも知れないが、それは事実と異なり勘違いである。民間における今日の高度情報化時代は、軍事(しかも米国の軍事)が戦前戦後を通じて追及してきたものの応用に過ぎないという観点から事後論文を進める。

今日の高度情報化社会に内在するところの、日本人にはなじみの薄い一元論に基づく米国流軍事的合理的判断が、戦後の平和を愛する日本国

民の体質に合わなく、今日程度の情報化の段階では、なんとなくわが国では馴染めず、今日の米国との決定的な遅れに繋がっていると思う。このためわが国はわが国に合った、あるいは世界の半分の非米国社会に馴染むシステムの構築をこれからの努力目標にすべきで、そこにかつての技術立国として再び明るさを見出せるのではないかと思う。とても大変なことではあるが。

折しも、2001年5月17日からロサンゼルスで世界最大のゲームショウ（エレクトリック・エンターテインメント・エキスポ（E3））が開催されている。ソニー・コンピュータ・エンターテインメント（SCE）の「プレイステーション2」と任天堂の「ゲーム・キューブ」に対抗して、米国軍事技術の応用として、マイクロソフトの「Xボックス」が殴りこみをかける。ゲームの世界でも、米国的軍事合理主義に基づく文化と判断（一元論）と日本の情緒的文化や判断（多元論）との闘いがすでにここでも始まっている。

2000年後半、わが国政府もついに「5年以内に世界最先端のIT（情報技術）国家を目指す」などとする国家戦略「IT基本戦略」を決定した。防衛庁も2000年9月「情報RMAについて」を公表し今後庁として取り組むことを決意した。

やっと防衛庁も腰を上げたなと思う反面、それでは今まで自衛隊発足以来営々と努力してきた指揮統制システムC⁴ISR*（旧C³I）は一体何だったのだろうかとも思う。世界の軍事防衛分野では戦前から一貫して情報RMAを追究してきた。たまたまそれが民間にも役立つことを、あまりにも有名な未来学者トフラーが80年代に指摘したものだから、軍民関係が逆転してしまい、防衛庁もこの際、民間の時流に乗って更に整備を加速しようとしているに過ぎないと思っている。

* Command, Control, Communications, Computer, Intelligence and Surveillance

本紀要論文は、先の紀要第5号（2001年3月30日発行）「21世紀初頭のわが国の安全保障」との姉妹編として書いてあるので、先にそちらを読まれることをお奨めする。

2. アジア戦略と「軍事情報革命」

今日、IT技術は米国が軍民ともに世界を圧倒している。

歴史的に米国はこれまでも交通・通信（トラフィック）分野で国を興し、世界戦略を展開した。無線通信・電話・ラジオ・TV・ハイウエー・コンピュータそしてインターネットの歴史を知れば分かる。米国は国力が衰えてくると、この分野の技術に力を入れ、自国のインフラを整備し、国内にそれを普及し、更に世界戦略としてこれを利用し、キリスト教的啓蒙主義で、他国を一生懸命説得し、最後にはそれを世界標準にしてしまう。たとえば世界の高速道路の表示はなぜどこに行ってもグリーンなのか。世界中の高速道路表示は共産圏でもグリーンである。米国のその真似だからである。米国がこの色表示について米国の特許・実用新案あるいは先行使用ということで、金を請求したなら、各国は莫大な料金を支払わなければならないだろう。

インターネットも全くその流れで世界中に普及した。1960年代米軍の開発したパケット交換機にこれまた米軍の開発したパケット用TCP/IP技術を交換機とともに世界中に普及させ、もちろんこれを実質世界標準（デファクト・スタンダード）とせざるを得ない状況を作り出し、米国内の加盟者を手始めに次第に世界中の加入者をネット上に取り込んだ。このため、英語のできる人は絶対的に情報有利となり、米国主導のグローバリゼーションが加速し、この結果、英語圏でもない国までも、英語がないと交流ができない状態をもたらしている。（この英語

化現象のために、世界中で多くの言語が消えていった。) グローバル化はアメリカナイゼーションではないかと言われるぐらい、このネット技術は米国に繁栄をもたらしてきた。

ベルリンの壁も情報の流入により崩壊したように、「グローバルな情報革命の推進は世界の民主化を加速する」という米国家基本戦略となっている。冷戦後から特に顕著になってきた今日のグローバリゼーションのエンジンが高度情報技術である。

これに対し、多くのアジア諸国やイスラム諸国では、宗教・民族・公共の秩序的理​​由から、また中国などの共産主義国や独裁色を強く持つ軍事政権国などでは、米国の啓蒙に民衆をさらさないために、インターネットの国家統制を強化し始めた。

冷戦の勝利はグローバル自由主義市場経済なる体制の勝利ともてはやされた時代は過ぎ去り、それは単に経済先進国の利益にしかないのではという疑問が世界の各地で起こり始めた。世界で経済関連会議があるたびに NGO 旋風が吹き荒れている。今や日本でも、グローバル自由主義市場経済について、これを声高に主張する人（特に経済学者）は少なくなった。

IT 時代に、もう戦争などあるわけがないと考える一部の人もいる。しかし世界紛争の殆どが何ら解決されずに、21 世紀へと単に繰り延べされた現実を直視しなければならないだろう。世紀は変わったが人間の心は何も変わっていないからである。

今日の世界の覇者、一極支配国家米国が理想とする世界は 21 世紀に果たして実現するのだろうか。

21 世紀前半の世界のパワーセンターは、米国と中国であると最近の米国戦略にも表現されているし、私もそう思う。ロシアにはもう少し時

間が掛かり、EUを代表してドイツがヨーロッパの覇者になるのは更に時間がかかると思う。北東アジアでは有史以来中国がこの世界のパワーセンターであったが、第2次世界大戦を契機に米国とソ連が覇権をこの地で争い、ソ連崩壊後は、経済力と軍事力をつけ始めた中国が台頭しており、21世紀始めは米国と中国とのパワーゲームが展開される可能性が高い。米国は中国に対しこれからも「関与政策」を展開するなかで、中国がIT革命に踏み切ったことは、米国にとっても今後大きな戦略的意味を持ち始めると思われる。

米国は「人権」「民主主義」「市場開放」などを振りかざし、また中国は米国の一極支配を認めず中国を含む多極世界を主張する。台湾問題は中国の内政問題として、ブッシュ大統領の台湾防衛構想を批判する。こうした両超戦略国間のジャブはこれからも何回となく交換されるものと思われるが、わが国としては、寄って立つ軸足を固定し、これらのジャブに対し、わが国としての明確な判断を示す時期が迫っている。

最近米国の21世紀初頭のアジア政策が明らかになった。

アジア政策判断のための長中期戦略見積として、米国は以下のようなことを指摘している。

中東ではイランが最終的には経済発展を獲得し、ガルフはイランが制する。パキスタンはイスラム原理主義者の国内反乱によって崩壊し、インドが最終的に両国を再び制し、インド洋は名実共にインドが制する。中国は南シナ海を自国のものとし、南紗・西紗問題を解決し、石油エネルギー確保のためインドと、ゆるやかな同盟関係を構築し、米国支配を拒絶する。このような状況下では、米国民はかつての孤立主義へと戻り、米軍はこの東南アジアの地から撤退を余儀なくされる。という見積である。

これに対し、米国の国益に反するそのような行動を阻止するため、ま

ず経済大国・日本を抱き込み、軍事基地を新設確保する。そして中国を牽制するために、日本の沖縄の南方にも基地を新規に構築する。このために現在の沖縄の基地は整理統合する。中国を伝統的に牽制する国・ベトナムにも米国の軍事基地を設置する。すでにシンガポールとは基地交渉がまとまっており、一部使用中である。米国はインドを大切に、援助を与える。すでにインドではバンガロールを始め米国とネットビジネスを緊密に展開中である。インドの軍事港湾基地はすでに米海軍の立ち入り許可済である。イラクに対しては石油パイプラインの建設支援のほか経済援助を強化する。オーストラリアと日本との提携を密にし、日米豪の戦略提携を構築し強化する。

ざっとこのようなものである。

国際情勢はみずもで、一寸先は闇といわれるが、果たして21世紀は日本にとっても、どんな世紀になるのであろうか。少なくとも日米関係は2000年に終了したクリントン時代8年間とは、全く異なった様相をすでに呈し始めており、これからのわが国の安全保障政策を考える上で、避けては通れない問題となろう。

資源小国である日本の国民の多くは、これからも貿易立国・技術立国でゆくしかないと考えている。覇権を求めない（求めても無理な）日本は、大陸周辺国でありながら、海を隔てた米国という政治・経済・軍事・技術・文化など世界一の強大覇権国家が、東アジア区域を含めて、世界に睨みを効かせている限りは、安泰だと考えている。従って日本の平和と安全を達成するには、日本側から日米関係を反古にするなど狂気の沙汰ということになる。

なぜなら、人口1.3億を有する経済大国日本が軍事空白ゾーンになれば、米中露を巻き込んだ新しい対立あるいは紛争要因を日本自らが創造してしまうからである。

日本にとって、さらに厄介なことは、中国の経済成長が続き、民主的
中国が民主的米国民に受け入れられ、クリントン時代のように米中関係
を日米関係より大切に優先して考え、米国民が日米関係をさして重要と
思わなくなった時である。

かつての日英同盟も日本側から破棄を言い出したのではない。相手が
断ってきたのだ。米中関係が今後悪化する要因も好転する要因も共に数
多くあることを日本は十分に考慮しておかなければならない。残念なが
ら、これまでの歴史は、米中関係と日米関係は反比例することを示して
いる。

このように日本の行く末は米国のみならず、中国も握っていることが
分かる。

今日、中国も情報化の波が押し寄せ、民間でも急速にインターネット
が普及している。

昨年当大学の姉妹校である北京郊外の燕山大学の80周年行事に招待
された際、情報工学科のパソコン室を訪れる機会があった。全て中国製
のパソコンが多数設置してあり、日本の大学の光景と何ら変わらず、多く
の学生が熱心に操作していた。しかし中国公安省は30万人のネット警
察を配備し国益を害さないよう監視を強化しているそうである。しか
し、このように中国も情報化されると言うことは、まさに米国の世界制
覇のツールにはまったことであり、米国の思うつぼである。このこと
は、一般的に25年先頃までは米国は安泰だと言えるのではなかろうか。

中国軍は今猛烈に情報化を推進しており、主として中国海軍の増強に
必須な偵察通信衛星網にはじまる全世界通信及び情報監視偵察機能はあ
と数年で画期的なものを持つことになろう。中国海軍の空母導入も時間
の問題と考えられる。最近発生した沖縄の偵察機EP-3機*の衝突事件
はこれからも繰り返されるかもしれない。日本も米軍と共同研究をす
でに5年以上も続けているミサイル防空組織TMD（米国はこれまで米本

土用のものは、NMD と呼称していたが、2001 年から BMD に統一)の配備にあたり、中国とロシアが大反対をしているが、最後は中国だけが反対することになるだろうが、これができれば冷戦を終わらせた一因とも言えるレーガンの SDI の効果を持つ事になり、再び米国の軍事技術優位に中国が振り回されることなる。もちろん中国としては経済発展を滞らす一因ともなり、周辺国・日本・台湾へのミサイル優位を失うことに繋がるわけであり、当然猛反対する。

*EP-3 機：COMINT および ELINT 活動を行う電子機器を搭載した電子戦データ収集機のこと。対戦哨戒機P 3-C を改造し、電子情報自動収集装置を搭載している。外見上の特徴は3つの大きなレドームを持っている。わが国では1987年に調達を開始し、91年には電子戦データ収集飛行隊が岩国基地に配備された。同種機の米軍版が沖縄基地から飛行し、衝突した。

日本は首相が交代するたびに、中国に対し日本流の申し訳をしてもクリントンの時なら済んだが、果たしてこれからの米国がそれを許すかどうか、日本にとって新しい米国の東アジア戦略とも絡んで、正念場を迎えつつあるように思われる。小泉総理の集団的自衛権限定行使発言などは、その兆候と見られる。

日本はこれまで以上に、米国や新同盟国との間に更に情報軍事革命を推進しなくてはならない局面を強制されそうな気がする。

コンピュータを使う以外に選択肢がないような社会を提示し、その高度情報化社会を世界制覇の戦略として使う米国の凄さを改めて思う。

中国の民間ではここ5年前から情報化は本格的に始まったばかりだが、中国共産党や軍では既に10年以上前から、「情報軍事革命」に真剣に取り組み「サイバー戦」までもが研究されていたことが最近明らかに

され、早くから軍が着目していたことが分かる。さらに中国はこの情報軍事革命が過度に情報システムへ依存する脆弱性を持っていることにも着目し、各個撃破によって近代軍（米軍）との正面对決を避けられると考えているふしがある。

情報軍事革命推進論者の一部の人は、このような中国軍の考え方に對し、冷ややかに冷笑する傾向がある。情報化はすべてに勝り、革命的な考え方の戦争であって、これまでの戦術あるいは戦略を凌駕する素晴らしいものとする。確かに湾岸戦争では、米軍の電子情報化された兵器の前に、イラク軍は手も足も出なかった。スマート兵器である PGM ミサイルは狙ったところを確実に破壊した。ましてやあれから10年経った今日の、あるいはこれからの情報軍事革命後の戦争は、旧来の歩兵主体の突撃や陣地防御戦闘などを考えているようでは古すぎる。もっとスマートな押しボタン戦争で全ての戦闘はけりがつくと思える。

本当にそうであろうか。米軍の、少なくとも2001年までの戦略は、イラク正面と北朝鮮正面同時戦争に勝利するというものであった。湾岸戦争で簡単にイラクに勝利した米軍が、なぜ北朝鮮には手をこまねいて、交渉を重ね、話し合い路線、つまりは「ダブル・スタンダード」を選択したのか。理由は多くあろうが、私は、北朝鮮との戦争がベトナム化し多くの米国の若者が戦死することを恐れたためと思っている。

イラクの砂漠は、電子化戦場にはもってこいの地形である。このような戦場は地上では極めてまれな地形であって、ちょうど海上作戦や宇宙・航空作戦と同じように、「均質媒質中での戦闘」である。これに對し、北朝鮮や中国あるいはわが国のように地形が急峻な山や川によって区画され、複雑に入り組んだところでの地上戦は、ちょうど海中作戦（潜水艦作戦など）と同様、「不均質媒質中の戦闘」となる。このような戦場では、いくら電子情報化するとはいえ、いかなる国も、あらゆる電磁スペクトルを完全に制覇できるとは限らない。つまり戦場の電子化が

困難なところと言える。

冷戦時代のわが国の防衛策は、米軍来援までは、専主防御であって、ひたすら地形地物を最大限に利用して、遅滞行動により、住民を避難させ防御戦闘をすることであった。それは制空権、制海権は敵側にあると判断したためである。それが急に高度情報社会だからといって、いきなり制空権、制海権はおろか制地上権をも確保した上ではじめて成り立つ制周波数権戦闘に打ち勝ち、情報 RMA 化した IT 自衛隊が、攻勢作戦によって、敵を撃滅できるとは、とうてい思えない。

中国も、対米国との戦争を考え、そのところを指摘しているのであって、わが国は中国などよりはるかに小規模の戦闘準備しかできそうもない。起こりうる実際の戦闘場面では、あまり漫画チックな夢のような戦闘を一気に想定しない方が無難と思っている。地上戦闘は相変わらず泥臭い地を這う戦争がこれかも続くと考えている。もちろん敵の高度情報化戦闘準備に遅れないように、情報近代化を決して怠ってはならないし、世界一の電子情報化された来援米軍と一緒に共同戦闘をしなければならないからである。

3. 「トフラーの高度情報革命」へのコメント

日本では、古くさい軍事技術は民間技術に劣るものであり、民間技術に端を発する汎用技術が兵器・装備品を作る上でも優秀であるかのように言われている。特に日本を代表するような技術評論家の意見を聞いているとそのように思えてくる。彼らは、世界の軍事技術と日本の製造技術を取り違えていると思う。確かに日本の限られた防衛技術予算では、創造性のある技術は出来なかったかも知れないが、世界はそうではない。特に IT 分野では全く違う。21 世紀初頭を彩る IT 技術は 1. インターネット 2. GPS 3. バーチャルリアリティと言われている。全て米国軍事技術である。

世界的に有名な未来学者アルヴィン・トフラーは1973年の自著「第3の波」において、これからの高度情報化社会は、物質から情報へと大転換すると予言した。そして自著「戦争と平和」の中で、トフラーが米陸軍大将ドン・モレリーに会い、米軍においては新時代に対応したチームが結成され、すでに情報時代に相応しいコンセプトに基づいた兵器が続々とできあがりつつことを聞く。そしてこの将軍に教えられたことがヒントになったことを正直に記述している。

米軍では、1940年代のコンピュータの発明以来一時も手を緩めず関連情報技術の開発に努め、全世界情報通信網や核戦争にも強いインターネット（アーパネット）を1960年代に実現した。軍はそれに先立ちその実現に不可欠なATM交換技術やTCP/IP技術などを開発していたことはすでに述べた。

トフラーに言われるまでもなく、軍ではC³I（今日ではC⁴ISR）と呼び、今日降ってわいたような「情報軍事革命」をとっくの昔から着々と目指していたのである。このことは何も米国だけのことではない。野戦において、情報を自動処理し配布するためのコンピュータが最初に採用された国は、米国ではない。約25年前のソ連である。

陸上自衛隊も30年前開発を試みたが、予算と技術の制約と、周りの無理解で没となった。

結局国を挙げて軍事を中心として技術を発展させてきた米国だけが「情報軍事革命」の達成にいま近づいている。

米国でデュアル・テクノロジーとしてその後花開き、米国家戦略として全世界に向けられたIT技術が、バブル崩壊後沈滞した日本の民間市場に、ウインドウズ95等と銘打って日本市場を席卷した。そして日本でも情報化狂想曲が始まった。このため日本ではIT技術は純粋な民間技術であると思っている人が多い。

もう一度言いたい。わが国防衛のための「情報軍事革命」は、トフ

ラーの予言が当たって、高度情報化社会が実現し、その時流に乗って世界中の軍もみな始めたから、それではわが防衛当局もやってみようかということでは断じてなく、これまでも多くの防衛庁のIT関連の研究開発に当たる人々が、絶対に必要であると言い続けてきた革命？ が、やっと始まろうとしているだけなのである。

4. これまでの軍事革命と「情報軍事革命」との違い

戦力を構成する要素が、時代背景によって、あるいは天才的な革命家によって急変し、その結果、戦争形態が変わるとき、世界の軍事に革命的影響を与えることがある。これを軍事革命と呼んでいるようである。従って過去何回かの軍事革命を経て今日を迎えたことになる。ここでは戦力構成要素のうち、火力、機動力、防護力、原子力そして今日の情報(力)に着目してみたい。

火力革命と機動力革命は産業革命が生んだ民間技術、火薬と内燃機関の技術が軍事に使われ、軍事革命につながった。その後火力と防護力は民間技術の進歩にともない、互いに馳ごっこを繰り返している。ところが原子力は、原子力発電を考案されたものではない。最初から原爆水爆という軍事利用を考えて生み出された。原水爆使用時の火力効果は言うまでもない。また機動力効果も原潜や水上艦の機動力を考えれば、大きいものがある。しかし原水爆に対する防護力は極端に低い。このため戦術兵器というより戦略兵器として、防護力の低さが抑止力となって、今日でも超大国間の直接対決を防いでいる。

そして今日の情報軍事革命であるが、この技術の中心となるコンピュータは1940年代暗号解読用や弾道計算用・原爆開発用の軍事目的のために発明された。コンピュータ・ネットは米国防空組織として最初に作られた。そして冷戦時代米ソの核爆発によって生じるEMP (Electro-magnetic Pulse) 効果から通信ネットを防護する目的で、イ

インターネットが軍により考案された。80年代になって米国とソ連は全世界軍事偵察情報通信網を完成した。80年代後半になると、21世紀の米国軍隊のあるべき姿として、「戦場の全自動化」構想が研究着手され、今日の「情報軍事革命」といわれるメニューは出そろった。

このような構想は米軍では、1980年代後半当時は「エアランドバトル構想」と呼ばれ、これがたまたま湾岸戦争（1990年）に間に合ったのであった。

米軍では、湾岸戦争時の経験からこの種情報軍事革命コンセプトに基づく兵器の欠陥を指摘し更に改良を加え、今日に至っている。

もちろんこの情報技術は、軍事から民間にも急速に浸透（スピン・オフ）し、デュアル・テクノロジーとして互いに影響を与えながら進化した。完全に民間で開発された情報技術の例は、「公開鍵暗号」があり広く民間で使われている。ただし軍の指揮統制通信系は、仲間内通信系であり、民間の公衆通信系（ランダム・アクセス系）とは根本的に異なる。このためその暗号強度ともからみ、軍用ではそれほど使われていない。（ハイブリッド・ユース程度）

さて、この情報（力）であるが、火力や機動力の向上には、コンピュータ等の活用が必須であり、通信電子情報は別名「フォース・エクспанダー」（戦力拡大機）と呼ばれるように大変有用であるが、一方防護力については、コンピュータウイルスの被害が続出するように、脆弱である。高度情報化社会は、脆弱性を持った社会である。このためもしある国が攻撃的サイバー戦力を保有したとき、核戦力同様相手国の防衛力の弱さにつけ込む戦略兵器となり、この技術を持っている国は戦略抑止力を保有することになる。

このように軍事先行で開発された技術あるいは21世紀の新技术利用

兵器、例えばDNA兵器・ナノ兵器・環境兵器などが登場したとすれば、有効な対処が出来ずこれらはみな戦略抑止兵器になってゆくのかも知れない。そしてこれらの兵器の拡散は、相対的に核兵器独占の意味を無くして行くであろう。最終的に核兵器の廃絶は、新たなさらに厄介な兵器の誕生によって達成されるという悲しいことになるのかも知れない。

5. 防衛庁のRMAと日米協力の必要性和その限界

2000年防衛庁はRMAに本格的に取り組む姿勢を示し、2000年9月「情報RMAについて」を防衛局が公表した。やっとここまで来たかの感がある。これまで防衛庁が推進してきたC⁴ISRとどこが違うのか。その説明がないのできっと同じものであろう。

これまでに、日本に西洋流の革命が起きたことはあっただろうか。革命では血が流れる。血が流れるくらいの意識革命があってこそ、この情報RMA（革命）は実現すると思われるが、革命は元来日本流ではない。そこに私は、革命を経験した西洋と日本、ひいては日米安保協力の限界をこの情報軍事革命でも感じている。

情報軍事革命は組織、戦術、装備、訓練など多方面にわたる変化をもたらす。

火力・機動力の増大に寄与する戦術面では、米軍が8年前に指摘したように情報の優劣が勝敗を決し、特に「シチュエーション・アウェアネス」（彼我の情報をきめ細かく各部隊等間で交換し、最新の戦場認識を味方部隊が共通して持っている状態）と「シンクロナイゼーション」（同期・同時性）が運用のポイントとなろう。また日米の相互運用性確保の面からも多方面にわたる日米間の調整が重要である。米軍が追求する4つの新作戦概念（支配的機動、精密交戦、全次元防護、効率的兵站）を日本が将来全て確保する事は所詮無理と思われるので、来援米軍

とどの部分を相互運用すべきなのか、限定的かつ日本の実力を踏まえた現実的な議論がこれから必要となる。装備の相互運用性確保だけでも大変難しい。海上自衛隊型（輸入重視）か、陸上自衛隊型（国産重視）かである。これからの統連合的運用も考慮し日米間の官民の熾烈な駆け引きが戦場並に展開されよう。NATOを参考にするならば、本当に必要な相互運用の中味について調整すれば、隊員が利用する出力表示内容の統一程度は必要かと思うが、そっくり同じ仕様のものである必要はない。要は有事、国内に相互運用性についても、兵站上の即応的支援基盤があるかである。

発展した国家間の戦争（対象脅威型戦争）はこれからは殆ど考えられないことについては、すでに先の紀要で述べたし、そのような脅威に日本が独自で対処することは、日米安保を締結している間は考え難い。が2001年9月11日深夜（日本時間）に発生した米国でのテロのような非対象脅威型の紛争や甚大災害は、突然襲い掛かる天災のようなもので、即応性（Readiness）が決め手となる。これにはわが国独自での対応が予想される。これら非対象脅威対処については、わが国最優先の課題として、部隊配備、即応性のある機動運用や装備訓練が急務であろう。

これからの要域警備・非対称脅威への対処を考えれば、一般部隊に加え特殊任務を持つ部隊の全国規模での機動展開が求められる。そのためには全国規模の立体的防衛情報インフラの整備とともに情報セキュリティ確保のための特殊部隊の新設が待たれる。もたそのような全国防衛情報通信網は我が国のインフラに潜り込む方式が、抗堪性の面から望ましい。このためには、内外関係者の意識改革が待たれるとともに、政治の出番である。

2000年「米海軍戦略計画指導」は、敵の情報システムを破壊する「サイバー戦計画」について、ロシア、中国、インド、キューバが能力

を高め、日本も技術拡散に手を貸しているとし、日本、ドイツ、フランスも潜在能力があるとしている。このサイバー攻撃は軍事組織への攻撃よりはむしろ、金融、運輸、電力・エネルギー、通信等国家戦略基盤を狙う。

日米安保があってもこの分野での米国との完全な協力はあり得ないと思う。核兵器がそうであったように、日本に教えるはずはない。果たしてこの情報戦略攻撃兵器は憲法上日本が持てるのかという議論がある。しかし少なくとも自衛のために日本は独自で総力を挙げ、すぐに取り組む必要がある。防衛庁だけでその実力があるわけもなく、外国人を含む官民が一体となって、総理大臣直轄の秘密組織が開発し、防衛庁の秘密部隊が検証し、訓練（シミュレーション）し、行動するのが適当と考える。

さて、ここでこれまで述べてきた RMA が将来の日米安保に与える影響について考えてみる。

近い将来、米軍が強く推し進める情報 RMA が完成し、日本あるいは中国なども情報 RMA に準拠した戦略戦術に傾いたとき、実際その方向に向かっていると思うが、米軍の東アジア戦略が変化するかも知れない。つまりそのような状況下では、有事駐留で済むという声の日米双方の国民から出やすくなるように思う。このことは今後の日米安保を大きく変質させることになるかも知れない。

6. おわりに

情報 RMA は戦闘の本質を変えるのだろうか。実際に情報 RMA 化された国の間で戦闘が行われたとしたら、これまでの戦闘がそうであったように、まず最初にその「情報部分」をつぶし合い、その後に残った部分での戦闘（つまりはこれまで型の戦闘）が行われると思う。従って湾岸戦争で見たように、一方のみが情報 RMA 化した場合には有利に

なるという事であろうし、「情報部分」のつぶしあいで、生き残れる強靱なシステムを作っておかなければならないということであろう。

この意味で日本は急いで、米軍に追従して努力しなければ、共同作戦も行えなくなるし、独自の抑止力を失う事になる。周辺国のRMA化はすでにその途上にあり、急速に進むと考えられる。情報RMA下の将来戦の優劣は、さらに厳しさを増す戦闘環境下で、結局のところこれまで型の戦闘の優劣に帰するのかもしれない。

かつて、戦場に機関銃が現れたとき、また戦車が出現したとき、人々はこれらを絶対兵器の登場と考え、これで戦争は出来なくなると言った。そして今原子力そして情報化兵器が登場し、人々はまた繰り返して同じようなことを言っていると思う。

猿は戦争をしない。猿が木から下りて人間になった時戦闘・紛争・戦争がはじまった。人間が人間で無くなる時まで戦争、紛争、暴力、悪事、欲張り、喧嘩、嫉妬が続くと考えるほうが、これらが無くなると考えるよりも、残念ながら合理的であり科学的であろう。

現代の情報RMAも、後世の人から見れば、一通過点に過ぎないだろう。

これまでの何回かの軍事革命が、それまでの軍事革命の上に重疊的に重なり合っていくだけで、人間の行う戦闘の本質は、猿から人間に変った大昔と少しも変わらず今日に至っているように。

(むろもと ひろみち・本学国際センター長、教授)

苫小牧駒澤大学紀要 第6号

平成13(2001)年9月25日印刷

平成13(2001)年9月28日発行

編集発行

苫小牧駒澤大学

〒059-1292 苫小牧市錦岡521番地293

電話 0144-61-3111

印刷

株式会社アイワード

紀要交換業務は図書館情報センターで行っています

— お問い合わせは直通電話 0144-61-3311 —